

平成19年第7回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	6	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・決算特別委員会報告 ・一部議案審議 ・陳情			
	7	金	休 会			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
	10	月	休 会			
	11	火	本会議 ・一般質問（3人）			
	12	水	本会議 ・一般質問（7人）			
	13	木	本会議 ・一般質問（3人） ・総括質疑 常任委員会			
	14	金	常任委員会			
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	常任委員会			
	18	火	休 会			
	19	水	休 会			
	20	木	休 会			
	21	金	議会運営委員会		豪雨災害対策調査特別委員会	
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	休 会（振替休日）			
	25	火	本会議（最終日） ・豪雨災害対策調査特別委員会第2回中間報告 ・常任委員長報告 ・議案審議 ・陳情 ・発議 ・常任委員会所管事務調査報告の件 ・議員派遣の件 ・継続審査・調査 ・閉会			

平成１９年第７回さつま町定例会審議結果

開会 平成１９年１２月 ６日

閉会 平成１９年１２月２５日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 ７７	平成１８年度さつま町歳入歳出決算の認定について		19. 12. 06	認 定	決 算
７８	平成１８年度さつま町水道事業会計決算の認定について		〃	〃	〃
７９	平成１８年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について		〃	〃	〃
８０	さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	19. 12. 06	19. 12. 25	原案可決	総 務
８１	さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
８２	さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
８３	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
８４	平成１９年度さつま町一般会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	３ 常 任
８５	平成１９年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	文教厚生
８６	平成１９年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
８７	平成１９年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
８８	町道路線の認定及び廃止について	〃	19. 12. 06	可 決	—
８９	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
９０	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	〃	〃	〃	—
９１	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	〃	〃	〃	—
９２	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	同 意	—
陳情 ５	J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について				総 務

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
陳情 8	単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について	19. 12. 06			文教厚生
9	山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情	〃	19. 12. 25	採 択	豪雨災害 対策調査
1 0	豚舎建設計画の事前調査等について	〃			建設経済
発議 1 4	森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について	19. 12. 25	19. 12. 25	原案可決	—
1 5	中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	—
	豪雨災害対策調査特別委員会中間報告	〃		報 告 済	—
	所管事務調査の件	〃		報 告 済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査・審査について	〃	〃	決 定	—

平成19年第7回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月6日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	1 2
（提案説明）	
議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について	1 2
（提案説明）	
議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について	1 2
（提案説明）	
議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 2
（提案説明）	
議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	1 2
（提案説明）	
議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 2
（提案説明）	
議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）	1 2
（提案説明）	
議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	1 2
（提案説明）	
議案第88号 町道路線の認定及び廃止について	1 4

(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 89 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	1 5
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 90 号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	1 5
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 91 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少 について	1 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 92 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 8
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
陳情第 9 号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現 に特段の支援を求める陳情	1 9
(特別委員会付託)	
陳情について	1 9
(委員会付託)	
散 会	1 9

○12月11日(第2日)

一般質問表	2 1
会議を開催した年月日及び場所	2 2
出欠席議員氏名	2 2
出席事務局職員	2 2
出席説明員氏名	2 2
本日の会議に付した事件	2 3
開 議	2 4
一 般 質 問	2 4
宮之脇金次郎議員	2 4
職員の勤務について	
環境美化対策について	
内之倉成功議員	3 1
畜産振興問題について	
平田 昇議員	4 2
町民参加について	
町審議会の設置について	
延 会	4 8

○12月12日(第3日)

一般質問表	4 9
会議を開催した年月日及び場所	5 1
出欠席議員氏名	5 1
出席事務局職員	5 1

出席説明員氏名	5 1
本日の会議に付した事件	5 2
開 議	5 3
一 般 質 問	5 3
柳田 隆男議員	5 3
北薩地域振興局農林水産部の存続について	
名誉町民条例について	
別府 静春議員	5 9
千年の森指定について	
古木・名木等の指定文化財について	
日高 政勝議員	6 7
今後の財政運営の展望について	
町の特産品開発について	
新改 秀作議員	7 7
集落営農の推進について	
学童保育について	
中尾 正男議員	8 8
つるだ荘について	
新庁舎建設について	
麥田 博稔議員	9 7
平成20年度予算編成について	
岩元 涼一議員	1 0 9
火災予防対策について	
収納対策について	
延 会	1 1 5

○12月13日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 1 7
出欠席議員氏名	1 1 8
出席事務局職員	1 1 8
出席説明員氏名	1 1 8
本日の会議に付した事件	1 1 9
議案付託表	1 2 0
開 議	1 2 2
一 般 質 問	1 2 2
柏木 幸平議員	1 2 2
高校振興について	
教育について	
平八重光輝議員	1 3 1
文化や農業の技術保存を	
子どもものしみに備えて	
川口 憲男議員	1 3 8

集落営農の取り組みについて

議案第 8 0 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 1 号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 2 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 3 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 4 号 平成 1 9 年度さつま町一般会計補正予算 (第 4 号) ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 5 号 平成 1 9 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 6 号 平成 1 9 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 7 号 平成 1 9 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 4 9
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 ……	1 6 6

○ 1 2 月 2 5 日 (第 5 日)

会議を開催した年月日及び場所 ……	1 6 7
出欠席議員氏名 ……	1 6 7
出席事務局職員 ……	1 6 7
出席説明員氏名 ……	1 6 7
本日の会議に付した事件 ……	1 6 8
開 議 ……	1 6 9
豪雨災害対策調査特別委員会報告 ……	1 6 9
議案第 8 0 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について ……	1 7 2
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 8 1 号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について ……	1 7 2
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 8 2 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について ……	1 7 2
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 8 3 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について ……	1 7 2
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 8 4 号 平成 1 9 年度さつま町一般会計補正予算 (第 4 号) ……	1 7 2
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 8 5 号 平成 1 9 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	

.....	172
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第1号) ...	172
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
.....	172
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
陳情第9号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現 に特段の支援を求める陳情.....	177
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第14号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見 書(案)の提出について.....	178
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・一括質疑・討論・採決)	
発議第15号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書(案)の提出につい て	178
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・一括質疑・討論・採決)	
所管事務調査報告の件	180
議員派遣の件	188
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	189
(決定)	
閉 会	189

平成19年第7回さつま町議会定例会

第 1 日

平成19年12月6日

平成19年第7回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成19年12月6日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主査	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	堅 山 修 啓 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	建設課長	脇黒丸 猛 君
薩摩総合支所長	桑 園 憲 一 君	災害復興調整監	坂 本 正 己 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
町民課長	愛 甲 洋 文 君	監査事務局長	上川畑 富 男 君
総務課長	湯 下 吉 郎 君	代表監査委員	下大迫 次 男 君
財政課長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
税務課長	下 市 真 義 君		
環境課長	日當瀬 修 二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 77 号 平成 18 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 78 号 平成 18 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 79 号 平成 18 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第 80 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 81 号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 82 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について
- 第 11 議案第 83 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 12 議案第 84 号 平成 19 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 13 議案第 85 号 平成 19 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 86 号 平成 19 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 87 号 平成 19 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 88 号 町道路線の認定及び廃止について
- 第 17 議案第 89 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 18 議案第 90 号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 第 19 議案第 91 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 20 議案第 92 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 21 陳情第 9 号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情
- 第 22 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年第7回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、また、農業委員会会長から本定例会に欠席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、新改秀作議員及び11番、楠木園洋一議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月25日までの20日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの20日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。
10月9日、第6回定例会本会議において設置された13名の委員で構成する決算特別委員会については、10月9日、正副委員長の互選が行われ、委員長に別府静春議員、副委員長に岩元涼一議員が選任されましたので、報告します。
次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。町長。
〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところではありますが、職員の不祥事の件と11月6日の薩摩川内市長との協議の件、並びに町長報告には記載されておりませんが、宮都大橋の架け替えに関連して県知事と直接交渉をしまいいりましたので、補足して御報告を申し上げたいと思います。

まず、11月9日の議会全員協議会でも御報告をさせていただきましたが、去る10月23日に本町職員が政令で定める基準以下ではあったものの、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、軽傷とはいえ人身事故を引き起こしたところでありまして、最高責任者として深く反省いたしますとともに、改めて町民の皆さんにお詫びを申し上げる次第であります。

この事故発生後、課長会並びに全職員を対象に、再発防止と法令遵守の徹底について訓示を行うとともに、副町長を委員長とする賞罰審査委員会で3回にわたり処分についての審査、検討をし、11月8日付で処分を科したところであります。

処分といたしましては、事故を起こした本人は懲戒処分として停職6カ月、直属の課長は戒告処分とし、総合支所長は文書訓告としたところであります。

また、組織の最高責任者としての町長及び副町長についても、その管理監督責任を明確にすることから、1月期の給料を10％減額する旨、今回の定例会に御提案いたしましたところであります。

これまでの飲酒運転等については、議会の飲酒運転撲滅の決議、職員全員で撲滅宣言を行うなど、町全体でもその撲滅運動を進めてきていただけたに、我々公務に従事する職員が起こしたことは誠に遺憾であり、残念の極みであります。

今後につきましてもあらゆる機会をとらえながら、法令遵守の徹底と再発防止に向けた取り組みを行いながら、町民の信頼回復に努めていきたいと考えております。

次に、11月6日に薩摩川内市が進めている汚泥再生処理センター施設の建設計画に伴い、現在受託している入来、祁答院のし尿及びごみについては、これまでどおり環境センター及びクリーンセンターの有効利用と財政上の観点から、最悪の場合でも起債償還が終わる平成25年度までは委託継続をしていただくよう、森市長に申し入れをいたしてきたところであります。

協議の中では、新しい施設は、平成24年度の供用開始を目指しており、市内全域の処理を前提とした施設補助金であることから、入来、祁答院を除くこととなると補助金適正化法との関係から委託は難しくなるのではないかとのお話がありました。

しかしながら、現有施設の有効利用や、近隣の市町でもあり、お互いに助け合いながら進めていく必要もあることから、県の担当課の意見や指導を仰ぎつつ進めるべく市長から市の職員への指示もなされたところであります。

いずれにしましても、この問題につきましては、今後も粘り強く委託の継続につながるよう努力をしまいたいと思っております。

次に、12月4日の知事との直接交渉の件であります。国の激特事業の中で宮都大橋の架け替えが予定されておりますが、国の今回の事業では、現在の幅員10.5メートルに対し、両側が歩道ながらも11.8メートルの幅員で計画が進められていることが判明し、これ以上の幅員は県が事業費を出さない限り激特事業ではできないとのことでありました。

国道267号の虎居地区は、既に16メートル幅の道路として県により都市計画決定がなされ、幅員が広げられてきており、このままではその計画になじまない橋として建設されることになり、激特事業とはいえども後世にくいを残すこととなります。そのため、去る10月30日に県の土木部長に対し、都市計画決定の幅員での橋にさせていただくべく要望活動をいたしました。

しかしながらその後、約3億円と試算される県財政の追加負担は困難との厳しい回答が返って

きたため、最終的に町長による知事との直接交渉を図ることになり、去る１２月４日知事との会談の運びとなった次第であります。

交渉の結果、知事の被災地に対する心情と御決断により、都市計画決定に基づいて取り組むよう関係部署に指示をされ、ここに宮都大橋は轟大橋と同じ１４メートルでの両側歩道の橋として整備される方向で検討が始まったことを御報告いたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第５ 「議案第７７号 平成１８年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第６ 「議案第７８号 平成１８年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第７ 「議案第７９号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第５「議案第７７号 平成１８年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第７「議案第７９号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案３件を一括して議題とします。決算特別委員長の審査報告を求めます。決算特別委員長。

〔別府 静春議員登壇〕

○決算特別委員長（別府 静春議員）

皆さんおはようございます。決算委員会の結果について報告をさせていただきます。

決算特別委員会に付託されました「議案第７７号 平成１８年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第７８号 平成１８年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第７９号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」、審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る１０月９日の第６回定例会最終日において委員１３人で設置され、委員長に不肖私が、副委員長に岩元涼一委員が選任されました。

審査は、１１月５日から１１月９日までの日程で、執行部から各種資料の提出を求めて、適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また、今後の行財政執行上改善すべき点等について、慎重に審査を行ったところです。

その結果、委員会に付託されました議案３件については、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第７７号 平成１８年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

はじめに、企画広報課の関係で、年１回開催されている「地域審議会」について、委員の出席率と意見、要望等の内容について質しましたところ、出席率は高く、主に農業関係、財政問題について意見が出されたほか、審議会の複数回開催などの要望も出されたとのことであります。

また、「庁舎建設検討委員会」の協議状況について質しましたところ、庁舎問題については、合併協議の中での懸案事項であったことから、これまで内部での協議を進めてきている。本庁舎については、築後５０年を経過していること、平成９年には県北西部地震の被害を受けたこと、さらに平成２２年度より総合支所方式から本庁方式への移行が検討されていることなど、あわせて防災的な面からは、耐震基準に適合する施設の建設等も論議がなされてきている。今後、議会

及び地域審議会の意見を聞きながら、方向付けを行っていききたいとのことであります。

次に、定住促進室の関係で、空き家調査結果に伴う今後の活用方法について質しましたところ、今後は、追跡調査、現地調査等が必要であるため、当分はU・I・Jターン者からの希望に添って対応をして行きたいとのことであります。

次に、税務課の関係で、地籍管理調査費の「使用料及び賃借料」で多額の不用額となった理由を質しましたところ、地籍管理システムのリース代として年間分の予算を計上していたが、18年10月まででリース期間が満了し、以降はリース会社から無償譲渡となったことから、リース代に不要が生じたもので、多額の予算額が不用額となったとのことであります。

また、地籍調査完了予定年度について質しましたところ、平川、泊野、神子及び紫尾の4地区の一部が残っている。補助金等の減額もあり調査完了は8年後ぐらいになるのではないかとのことです。

次に、監査委員事務局の関係で、地方自治法の規定に監査委員から監査の結果に関する報告があった場合、当該監査結果に基づき、または当該監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとされているが、監査委員への通知はなされているかについて質しましたところ、当初はどのような措置を講じたかの通知はなかったが、最近は通知がされるようになってきているとのことであります。

次に、環境課の関係で、農業集落排水施設の老朽化に伴う改修財源等に対する考え方について質しましたところ、施設改修には多額の経費が必要となることから、今後は基金等の積み立てを検討しているとのことであります。

また、一般会計から多額の繰り出しをしていることから、使用料の引き上げの考え方について質しましたところ、高齢者等が多いことから、現段階では使用料の引き上げは考えていないとのことであります。

次に、農政課の関係で、イチゴの炭疽病対策として行った優良種子苗購入事業の効果について質しましたところ、イチゴの品種更新と併せて健全な親株導入経費の一部助成を平成18年度から実施しており、昨年10月に40戸の希望農家に対し、1万2,515本の親株を供給したとのことであります。効果が現れるのが本年9月の定植分からで、今のところ病気の発生も少なく安心しているとのことであります。

次に、すこやか長寿課の関係で、平成18年4月に設置された地域包括支援センターの財政的効果について質しましたところ、これまで介護予防事業、地域支援事業は、別々の係で実施していたが、地域包括支援センターに移行し、包括的に支援事業を実施することにより事務の効率化が図られるとともに、ふれあいサロンの増加など、少しずつではあるが介護予防の定着化が図られている。現段階では、財政的効果までは積算していないとのことであります。

また、介護保険料の特別徴収分に3万8,600円の還付未済があるが、還付出来なかった理由を質しましたところ、死亡等により還付が発生した場合は、社会保険庁からの介護保険料返納金内訳書により還付を行っているが、遺族の社会保険庁への年金喪失届等手続き遅れにより、出納整理期間内に還付手続きが出来なかったこととのことであります。

次に、健康増進課の関係で、基本健診の受診率が低いことから、受診率向上対策について質しましたところ、地域ごとに健診会場を設け、また、土曜日・日曜日に実施するなど、住民が受診しやすい健診体制づくりに努めているとのことであります。

また、これまでの老人保健法に基づく基本健診は、平成20年度からは各医療保険者が実施することになり、受診率等の目標が定められており、平成24年度までに目標を達成しないとペナルティーが課せられることから、「自分の健康は自分で守る」という住民意識の啓発に努める

とともに、公民会長、各種団体等の協力を得ながら、受診率の向上に努めて行きたいとのことであります。

次に、町民課の関係で、住宅新築資金等貸付金の未収対策について質しましたところ、債権対策会議や滞納整理指導官の指導を受けながら回収に努力をしている。今後は、弁護士、県市町村課等とも協議し、取り組みを強化して行きたいとのことであります。

次に、教育委員会総務課の関係で、学校施設の耐震化優先度調査結果に基づく今後の整備計画について質しましたところ、この調査は、耐震診断を実施するための優先度調査であり、校舎では、宮之城中学校、薩摩中学校が、屋内運動場では、求名小学校、佐志小学校が優先度が高くなっているとのことであります。今後については、優先度の高い施設の耐震診断等を実施し、施設の改修等について検討して行きたいとのことであります。

次に、消防本部の関係で、予防査察による立入検査では違反の割合が高いが、指導をどのように行っているか質しましたところ、軽微なものについても厳正に指摘を行っていることから、違反の割合は高くなっている。違反については文書で指導を行い、文書で改修計画と改修結果報告を提出してもらっている。人命にかかわることでもあるので、引き続き指導を行って行きたいとのことであります。

次に、商工観光課の関係で、ダム周辺施設管理について、NPO法人「ひっとべ！奥さつま探検隊」を指定管理者にしているが、施設の管理と会計処理が適切になされているか質しましたところ、施設の管理は適切に行われているが、会計処理については、NPO法人が不慣れなことから、光熱水費ほか毎月の管理経費の支払遅れがあったことから指導を数回行った。町への指定管理関係の会計収支及び活動状況についての実績報告書は5月25日に提出されており、指定管理料の他への流用はなかったとのことであります。

なお、NPO法人全体の決算処理は、約80万5,000円の剰余金に対する税が発生したことから、決算処理が遅れたとのことであります。

次に建設課の関係で、厳しい財政の中での町道の維持管理状況について質しましたところ、道路の維持補修については住民からの要望も多く、現在、作業員24名による5班体制で路面補修等を行っているが、補修に対する補助事業がないことから、国に対して要望も行っているとのことであります。

次に、行政管理室の関係で、公共施設の使用料の見直しについて質しましたところ、合併時に類似施設間でも使用料の格差があり、不均衡が生じていることなどから、使用料の調整を行ってきており、平成20年度中の実施に向けて検討しているとのことであります。

次に財政課の関係で、庁舎や公共施設での大口需要に対する管理費のコスト低減について質しましたところ、電気料金については、平成18年度は、本庁舎及び鶴田総合支所庁舎について九州電力と料金見直しの契約を結び、約80万円の節約ができたとのことであります。薩摩総合支所庁舎は、既に見直しがなされていたとのことであります。

次に、「議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

当年度末処分利益剰余金処理方法が上水道と簡易水道では異なっていることについて質しましたところ、上水道事業はほとんどを減債積立金及び建設改良積立金に積み立てを行っている。簡易水道事業は半分ほどしか積み立てをしていないが、残りについては平成19年度予算で減債積立金に積み立てることにしていることから、その分を留保しているとのことであります。

最後に、次の点について、見解を町長に質したところであります。

まず、「今後の財政運営に関し、公債費負担適正化計画の達成見通し」について質しましたと

ころ、平成17年度決算で実質公債費比率が18％を大幅に超えていることから、平成18年10月に公債費負担適正化計画を策定し、概ね7年以内に18％以内に改善するという数値目標に向かって取り組んでいる。平成18年度は、県北部豪雨災害により突出した決算になったが、県振興資金の償還猶予や法人税の伸びがあったことから実質公債費比率は0.3ポイント縮小することができた。

今後の課題としては、薩摩川内市が計画している衛生処理施設が平成24年度から供用開始されると、これまでの処理委託料による収入が財政に大きな影響を与えることから、建設に伴う起債償還期限の平成25年度までは受委託関係を継続してもらうよう、協議を進めていきたいとのことであります。

次に、「県から権限移譲プログラムについて要請されていることがあるか」について質しましたところ、県から福祉事務所の設置を要請されているが、負担が大きいことから当面は様子を見た方がよいとの判断をしているとのことであります。

次に、「消防職員の充足率は50％と低く、職員の労務負担増にもなっていることから、職員増の考えがないか」質しましたところ、充足率は県平均59.1％、全国平均72％で本町の充足率は低いことから、常備消防体制としては十分ではないと思っている。消防法の改正による広域再編も論議されているところでもあり、状況を見極めながら検討を進めて行くとのことであります。

次に、「町収入金の未収対策をまとめて行うための専門部署を設置する考えがないか」質しましたところ、公法上の債権と私法上の債権では債権の回収の手続きが違うことや関係課が未収の状況は一番熟知しており、一本化には無理があるようなので、当分は債権対策委員会などで専門的な知識を習得しながら、未収対策に取り組んで行くとのことであります。

次に、「定員適正化計画で平成26年度までに職員数を300人とする目標を立てているが、職員数には一部事務組合の職員であった約60人も含まれている。住民サービス継続の観点から職員の適性規模を見直す考えはないか」質しましたところ、消防組合、衛生処理組合職員の編入という事情はあるが、財政的に見通しを立てるという大前提があることから、今のところ職員を減らすとともに、臨時職員や嘱託職員も減らして人件費の削減に努力しているとのことであります。

次に、「災害に強いまちづくりへの取り組みに対する町長のリーダーシップ」について質しましたところ、災害に強いまちづくりを進めて行くということは、災害後の復興対策に全力を挙げ、ソフト、ハードの両面から最大限に施策を進めて行くという気持ちをもっている。住民の理解や協力がなければ進まないこともあるが、行政として最善を尽くし、今後とも粘り強く国や県と交渉をして行くとのことであります。

次に、「保育料を滞納した場合、さつま町保育所の保育の実施に関する規則第6条に入所制限の規定があるが、滞納に対する入所制限は児童福祉法に違反するとの判例が出されていることから、早急に規則改正すべきではないか」質しましたところ、この規定により入所制限の処分をしたことはないが、規則の見直しを早急に行うとのことであります。

また、類似の条例、規則等についても点検を行い、整理を行っていくとのことであります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔別府 静春議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これからただいまの報告について質疑を行います。質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

ただいまの委員長の報告について質疑をします。

私は、決算委員会を傍聴しているとき、委員から旅館業の片山さんが配付されたという文書を受け取りました。内容は、株式会社2社に対するさつま町からの補助金交付には問題ありとするもので、委員会ではこれに対しどんな審査をされるか注目していたのですが、特別にこれを取り上げられることはなかったようです。

決算は認定するとされた委員会とされては、文書が示す町の2株式会社への補助金交付のあり方にどのような査定を下されたのか、まずこれを伺いたいと思います。これが1点。

次は、議会でも話題となったことですが、資本金を確保するということを理由に、町から補助金を受けてきた株式会社ヘルシーランドつるだが、その資本金を取り崩して町から管理運営を委託されているヘルシーランドの内部を改装した。議会の議決を得ることをしない、議会を無視したこのやり方を知りながら、決算を認定される理由は何でしょうか。

また、審査対象に上げられなかったのはなぜでしょうか。この点もお尋ねします。

最後に、つるだ荘管理運営の受託者が、昨年の豪雨による災害で私的財産を失われた。これに対し、町が294万9,000円を補償金として支払うことを2月の臨時会で決定した。私は、つるだ荘の管理運営を引き受けている方が、町との取り決めもないのにそこを自分の住まいとして、また、市場に売り出す商品をつくる作業場として利用されてきた。町は、それを黙認してきた。

その管理運営者の生活と営業に使用されてきた私的財産が水害で失われたとき、町はこれを補償するという取り決めもしてなかった。ゆえに町に補償する法的義務はない。それなのに弁護士のかの補償はすべきだという言葉で盾に、補償金を出すことを求められた議会は、これを認めた。

決算の審査に当たり、決算委員会とされて、この件にどのような見解をお持ちでしょうか。また、監査意見書にもこの件に触れた文面はなかったようですが、監査としてこの件にどのような法的見解に立たれているのか、委員会ではその点を質されなかったのか。

以上で私の質疑を終わります。

〔別府 静春議員登壇〕

○決算特別委員長（別府 静春議員）

平田議員におかれましては、決算委員会の当初から終わりまでずっと傍聴されていらっしゃいます。質問の中でも傍聴していたが質問は出なかったというようなことでございました。確かにおっしゃったとおり、質疑はなかったと私も確認をしているところです。

そのようなことで、やはり予算、決算で議決されてきた問題であって、その件には触れられなかったのじゃないかなというふうに思っているところです。以上です。

〔別府 静春議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。楠木園議員。

○楠木園洋一議員

ちょっとお尋ねしますが、土地保有税の不納欠損の対策についてどのように審査されたのか。

〔別府 静春議員登壇〕

○決算特別委員長（別府 静春議員）

ただいまの質問でありますが、不納欠損金等については、あらゆる係、この問題については

審議をされました。しかし、いろいろ努力をして滞納指導官、それから先ほどのこの中でも出ましたが、各課一緒になってその対策には取り組んでいくと、その程度の、そういうような質疑応答でございました。以上です。

〔別府 静春議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、認定に反対の方でございませうか。〔「はい、反対です」と発言する者あり〕それじゃ、発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私は、平成18年度さつま町歳入歳出決算を認定することに反対します。

反対する理由の1、町民の福祉を増進するという目的で起債や国からの補助を受けて建設された公の施設である施設を、宴会、飲みたい放題、さらにカラオケやショーなどで金もうけを目指すための施設として使われてきている。県もはじめは、本来の施設としてのあり方に戻るよう進めたが聞き入れなかった。町有施設の目的外使用が続いている。間違っている。

反対する理由の2、民間では営業目的には施設整備に自己資本を投資しなければならない。大きな借金を抱え込んで大変なことである。一方、町の施設で営業を営む会社には、そんな心配など要らない。固定資産税の納付義務もない。町が出した資本金を持っていなくても、それでも毎年補助金を要求し、それを受け取ってきた。こんな営利会社があるだろうか。平成18年までに2社に出した補助金は3億にも上がっているという。このような公の施設の活用の仕方では、指定管理の方式に切りかえても同じで、国が目指せというイコルフットィングに至るはずがない。

私は、町内の住民が、等しく公の施設を利用することによって互いに福祉の増進を高めていく。そのためにつくられた施設を、その使用目的から大きく外れた宴会、カラオケ、飲み放題等の営業に利用し、結果的に民間業者を苦しめているこのことを承服できません。こうなったのは出発点で間違っているのです。スタートのとき方向を間違えれば、進めば進むほど間違いを生み出します。決算上認められません。

また、多くの被災者の中の1人に町は補償金を出したことについても承認できません。町の行政が1人の、あるいは一部の人に温情を、思いやりを示すのは間違いである。思いやりのある救済のため補償金を出すのであれば、かわいそうなすべての被災者を対象にすべきです。

以上の理由により、私は平成18年度の決算を認定することに反対です。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、認定に賛成の方の発言を許します。岩元議員。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について、認定に賛成の立場から討論をいたします。

公の施設での飲食について、健康ふれあいセンターあび〜る館及び観音滝公園滝の宿の施設の管理については、法にのっとり管理運営がなされており、飲食についても禁止の規定がないこと

や、全国の公の施設においてもこのような事例はあり、特に問題はないと考えます。

運営補助金については、平成18年度さつま町一般会計予算の審議時に十分論議がなされ、起立採決の結果、全員起立で原案のとおり可決されております。また、決算の審議の中では、補助金の積算とか手続についても論議がなされております。また、地方公共団体が補助金を支出するには、その事業に公益性があることが大原則であります。そしてその額は、最低限度額を補助するというのが基本的な考えであります。

特に、平成18年度は指定管理に移行前の会社を閉じるために退職金とか年休の関係など、特別な経費の支出がなされておりますが、町が100%出資した株式会社としてこれまで働いてきていただいた従業員に対してやむを得ない措置であったと思われま

す。なぜなら、この株式会社には土地や建物といった財産がないために、それを担保にしての民間からの借り入れもできず、補助金に頼らざるを得ないという現実があり、これまでも設立当初から行われており、やむを得ないものであると考えます。

このことから議会としては、以上のようなことから、決算を認定すべきものとする次第であります。ぜひ、議員諸兄の御賛同をお願いいたしまして、私の決算の認定に対する賛成討論を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。

これから順に採決します。

まず、「議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数です。したがって、「議案第77号 平成18年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立全員です。したがって、「議案第78号 平成18年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立全員です。したがって、「議案第79号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

△日程第8 「議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」、日程第9 「議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について」、日程第10 「議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について」、日程第11 「議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第12 「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第13 「議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第14 「議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）」、日程第15 「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第8「議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」から日程第15「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それではまず、「議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」であります。

これは、職員が起こした自動車運転過失傷害事件について、職員を管理監督する立場にある町長及び副町長の責任から、平成20年1月期の給料をそれぞれ10％減額しようとするものであります。

次に、「議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について」であります。

これは、平成20年4月1日から佐志及び山崎出張所を廃止することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について」であります。

これは、統計法の全部改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これは、健康保険法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正は、財政調整基金費に要する経費及び総務一般管理費、国民健康保険財政対策費、開発振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,837万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億2,371万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費及び老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、基金積立金並びに公債費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,578万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,115万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、薩摩診療所の廃止に伴い、所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ498万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,990万1,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、農業集落排水施設管理に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,099万8,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、「議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、82ページをお開きください。「議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下市 真義君）

それでは、「議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、しばらく休憩をします。再会はおおむね10時50分とします。

休憩 午前１０時３７分

再開 午前１０時５０分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。財政課長。

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第８４号 平成１９年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第８５号 平成１９年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続きまして、「議案第８６号 平成１９年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第１号）」について説明します。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（日當瀬修二君）

それでは、議案第８７号について説明いたします。平成１９年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、１２月１３日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第１６ 「議案第８８号 町道路線の認定及び廃止について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１６「議案第８８号 町道路線の認定及び廃止について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第８８号 町道路線の認定及び廃止について」であります。

これは、道路改良事業に伴う町道路線を、道路法第８条第１項及び第１０条第１項の規定により、認定及び廃止をしようとするため、同法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第８８号 町道路線の認定及び廃止について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第８８号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第８８号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第８８号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第８８号を採決します。

お諮りします。「議案第８８号 町道路線の認定及び廃止について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、「議案第８８号 町道路線の認定及び廃止について」は可決されました。

△日程第１７ 「議案第８９号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第１８ 「議案第９０号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１７「議案第８９号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」及び日程第１８「議案第９０号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」の議案２件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第８９号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。

これは、平成２０年４月１日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合を脱退させることに伴い、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更をしようとするもので、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第90号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」であります。

これは、平成20年4月1日から肝属東部清掃組合が鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、地方自治法第289条の規定に基づき、財産処分をしようとするもので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案書の89ページをお開きください。「議案第89号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次のページをお開きください。「議案第90号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

提案理由に常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係るというようなことがありますので、関連してお伺いしますが、先ほどの全協のところでも議長の方からも退職手当の負担が増になるというような話があって、きょうの提案でも当初からいきますと630万増えるというようなことで、9人分で5,900何万とかあります。

やはり合併が進んでいくと、非常に私たちの町も平成17年ですか、人件費33億を25年ですか、10億円ぐらい減額して23億にすると。非常に肩たたきによる退職等が増えてきているんですけども、その辺の退職手当の基金等について、現況をお知らせ願いたいというふうに思います。どのような状況なのか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この組合の基金の残高が平成16年度末で88億7,900万円ということで、細かい数字は除きますが、ありました。それで、退職手当組合は、平成16年度に取り決めがなされまして、平成17年度から27年度までの間で精算をするということで決められておりました。

ただ、今話がありましたように、早期退職でありますとか、あるいは高齢の職員の退職によりまして、算定となる基本給の額が落ちてまいりました。そういうことで、このまま10年間を見ましたときに、88億の基金がもうあと3年ぐらいするとマイナスに転じて、最終的には平成26年度で153億の赤字ということになることから、早急な見直しが必要ということで、本年度協議がなされまして、11月20日の組合議会に提案をされたところであります。

今現在の負担の上限額が１０００分の３００というのが１０００分の３７０に改正されたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案２件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第８９号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」及び「議案第９０号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」の議案２件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第８９号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」及び「議案第９０号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」の議案２件は可決されました。

△日程第１９ 「議案第９１号 鹿児島県後期高齢者医療 広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１９「議案第９１号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第９１号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」であります。

これは、地方自治法第２９１条の３第１項及び市町村の合併の特例等に関する法律第１４条の規定により、平成１９年１０月１日から熊毛郡上屋久町及び同郡屋久町を脱退させ、屋久島町を加入させるとともに、平成１９年１２月１日から揖宿郡頤娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町を脱退させ、南九州市を加入させるものであります。地方自治法第２９１条の１１の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては健康増進課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第９１号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第91号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第91号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。「議案第91号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第91号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」は可決されました。

△日程第20 「議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第20「議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、宮田和子氏が平成20年3月31日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○町民課長（愛甲 洋文君）

「議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第92号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員会付託を省略することに決定しました。
委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第92号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。「議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と認め同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について」は適任と認め同意することに決定しました。

△日程第21 「陳情第9号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」

○議長（濱田 等議員）

日程第21「陳情第9号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」を議題とします。

お諮りします。この陳情については、豪雨災害対策調査特別委員会に付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、この陳情は、豪雨災害対策調査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

△日程第22 「陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第22「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月11日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時28分

平成19年第7回さつま町議会定例会

第 2 日

平成19年12月11日

平成 19 年 第 7 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 19 年 1 2 月 1 1 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(12) 宮之脇金次郎	1 職員の勤務について (1) 時間外勤務、特別休暇、その他の勤務のチェック機能は十分か。また、金銭等の取り扱い部署の指導、確認は徹底されているか 2 環境美化対策について (1) 道路沿い等に野積みされている廃棄物（地金）等の状況を把握されているか。放置者への今までの指導と今後の対処は
2	(26) 内之倉成功	1 畜産振興問題について (1) 豚舎建設計画地に係る町有地売買契約の第 10 条（用途指定）、第 11 条（指定用途の変更）及び第 12 条（売買土地の譲渡禁止等）の各項に違反した場合は、この契約第 13 条の買い戻し条項を実施するのか (2) 地域住民の生活権をどのように考えているか
3	(3) 平田 昇	1 町民参加について (1) 町民の参加から参画、協働に発展させるために、どんな努力をされているか 2 町審議会の設置について (1) 各地域の地域審議会を発展させて、全町を視野に入れた審議会を目指すべきと考えるかどうか

平成19年第7回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成19年12月11日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
副町長(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委学校教育課長 上 舞 幸 徳 君
副町長(経済) 山 下 彦 志 君	環 境 課 長 日當瀬 修 二 君
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	農 政 課 長 赤 崎 敬一郎 君
企画広報課長 中 村 慎 一 君	総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君
行政管理室長 萩 原 康 正 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成19年第7回さつま町議会定例会、第2日の会議を開きます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。一般質問は一問一答式となっております。

質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許します。まず12番、宮之脇金次郎議員の発言を許します。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○宮之脇金次郎議員

おはようございます。12月議会の一般質問のトップということでございまして、初め良ければ終わりよしということで、町長の明解な答弁を期待いたしまして質問に入りたいと思います。私も責任があります、トップバッターの。それでは質問に入ります。

まず1点目の職員の勤務についてであります。最近、職員のずさんな管理体制によります不正行為からあちこちから報道され、住民の税金をむだ使いしてるのではないかと、怒りがおさまらない状況をテレビや新聞等でよく見聞しております。本町ではまずそのようなことはないと思いますが、念のために次の質問をいたします。

時間外勤務や特別休暇、その他申請書類のチェック機能は十分か。また、金銭等の取り扱い部署の指導確認は、徹底されているか伺います。

次に、2点目の環境美化対策についてであります。環境美化は、国、県挙げて叫ばれている中、我が町でも県道や町道など空き缶拾いや草払い等をはじめ、各周辺の環境美化作業に地域が一体となって取り組んで努力をしている中、地域で手をつけられないもの、車の廃車や電気製品、その他地金類が、道路沿い等に野積みされているところを見受けるが、その状況を把握されているか。放置者への今までの指導と、今後の対処をどのように考えているか伺います。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま第一番目の質問ということで、宮之脇議員から2点について質問をいただきました。

まず第1点目の職員の勤務に関するチェック機能の問題であります。時間外勤務については、職務命令により係長、課長が時間外勤務命令簿により勤務を命じ、退庁時間については、委託している警備員が確認をしているところであります。

特別休暇等の服務に関する各種の休暇届については、関係条例等に基づき証明書等を添付の上、各許可権者の許可を得ているところであります。その他の勤務に関するチェック等についても、条例等に基づき所属長が確認、または許可をしております。

いうまでもなく公務員は、法令等を遵守するとともに、全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ効率的に職務を遂行することが当然のことですので、今後も服務規律等の徹底に努めてまいります。また、各職場における所属長等のチェック等についても、徹底してまいりたいと考えております。

次に、公金等の取り扱いですが、現金を取り扱う規定については、会計規則等により慎重な対

応を行っておりますし、確認についても係長、課長の決裁を経て収納いたしております。

現在では、口座振替による納入制度が普及され、税金等では概ね40％が口座振替になっております。一方、団体等の取り扱いについては、通帳や金銭の管理は、その所属団体の会員に行っていただくよう指導しておりますが、どうしても事務局を役場に置いて行うという団体の業務等につきましては、通帳、金銭出納簿による上司の決裁、伝票等による決裁などチェック機能の強化を図っているところでございます。

このことに関しましては、監査委員会からの指摘もございまして、今後とも金銭管理に当たりますしても、服務関係等で申しましたように町民から不信や疑惑が起こらないよう、職員に指導を徹底してまいりたいと思っております。

次の環境美化対策の問題であります。道路沿い等に野積みされている地金などの廃棄物に対して、放置者への今までの指導、あるいは今後の対応についてどうなっているかというお尋ねでございしますが、この件は、以前から問題になっておりまして、過去にも質問をされた経緯があるようであります。

合併後におきましても数回相談があり、その都度現地を確認し原因者に撤去のお願いをしているところであり、以前からいたしますと少しは少なくなったように感じますが、なかなか聞いてもらえず現在に至っております。

また、地金につきましては、有価物、廃棄物ではなくて価値のあるものだという有価物という見方もできることから、一概に廃棄物の撤去という指導も難しい状況でもあります。

産業廃棄物の管理監督ということについては、県がその責任を負っているわけですが、今後は、県とも相談をしながら、適正な処理をしていただくように指導をしてまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○宮之脇金次郎議員

私がなぜこういう質問をしたかということなんですが、今テレビ報道で、先ほども言いましたけど、例を二、三申し上げますけれども、各あちこちの市になります。

例えば、日中、有給休暇を取ってゴルフに行きました。ほしてゴルフが終わりまして5時過ぎに職場に帰りまして、残業して残業手当を出したと。その本人がゴルフと一緒にしている中で、「今から行たて、きょうのゴルフ代を稼がんや」というようなことでそういうのがあったと。あるいはまた、ある市では、42名の職員が結局必要でないのに休暇を取って懲戒処分を受けたと。そういう例も、この前テレビで報道されておりましたし、あるいはまた、これは消防署の女子職員ということで報道がありましたけど、4年間の間にじいちゃん、ばあちゃんを10名死なせた。その中で6名がじいちゃん、4名がばあちゃんと、その人数まで言われましたけれども、また、実際に2回死んだ人や、あるいは実在してる方々がいるというようなことで。

そういうことが報道されたもんだから、私も我が町もやはりそこらあたりはまず確認をする必要があるんじゃないかということで、念のために質問をするところでございます。

なければ一番いいことなんですが、そこあたりのチェックは、結局そういう状態が起きたということは、確認ミスなんですよ。そのままめくら印を押して、ぼんぼんに渡すもんだから、そういう状況が起きたんだということで、なぜそのところまで追求できなかったのかということです。

町が大きくなればなるほど、結果的にそういう手が届かないといえますか、目の届かないところで行われているということ自体が、町が大きくなった一つの原因といえますか、そういう手落ちが広くなるというようなことを言われておりましたけれども。

我々も合併前であれば、結局こういう小さな所内ですから、あそこのあげんおじさんのおらっはっじゃなとか、あいやこうこうだと隅々までよく判るんですけど、やはり町が大きくなると、そういうところまで目が届かない点が出てくるんじゃないかと、そういうことも考えている次第でございます。

そこら辺は今、町長の答弁がありまして、確実にチェックをしていると言われておりますが、そういうことは絶対ないということの受けとめ方でいいですか。

○町長（井上 章三君）

先ほど申し上げましたような形で、チェック機能、チェック体制をとりながら取り組んでいるつもりでございます。

そして、昨今、公務員に対する住民の方々、あるいはまた社会の目というのは、非常に厳しいものもございますので、そういうことは折に触れてやはり私たちも自覚しながら、職員としてもこの法令の遵守、そして規律の遵守というのはきちっとしていこうということで、話を何回もやっているところでございます。

そういうことで努力をしないと、しっかりしてるというふうに思っております。

担当のほうでそこらの実態、現状というのをもう少し現場の声として聞いていただければまたよろしいかと思っております。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま宮之協議員の言われました細かな休暇に関することでございますが、これについては絶対ないということで確信をしておりますし、また、そのようなことがもし起こりました場合は、内部監察制度というのを設けておりますので、現に厳しく対応するというのが原則でございます。

特に、先ほど後段のほうで言われました10名死なせて特別休暇を取ったというようなことでございましたが、本町につきましては、特にそうした特別休暇等につきましては、特別に書類等は徴しておりませんけれども、住民票等の異動、死亡届等で確認をするようにしておりますし、また、病休等につきましては、医者診断書とか、そうしたもので確認をしながら、厳に対応しているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

よく判りました。今の説明によりますと、まず間違いないということでございます。

逆に、今サービス残業とよく言われておりますけど、結局残業して申請しない方、そういう方も多分見えるんじゃないかと、そういうことを思っているわけですが。我々も会社勤めのときは、よくサービス残業したのじゃなくて、させられたという感じを受けている方々もいらっしまったわけですけど。

サービス残業という形になりますと、結局、長い間仕事する中で申請をしないと、逆にまた、さっきの話じゃないが、逆に仕事を残ってただけで仕事しないでおって残業手当を出すとか、そういう職場が、我々の会社時代はあったわけですけども、そこらあたりサービス残業について、どう考えていらっしますか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまありましたようにサービス残業という言葉がございますが、いわゆる地方公務員の場合は、労働基準法の適用を受けまして、これが国家公務員と大きく違うところでございます。

通常、時間外が必要な場合には、当然、命令権者であります各主管課長から命令いたしまして、その業務の内容等の確認を行って命令を行うと。そういう帰庁の時間については、とりあえず警備員で確認いたしますが、翌日また主管課長がその時間についての確認を行うということで、そういう作業を行っているところでございます。

全体的にはその時間外というのは、非常に現在の行財政改革の中で、特に財政健全化の問題では、この時間外の縮小ということで、とにかく土曜、日曜の出勤については、振替休日で勤務の振り替えを行うということを原則いたしておりまして、これについても各職員の協力をいただいておりますが、実際にその平常業務が非常に多忙なために、その振り替えが現実的に取れないというような実態もあるわけでございます。

これらについては、内部で調査を行っているわけですが、それらを金銭に換算いたしますと、かなりの額になってくるというようなふうに考えております。

ただ現状では、なかなかそういう部分で、いわゆるさつま町としての職員としてももう少し努力をする必要があるんじゃないかというようなことも、各課で一生懸命取り組んでおりますし、やはり事務の効率化、合理化ということについては、さらにまだ研究する必要があるんだろうというようなふうに考えておりますので、これらをサービスということにとらえないで、やはりそういう時間外等における業務ももちろんなんですが、自分の職務に対するそういう知識を深めていく、あるいはそういう法令等の勉強をする、そういう時間というとらえ方で、それぞれ職員については協力いただいているというようなことでございます。

○宮之脇金次郎議員

話は判りますが、このサービス残業については、少々の時間はいいんですけども、前、裁判問題になっておりました。結局、サービス残業を多くさせられて、過労がたたって病気になったと。そういう問題もありましたので、そこら辺は十分やはり注意すべき点があるんじゃないかとそう思います。

とりあえずこういうことがないように、確実にチェック機能をとっていただきたいと一応要請をしておきたいと思います。

それから、次の金銭面の取り扱い場所の問題なんですが、私の聞いたところによりますと、ある施設を利用いたしまして入金をいたします。お金を納めるんですけど、その領収書に通し番号がないということですけども、その市販の領収書ですけど、通し番号がなければ、こういう言い方をするといけないですけど、写しのほうを破棄すれば、どうやって見つけるのかという問題です。なぜ通し番号がないのか。

これはある一部署の領収書ですので、写しはありますが、部署は申しませんけれども、その庁舎全体がそういう方法でやってるのか。その通し番号をなぜ書かないのか。そこらあたりをちょっと説明をお願いします。

○町長（井上 章三君）

実務的な内容になりますので、担当課のほうから回答させたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま領収書に通し番号がないという話でございますが、特に納付をいただく場合には、何々の項目で、どのような手数料だ、使用料だということで明記の上徴収し、そしてまたそれを納入した場合は、領収書として発行をいたすわけですが、そうした通し番号と申しますのは、具体的にはどういった内容の番号なのか。

例えば、各種団体等の集金をするものなのか。それとも税金等、あるいは保育料等の公金なのか。そこら辺はもう少し詳しくお伝えしていただきたいと思います。

○宮之脇金次郎議員

この納入通知書はあるのは一応それでいいわけです。

たださっき言ったように、施設の利用、あるいは体育館とかいろいろあります。利用料金をその部署に払いに行きます。そのときに領収書をいただきます。そのときに市販の領収書ですので、

ナンバーを書くようになっております、領収書自体に。そのナンバーが入っていないということです。直接お金を払う部署ですよ。

○総務課長（湯下 吉郎君）

公金の場合は、市販の領収書は使っておりません。

それでただ、今、指定管理者にいろんな施設をお任せしておりますが、そのようなときには、多分指定管理者はそうした領収書を使われるかもしれませんが、我々が公金として納めていただく場合は、そうした市販の領収書は発行しないということが原則でございます。

○宮之脇金次郎議員

私の勘違いかもしれませんが、ここに写しを持っておるわけですが、これは市販の領収書です。

だから、この内容だけでなく町全体、教育委員会とか、いろんなところも含めた中での今のことを言ってるわけですから、私が聞いた中の写しでは市販の領収書でナンバーは打ってありません。

○議長（濱田 等議員）

それじゃしばらく休憩します。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時56分

○議長（濱田 等議員）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。財政課長。

○財政課長（二階堂清一君）

公共団体が収入金を収納する場合は、必ず納入通知書でもってその納付人に通知しなければいけないわけでありまして。ですから、公共団体というのは請求書は出せないということになります。

今回の場合は、一応非常に件数が多いということや、それからやっぱり一応代金を納められてキャンセルする場合も多いということがありまして、一応預かり金という形で職員がとると。それをまとめて会計のほうに引き継ぐと。そのときに納入通知書という方法をとるということでありまして。

ですから、完全に公金に入ってるか、入ってないかの確認ということは、本人に通知してるか、してないかは、今のところまだ確認できておりませんが、もしそういう事例がまずいということで、私たちが考えるのであれば、もう一回慎重に対応していったらいいというふうに思っております。

○宮之脇金次郎議員

領収書は受け取る側は、もらってそういう番号もないとなりますと、非常に不安だと思うんですよ。

それと実際言って、渡す職員、その職員の方々もちゃんとそこらあたりは、しっかりした形の中で渡すのであれば、やはりそういう疑いの目で見られる必要もないし、そこら辺はもうちょっとしっかりとしてもらいたいと、そういうふうに思っております。

この通し番号を入れるのは、そんなに難しいことではないですよ。ただあそこに、ぼんぼん書けばいいわけですから。そこらあたりは難しい問題であれば、いろいろ検討も必要だと思いますけども、これから先入れ込めば、それでも済むことだと思うんですけど、どうですか、町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

先ほどの領収書ということで、様式を見させていただきました。確かに市販の領収書でございまして、これは適切じゃないというふうに考えます。

従来、施設の使用料につきましては、当然申し込みをされた時点で時間等がはっきりする場合には、その場で徴収をさせていただくということもあります。

これは、当然納付書を発行して会計で納めていただくということが原則になるわけですが、その文化センター等におきましては、やはりこちらのほうに再度また足を運ばなければならないというようなことで、とりあえず仮領収書というようなことで、正式には先ほど財政課長から答弁を申し上げましたそういう納付書の領収書をもって最終的にそういう領収ということの確認ができるかと思うんですが、いずれにしてもそういう取り扱い自体適切じゃないというようなふうに考えております。

これについては、早速是正をさせていただきたいというふうな考えであります。住民の方々というのは、そういう使用願を出された段階でその場で納めていただくということが、これはサービスの一環としてあろうかと思うんですが、基本的には分任出納員という制度等もございまして、そういう事故等が発生した場合における責任の所在、あるいは事務の取り扱い等についても再度また点検しながら、必要な部分については早速改善させていただくということで御理解いただきたいと思います。

○宮之脇金次郎議員

今の回答で納得いきましたので、それぞれ検討して今後しっかりとするように要請をしておきます。

次に、環境美化についてでございますが、先ほど回答もありましたし、今まで指導してもなかなかやってもらえないというようなお話もございました。

私も聞いたところによりますと、近くの住民の方々もいろいろ本人に注意をしたり、相談をしますと逆ぎれして、けんかになってしまうというようなこともあるということで、以前からしますと片づいたというお話でしたが、確かにそうですけど、何年、何十年前からの懸案の場所であるそうでございます。

私も相当山積みされておった事態は、まだ議員になる前から確認はしておりましたが、今、大分片づいておりますが、まだまだ残っております、また最近話を聞きますと、また逆に持ち込んでくるような話も聞いております。

今、地金類とかあいうものは、結局、捨てるのを頼む方がお金を払って頼むものですから、挙句にしんどいといえますか、そういう形の中で逆にトタン類がまたちょっと増えてきたというようなお話も聞いておりますので、そこらあたりは行政としてもう今まではそれぞれ手を打ってなかなか聞いてもらえなかったということですが、今後の要は対応です。そこらあたりをどう考えているか。

○町長（井上 章三君）

この事例に関しまして、最近もまた環境課のほうでいろいろと打ち合わせもしておりますので、そこらの実情を答弁させたいと思います。

○環境課長（日當瀬修二君）

宮之脇議員のおっしゃる場所は、平川の母ヶ野地区だと思いますけれども、これにつきましては、今現況の写真を県のほうに送りまして、一応県のほうの意見等もちょっと聞いておりますけれども、やはり中には有価物だけではないと。

中には、ガラス類とかタイヤ、そういうのも見受けられるということで、現在、川内の川薩保健所のほうに一応連絡とりまして、向こうのほうに産業廃棄物適正処理監視指導員という方が、

専門的な指導員の方がいらっしゃいますけれども、あす12日ですけれども、一応この監視指導員と一緒に現場を見まして指導していきたいというふうに、今計画いたしているところでございます。

原因者の方がおられた場合は、もうその場で指導するように計画をしているところであります。一番手前のほうにございますけれども、あれは何か聞きますと農地であるということで、前、農業委員会のほうからも何かそういう指導もあったということで、あの場所については若干こう地金等が少なくなっているようなふうに感じておりますけれども。せめてあそこだけでも、一応撤去していただくと、処分をしていただくというようなふうに、今のところ考えているところであります。

○宮之脇金次郎議員

今、話されましたとおり一番山積みしてあったところは農地であるということで、その農地も個人の所有地ということだそうでございます。

農地だけちょっと野菜を作って、広く耕してあるけども、周りは全部地金で囲んであるわけですよ。そういうことで、近くにある民家の方々も非常に迷惑をかけているようでございますけれども、そこら辺を地元の人にいいますと、もう前から相談はしてるんだけど、なかなかちががかないというふうなことでございますので、そこらあたりは今回は必ずそういう処置ができるように。今3カ所ぐらいあるんですよ、放置してあるところが。それも水田の用水路の上にあったり、周りは民家を取り囲んでいるところに放置してあったり、いろいろなんです。

そういうことを地域では一生懸命美化活動とかいろんなことに協力しながらやっているのに、一方では住民が行っても結局手をつけられない状態の現場があるということは、ちっとおかしいんじゃないかというようなことで、いろいろ住民の方からも意見を聞いておりますので、そこらあたりの対処を早いところやっつけていかないと、そういうふうに思っております。

この環境美化については、それこそ結局どこも取り組んでいる中で、今度は504になるんですけれども、そういう形の中に特にこの道路沿いというのは、非常に景観も悪くなるわけです。

あそこも504が、高規格道路が、どういう形で通ってくるかわからないんですけど、やっぱりそういうことを考えますと、一番目につきやすい場所でありまして、そこら辺をよく検討していただきたいと、そういうふうに思っております。

我々、町民がいつも行政の指導のもとでいろんなことに協力している中で、こうした矛盾した点があるということ自体は、ちっとおかしいんじゃないかと、そういうことも考えているところでございます。

さっきの職員の問題でもありますけれども、「転ばぬ先のつえ」という言葉もありますけど、ことが起きてから遅いんですよ。ここ2カ月、一月ぐらいですか、の間に、この本町でも不祥事が起こっておりますけども、まさかということなんです。起こってしまえば、まさかなんですけども、やはりそのまさかを早い段階で、そういうことが起きらないために食い止めなければいけないわけですから。しもた、もう出てしもたと、なら、まあ町長が減給で何分、三役は減給で何分、それでおじゃん、終わりましたじゃなってこんと思うんです。

だから、やはりそこらあたりをすべてを含めた中で、もう少し厳しさが必要になってくるんじゃないかと、そういうふうに思っているところですが、町長、両方ひっくるめて、そこらあたりの町長の最後の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今回の質問の中にありましたこの職員の勤務のあり方、あるいはチェック体制と。また、職員の中から不祥事というようなことが出て信用を失墜することがないように、この機会にまた改め

て今回出されたような問題に対して、一層内部的にも引き締めて取り組んでまいりたいと思ったところでございます。

それと環境美化対策の問題に関しましては、我が町も現在、景観行政団体に登録をしながら、各地区ごとにこれに取り組んでいただくように、景観的に優れた町になるように一步一步努力をしようという呼びかけをしているところでもございますし、これは環境美化という問題とまた裏表の問題でもございます。

そういう点で、たくさんの方に我が町に来ていただきたいわけですが、気持ちよく来ていただき、気持ちよく帰っていただけるような、そして各地域の魅力がもっと際立っていくようなそういう町になっていくように、この問題についてもまた一層の努力をしてまいりたいと思ったところでございます。今回の質問を機に、また心新たにに取り組んでまいりたいと思っております。

○宮之脇金次郎議員

町長の前向きの答弁をいただきました。そういうことで、今後、ますます周りに厳しさもありながら、もちろん優しさも必要だと思いますけど、優しさだけではやっていけないと思いますので、職員をはじめ地域の方であっても、やはり厳しいところは厳しく、優しいところは優しくやっていながら、行政に携わっていただきたいと要請をして終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、26番、内之倉成功議員の発言を許します。内之倉議員。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

私は、先に通告いたしました畜産振興問題について、町長の考えを質していきたいと思います。きょうは、多くの集落の皆さんがお聞きになってますので、町長のびしっとした御意見をぜひお聞かせ願いたいと思います。

豚舎建設計画に係る町有地の売買契約の第10条、利用の用途指定、11条の指定用途の変更及び12条の売買土地の譲渡禁止等の条項に違反した場合は、この契約の13条の買い戻し条項を実施できるのか。その考えを町長にお伺いしたいと思います。

また2項目として、地域住民が今回の養豚場建設に対して、本当に真剣に地域住民は考えております。畜産振興が大事なのか、地域住民が長く住み慣れてきたこの土地に大きな公害が出ないということは、なかなか今の現状では地域の公民会は、特に信用できないという状況は今日あるわけでございます。

ですからこの問題について、あとから项目的に質問をしてまいりますので、町長の明解なお考えをお示しいただきたいと思います。これで1回目の質問を終わります。

〔内之倉成功議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

内之倉議員のほうから9月議会に引き続いて、この畜産振興、養豚場問題に関する質問をいただいたところであります。

まず第1点の問題でございます。買い戻しという条項の問題がどうなのかということであります。

地方公共団体が財産を処分する場合、地方自治法第238条の5の適用により、広く一般に呼びかけ売却に付するということが原則であります。

あそこの土地は、昭和55年に旧宮之城町と田原酪農同好会の関係者との間で、畜産農家の基盤整備を目的に貸付計画が締結され、同好会のほうで補助事業と多額の自己資金を投入し、開発

をされた経緯がございます。

土地の処分に当たりましては、このような歴史、経過、同好会の方々の土地に対する思いを踏まえ、同好会の関係者に譲渡をいたしました。

譲渡した土地は、比較的面積が広く土地の有効利用を目的に現状を変更する場合も想定し、契約書の10条から13条の規定を条文化したところであります。

計画中の施設は、畜産経営を営むための農業用施設ということですが、9月議会での議会からの指摘を受け、現在関係者から第10条及び第12条に基づき、承認申請が提出されております。

したがいまして、契約に基づき一連の事務手続がなされたということになっており、現在のところ違反した行為というのは見受けられませんので、買い戻しということは考えていないところであります。

2番目の地域住民の生活権をどのように考えているかということでもあります。

この問題につきましては、9月議会においても内之倉議員より一般質問を受け、また、地元から議会に対して陳情書も提出をされたところであります。

このことにつきましては、私も10月10日に行われました地元説明会に出席し、住民の方々の声を直接お聞きしたところであり、水源への影響、汚水の流出への不安などによる豚舎建設反対という住民の皆さんの生活への心配というものを、十分確認し理解をしたところであります。

また一方で、今日国際競争が激化、あるいは後継者不足などの厳しい畜産を巡る状況の中で、規模拡大を図ろうとする畜産農家等への支援をするということは、畜産振興を推進するまちの大切な役割の一つでもあり、今回のこれから養豚の分野で一層頑張っていこうとする農事組合法人の気持ち、あるいはその努力の実態というのも同じく確認をしたところであります。

このような中で、今回のケースに対し町といたしましては、まずは地元住民とこの農事組合法人が、同じテーブルにつき、お互いの考え、意見を協議する場を設けること。その場で、地元住民が不安、あるいは危惧されている問題について、双方で十分に協議、調整をし、そしてその結果を環境保全協定書等に残すなどして、今後問題が生じた場合は、その取り決めに基づき対処していくことが、お互いにとってよりよい方法ではないかと判断をしてきているところでございます。

なお、このことにつきましては、地元の住民の皆さん及び農事組合法人の双方へも、そのことを伝えながら指導してきたと思っております。

当然、このような協議がなされる過程には、町も加わっていく考えでございますので、地元でもその方向で御検討いただきたいと、できるだけ早い機会にそういうような機会を持っていたきたいというふうに思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○内之倉成功議員

今、町長のほうから私の1回目の質問に対してお答えがあったわけですが、私は、この公民会及び佐志地区の5公民会の皆さんの考えを代弁するという形を含めながら、町長にお答えを願いたいと思います。

余談になるかもしれませんが、この佐志の田原ヶ岡の裏にあるこの牧場跡地の問題については、ここは、本当に私たち木渋集落の大きな憩いの場所というのか、昔、昭和31年だったと思うんですけれども、松くい虫の大被害で集落の皆さんがここにパルプの材の伐採で大きな収入源となって町に協力し、伐採したのが現実であります。

そういう形の中で、この場所が5町歩ぐらいあったと思うんですけれども、ここが伐採され、

そして佐志村の中で、ここに牧場はどうだろうかということが始まり、ここに最初放牧場としてできたのが現実であります。

そういう中で、酪農が多頭化飼育が進んでくる中で、小さい人たちがやめていくと。そういう状況の中で、今回この昭和37年に建設された牧場が、54年、55年にかけて、田原の酪農組合が牧場を借りて畑地造成を行い、多頭飼育の農家へと発展したのである。

しかし、農産物の自由化で最近は組合も和牛飼育に切りかえ、たった1人の酪農家が残ってるというのが現状であります。

1点目として町長にお伺いしたいと思います。この酪農をやめていく組合より、町有地の払い下げ申請がなされた。町は、なぜ受理し売却したのか。その理由を伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この今回の財産処分に対して、これをなぜ受理し売買したかという質問だったかと思いますが、これはその申し出が特に問題のあるものではないというふうに判断をして、規則に基づいてそのような処分をしたというふうに思っております。

○内之倉成功議員

今、町長は、問題はないと言われましたけれども、この前、9月議会の文教の委員会の中では、この用地について養豚場建設問題があったために、木沢公民会、仮屋原公民会から養豚場建設には反対という陳情が出たわけですが。その段階で議会としては、文教厚生委員会の中で、入りの段階、この土地の売買契約書の段階で、これは認められないという形で私たち公民会の陳情は承認されたわけです。

しかし、これにはまた大きな問題が一つ付いていたようです。私たちが、養豚場建設には反対という地域住民の考えの中に、委員会としては、これは養豚場建設に反対するものではないと。今後の畜産振興のためには、やはり進めるべきだという内容の附帯意見がついていたわけですが。私たちが地域としては、この問題について本当にこの養豚の状況というのが、今まで私はこの旭ファームさんというのを責めるわけじゃありませんけれども、実際問題として、今まで宮之城の町民が、この臭気公害、そういう一つの問題の中で、きょうまで悩まされてきたのは事実であります。

ですけれども、今回のこの施設については全く公害を出さない、匂いもしないという町長の説明も集落でありました。しかし、これを本当に信用していいものかというのが、今私たち地元の皆さんの考えであります。

なぜかと申しますと、今まで経営されている広段地区の問題、五日町の問題について、協定書並びに覚書というのがあります。その覚書の中には、やっぱり今回、この協定書というのか、その中には公害防止とかいろんなものは出さないとかという立派な契約がなされております。

しかし、この契約が本当に実行されていない。今までも何回か、保健所なりそういうところから指摘を受け改善されてきているようですが、私は、やっぱり地域の住民としては、今までの住民の声を聞いて、本当に納得できるのかというのが今の実情です。

そういう中でこの問題について、もう一度環境協定書を結べという一つの話がありますけれども、今までこの協定を結んでいたことが、本当に守れてきていたのかということを考えられたことがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今、広段のことを言われました。あるいは今まで旭ファームが、その養豚場を取り組んできておられるという現実はあるわけですが、その広段などの件に関しては、特に協定は結ばれていないというふうにこちらのほうでは理解しております。

○内之倉成功議員

確かに結ばれてないちゅうのは、旧宮之城町とは契約はなされてないようですけども、これは他町のことでですから、ここで言うべき問題やないかと思えますけれども、実際問題として、ここには祁答院町、それに宮之城町のもとの環境課が一緒になって、この協定書の確認をしてることは事実であります。ここにその書類もあります。

ですから、そういう形の中で、私たちは本当にこの覚書なり協定書が守られていくということが、本当に今後の課題の中で、町がこの問題に真剣に取り組んで絶対に公害は出さないと。もし出た場合は、地域住民、または業者に対してこの補償問題とか、いろいろな問題が出てくるかと思うんですけども、まだ今はその段階ではありません。

私たち地域としては、この土地についてはもう絶対に反対という気持ちできょうまで来てるわけですけども、何が何でも反対というわけではありません。

確かにこの畜産振興というのは、私も反対ではありません。ですけども、私たちの地域になぜこういうものができるようになったのかというのを、もう一度お考え願えないかということで申し上げてるわけです。

この今の、私が申し上げてるこの地域について、本当に委員会に付託された部分については、この入り口の段階でこれは認められないと。だからこの陳情については、一応認めるという形の答えが出てるんですが、町長としてはこの問題については、今後の一つの大きなステップになると思うんですが、これをやっぱり進めようと考えていらっしゃるのか、そこをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

先ほど申されましたこの広段などとの問題で、協定書が結ばれていたんだという件に関しては、現在言われるような環境保全協定というものではなかったようでありますので、ちょっと副町長のほうから、そこらの実態は答弁したいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今の御質問でございますが、平成3年の10月、覚書ということで、旧宮之城町と農事組合法人、旭ファーム理事、大迫昭蔵氏との覚書が入っておりますが、協定書というものではないということでございます。

それぞれこれについては、今おっしゃいますようなことで、雨よけ施設、密閉施設とすると。この覚書については守られてるということで確認をいたしております。

それから、先ほどから臭気公害なり、それぞれ出ておりますけれども、私どももそれぞれそういうことがありましたので、前から説明していますけれども、入来の新しい豚舎、それから広段、城之口、旧の施設のほうについても、それぞれ出向きまして確認をいたしておりますが、新しい施設につきましては、サナ方式というようなことでもう議員ももちろん知ってらっしゃいますけれども、確認をしていらっしゃると思います。サナ方式については、最新の今飼育方式というようなことで、会社のほうにもサナについては、地元のほうでも確認をされているということもお聞きしましたけれども、それぞれ私どものほうについてもそういうことで公害等については、今後、オガコの切りかえし、あるいは管理について、問題はないというふうに確認をいたしているところでございます。

それから広段、城之口については、この前も11月の末でございましたけれども、上がって確認をいたしましたけれども、それぞれバキュームカー等が入りまして、くみ取りをいたして持ち出しをいたしております。

そういうことで、こちらとしても何回となく旧の施設のところについても確認をいたしており

ますが、今のところこの覚書については守られているということでございます。

以前については、そういうことであったということでございますけれども、今後ともそういうことでは、こちらのほうとしても指導をしていきたい。もしそういうことがあれば、指導していきたいというふうに考えているところでございます。

○内之倉成功議員

今、副町長のほうから守られてるという御言葉が返ってきてるんですけども、本当にそうなんでしょうか。地域住民は、私は虎居、屋地、五日町、ああいう地域に足を運んで皆さんの声を聞いて回ってます。ですけれども、本当に今おっしゃるようなこの覚書が守られていないというのが実情だと思います。

今先ほどそういうのは結ばれていないと、町長はおっしゃいますけれども、この覚書の中には、しっかりと「悪臭除去のため、浄化剤の使用について今後も継続する」とあるんですけども、やっぱり匂いはとれていない。風向きによっては、本当にこの匂いが充満し困っているというのが実情だと思います。

ですから、今後はそういうものは絶対に出さないという一つの考えがあるとするならば、私たちもこの前、入来のほうを見たわけですけども、今回の陳情書の中にも、もう少し真剣に調査すべきではないかと。

今ある旭ファームさんの2農場については、確かに臭気もない、汚水も流してないという状況でありますけれども、同じサナ方式のこの養豚場というのは、県内にはたくさんできています。

だからそういうところなども、まあ今回の陳情書の中にもあると思うんですけども、そういう形の中で、ぜひもう一度真剣に審査をお願いしたいと思います。

それからこの今、4点目として旭ファームの計画をなぜこの酪農地帯の木渋地区に持ってきた大きな理由というのは何なのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

旭ファームが、計画を木渋に持っていったというのは、町が持っていったわけではありませんので、これは旭ファームの考えの中で、もちろんそこに自分の土地も持ってるという中で、そういう計画をされたということが発端でございます。

それで、まず基本的に申し上げておきたいと思いますが、町といたしましては、先ほども申しましたように地域住民の方々の生活の問題、生活に対する心配、そういうものに対しては、やはり住民の生活に不具合が出てきてはいけないという点で、住民のそういう声というのは、しっかりと聞く立場に立っておりますし、また一方において、本町は農業総生産の50%以上が畜産でございますから、この畜産の振興という問題は、本町の今後の農業振興にとって非常に重要な意味合いを持ってるということも事実であります。

そういう意味で、町としてはどっちの味方だけをするというような観点には立っておりません。両方の味方をしながら、そしてそここのところにおいて問題をどう解決していくか。

そして特に、住民の皆さんが今言われております公害になるような汚水が流出するのではないかと、本当に汚水が流出するのか。そして、木渋の地域、仮屋原、あるいは田原、そちらのほうまで本当に汚水が流出して、川が汚染されるということになるのかどうなのか。あるいは、臭気の問題が、私も全くないとは言いませんが、今回のサナ方式っていうのはそういう点で、非常に研究された成果が出ている。畜産経営がいろいろとなされておりますけれども、その中でも画期的なそういう点では施設だなという感じを現在持っております。

臭気という点でもそういう点では非常に減少されたといいますか、施設ではあるというふうに認識しております。

そしてあと、一番の問題は、私が思っているのは水源がどうなのかと。水源の枯渇ということにつながるのかどうなのかということの検証をどう判断するかということが、一番の問題だなというふうに思っております。

先ほどの汚水という点においては、施設を御覧になってお判りのように、汚水は全く出さないと、外に出ないという施設だということが前提ですから、その問題については、木洪においても、仮屋原においても、ほかの地域においても、汚水は流れてこないんですから。そういう点では、そのことをただ心配だ、心配だと言いつけるというのは、実情と違うんじゃないのかなと。

そここのところは、やっぱり本当にそうなのか、全く出ないのかどうなのか。そこははっきりと向かい合って確認をするべきであり、あるいはそういう施設を見ながら本当にそうなのかどうかっていうことはやはりよく議論もして、あるいは確認をするべき問題、そしてそこにおいてははっきりする問題ではないのかなというふう思っております。

それと、水源の問題に関しましては、影響があつてはやはりいけないと、そのことはそういう点でどうなんだろうかと、水源に対して影響があるのかどうなのか。そここのことは一番心配されているから、そここのところに対する会社側としては、やはりしっかりと説明をしなければ納得されないと思いますよ、ということを私は申し上げました。

地元の方々の反対が強いという中で、町としてはやはり話し合いをまずするべきだということをお願いしてきましたけれども、なかなかそういうことの中での整理がこう進まないということがあったもんですから、そういう状況の中で、会社のほうは、もう町に頼んでもいいですか、中間に入っても余り効果がないと。会社のほうの都合もあるんでしょうけれども、もうあとは町は手を引いてくれと、会社として、そこはやるべきことをやりながら進めていきたいというようなことを、最終的には裁判になっても、それはそこでしっかりと戦うんだみたいなことを言われたこともありました。

しかし、それではいけないということで、私はまた内部とも話をしながら、会社に対しても説得をしたのであります。

そして、やはりこの問題は大切な問題だから、本当にどうなのかということをお互いが向き合って確認をし合う。そして、疑問なところはやっぱり徹底して、そここのところを心配な点を検討し合うということが必要ではないのか。

そこにおいて、水源の問題に関しては、やはり会社としてもきちっとした説明をするべきだ、根拠を持って言うべきだろうというふうに申しましたので、そういう点で、その後専門の業者にそここのところの調査を依頼をされたというところは聞いております。

そういうようなデータがまた出てくれば、それを踏まえてまたいろんな話にもなるんだろうというふうに思います。

いずれにしても、住民の側は生活権と言われておりますが、生活権というのがあるんだろうと思いますし、しかし畜産農家は、あるいはその今回は農事法人ですが、事業を起こしていこうという、起こそうということに対するまたお互いに権利があるといえ、権利もあるわけであり

ます。

そういう中で、町としては、一方だけに味方をするというわけではありませんが、その中間にあつて、両方の言い分がどうなのか。そして、それを実際のところよくお互い話し合いながら問題がないものはないように、あるものはあるように、そしてそれをまた解決する道はあるのかないのか。

そして、すぐに見えない問題があるとすれば、そういうところは将来の問題に関しては、この公害の防止協定というものを結んで、そしてそれは町も中に入って、その問題に対しては何かあ

った場合には、またそれをはっきりと会社のほうにもまた指摘をする、そして改善を図ってもらうと。

この最近の公害防止協定というこういう協定というのは、きちっとしたものでありまして、これはやはりそれなりの効果のあるものだというふうに、私は思っております。

ですから、これを結んでおかないと、あとそのまま話がどうなっていくか判りませんが、何か将来に起こってきた場合には、こういう協定というのがきちっと正式な形で結ばれてないと、問題の解決を図るということができなくなってしまう可能性もあります。

ですから、ここのところはただ反対という気持ちだけでなく、実際のところがどうなのかということをしつかりと向き合って、やはり聞くところは聞く、言うところは言う。そしてそういう中で、実際に問題はどこまであるのか。それを確認をしながら話を進めないと、私はもう絶対反対なんだということだけでは、ケリはつかないというふうに思っております。

ですから、早い機会に、まあ一度で話し合いがつくとは思いませんが、やはり疑問があればそういうことを何回も話し合いをしながら、そして調整を図っていただきたいと。

私は、会社のほうにもそういうような努力をしてもらいたい、ということを真剣に申し上げております。

そのことがお互いのために、将来のためになるんだというふうに思っておりますので、食い違った状態でそのまま議論がとどまってしまうことがないようにしていただきたいな、というふうに思っているところであります。

○内之倉成功議員

今、町長のほうから町長の決意はお聞きしましたけれども、実際問題として私たち地域では、この全く町の行政に対し、また農政に対して協力していないということではありません。

なぜかと申しますと、私たちのこの地域には、薩摩東部衛生処理組合時代の環境センターなり、またゴルフ場を誘致するという町の企画の中で、佐志地区には仮屋原地区にゴルフ場を作ること、この問題についても私は一生懸命になって、地域の皆様に協力をお願いし実施してきた段階です。

しかしゴルフ場については、達成できませんでしたけれども、やはりそういうような形で、構造改善にしろ、今、中山間整備事業が行われようとしているわけですが、私たちこの小さな集落でも、やはりやろうじゃないかという話があるんですけれども、今回のこの養豚場の問題で、もう本当に先ほど町長のほうからも出たように、私たちのこの生活権とするこの水の問題、水源関係、これが本当に保障されるのかという大きな課題が残ってるわけです。

ですから、今後、きょうこの陳情が出てますけれども、この中でも建設経済の中で論議されるかと思しますので、その点については、そっちのほうにゆだねるということにして、2点目の地域住民の願いについて、もう一度細部にわたって町長にお考えをお尋ねしていきたいと思います。

木洪公民会の先祖は、200年近い経過を経て今日があるわけです。昭和35年ごろは70戸あったわけですが、今ではたったの40戸足らずになりました。そして、そのころは400人もいたわけですが、今は100名足らずの小さな過疎地になってしまいました。

その中で、年寄りと残された兼業農業が、やっと土地を維持していくという状況の中で、このみんな苦悩してるわけです。畑地にしても、構造改善をやって返済もやっという形の中で終わろうとしてます。

しかし、今回、中山間整備事業をやるということで、また私たちの公民会にもこの問題が提供され、公民会長を中心にして検討されてるわけですが、集落ではこの養豚場の問題が解決できない限り、この中山間整備事業というのは難しいんじゃないかという会話も出始めました。

しかし、私はやはりやるべきものはやり、とめられるべきものはとめという一つのルールの中で考えていかない限り、この公害協定、環境協定なり、そういうものを結ばないというわけじゃありません。

今後の一つの大きな課題だと思いますけれども、そこいらをもっと本当にたった40何戸の中で、この子どもたちがたった4名しかいません。今、産まれた子どもというのを含めて4名しか3歳以下いません。

そういう集落の中で、私たちの集落では、本当に木渋公民会をどうして維持していくかというのが、残された十二、三名の60歳以下の壮年クラブの皆さんが努力されています。

今、そういう状況の中で、ぜひ今後の一つの大きなこの問題について、町と一緒に頑張ってぜひ今回、経済委員会のほうでも審議されると思いますので、私としてはぜひこの問題が協定が結ばれる中で絶対に公害は出さないと、水も絶対守ってあるという、町がそういう基本方針が出るとするならば、ここで私は質問を下りたいと思いますけれども、それはすべて業者のほう、旭ファームさんにゆだねるということでは、私たち地域住民としては、とてもじゃないが今までの経営の方策の中では認められないと、そういうような現状であります。

ただ言っときますけれども、この養豚場建設に絶対反対ということでは、私の地域はありません。ただ汚水を流さない、公害を出さない、または臭気も出さないという、そういう3点のこの公害が全く出ないというのであれば、私たちの地域は、水さえ補給できればというのが、まだ心の中にすべての皆さんにもあります。

ですから、そこいらを踏まえて本当に行政と、地域の住民と、旭ファームさん、この三者が真剣に話し合えるテーブルがもし作れるとするならば、今後私たちの集落の公民会長並びに佐志地区挙げて、この取り組みをしていくことになると思います。

私、何が何でも反対ということではありません。ですからそこいらをもう一度、町長の決意を説明していただませんか。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（濱田 等議員）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長（井上 章三君）

木渋集落が、高齢化が進む中で心配してらっしゃるというお話も伺いました。

我が町は、やはり周辺部においては高齢化が相当に進んで、今日、限界集落とかという言葉が言われつつありますが、その言葉が適切であるかどうかは別といたしまして、町の将来、地域の将来というのは、やはり少子高齢化、人口減少が進む中でどうなるかということは、お互いに心配しているところであります。

木渋の地域における今回の養豚場問題というのは、そういう点で町といたしましては、町が作る施設ではありませんので、やはり基本的に地域の皆さんと農事組合法人とかが向き合って話をさせていただく。そういう中で、そこに町も中に入って一方的にならないように、そこは町も見届ける。そして、最終的にこういうケースというのは、大体話がつかれば協定書を結んで将来に

備えるというのが一番いい方法だというふうに思っております。

自分のところにどうしてももう作るんだぞと、自分の土地に作ると言われて、それをとめるということは、町もこれはできなくなる場合もあります。

そのけんか別れみたいな形になってしまわないことを、町としては一番願っているわけでありまして、そのためにも住民の皆さんと組合法人とかが向き合って話し合いをしながら、そして問題点を整理していくと。そして、本当にそうなのか、あるいはこのぐらいだったら、まあこれだったら大丈夫だなと思う点がどの程度あるのか。

そして、私は、最終的に水の問題がどの程度納得のできる線に行くのかということが、一番の問題だろうというふうに思っておりますが、それを含めてそこのところを話し合いをしていただきたいということをずっと言ってるわけでありまして。

質問者もそういう点においては、理解をしていただいたというふうに感じておりますので、ぜひ地域のリーダーとして、この話し合いができる場、話し合いをお互いに、まあ法人のほうは話し合いの場があれば出ていきたいと言われておりますので、地元のほうでもぜひ向き合って話の場を持ちながら、そして内容を整理していただいて、そしてお互いにとって、ああこれだったらまあ納得ができるな、我慢ができる線だな、そしてこれだったらあとの将来に対する不安材料は、協定の中でしっかりと結んでいけば、そのときにはまたそれを前提に解決していけるのではないかと、こういうふうになれば一番いいのではないかとというふうに思っているわけでありまして、そこまで行けるかどうか、いずれにしても話し合いのテーブルにまずつくんだということから始めていただかないと、この問題の解決はないというふうに思っております。

そういう点で、内之倉議員にも地域の出身の議員として、ぜひまたリーダーシップを発揮していただけたらと思っているところであります。

○内之倉成功議員

今、町長のほうから私に対して地域のリーダーという一つの言葉を出されているようですが、私は、地域住民の考えを代弁し申し上げてるわけです。

しかし、確かにこの問題については、私一人の考えでどうすることもできない。ただ、今先ほどから絶対にこの問題については、公害は出ないというような、ちょっと表現をされるようですが、この10条、11条、12条の中に町長の承諾というのがなければできないという項目があるのですが、現在の段階では、確かに土地、何も手をつけてありませんから違反はありません。

しかし、もし今後実施する中で、この買い戻し条項というのが、違反があった場合は買い戻しできるのか。そこをもう一度、町長に確認したいと思います。

○町長（井上 章三君）

この契約の事務手続きの問題といたしましては、当初申しましたように、違反、手続き的には一連の手続きがなされておりまして、違反した行為は見受けられないというふうに思っております。

そういう中で、町としては、その契約書の中にはございませんけれども、環境保全協定を結ぶということを前提としてこれを了解したいと、承諾したいということで、このことを法人のほうにも言っているわけでありまして、そのことが法的にどこまで効力があるかという問題はあるのですが、そういうことで法人のほうには強く申し上げているところでありますから、先ほど申し上げた形でもってぜひ向き合って話をしながら、この問題を当事者同士で整理をしないと、町の決断でできる問題ではありませんので、そこのところは御理解いただきたいと思っております。

○内之倉成功議員

今、町長は、はっきりと当事者同士で話し合ってもらいたいと言われますけれども、この土地を売却する段階で、こういう一つの地元の承諾がなければとか、またはやむを得ない理由がとか、こういう一つの項目が、この売買契約の中に出てくるわけでけれども、この問題について町としては、もし間違った場合については買い戻すことはできますか。そこをはっきりしてもらえないですかね。

○町長（井上 章三君）

この問題は、担当課長の財政課長のほうに答弁をさしたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

買い戻し特約の件になっていきますが、今のところは先ほど町長が申し上げられましたように、用途指定の10条、それから譲渡禁止等の貸し付けを含む場合の12条ですが、ここに基づいて関係者から申請書が上がってきております。

ですから、こっちが許可を出すだけというところになっておりまして、今のところは契約書に違反している条項というのではないわけであります。

○内之倉成功議員

今、課長の報告では、これは違法はないと言われますけど、この一つの契約書の中には、それぞれの文言が入ってるようですが、全く地元住民との話し合いの中で、もし不都合、不都合ちゅうか、疑義があわなかった場合についても、もう売却したわけだから、地権者のほうにすべての利があるという判断なんですかね。

○財政課長（二階堂清一君）

買い戻し特約といいますのは、この契約条項に違反した場合に限って動く条項であります。

ですから、この契約条項に違反すれば、当然買い戻し条項ということも考えられますが、それに違反してない場合は、買い戻しはできないというふうに考えております。

○内之倉成功議員

もう一度確認しますけれども、この地元の承諾書というのは全くもう意味がないんですかね。これもし地元が、これまで今まで話し合いの中で納得できずに、この承諾書にもし地元ができなかった場合は、これでもそういうものについてはだめなんですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

契約条項の中でございますが、それぞれ10条、12条については、先ほど財政課長のほうから説明いたしましたように、申請が上がってきている段階、ただまだ町長のほうでは、それは、承認はされていないということでございます。

ただし、先ほどから町長のほうからもありますように、協定書を結んだ時点で、これは良とみなすといいますか、承諾が受諾されたといいますか、理解ができたものということで理解するというようなこともあります。

ですから、そういうことでまずは先ほどからありますように、不安を解消する、とにかく地元の不安があるのであれば、それを集約しながら不安を解消するための話し合いをしていただくと。

そしてまたその上で、協定書をそれぞれの立場によって役場が中に入って、協定書を結んだ中で、それぞれ事業を進めていくということで不安を解消していくということであれば、それでいいんじゃないかというふうに考えています。

ですからそこではまだ、その時点で10条、12条については、申請を許可をしなければまだ動けないわけですので、町長の承認というのができないわけですので、協定がある意味で話し合いがついた中で、申請については承諾ということになると思いますので、そういうことで御理解していただきたい。

○内之倉成功議員

今、副町長のほうから、この地元との話し合い、管理協定なりそういうものがない限り、これは町長は認めないということによろしいんですか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

もう法律論争になってるようでございますが、いわゆる今回の売買契約に基づきます違反行為というのは現在認められないということでございます。

町としていかにして承認をするかという問題でございますが、これについては、やはり施設の特殊性から環境保全協定を締結をされたあとに、町長としては承認をしたいということでございますが、ただこれについても法的な拘束力はございません。

したがいまして、事業者が、自分の用途を変更するための承認申請でございますから、これらについて一定程度の期間、全く公民会のほうでそういう説明会も受けられない、あるいはそういう研究もされない。

そういう現在のような状況で一定期間を過ぎますと、やはりその事業者としても、その事業の業務妨害という問題等もあるかと思うんですが、先ほど冒頭で町長が申し上げられましたように、そういう事業に対するいわゆる違反行為とまでは行きませんが、反対行為に対してどう判断をするかというのは、これはもう司法の場であるかというようなふうに考えております。

町としては、やはり合法的にやられるものを、これをいつまでもそういう環境保全協定が締結をされないことをもって承認しないということについては、やはりその事業者そのものも、町に対するそういう損害賠償という問題等もあるようでございますから、いろいろそういう部分については、町としても判断がいたしかねる部分は含めて、弁護士とか、あるいは最終的にはやはりそういう司法の場の判断ということも必要になってくるんだろうというようなふうに考えています。

ただそれ以前にやはりやるのがたくさんありますから、そういう部分については、やはり公民会としてもぜひ精力的に取り組んでいただきたいと。現在はそういうお願いしかないと。

これは、いつまでも拒否をされると、次の段階になってくるんだろうと。ただ時期的な問題についてはいろいろありますから、そういう部分については、再度また公民会のほうとも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○内之倉成功議員

今の副町長のお話を聞くと、やはりこの協定を結ばない、地域住民がこの協定書に対して納得できないという形がもしてきたとしますね。その場合については、やっぱり強硬にやるということか。そこいらをちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが、私たち地域住民としては、とにかくこの養豚場は必要ないんだと、私たちの地域にはと。

ただこれは大きな水と環境的な形の中で、水田の水が枯渇すると、これはじだの中のことで、全く今のところでは判らないんですけども、これは例として、私の地域には養鰻場ができて、その周囲に1町何反もの水田が全く枯渇して作れなくなってる場所もあるわけです。

ですから、そういう意味で、私の地域は、この問題については死活問題だという大きなあれがあるわけです。

最後になりますけども、私たち地域では、本当に今までと同じおいしい水を飲み続けたい。山間集落でおいしい農産物を作り続けたい。臭気公害、汚水の出ない集落を維持したい。この3点を重点的に取り組んでまいりたいと思っていますので、とにかく集落はみんなが一つになって、この問題について真剣に考えてます。

ですから、ここに多くの集落の皆さんが見てますけれども、私は、一人の考えで言ってるんじゃないやありません。ここに参列されている地域住民の皆さんが真剣に考えておられます。年寄りの方

は、私はこういうものができてしまうと死んでも死にきれない、というような考えを持ってる人もいらっしゃる。

ですから、とにかく木渋というこの集落が、永続できるようにぜひ御協力を願うように努力していただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、3番、平田昇議員の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私は、今回の一般質問に現在、全国の地方自治団体が等しく重要視している住民参画及び住民と行政の協働という課題を取り上げました。

これまでの参加という言葉では、住民の自発的、積極的な行動をあらわしがたいのか、参画という言葉に置きかえられようとしている時世にならって、私も参画のほうを選びましたが、いずれをとるかにこだわる必要はないと思います。

そこでまず町長に伺いますが、町長は、住民の参画、住民と行政の協働を地方行政上の上でどのように意義づけをされるか。つまり、何ゆえに現在の地方自治体に住民の参画と協働が重要となっているとお思いか伺います。

次は、地域審議会についてです。合併してできたさつま町は、合併特例法によって地域の声を行政に反映させるため、地域審議会を設置しています。

そこで、町長は、本町各地域の審議会の活動状況をどう評価されているか。また、さらに町民が主体となってまちづくりを考えていくこの時世にあわせて、町全体を視野に入れた町民審議会、例えば、各地域審議会の代表に全町から公募に手を上げた人たちを加えて、さつま町のあり方を研究する。例えば、政策の形成。また例えば、町の監査委員、議会の決算委員と同じく自らも徹底した政策の執行の結果を評価する機能も発揮させる。

これも一つの住民参画協働の方式であると思うが、これを取り込む考えはないか。

以上、住民の参画と協働をどう定義づけられるか。なぜ今、住民参画と協働が重要なのか。

現在の地域審議会の評価はどうか。現在の地域審議会を、全町を視野に入れる町民審議会に発展させる考えはないか。以上、1回目の質問です。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま平田昇議員から2点の質問をいただきました。

まず第1点目の町民参加についてという問題であります。今日、町民参加から参画、あるいは協働ということが言われる時代になってきました。「三位一体改革」による地方分権により、今、本当の意味での住民とのパートナーシップや行政サポーターなど、協働による行政運営を一層強くしなければならない時代になってきたと考えております。

これからの行政は、地域の実態を的確に把握することから施策を展開しなければならないと考えております。

そのため、各種計画の策定においても、住民代表を入れたワーキング方式による会議などを行い計画に参画していただきながら、それを計画に反映するとともに、地域活動等への支援を行い地域コミュニティ力の向上に努めてきているところであります。

また、さまざまなイベントにつきましても、行政が主導して行うのではなく、民間団体や実行委員会方式により、より柔軟な発想で効果が上がるように、住民と行政が協働して取り組む方向

に転換しているところであります。

来年は、地方自治法制定60周年という年を迎えますが、地方分権の推進がいわれる時代であります。地方自治の主役は、突き詰めれば住民の皆さんでありますので、パートナーシップを発揮して、地方自治の新時代をともに築いていきたいと考えております。

次に、町審議会の設置についてという御質問であります。地域審議会につきましては、合併後のまちとして、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、また、合併に対する住民の不安を解消する必要があることから、旧町の区域ごとに合併特例法第5条の4に基づき設置をしております。

これまで旧町においては、長い年月をかけて地域の個性や知恵を生かした地域独自の取り組みが行われてきております。合併後、それぞれの地域と新町の行政との連携協力関係を強めるためにも、地域審議会は重要な役割を担っていると考えております。

これまでの地域審議会の会議におきましても、それぞれ異なる視点で課題や意見が出されておりますので、これらに対応しながら町の一体性の確保を図ってまいりたいと考えてやってきました。

制度的には、旧町ごとであります。早い段階での一体性の確保を図るという点においては、審議会も一体化したほうがより好ましい、あるいは調整が進みやすいと考えるところもあります。その意味で、議員御指摘の恒常的な町審議会の設置というのも、一つの方策として考えていかなければならないと思っております。

現在、町長の諮問機関であります町振興計画審議会には、各地域審議会からの委員も含まれておりますので、これらとの関係も検討しながら、地域住民の意見を集約し、これを行政施策に反映できる審議会の仕組みを検討してみたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

地方にある私たちは、今は国や県からの指示を待つ時代ではなくなった。ある課題を持って県を訪ねた私はそのことを実感しました。「これからは、各地方公共団体が国、県の指示を待たずに、自らの判断で決定する時代です」と言われる。

では、今までお上頼り、行政頼りでできた私たちのまちを、自らの進路は自らで選択して進めるまちにするには、どんな町民で構成されるまちでなければならないか。

私たち町民が、自治意識に目覚め、つまり税金の使い方を監視する目を養い、町の進む方向に自分も意見を持つ。また、町が直面する難題に自分の意見を持つ。そして、それを解決するための政策形成にも自らの意見を持って加わり、決定した政策の推進にも協力していく。こうした町民で構成されるまちでなければならない。これが、住民の参画と協働で進むまちであります。

では、住民の皆さんから、主権者としての参画・協働をいただくために、町長はどんな努力をされてきたか。それで住民の参画と協働の機運が、少しは醸成されてきたと思われるかどうか。これを伺います。

○町長（井上 章三君）

我が町は、合併をいたしまして、新しい規模でまちが誕生いたしました。

合併をしたことによりまして、それぞれの旧町の歴史というものを引き継ぎながら、旧町のそれぞれのいい点、あるいはまた考えてきたこと、そういうものを一つに結びながら、新町の建設計画というのが、合併協議会でも作られ、そしてそれを前提としながら、新町さつま町としての振興計画を1年目に作るという作業をしたわけであります。

まず、町全体を見渡しながら、どういう計画のもとにこの町を進めていくかという大枠の計画

をしっかりと立て、そしてそれを基本としながら、いろいろ時代の流れとか、またいろいろな課題も次々と起こってくるわけでありますが、その振興計画を基本としながら、まちづくり・地域づくりというものをそれぞれにまた進めていくと。その柱を立てないといけないということで、1年目はそれを取り組んでまいりました。

そして、この地域のそれぞれの活動を支援するという事業なども立てながら、地域の活性化を図ってきたわけであります。

これはまさに各地域地域のそれぞれの課題を、特色を、できるだけ住民の努力で、自分たちで考えて、そして自分たちで取り組んでもらいたいということで、地域活動支援事業と。これは、大きな柱の一つにしてきたところであります。

これはまさに住民参画という形での第一歩に、大きなまた一歩になっていたんだと思います。

そういう中で、2年目に豪雨災害というのがありました。豪雨災害からの復興という問題に関しましては、国や県も非常に地域住民に気を使いながら、これからのまちづくりにつながるようということで、川をこれからどういうふうに最終的に川づくりをしていくか。そしてまた、復興計画もどういうふうに作っていくかということで、非常に住民参加型のそういう計画づくりというものを企画していただきました。国もいろいろと一生懸命配慮していただいているなというふうに思ったところであります。

そして、これを住民の気持ち反映したまちづくりにつなげたいということで、私も取り組んでまいりました。

そして、先ほど申し上げましたように、いろいろなまた具体的な計画づくりにおいても、できるだけ住民の皆さんの代表を入れながら、それぞれの健康づくりにしても、福祉の問題にしても、いろいろと住民の意見を聞きながら具体的な計画をまた作っていくと。

農業の問題もそうであります。今後の農業をどういうふうに進めていくか。生き生き農業プランというのを作る中においても、行政だけじゃなくて、農協、あるいはまた技連会の人たち、そしてそういう農家の、一生懸命やってる方々の意見を反映する形の中で一緒になって作り上げてきているわけであります。

イベントもそういう形で、住民の意見というものをできるだけ尊重しながら、イベントを作り上げていくという形をとってまいりました。

そういう意味では住民参加型、そして町民の参画という形の歩みというのは、一步一步進んできているのではないかと。本町は、そういう方向に進みつつあるというふうに認識をしてるところであります。

○平田 昇議員

町が直面する重大な課題には、全町民が行政と協力して取り組まなければなりません。これが協働の定義であります。

町財政の危機、これは今、我が町が直面している最大の難題であります。さつま広報12月号に詳しく説明されていますので、内容には触れませんが、町民に実態を伝える、正しい情報を伝える。その情報伝達が早かったか、遅かったかは別にして、町内に正しい情報が伝えられた。これが住民参画の前提であります。担当課の意気込みを評価します。

私は、正しい情報をいち早く町民に伝える。これこそが、住民の参画と協働を得るための絶対条件であると信じます。

しかし、条件はこればかりではない。町長の行政に取り組む姿勢が、町民に信頼されていること。これも町民の協働を得るための絶対条件であります。

私は、総務常任委員として、研修視察に出向いた二丈町というまちで、その取り組みの例を知

ることができました。

この町長は立派な指導者です。本町と比べると、優位な各財政指数を持つまちの最高指導者の理念と実務の取り組みです。町の財政が将来厳しく落ち込むことを予知した町長は、それは町民との協働で乗り越えようと、町長就任の際に公約された。その町長は、徹底した情報公開に努め、将来を担う子どもや中学生たちまでとも話を進めておられると。

私は研修会場で、ぜひ町長とじかに話をさせてください。生の声を聞きたいと願い出たのですが、忙しくて出席できないということで直接話ではできませんでした。

研修から帰ってからも、その町長の生の声をどうしても聞きたくて、何回か電話をする中でようやく話を聞くことができました。こんな話をされました。「10年以上も前の課長、助役時代からやらなければならないと思っていたことをやっているだけで、どこの町長でも取り組んでいることを自分もやっているだけだ」と言われます。

私に説明された行革での正確な数字は記録できませんでした。が、「職員の数を思いきり厳しく削減したので、職務に当たる職員の複数による不平、不満の声も聞いたが、真剣に取り組んだ結果、自分の能力、可能性を発見できたと喜んでいる」と、町長はうれしそうに「まず職員が変わることだ」と言われる。

住民との対話は欠かさない。主権者である住民に個人情報以外の情報は、すべて公開していく。定例会の会期中以外は、週に二、三回、自分から、または地区からの要請にこたえて懇談を重ねていると。皆さんも胸を開いて私と語り協力してもらえると。ほかにもいろいろ話されましたが、その一生懸命さにこれこそが今の地方自治体が求めている町長であり、その熱意こそが住民の協働を生み出すのだと私は感動して、話をいただいた町長にお礼を申し上げた。

繰り返します。このまちの町長の協働を生み出したものは何か。町民の協働を生み出したものは何か。正しい情報の伝達と、一生懸命にまちづくりに取り組む町長への町民の高い信頼感です。町民の感動です。

ところで、井上町長。井上町長は、町民から信頼を得ていると思われておりますか。町内には、井上町長に不信の念を持つ人が多いのです。私もその一人です。

町長の経歴の問題から信頼できなくなった。法務省が発行した公文書を情報の捏造だとか、悪意に基づく行為だと片づけて、何ら踏み込んだ調査をした上で抗議をしようとしな。または反省の姿勢をとろうとしな。これが、町長に疑問を持つ町民に町長が示すべき態度だろうか。以来、私は不信任を持ち続けている。

最近ではいろいろある中で、昨年の豪雨災害による大勢の被災者の中から、特別に一人の人に294万9,000円の補償金を出している。何を根拠にして補償金を出したのか。旧町鶴田は、つるだ荘の管理をその人に委託した。その人は、町との取り決めもないのに、その施設を住まいに、また、市場に売り出す商品をつくる作業場にされた。

町長は、それを黙認してきた。そして、その施設に持ち込まれていた管理者の私的財産を昨年の大洪水で損失された。行政はその場合、損失を補償する等の取り決めもしていないのに、弁護士から幾らかは補償すべしとの言葉を受けたからと、294万9,000円を補償した。公正な行政執行ではない。

気の毒な被災者であることを知りながら、こんな発言をするのは私もつらい。しかし、ほかにも大勢の被災者がおられるんです。行政は、議会は、私情が働くところではない。公平正大でなければならない。それが行政でなければならない。

井上町長のこんな行政執行を見逃せばどうなるのだろうか。井上町長に疑問の念を持つ者は、私ばかりではありません。多くの人が井上町長に首をかしげています。

ある歴史家が、歴史上の人物は100匹のオオカミの群を1匹のヒツジが指揮する部隊より、100匹のヒツジの群を1匹のオオカミが指揮する部隊のほうが強いと言ってるんです。先頭に立つ人の強い指導力、重要性を物語ってるんです。町の将来は、町民の先頭に立つ町長の指揮能力にかかっているんです。

井上町長が町長の先頭に立つ姿を見たことがないと、多くの人も言います。

井上町長は、このように町民に不信の念を抱かせながら、財政を立て直し、まちづくりへ進むための町民の協力が得られると思われるのか。

井上町長の任期4年間は、何ら実績のない空白の4年間どころか、マイナスを蓄積する4年間に思えてならない。町長、このように井上行政に希望を見出せない私に、厳しく反論していただきたい。

○議長（濱田 等議員）

申し上げます。ただいまの発言は、通告外にわたっておりますので注意いたします。〔「どういことですか」と発言する者あり〕

町民参加についてという、今の発言を具体的にそれじゃ、やっぱり表の中に入れてもらいたいわけです。〔「町民参画、そういった結論が出るのが町長の姿勢だということを言ってるんですよ」と発言する者あり〕

であれば具体的に書いてくださいということをいつも言ってますがね。〔「通告をせろ」と発言する者あり〕

はいそうですよ。〔「それぐらいはちゃんと知っとらんといかんでしょう、町長たる者が」と発言する者あり〕

いやいや、それは、議員の皆さん方十分わかってると思うんですが、やはり具体的に通告しなければ答える準備もありますので。〔「答えられなかったら、答えなくていいですよ」と発言する者あり〕

それじゃ議長からの注意です。井上町長、どうぞ。〔「はっきり答え。哲学を持ってるはずだ」と発言する者あり〕〔「静かに」と呼ぶ者あり〕〔「なんだあ」と呼ぶ者あり〕

○町長（井上 章三君）

この町民参加という問題に対して、正しい情報の伝達ということは大切だとおっしゃったことは、そのとおりだと私も理解をしております。

財政の危機の問題で言われましたが、この財政的に我が町は、合併してスタートしてから見る見るうちに非常に厳しい状態に追い込まれております。

これは、我が町だけでなく、全国の町村がそうなんですけれども、我が町は、負債が比較的大きかっただけに、またそこからの健全化という問題は、大きな課題であるということを痛感しながら、そして財政課、あるいはまた関係各課と打ち合わせをしながら、この問題をまず健全化を図らなきゃいけないということで、内部にもこの予算編成などのときに真剣に話をし、そしてまた、町民に対しても町の財政的な実情というのはいろいろと訴えながら、そして御理解を求めてきたところであります。

財政課においても、いろんな箇所でその話を何回もやっておりますし、私もいろんなところでそういう町としての取り組み、気持ちというのを話をしてまいりました。

我が町は、合併をして非常によかった面もあるんですけれども、そういう財政的な問題で大きな思うように仕事、前に進みにくい財政的なネックというのを抱えているというところからスタートをしております。うちだけじゃないんですが。

それと先ほども申しましたように、振興計画を作り、そして新しいまちとしてどういうふう

一体感のある、そしてパワーのある、魅力のあるまちを作っていくかということで、計画づくりをし、しかしその中でまた重点プロジェクトも定め、そしてそれぞれの部門における具体的な目標を立てながら、新しいまちのスタートを切ってまいりました。

そういう中で、私は成果が上がりつつある点が幾つもあるというふうに思っております。

しかし、そのさなかに豪雨災害というさらに大きなまた試練を受けたわけであります。この見たこともないような大きな試練に対して、どうこれを乗り越えていくか。このためには、本町の持っている力だけでは、とても解決はできないわけでありますので、国や県に対して私も必死になっていると行動をしながら、その流域の行動の中心になって訴えてきたというふうに思っております。

また、私なりに今までの経験の中で、関係のある人脈、いろんなものも最大限に活用しながら、この問題に取り組んできた。これは、長期間かかりますけれども、概ね大きな支援をいただきながら、この災害復興というものに対しては、今かつてない復興の方向性というのが見え始めているということで、この点についても、大変大きな波であったけれども、乗り越えつつあるのかなと。課題はまだありますけれども、乗り越えつつあるのかなと思っております。

課題はいろいろと我が町はあります。やらなきゃいけないこともいろいろあります。しかし、一度にできるという状況ではありませんから、時間をかけて一步一步進めていかなきゃいけないと。時間がかかる面もあります。

そういうことで、議会の皆さんともその折々に協議をしながら、このまちを進めてまいりました。

私を批判する方々がおられるとしても、それはある面で当然だろうと思っています。全部の方々にいいようにできるわけでもありませんし、また、過去の選挙においてやはり非常に厳しい戦いをしてその結果が出ているわけでありますから、それを非常にくやしく思っておられる方々もたくさんおられるだろうと。そしてその方々は、折に触れて井上を厳しく見ておられるだろうし、また、批判の声にもつながるだろうというふうにも思っています。

しかし、私はそういうものがたくさんあってもやむを得ないと。しかし、やることを一步一步進めていくんだということで取り組んでまいりました。

先ほど、つるだ荘のことを言われましたが、この問題は議会の皆さんにも説明をしながら議会全体の御理解の中で、この件は既に議会の意思としてそれは良しとされた問題であります。

平田議員だけが反対をされましたが、これは議会の決定の結論が出た問題であります。

それを議会の意思を無視して、いつまでも反対を言い続けるというのは、私は正当ではないのではないかと、〔「不正があるからだ」と発言する者あり〕というふうに思っております。

そういう点で、我が町はたくさんのいい意味での課題も持っているし、また取り組まなきゃいけないいろいろなまた各地域地域の問題もあります。

先ほどありますように、旧町の方々は合併をして本当に良かったんだろうかと、周辺においては心配されている方々もたくさんいます。

そういうことも含めて、一体感のあるまちをどういうふうに作っていくかということで、私も苦心をしながら、また、町が大きくなったわけでありますから、細かいところの実情はなかなか判らない点もありますので、時間をかけて足を運びながら、だんだんいろんなことを理解しようと思っております。

そういう点で、私の動きが見えないとかいろいろと言われる面もありますが、私なりには自分として体力、気力の限界に挑戦して、この仕事を今までやってきたと私は自負しております。

これ以上に何ができただろうかと、私はこれでもう、どこまで自分が頑張れるかなと思うぐら

いに、スケジュール的にも殺人的なスケジュールを乗り越えながらやってきたというふうにも思っています。

それは、今の時代において、やらなきゃいけないいろんな課題があるために、それに対して私は一生懸命とにかく取り組んできた。

○議長（濱田 等議員）

発言は簡明に願います。

○町長（井上 章三君）

思っております。

そういう点で、その結果として批判されるのであれば、それはそれでやむを得ない。私の足らなかったところだと思うところではありますが、私としては、そういう気持ちの中で歩んできました。〔「質問なし」と発言する者あり〕

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ延会したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。本日はこれで延会します。

延会時刻 午前11時48分

平成19年第7回さつま町議会定例会

第 3 日

平成19年12月12日

平成 19 年 第 7 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 19 年 1 2 月 1 2 日 (第 3 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(19) 柳田 隆男	1 北薩地域振興局農林水産部の存続について (1) 北薩地域振興局の統合が予定されているが、引き続き本町での存続要望の運動を展開すべきであると思うが、町長の見解は 2 名誉町民条例について (1) 名誉町民条例については、新町において調整するとなっていたが、その調整内容は
2	(15) 別府 静春	1 千年の森指定について (1) 千年の森「悠久の森」として、町有林内一団地を指定する考えは。 合併前、合併後の一般質問で千年の森設置について質問し、できるだけ早い段階で実施できるように進めたいとの回答を得ているが、指定団地として神子字建山（25.9ヘクタール）を指定する考えは 2 古木・名木等の指定文化財について (1) 古木・名木の文化財指定状況について (2) 旧薩摩町の古木と名木の調査要領を参考に、新制さつま町として調査統一し、文化財として指定する考えは (3) さつま町の植物、古木・名木等の文化財保護条例制定の考えは (4) さつま町町民表彰実施要綱に古木・名木等の保護者推薦基準を設け表彰する考えは
3	(17) 日高 政勝	1 今後の財政運営の展望について (1) 平成 18 年度決算を踏まえての平成 20 年度予算編成への反映事項及び予算編成方針等は (2) 自治体財政健全化法に基づく指標基準への対応策は (3) 公債費負担適正化計画の達成見通しは 2 町の特産品開発について (1) オンリーワンのまちづくりを目指した三つの重点プロジェクト

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
		の一つに「地域資源活用プロジェクト」がある。町の特産品開発についての取り組みは (2) 附加価値を高め、観光資源として開発推奨するため、官民一体となった研究組織を立ち上げる考えはないか
4	(10) 新改 秀作	1 集落営農の推進について (1) 集落営農推進の現状と課題は (2) 米価格低迷の中での集落営農の推進策について (3) 兼業農家への参加方策について 2 学童保育について (1) 現在「子育て支援事業」として町内で行われている学童保育の状況は。また、今後どのように対応していく考えか
5	(23) 中尾 正男	1 つるだ荘について (1) 昨年の豪雨で被災したつるだ荘は、復旧の計画もなく閉館されている。このままでは、負の資産を後世に負わすことになる。 解体撤去し泉源を含め、土地の有効利用を図るべきでないか (母子センターを含む) 2 新庁舎建設について (1) 新庁舎建設については、合併直後から検討委員会が設置され、その後、作業部会も設けられ検討が続けられていると思うが、検討内容が明らかにされていない。検討内容、検討結果は
6	(8) 麥田 博稔	1 平成20年度予算編成について (1) 町長として、約3年間予算を編成されて、自身の選挙公約10項目に対する反省と評価は。また、それを平成20年度予算にどう活かすのか
7	(21) 岩元 涼一	1 火災予防対策について (1) 違反対象物（特に宿泊施設）に対する防火指導策は 2 収納対策について (1) 町税などの未収に対する取り組みがなされているが、実効が上がらない。対策を強化すべきと考えるが、町長の考えは

平成19年第7回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成19年12月12日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主査	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教育委員 長	小 牧 紘 一 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
福祉課 長	日 高 昭 治 君	担い手育成支援室長	久保蘭 純 隆 君
消 防 長	田 上 泉 君	教委文化課長	川 添 俊 行 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
税 務 課 長	下 市 真 義 君		
町 民 課 長	愛 甲 洋 文 君		
行政管理室長	萩 原 康 正 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年第7回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

19番、柳田隆男議員の発言を許します。柳田議員。

〔柳田 隆男議員登壇〕

○柳田 隆男議員

おはようございます。本日のトップバッターというようなことでありますが、トップバッターにふさわしい内容になるか、ちょっと疑問であります。一生懸命つとめますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速質問に入りますが、北薩地域振興局農林水産部の存続について、まず御質問をいたします。鹿児島県が、ことし4月に出先機関を総合事務所化して設置した地域振興局は、本庁各部と同格になり、管轄地域を所管する横断的な組織になりました。北薩地域振興局の本所庁舎は、薩摩川内市に設置してありますが、農林水産部につきましては本町さつま町にあります。

農林水産部の組織機構といたしましては、農林水産総務課として旧農林と旧耕地の総務課で11人の職員、農政普及課として旧農林の農政課、畜産課、旧普及センターで32名の職員、農村整備課は旧耕地の総務課以外の課で16人、林務課は旧農林の林務課、森林土木課で16人の計75名の職員が勤務しておられるようであります。

新聞報道によりますと、今回統合できなかった支所等は、一部を除き2010年度から統合するとのこととあります。さつま町にあります農林水産部につきましても、農政普及課の一部を残して本所に統合されるとのこととあります。

そこで、こうした状況の中で、町長は、鹿児島県の行革推進の一つである出先機関の統合、また、この結果に対する町民の評価を、本件推進役の委員であった町村会長の立場から、どのように評価されているのか、お伺いをいたします。

農林水産業を主幹産業とする我がさつま町にとりましては、農業共済組合並びに森林管理署、そして昨日は、森林組合の臨時総代会が開催され、来年の7月1日をもって事務所を本町に置くとのこととありまして、まさに自他ともに認められた農林業のまちであります。

また、国道が3本交差するなど交通の要衝であり、通勤1時間圏域は、薩摩半島がエリアにあるという地理的条件も整っております。

さつま町の農林業の充実、発展はもとより、町に対する経済効果もかなりのものが見込まれる農林水産部を引き続き本町に設置していただくよう、県に強く要望していく必要があると思いますが、現段階ではどういう状況なのか、今後の対策はどうされるのかを伺っておきたいと思っております。

次は、町民条例についてであります。合併協議で名誉町民については、「新町において調整する。ただし、旧町の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする」ということで協議が整っております。名誉町民につきましては、旧鶴田町には制度そのものがなかったようであり、旧宮之城、旧薩摩だけがこの制度があったようであります。

特に今回お尋ねしたいのは、名誉町民表彰の該当者が亡くなっておられる方、いわゆる故人も

該当するかどうかであります。旧宮之城町の名誉町民の称号を贈られた方は、生存者だけでありますが、条例は、生存者や故人のことに触れておりません。私は、亡くなられてから故人の実績や功績が評価される場合が多々あると思います。

そこで、当然故人も、亡くなられた方も該当すると思われませんが、調整内容はどうなっているのか、故人は該当するのかどうかをお伺いをいたします。

〔柳田 隆男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。柳田隆男議員のほうから出されました質問の2点に対してお答えしたいと思います。

まず、北薩地域振興局農林水産部の存続についての関係であります。平成17年12月に、県は、県政刷新大綱を踏まえた組織機構改革方針を発表され、出先機関の所管区域の広域化とともに、出先機関を集約し総合事務所化を図る計画を打ち出されました。

これらを受け、本町におきましては、農林業が基幹産業でもあり今後の中山間地域対策や担い手の育成など、積極的に取り組んでいく必要があることなどから、18年6月と10月に鹿児島県の出先機関に係る組織機構改革に関する要望書等を提出し、3事務所、すなわち農林事務所、耕地事務所、農業改良普及センターの存続を県へ要望してきたところであります。

しかし、昨年12月御指摘のように県は、3年間の経過措置としての存続を決定するとともに、そのあとは、農業改良普及センター部門を駐在機関として残すものの、平成22年度から北薩地域振興局農林水産部は、薩摩川内市に統合する決定がなされたところであります。

このような状況の中、本町といたしましては、北薩地域の中心部に位置し交通アクセスが良い面や農林関係の各機関も本町に集約されている面など、立地の優位性を踏まえ、また、他の関係機関団体の再編統合等の状況も見きわめながら、今後の対応を考えていきたいと考えているところであります。

次の名誉町民条例の件でございます。これについては、御指摘のとおり合併協議で「新町において調整する」としていたところであります。

旧町では、宮之城町で3名の方、薩摩町では2名の方に名誉町民の称号が授与されており、合併協議では、旧町での名誉町民称号を授与されていた方々は、新町に引き継ぐこととしておりましたが、いずれの方も死亡されておりますことから、条例は、新町において新たに制定することにしたようであります。

現在、条例の制定に向けて準備を進めております。その中で、死亡した方に対して行う、いわゆる追贈と、追加の追に贈るという追贈であります。追贈については、死亡後においてその方の功績等が評価されることも多くあることから、多くの自治体が追贈の規定を定めているようであります。

このようなことから、名誉町民条例の制定に当たっては、死亡された方に対する追贈の規定も盛り込む方向で現在検討しているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○柳田 隆男議員

それではまず、地域振興局農林水産部の存続についてから順次お尋ねをしていきますが、先ほど、いわゆる県の町村会の会長としてこの改革の委員として地域振興局を設置されたわけですが、この評価というのは町長はどう考えていらっしゃるのか。

それと、大隅町にあります県の出先の曾於畑地かんがい農業推進センターは、既に存続は決定

してるというようなことでお聞きしているところではありますが、この決定的な要因というのは何であったのか、判っておればお知らせいただきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

今回の組織機構改革の中で、このような決定がなされたということをどう評価しているかということでございます。私も県のこの組織機構改革の検討委員会の委員になっておりましたので、その立場においてもこの農林関係の拠点というのは、ぜひ我が地域に置いてほしいということは、そういう機会を通して申し上げておりましたし、また、この地域の枠組みという問題においても、できれば伊佐地域も含めて一緒になるともっといいのかな、という意見も出したりしておったところでもあります。

結果として、県の方針が決定されて、先ほど確認をしたような内容になったわけではありますが、3年間の経過措置ののちに薩摩川内市に統合するというような方針が出されたということに対しては、我が地域としては、あるいは私自身としても、こういう決定に対しては満足しているものではありません。いろいろと申し上げてきたことが、十分に理解され、あるいはまた、要望してきたそういう経緯というものが、そのごとくなくなっていかなかったということに対しては、残念に思っているところでもあります。

ただ、今後に向けても、タイミングをとらえて要望運動を展開すべきであると思っておりますが、今こういうような形でスタートしたばかりでありますし、また、薩摩川内市との関係だけで言えば、こうだということは言いやすい面もありますが、阿久根市、あるいは出水市という大きな市が今度入ってくる中で、それぞれにまた自負心もあり誇りもあり、それぞれ皆さん考えておられる中で、我が地域に引っ張ってくるということは、それなりのまた新たな説得材料というものを情勢を踏まえて、それをよく把握しながら、攻めるときには攻めると。

そしてまた、そういう方々にも納得してもらおうと、了解してもらおうという内容がないと、同じことの繰り返しでは、これは効果はないだろうというふうに思っておりますので、おっしゃいましたように昨日は、この森林組合の広域合併に向けての臨時総会が4地域においてなされて、そしてそれぞれ合併を承認されたということで、北薩森林組合というのが来年の7月1日にスタートするということが確定したということになると思います。これは、大きな一歩前進ということであったと思っております。

農協の合併等も模索されておりますが、今のところちょっと停滞状態であるというふうに聞いております。あるいは畜産関係の家畜市場の統合問題に関しましても、今子牛の値段がいいということで、どこも統合ということに動かないということで、これもなかなか話が進まないという状況にあります。

それで、今は我が地域にこの農林水産部門は置いていただいて、そしていろんな実際の活動が始まっているわけではありますが、これで本当にこれがいい、というそういう実績も出してもらわないといけませんし、そして川内に行くよりはもうこのままがいい、という声がまた高まってくるようであれば、それは追い風になるわけありますので、そういう方向になるようにまた我々としても努力する部分があるかどうか、そしていろいろと有利な条件というのをもう少し積み重ねながら、そしてタイミングをとらえて一気に交渉をするといいますか、運動を起こすという、そういうふうにしなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているところでもあります。

大隅地域の件に関しては、よく把握しておりませんので、だれか判ってるかどうか、判ってれば答弁をさせたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

私も詳細には把握しておりませんが、曾於地域におきましては、それぞれ国営の畑地かんがい

ということで、国の出先が入ってる、そういう一つの畑作の振興ということで、それぞれ力を入れてる分野があるということから、支所ということで決められたということ、そんなふうに理解しております。

○柳田 隆男議員

今町長の答弁で、振興農林水産部の今の段階での実績というのも出してもらいたいし、というようなことではありますが、こっちのほうから仕込んで、作り込んでいかなければいけないものというの、たくさんあるんじゃないかというふうに思います。

そんな中で、ソフト的なもの、あるいはハード的なものがありますが、町長は、町村会長という今立場でられます。これまでのその経緯から今の答弁では、一気に交渉していくというようなことで答弁をされましたが、徐々に詰めていかなければ、いきなりというのは無理も生じるような気がしますし、今から間に合うのかどうか判りませんが、これまでの県の機関にこうしたことで折衝をされているのかどうか、感触はどうであるのか、どう感じておられるのかをお知らせいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

現在までのところは、特にこの内容について私自体は余り動きをしておりませんので、感触とかそういうことは判っておりません。

○柳田 隆男議員

折衝をしていないというようなことではありますが、先ほど言いましたように間に合うか間に合わないか判りませんけれども、適切なところで適切な時期に折衝をしていただきたいというふうに思うところであります。

特に今、町長、議長ともに県の会長というようなことでありまして、まずこうしたことは、もう二度と本町にとってはないのではないのかなという、本当にいいチャンスであります。このような条件がそろった良い時期に、お互いに町長、議長連携を深めて、総力を挙げて対処すべきであるというふうに私は思うのでありますが、町長いかがでしょうか。

○町長（井上 章三君）

今のこの役職というのも任期もございますので、いつまでやっておれるかは判りませんが、この任にある限り、それはそういう立場を生かしてまたできる努力は、今御指摘ありましたように、最終的なそういう運動の場面と、それまでのまた期間においてなすべきことと、両面を見ながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○柳田 隆男議員

もうちょっと具体的にこういうことを考えているんだ、というようなのがあればお聞かせいただきたいと思うんですが、先ほど農協合併統合も言われましたけれども、この農林水産部の存続には、農協合併等も視野に入れた検討をしている、というようなこともお聞きしているところではありますが、さつま町独自でできる問題ではないし、関係市町並びに関係団体の協議というの、相談というのかなり必要になってくるんじゃないのかなというふうに思うところではありますが、そのことについては関係団体等に協力を求めるべきであるというふうに思うんですけれども、そのことについては町長はどうお考えですか。

○町長（井上 章三君）

農協の合併に関しましては、農協の事情というのもございますので、余り入り込むということもできにくい点もあるかとは思いますが、お互いの組合長さんたちと顔を合わせる機会がございますので、いずれにしてもさつま農協の組合長に状況を確認しながら、私の立場でまたやれることがあるかないかということは、また感触をつかみながら判断してまいりたい。そして、できる

ことはやらなきゃいけないというふうに思ってるところであります。

○柳田 隆男議員

今さっき言いましたとおり、町長、できるものはそれは判ります。どういうことをやっていくんだという構想があればお知らせをいただきたい。町を挙げて存続運動に取り組むべきであるというふうに思いますけれども、例えば、署名運動等を展開すべきではないかというふうに思うんですが、そこら辺を含めてこういうことをやっていきたい、というお考えがあればお知らせいただきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

時期というのもありますから、余りこの問題に対して今の時期から署名運動とかやるということとは、かえって薩摩川内市にしろ、出水市にしろ、感情を少し損なう面が出てくる可能性があるということもあります。

県自体の決断をするにも、薩摩川内市、出水市、阿久根市、長島町もですけれども、そういうところのある程度の理解、了解というのもないと進みにくいということもあると思いますし、そこらに対する普段の「やっぱり農林関係は、さつま町にあって道路もいいし、またいろんな機関もそろってるし、ここがいいよね」ということを皆さんが納得できるような、あるいはまた、薩摩川内市は自分のところに来る分に対しては、もう歓迎しておられると思うんですけれども、この部分はさつま町に残すという手もあっていいんじゃないかというふうに、ほかの地域も支援してもらえるような雰囲気づくりというのはしていく必要があるんじゃないか。

これは、お互いの信頼関係を基盤として話がまたそういう気持ちも進んでいくわけでもありませんし、また、それを言えるような材料を幾つも持って、機会をとらえながら言わないといけないというふうに思いますので、こういうふうになってまたどのような利点があり実際にいいという、そういう材料を今後もっと探しながら、そういう方向に向けて努力をしたいというふうに思うところであります。

○柳田 隆男議員

先ほど町長の答弁によりますと、平成22年がその時期であるというようなことで答弁をなされましたが、今の例えばこの署名運動につきましては、早ければというようなことで答弁をなされましたが、あと2年しかないんですよ。2年しかない中で、早いのかどうか。時期がどうなのかというのももちろんですけれども、時期、方法というのを考えたら、もう早くはないと私は思うところであります。

材料も探しながらというようなことであります。この存続運動につきましては、これまで論議しましたようなソフト的な取り組みと、農業の振興策などハード的な取り組みでのアピールというの、私は、もちろん必要であるというふうに思うところであります。

そこで、町長は、本町が農業政策で他の市町村に誇れるものは何であるというふうに考えていらっしゃるのか。また、今後、町長が考えていらっしゃる農業に対する政策、ほかのところにないものをアピールできる、そういう材料を示して、さつま町に農林水産部を置いていただける材料づくりというのを、どういうことを考えていらっしゃるのか、考えがあればここでお知らせをしていただきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

農業面において、我が地域がほかの地域に優れている面という点におきましては、一番は畜産という点で優秀な雌雄牛が何頭もおりますし、そのもとに市場もあり、ここがその拠点になってるという、そのことは頭数の問題とか、いろんなことで増減はございますけれども、畜産という問題は、大きな一つの核になってると言えるのではないかと思います。

我が地域は、米を中心とした稲作地帯でございますから、稲作地帯というのがなかなか今生産量という、あるいは生産額という点では苦しんでいるわけではありますが、それに対して担い手育成支援室を中心として、今一生懸命対策をやっているということでもあります。

農業の総生産という点に言えば、出水地域のほうがはるかに大きな地域でありますから、我がさつま農協も、出水のほうの農協にはかなわないぐらいの生産額を向こうのほうは上げてるといふ面もございます。内容がまた違いますから。

そういう点で、それぞれ地域性というのもあり、特色というのはあると思いますが、そういう点だけでなく我々がずっと主張してまいりましたように、それぞれの地域を結ぶ交通の要衝にあるというような点というのは、もっと売り出せるところだろうと思いますし、そして特に林業関係においては、北薩森林管理署がこちらに来ていただいたということもありますし、いろいろな各機関の事務所がここに集約される形になってきているということは、大きな我々にとって有利な面ではないのかなというふうに思っております。

また、実際に動いてみてここにあったほうがその動きがいいと、もう場所もあるわけですから、そういう点でそういう利点というのをもっともっとアピールしていくことが大切ではないかというふうに思っておりますし、農業面においては、さらにいろいろ転作の問題にしろ、あるいは園芸にしろ取り組んでいるものをさらに成果を上げながら、アピールできる農村地帯にしていくものだというふうに思っているところであります。

○柳田 隆男議員

特に変わった政策というのは持ち合わせていらっしゃらないようですが、例えば、農業特区、特別区域ですね、そうした一つの取り組み、例えての例ですが、今50アール以下の農地というのは、一般の人には買えないように農地法でなっておりますが、例えば団塊の世代を受け入れるために、10アールでも20アールでも購入できるような、そうした特区というのを取り組みをして団塊の世代を取り込んで農業の振興を図るというようなことなどを含めて、私は検討をしていただきたいというふうに思うところであります。

いろいろ申し上げましたけれども、特に本町に農林水産部を引き続き設置していただきたいというのは、町民の願いでもありますので、いろいろそれこそ知能集団が役場の中におられますので、知恵を出し合って引き続き本町に設置していただくように、努力をしていただきたいというふうに思うところであります。

次に、名誉町民について質問をいたします。ただいま町長の答弁の中では、亡くなられた方も該当するというようなことで調整をしていきたいというようなことであります。

そうしたことであれば、私は、先ほど町長のほうから畜産のまちであるというようなことを言われましたが、平茂勝号の類希な能力を見抜き、日夜その育成に努力され、見事全国に誇れる名牛、平茂勝号を育てられた故、徳重學氏がそれに値するのではないかというふうに思います。

平茂勝号の実績につきましては、私が申し上げるまでもございませんが、昭和60年代の薩摩中央家畜市場の子牛価格は、県下でも最下位で大変厳しい状況であったものを、この平茂勝号の誕生によりまして、現在では全国で1番か2番というような子牛価格を誇っております、川薩管内における牛生産農家への経済効果は、平成17年で65億円と言われておりましたので、現在では70億円は突破しているというふうに思われますが、さらには、この平茂勝号の後継牛として、勝忠平号や百合茂号も県下を代表する雌雄牛として造成されておまして、経済効果ははかり知れないものがあるというふうに思うところであります。

こうして薩摩牛の名声を高められ、現在の畜産基盤というのを築かれ、これは本町はもとより川薩の畜産の振興発展に多大なる功績を残されました故、徳重學氏こそが、万人が認める名誉町

民ではないのかなというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（井上 章三君）

今、議員が言われました方の功績は、今申されたとおりでもございますし、町民の多くが認めるところでもあると思うところではありますが、まだ条例を定めていない状況下においては確定した回答は、今のところは差し控えさせていただきたいと思っております。

○柳田 隆男議員

定めていないというようなことであります。これは早急に定めていただきまして、その時期がいつごろになるのか。そして、今私が提案申し上げましたことが、取り上げてみたいということになるのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

時期的なことは、担当課のほうの今準備状況、考え方をまた担当課長のほうから回答させていただきたいと思いますが、この方は、そういう点では十分検討に値する方だということは、そのとおりだと私も思っております。

○柳田 隆男議員

調整されていないというようなことであります。この名誉町民につきましては、町長が議会の同意を得て決定すると、これまではなっておりまして、早急に調整して定めていただきまして、ぜひ検討していただきたいというようなことで、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、15番、別府静春議員の発言を許します。別府議員。

〔別府 静春議員登壇〕

○別府 静春議員

こんにちは。通告書に従いまして、大項目2項目について質問をさせていただきます。

1項目の千年の森「悠久の森」として、町有林内指定団地として、神子字建山、面積25.9ヘクタールを指定する考えはないかであります。合併に伴う林業関係事業の一つの目玉として、千年の森事業については、宮之城町の例により新町において実施するとあり、平成17年12月議会で千年の森「悠久の森」造成について質問したところ、町長は「旧宮之城時代から検討されており、引き続き新町で検討しているところであり、合併したことで鶴田及び薩摩地区を含めて候補地が考えられないか検討しているとのことであり、千年の森指定を通じ町民一人一人が森林林業への認識を深め、あわせて本町の緑豊かな自然とその環境の保全を図り、自然と町民が共生するまちをつくる絶好の機会となり、町の貴重な財産を子々孫々まで引き継ぐことになると考えますので、前向きに検討する」と答弁されています。

指定するに当たり、町内のどこの一面を指定設置するかに迷っていられるのではと推察しているところです。県内の山を回りながら、40年間、山仕事一筋できた者として、また全国の有名林業地も研修で見て回っています。秋田県の秋田杉、栃木県の智頭林業、高知県魚梁瀬杉など。

そこで、指定団地として神子建山25.9ヘクタールを指定できないか。町有林、直営林807ヘクタールの3.41畝、分収林と合わせて1,630ヘクタールの1.6畝であり、一区画でまとまっています。

指定の理由として、1点目、川内川流域の本町最上流地にあり、水源涵養保安林として昭和35年11月1日付で指定されていること。旧3町内でも、この水源涵養林としての指定は、水源涵養林の機能を生かすべく早い年度で指定がされています。2点目、植栽から今日まで風水害などの災害を受けていないこと。3点目、杉4.17ヘクタール、ヒノキ19.24ヘクタール、広葉樹2.34ヘクタール、カヤ1.5ヘクタールと樹種が多様であること。4点目、鶴田ダム、

ダム湖として周辺が観光地であること。

ここで、高知県の有名な魚梁瀬杉千本山について紹介しますが、魚梁瀬ダム湖の上流に数百年を経た杉、ヒノキ、広葉樹が林立し観光のメッカとなっています。魚梁瀬杉のちょうどこの千本の山は、ダムから林道を1時間ぐらい行くようなところだったんですが、私が二十五、六年前行ったときには林道で舗装もできていませんでしたが、聞いてみますと県道に昇格して舗装になってるというようなことでございました。すばらしいこういう（資料を示す）木が林立しています。

このようなことで、私といたしましては、魚梁瀬ダム上流の千本山より神子山団地が地理環境が良いと確信しているところです。

平成20年3月議会までに条例を制定し、千年の森を設置する考えはないか、町長の見解をお伺いします。

2項目の1点目、古木・名木、我が町の木としての文化財指定状況についてであります、1990年、平成2年、環境省が自然環境保全基礎調査として巨樹、巨木林調査を、悠久の時間によって育まれた巨樹、巨木林は、我が国の森林、樹木の象徴的な存在であり、良好な景観の形成や野生動物の生息環境や地域のシンボルとして人々の心のよりどころなど、保全すべき自然として重要であるとの目的で、全国市町村に文化財指定状況を含め調査報告を求めています。

我が町の報告結果は、旧宮之城町1本、旧鶴田町2本、鶴田町においては文化財指定をした樹木でございます、旧薩摩町5本が報告されています。

なお、2001年、平成13年、鹿児島緑の基金、鹿児島県治山林道協会より「我が町、我が村の自慢の木」という趣旨のもとに、歴史的、文化的価値が高く、郷土の誇りとなるような樹木を県内各市町村から推薦してもらい、写真入りでパンフレットが編集され、我が町からは宮之城町イチヒガシ、旧鶴田町イチョウ、旧薩摩町イチヒガシが掲載されています。

このパンフレットは、平成13年度、牧園町高千穂で開催された第25回全国育樹祭で、全国からの出席者に配付されています。鹿児島の名木のものが紹介された樹木の一覧表でございます。鹿児島県の市町村から1本ずつ、我が町からも先ほど話したとおりのが（資料を示す）写真で出ています。

ところで、旧薩摩町におかれましては、この機を同じくして平成14年3月、薩摩町の古木と名木として町内の樹木を調査し、すばらしい冊子として編さんされ広く町民に紹介されています。これが（資料を示す）旧薩摩町で同じく14年に編さんされた古木と名木でございます。

この調査要領を見させていただき、調査編さんに携われた方々に対し深く敬意を表し、さつま町の指定状況についてお伺いをいたします。

2点目、旧薩摩町の古木と名木調査要領を参考に新生さつま町として調査統一し、文化財として指定する考えはないかであります、さつま町の指定文化財状況は、旧町間で調査、指定などの仕方が差があり新生さつま町に引き継がれているようです。私の知る限りでは、旧宮之城、旧鶴田管内にも古木、名木などはまだあるようです。郷土史研究員、役場林務係と一緒に、古木、名木、巨樹、奇形木、並木、社叢などを調査し、さつま町文化財保護審議会に諮問し、文化財として指定する考えはないかお伺いします。

3点目、さつま町植物、古木・名木等の文化財保護条例制定の考えはありますが、我が町は、知事の同意に基づいて景観行政団体、鹿児島県内第1号として認定を受けられたとのこと、大変喜ばしいことであり高く評価をしているところです。

そこで、町民に景観に関するアンケート調査なども実施され、景観計画の中には樹木保全の方針なども計画しなければならないようです。我が町の文化財保護条例施行規則を見てみますと、古木・名木などの固有名詞はなく、大きくくりとしての植物の1字も出てきません。

景観行政団体となったこの機に植物関係を網羅した、名木、古木、並木、社叢などを考慮した条例制定の考えはないかお伺いをします。

4点目、さつま町民表彰実施要綱に古木・名木などの保護管理者推薦基準を設け表彰する考えはありますが、旧薩摩町の名木・古木の指定箇所は25カ所あり、個人所有者は13人であるようです。

この樹木は、祖先代々にわたり守り育てられてきた古木であります。保護管理者の労をねぎらい誇りを持っていただくために、指定基準の中に1項目を設け表彰をする考えはないか。

以上、4点について教育委員長の見解をお伺いし1回目の質問を終わります。

〔別府 静春議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの別府静春議員の質問の第1点目について、まずお答えしたいと思います。

千年の森の指定団地として神子の建山町有林を指定する考えはないかとの御質問であります、町の貴重な財産である町有林の一部を千年の森として子々孫々まで残すことには、先の一般質問でもお答えしましたように賛同するところであります。

指定する場所ではありますが、現時点では議員が提案されるように、先に川薩地区植樹祭が開催された神子の建山町有林が、面積的にも、地理的にも、そして先ほど内容的にもと御紹介がありましたが、ふさわしいのではないかというふうに私も考えているところでございますので、できれば3月議会に条例化を提案する方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の分は教育委員長ということでございますが、4点目、そのほうは私のほうで回答させていただきたいと思えます。

すなわち、さつま町民表彰実施要綱に、古木・名木等の保護者推薦基準を設け表彰する考えはないかということでもあります。

さつま町民表彰につきましては、町民表彰に関する規則及び町民表彰実施要綱に基づき必要な事項を定めているところであります。表彰に当たっては、地方自治、教育文化、社会福祉、産業経済、一般、徳行という各部門から表彰するにふさわしいと認められるものについて、町民表彰実施要綱による推薦及び選定の基準に基づき審議し決定することにしております。

古木・名木等の保護者推薦基準を設け表彰する考えはとのことでありますが、実際にそのような候補者がある場合につきましては、所管団体等の推薦に基づき所要の手続きを踏まえることになると思えますが、その基準等については、現行の町民表彰に関する規則及び町民表彰実施要綱により対応できるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育委員長 小牧 紘一君登壇〕

○教育委員長（小牧 紘一君）

別府議員の質問にお答えします。

先ほどの1番について、文化財を指定するに当たりまして、市町村指定にあつては市町村の文化財保護条例、県指定にあつては県の文化財保護条例の規定に基づきまして指定がなされております。

本町で現在、天然記念物の樹木として指定されておりますのは、鶴田の竹林寺跡の銀杏、鶴田のイチヒガシ、求名の稲富神社の古木群の3件であります。以前、県指定であった柏原川口のイチヒガシと宮之城町指定でありました久富木のイチヒガシが、両方とも台風による倒木のため文化財としての価値が失われたため、指定解除されております。現状はそういうことです。

2番について、先ほど議員のほうからも指定されました、合併前の薩摩町では、こういう町内の古木と言われる樹木につきまして、郷土史研究会の皆さんが中心となり平成11年から3年かけて調査をされ、その調査結果が一冊の雑誌にまとめられております。先ほど御覧になったとおりです。

確かに今、町内の樹木等の調査を行うことは大切なことだと思います。先ほどの千年の森は、面として群としてでございましたが、それぞれ1本1本非常に重要な木がいっぱいあります。それを樹木等の調査を行うことは大切だと思いますが、これはただの文化財として見るだけでなく、自然保護の立場や環境、そして景観としても、どのような実態であるかなど調査を行ってみることは必要なことであると思います。

文化財保護法や地方公共団体の文化財保護条例では、天然記念物として動物、植物、地質、鉱物があります。文化財としての指定に当たっては、その物が数が少なく希少動植物であり保存を必要とするものであるかどうか、生態的にその種がその地域にしか存在しないものであるかどうか、樹木については他に類を見ない巨木があるかなどの判断によって、文化財の指定が行われているのが通常ようです。また、指定するに当たりましては、所有者、あるいは管理者の同意を得て、さらに文化財保護審議会の意見を必要といたします。

3番につきまして、植物、古木・名木等の文化財保護条例制定の考えはということですが、本町にはさつま町文化財保護条例が制定されておまして、この条例の第34条の規定に「教育委員会は、町の区域内に存する記念物のうち、町にとって重要な物を町指定、史跡、名所、天然記念物に指定することができる」とありますので、植物の場合であっても文化財の天然記念物として文化財保護審議会の意見を賜り、重要な物は指定を行うことができるようになっております。

現在3件が町指定ですが、旧町の指定をそのまま継続して新しい町の指定としておりますが、今後の指定されていないものとのバランスをとるための比較検討を行う必要があると思います。

また、文化財保護条例の指定を受ければ、枝の伐採を行うときなど、その都度教育委員会への申請などを必要としますし、その都度文化財保護審議会の意見が必要となってきます。こういう制限などもありますので、別のサイドでの親しみの持てる認定といったようなものが適当であるのではと思います。

なお、私見ですが、古木、大木、それから気になる木、思い入れの木、いろんなものを各校区、PTA、その他の協力を得て調べ、これから子どもたち、お年寄りのミニ遠足、それと自分のまちを知るというようなこと、古いものは大切にしようというような観点からも、今後そういうマップを作り、観光としても生かしていけるんじゃないかと思います。研究したいと思います。

〔教育委員長 小牧 紘一君降壇〕

○別府 静春議員

千年の森の設置に向け、3月議会に条例を上程する旨の言質をいただきまして、森林林業、環境保全等に貢献できると喜んでいただいております。

伊勢神宮の遷宮についてちょっと紹介したいと思いますが、皆さん御承知とは思いますが、あの立派な社殿が20年に1回建てかえられますが、平成25年がその年に当たり、材は300年以上のヒノキが使用され、300年に1回伐採できる施業が営まれ、林業界では択伐施業という学名で林業経営として確立されています。町有林経営にとりまして、私は千年の森を指定してもリスクはないというふうに確信をしています。

そこで提案であります、設置に当たり記念碑の建立は考えられないか。長伐期施業は、水源

涵養機能は倍加されます。平成の大合併、未曾有の豪雨災害があったことなどを消し、1000年後のさつま町民にロマンを込めて建立を計画し、千年の森の台座の書は、伊藤知事にお願いをしてもらえばというふうに思っているところです。町長の決断をお伺いします。

○町長（井上 章三君）

別府議員のお話を聞いておりますと、大変夢が広がってくるようなロマンを感じるところであります。この悠久の森、千年の森というものが本町にできると、これはそういう点で観光資源にもなると思いますし、またおっしゃいますように、このことがだんだん木が大きくなるにしたがって、少しずつ択伐といいますか、間伐をしながら、その木を育てていくということで、これはまた経済的にも損失はないわけでございます。

記念碑の設置を同時にしたらどうかと、そのことがよく判るような記念碑をということだと思いますが、ほかの地域において立派な石に文字を入れて、そういう記念碑を作っておられるところなどもございます。いずれそういうものは必要だと思いますが、それにどのぐらいの費用がかかるものか、本町の財政状況も限られておりますので、その状況も勘案しながら設置ということについては検討をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、その場所が千年の森だと、悠久の森だということが判るような形にはしなきゃいけないと思っておりますが、きちっとした記念碑という点では、このタイミングでやるべきかどうかということは、そういう点でもう少し検討をさせていただきたいと思っております。

○別府 静春議員

一応そのような何かの形でというようなお話をいただき心強く感じたわけでもございますが、3月に条例制定していただきまして、今回の合併した4年間の最後の2、3月ごろに、この記念碑を建立できないかというふうに私は思っているところです。

そして、先ほど柳田議員のほうから話もございましたが、やはり追い風になる材料づくりということでも、知事にそういう記念碑を作って、千年残る書をお願いして、そこで小さなさつま町の町木でもありますところのモミジでも植栽をそのそばに10本、20本することにより、知事もそういうことでいろんなところに書を書いてもらったと。そしてまた、そのときにおいでいただいたりして、そういうのは非常にいい追い風の材料にもなるんじゃないかというふうにも思っているところです。

柳田議員が言われました農林業関係の中心というのは、恐らく私はやっぱりこの地だというふうに思ってます。そのようなことで、一つの材料としても、知事との交流、友好、そういうことの材料として、ひとつ前向きに検討していただいて、千年残るものとしてロマンを込めた文章を作っていただいて残すということは非常に大事じゃないかというふうに思ってます。

私が調べたところでは、合併をしたところ祁答院町には立派な記念碑ができています。大隅半島、それと災害で五ヶ瀬川方面を回ったんですが、合併をしたところはどこも大隅半島も建ててございます。そのような意味で、私たちは合併をして山にそういうものを建てるということは、庁舎の横よりもそういうのがいいんじゃないかなというふうに私は思っていますので、この件については、ぜひ前向きに検討をしていただくように要請をいたしまして終わります。

そして、町長のほうから4点目について、指定文化財保護表彰推薦の件であります。大口市では年1回、職員がこの指定木のやぶ払いを兼ねて巡視をしています。出水市においては、年間5,000円の助成をしています。さつま町民表彰に関する規則では、表彰部門を定めてあり、表彰は、町内の各団体の長または町の事務局の課長などが町長に推薦することとあるが、植物、古木・名木などは該当する項目がないので、関係課としては推薦できないと考えられます。

私もいろいろ読んでみましたが、どうしても何か項目がなければ、各団体長、そしてまた各

課の課長さん、そういう人たちも推薦をすることができないというふうに私は感じたものですから、読んで。そのようなことで、項目を1項目入れるだけで、結局推薦は私はできるというふうに思ってます。

そのようなことで、要綱については、もうその担当課でできるわけでございますので、条例の場合は議会の承認が要りますが、ひとつ前向きに検討ではなくて、ひとつこの件に1項目入れるということを、ここ一、二年で表彰ということじゃなくして、新生さつま町の全域を古木・名木を調査してみられて、これについては表彰してもいいんじゃないかというようなときに表彰できるように、ほかのところはいろんなテーマでされていますが、私は誇りというものが一番大事だというふうに思ってますので、あれをもう一回見ていただいて1項目を入れるか入れないか、ひとつ町長の決断でもう一回伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今これを読んでみて、この古木・名木ということに関連する規定というのが判りにくいという御指摘いただきました。判りにくいことによって、こういうことが隠されてしまうということでは、御指摘のように残念であるというふうに思いますので、このところをもう一回読み直しながら、判りやすいようにこの項目を入れるなり、そういう判りやすい形をとるように指示をしたいというふうに思います。

○別府 静春議員

ぜひそのような検討をしていただいて、1項目を入れていただけるように要請をさせていただきます。

次は、2項目2点目の旧薩摩町の調査要綱を参考にさつま町として調査し、文化財指定の考えはありますが、先ほど私は、文化財指定の状況を聞いておってちょっと判りにくかったんですが、本数を書き込むことができなかったんですが、一応私も今出ているやつのさつま町の25本、そして我が町の鶴田町のものも見てまいりました。

そのようなことから、非常に本数的な差があるということ、またそして見て回ったときの樹木の差というものもございます。しかし、稲富神社のイチヒガシというものはすばらしいのと、感銘するようなすばらしい木でございました。そのようなことで、私も知る限りでは宮之城の山崎にあるイチョウ、そして久富木にあるイチヒガシ、これが新生さつま町の中では一番大きいんじゃないかなというような気もいたしています。

そのようなことで、先ほど一応いろんなところからとりながら調査をするというようなことも教育委員長のほうから話があったんですが、早い時期、できれば20年度で新しいさつま町が終わるわけですから、調査をしていただきたいというふうに思うんですが、そこら辺の考えについて教育委員長の話を伺います。

○教委文化課長（川添 俊行君）

先ほど教育委員長のほうからいろいろ説明がありましたが、旧宮之城町時代に、ちょうど平成元年のころでしたか、私もちょうど商工観光課におった時代に、観光協会のほうの会長さんが、町内ちょっと見て回らんかちゅうことで指示を受けまして、町内回った経緯があります。

確かに今、別府議員のほうからおっしゃったとおり、山崎のイチョウとか、それから久富木の元分校跡に大きな、あれはイチヒガシですか。あれとか、それから柊野のイチヒガシがあります。そのほかの各学校にも大きな巨木というのがあります。特に盈進小学校にもセンダンの木とか、クスノキとかありますが、そういったことでいろいろ調べた経緯がありますが、これにつきましては、文化財としてという考え方もあるんですが、さっき委員長がおっしゃいました一つの景観とか、それから環境とか、そういったもの等も入ってきますので、ただ教育委員会サイドだ

けで進めていくということにはならないんじゃないかなというふうに考えます。

そういうことで、関係の課とか、そういったところとまた連携をとりながら、この調査というのは進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思うところです。

○別府 静春議員

古木・名木を1本ずつということではなくして、私も社叢とか、神社にある木とか、神社が一つの森として森になってるとか、並木とか、そういうところまで含めて検討をしていただきというような考えで、さっきもそこ辺のところまで言ったつもりでございます。

そのようなことを考えて、早い時期にそういうような調査をしていただきたいと。そして、同じ目線で文化財指定等をしていただくように要請をしておきます。

2項目の3点目のさつま町、植物、古木・名木などの文化財保護条例の制定の件であります、我が町の条例を見てみますと、国の第182号とか、県の48号の条例を掲げてあり、国、県の条例には植物の1字も出てきていません。

有形文化財として取り扱われていると思いますが、もう少し具体的にだれが見ても判るようにはできないか。出水市においては、植物名が出ており、大口市においては、要綱で具体的に定めてあります。

条例を定める考えがなければ要綱を定める考えはないか、教育委員長の見解をお伺いします。

○教委文化課長（川添 俊行君）

文化財保護条例の関係ということでございますが、現在、どこの市町村も文化財保護条例というのは、大体どこも似たような中身で条例を作っております。ですが、今別府議員がおっしゃいますのは、出水市とか、大口、そういったところは、この文化財保護としての規定じゃないと思います。

私もいろいろ調べましたが、まず隣の出水市です。ここでは、出水市の名木・古木等の保存に関する規則ということで、これは確か、出水市はもう今合併してますが、合併以前からこの制度を作っておられたようです。この目的というのが、「市長は健全な環境の保持及び向上を図るため、基準に該当する樹木、または樹木の集団を、名木・古木、または保存樹木として指定できる」というものでございます。

ですから、これどうしても文化財とは切り離れた形での環境の保持と、そういった、あるいは景観、そういった市民総意での名木・古木、それを保存していこうじゃないかという目的で定めたんじゃないかと思います。

これにもその選定委員会というのが設置されておられるようで、その選定委員会のメンバーを見てみましても、ほとんど山に経験のある方です。北薩森林課の市の職員とか、出水農林水産事務所の職員とか、鹿児島出水森林組合の職員とか、出水市の植木組合員とか、あるいは農業協同組合の職員とか、あるいは山林種苗協同組合員とか、そういった方たちがその選定の委員ということでなっているようです。

そういうことでさっきおっしゃったとおり、その手当ということで幾らかの助成金というのをやっておられるようです。助成金につきましては、財政等の問題もありますが、出水市ではこういったことをしてます。

それから、あと県外なんです、特に都市のほうです。横浜とか、横須賀。これらは、都市の中の森、あるいは樹木と、緑のまちづくりと、そういった観点から、こういった保存制度を作っている自治体もあるようでございます。

○別府 静春議員

確かに私も見させていただいて、結局我が町の条例では判らないと、規則でも判らないと、そ

のようなことで私は要綱の中に、我が町にはさつま町埋蔵文化財要綱というのがございます。

そのようなことで、要綱の中に結局大口市の要綱が、埋蔵文化財から一切の要綱で全部何もかもうたってあるような気がするんですが。その中に名木とか、そういうものまで全部うたってございます。

そのようなことで、私は要綱の中に入れるだけで私はできるんじゃないかというふうに思ってるので、そこ辺の検討はいかなものか。

○教委文化課長（川添 俊行君）

文化財保護条例のまた要綱、その中にいろんな樹木の名称、そういったものをということですが、文化財保護条例という天然記念物というのは、先ほどありましたが、地質とか、鉱物とか、それから動物、植物、そういったものが入ってます。

ですから、ただ単に樹木だけをそこに載せるというわけにはいかないと思います。例えば、植物にしましても、例えば紫尾山にしか見られない植物というのがあります。それから、動物にしましても鳥類、それから例のクマタカの問題もありましたが、そういったもの等あります。

そういったものを具体的に載せるというのは、まだ私もほかの自治体が、大口も恐らくこれは文化財保護としての取り扱いじゃなくして、別の保存の条例の要綱、そういったものの中に明確な木の名称、それを入れているんじゃないかなと思います。

さっき話をしましたが、相模原市ですが、ここでもクヌギとか、松とか、それからケヤキとか、イチョウとか、そういった具体的な名称も出されておられます。そういうふうに、そのもの単独の要綱ということで作られてるんじゃないかなと思います。ですから、これは文化財保護条例としては切り離れた形での古木・名木に限っての要綱なり、そういった制度かなというふうに思うわけです。

どうしても文化財保護条例の中でそういったもの等を規定づけていくとすれば、また私も県のほうのまた考え方、そういったもの等もちょっとお伺いしたいなというふうに思っておるところです。

○別府 静春議員

私は、我が町の文化財保護条例を見てみますと、国県の条例を何号と書いてあって、それに準ずるようなことを書いて、ちょこっとしか書いてないんですが、昔は県の法制係でいろんなこと指導があって大体頭は一緒です。

しかし、地方分権になった今日、私は条例まで、あとから言わないということですが、要綱の中には私は確か大口のは、条例があり、規則があり、要綱の中に全部網羅してあるというふうに思ってます。

そのようなことで、地方分権のこの時代に我が町として、観光行政のその一号にもなったということから、私は県に聞かなくてもそこ辺のところを要綱の中でうたうということはできると思うんですが、そこ辺のところはいかがですか。

○教委文化課長（川添 俊行君）

教育委員会内部でもまたその辺は検討させていただきたいと思います。

○別府 静春議員

よく判りました。一応大体全項目終わって。どうも一応これで質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、17番、日高政勝議員の発言を許します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

平成19年の議会を締めくくる12月定例会が開会されましたので、私は2項目について質問をしてみたい。

今、地方自治体の将来を左右する2つの制度改革が始まろうとしております。一つは、昨年の臨時国会で成立し、12月15日に公布された地方分権改革推進法に基づく第2次地方分権改革の推進、もう一つは、ことし6月15日、通常国会で成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、略して健全化法に基づく新たな指標結果に対する対応であります。まさにこれから地方自治体にとっては、一段の改革時代に突入するという感じがしております。

分権改革については、ことしの4月に第1回地方分権改革推進委員会が開催されて以来、7回の審議を経て、5月に地方分権改革に当たっての基本的な考え方、副題を「地方が主役の国づくり」で、目指すべき方向性などが示されたところであります。当初のスケジュールでは、中間的な取りまとめを行い、概ね2年以内をめどに順次勧告し地方分権改革推進計画の閣議決定を経て、平成22年3月、新分権一括法案の提出となっております。分権と税財源移譲等の財政問題については切り離せない関係にありますが、ここでは特に財政に的を絞ってお尋ねします。

まず、第1項目の今後の財政運営の展望についてであります。

今議会初日において、決算特別委員会委員長から平成18年度の各会計決算審査報告がなされたところであります。平成18年度の普通会計の決算は、予期しない大規模な豪雨災害の影響で、その復旧、復興、支援対策の経費が多額に上り、総額では160億円台の規模になりましたが、実質収支で6億6,200万円、単年度収支で1億700万円の黒字、実質単年度収支においても初めて800万円と、額は少ないですが黒字となり、また、財政指数においても経常収支比率が100.4から2.3ポイント下がり98.1、財政力指数が0.32から0.35に、公債費負担比率も27.3から25.9と、いずれも改善されております。

一方、収入未済額の状況を見ますと、一般会計で2億8,206万円、公営企業を除いた特別会計で1億3,147万円、合わせて4億2,521万円という膨大な未収額に上っております。このことについては、決算委員会でも指摘があり、これまで債権対策委員会で検討され懸命な取り組みをされていることを伺いましたが、今後の予算編成にも影響を与える重要な事項であります。公法上の債権、私法上の債権、それぞれ仕分けをしながら、専門的な検証をして、適切な対応を急ぐ必要があると考えます。

また、それ以外に幾つか決算委員会で指摘や提言をした事項がありました。よく予算は行政の設計書であり、決算は予算の目的に沿って執行した結果生まれた出来高図、言いかえれば成績表であり、考課表でもあるとも言われます。つまり、決算を振り返り行政の進歩や改善の方法等を探求するための、この上もない貴重な手がかりにもなると思っております。

ただいま申し上げましたことや施政方針に基づいて執行したこと等を踏まえて、平成20年度予算に当たって、どのような事項を反映されていく考えであるか。平成20年度は、いわば井上町政1期最後の予算編成になるところですので、どのような基本方針でもって臨まれるのか明ら

かにしていただきたいと思います。

次に、自治体財政健全化法に基づく指標基準への対応策についてであります。

今日、地方自治体の財政状況は、全国的に極めて深刻で三位一体改革、特に少子高齢化が進む地方においては、税収格差もあって厳しい状況といえます。中でも、巨額の赤字を抱えて財政再建団体に転落した夕張ショックは大きく、この教訓を生かし半世紀ぶりに財政再建制度が抜本的に見直されたところであります。

特徴は大きく分けて2つ。一つは、自治体の収支状況や借金の実態を連結ベースで把握すること。もう一つは、イエローカードを早い段階で出し、にっちもさっちもいなくなる前に財政健全化を促すこととなっております。

具体的には、4つの財政指標でもって自治体の財政状況を判断するということで、財政悪化の黄信号とされ、自主再建を図る早期健全化団体と破綻状態になって国の管理下に入る財政再生団体の2段階に分けて再建を進めることとなっております。

1つは実質赤字比率、これは普通会計に係る赤字の比率。2つは連結実質赤字比率、これは普通会計のみならず、公営企業と当該団体の特別会計すべてを連結した赤字、資金不足比率であります。3つは実質公債費比率、これは自治体の収入に対する借金返済額の割合。4つは将来負担比率、これは土地開発公社や第三セクターを含めた実質的な借金残高。そのほかに債務負担行為に基づく支出予定額、実質的な負債としてとらえる職員の退職手当の引き当て相当額であります。

これらについては、すべて標準財政規模と比較する指標になっておりまして、具体的な指標の数値基準につきましては、人口規模を考慮しながら早期健全化基準、財政再生基準に分けて政省令で定められ、つい先日、7日に公表されたところであります。

4指標の1つでも基準を超える自治体は、まず早期健全化団体に移行、その後さらに悪化して基準を上回れば財政再生団体になるということで、平成19年度決算から、この4つの指標については、監査委員の審査を受け議会に報告、住民への公表が義務づけられております。公表だけについては、平成19年度からでございますが、この数値に基づく適用につきましては、平成20年度の決算から導入する考えであります。

平成20年度から財政健全化が適用されますと、この決算が固まる21年度内には健全化の段階であるか、あるいは早期健全化段階の状態にあるか、もしくは財政段階にあるか、そういったことが判ることになります。その前に、平成18年度、19年度で試算をしてみたら、おおよその段階が把握できるのではないかと考えております。

本町財政は、赤字は生じておりませんので、実質赤字比率、連結赤字比率は該当しないところですが、問題は実質公債費比率で25%以上を早期健全化基準となりますと、早期健全化団体として際どいところが出てくると考えます。議会の議決を経た健全化、財政の健全化計画の策定と、その実施状況の報告、また、外部監査の要求義務というのが生じてまいります。また、将来負担比率についても同じようなことが予測され、注意を払わなければならないと考えます。

したがって、そういう状況を回避できるようスケジュール感をもって、さらなる健全化に向けて早期に取り組むべきではないかと思いますが、その具体的な対応を伺います。

次に、公債費負担適正化計画の達成見込みについて伺います。

このことについては、決算委員会等でも質してきたところでございますが、18年10月に策定した公債費負担適正化計画は、おおむね7年以内に18%以下に改善するという数値目標に向かって取り組んでおり、今後課題とされる薩摩川内市の衛生処理施設の建設に伴う受委託関係は、本町財政に影響を及ぼさないよう起債償還期限の平成25年度までには継続できるよう協議を進めていきたいとの決意を申し上げられたところでございます。

国におきましては、来年度から都市部と地方自治体の税収格差を是正するため、地方税である法人事業税の半分程度、２兆６、０００億円を国税に回して、地方法人特別税を創設して特別会計を通じて地方譲与税として、人口や従業員数に応じて地方に再配分するということでございます。その額は、およそ３、６００億円前後とされておりますが、通常こうすることで、税収が増えれば交付税が減るという仕組みから、交付税が減らない、そういった特別枠を補てんするような新たな仕組みも創設されるということになっております。

なお、平成２１年度以降に消費税率５％を引き上げる際に、地方消費税１％を増やす方向性も、あす決められます平成２０年度税制改革大綱に盛り込みたいと、そういった意向もあるようでございます。

また、地方活性化の一環として、出身地や応援したい自治体など、居住地以外に寄附をしたら居住地自体に納める住民税を軽減する「ふるさと納税構想」が来年度から導入をされる方向にあります。これについては、それぞれの執行者の組織を通じてふるさとへの寄附を呼びかけていくことも必要かと思しますので、ぜひ取り組んでいかれるように申し入れをしたいと思います。

これらのことにつきましては、地方にとって歳入増が期待されるところでございます。

こういう状況、あるいは先ほどの財政健全化法にいち早く適切な対応を図っていくためには、公債費負担適正化計画の７年以内達成見込みを前倒しで達成する、という意気込みが必要ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

次は、第２項目の町の特産品開発について質問をいたします。

町の総合振興計画に、オンリーワンのまちづくりを目指して３つの重点プロジェクトの一つに「地域資源活用プロジェクト」が掲げられております。農林業資源の中では、さつま農産物のブランド化と販売体制の確立として、新たな加工技術の開発と特産品づくり、また、分野別計画の観光部分の主な取り組みの一つに、地場製品の活用と特産品を開発を掲げてあります。

本町は、すばらしい自然環境や生活文化に育まれた地域資源が豊富に存在していると思っております。そういう中から幾つかは、町の特産品として掘り起こし、ある程度知れ渡ったものもございしますが、合併をしてさらに素材は広がっていると考えます。

さつま町に行けばあの特産品がある、その地に行かなければ見られない、求められない、味わえない、感じられないと人が集まりにぎわうような、さつま町ならではのオリジナリティ性の高い特産品開発を行って、土産品、贈答品等として育て、地域活性化を図る必要があると考えますが、これまでの取り組みをどう進めてきたのか伺います。

次に、今日の特産品開発の理念というのは、本物志向、自然志向、健康志向であると言われます。それは、地域の資源を最大限活用し地域の文化性を出し、自然環境や人の健康にとって良いということを判りやすくアピールしていくという観点、視点。また、一次的な素材を加工し、附加価値を高めた上で出荷する１．５次産業化も視野に入れる。試供品を作り、イベントやプレスリリースなどの広報宣伝、そして販路開拓のマーケティング戦略など、町の観光資源として開発推奨していくには、官民一体となった研究組織を立ち上げて進めていくことが肝要ではないかと思いますが、町長のこれについての考え、取り組みの姿勢を伺いまして、第１回目の質問を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

日高政勝議員のほうから大きくは２点であります、小項目を挙げると５点になりますので、順次回答してみたいと思います。

まず、第1点の1番目、平成18年度決算を踏まえての平成20年度予算編成への反映事項及び予算編成方針等はどうかという質問でございます。

平成18年度の決算が出ました。鹿児島県北部豪雨災害の影響で、災害復旧と災害復興に突出した決算となりました。ただでさえも厳しい財政状況ではありましたが、通常の事務事業を見直しながら、また、経常経費等のさらなる節減を進めながら、一方では災害支援による鹿児島県振興資金の償還猶予や特別交付税等の措置などがなされたことなどもあり、17年度決算の主な財政指標と比較しましても、改善の方向で決算を結ぶことができたことはありがたいことでありました。

しかし、今後のことを考えますと決して楽観視できるものではありません。改善の兆しがあるとはいえ、標準的な指標と比較しますとまだまだ厳しいと言わざるを得ないのであります。

今、財政上改善すべき項目としての視点で大きくとらえますと、人件費及び公債費の削減、そして基金の枯渇の問題ではないかと考えております。

また、国の動向を見ましても、地方の一般財源となる交付税につきましては、昨年新設されました頑張る地方応援プログラムを含め、地域間の財源格差の見直し交付税の特別枠など、部分的には期待したい情報があるものの、全体的な方向性としては歳入と歳出の一体的な改革を強力に進めることとされております。

一方、本町の事情も今公債費がピークを迎えていることや、災害復興、復興に関連する将来の財源需要など不鮮明な点があることなど、幾つかの不安材料を抱えております。

また、19年度特別交付税の12月交付分につきましても、先般交付がされたわけですが、今年度は災害がなかったとはいえ、前年度同期分と比較しましても約2億9,300万円減少いたしております。

このような状況下で20年度予算編成を迎えようとしているわけですが、ここ二、三年は厳しい編成に心がけなければならないと考えております。

具体的に進み始めた災害復興への取り組みを中心にしても、いろいろ工夫をしながら本町のさまざまな資源を生かした特色あるまちづくりも進めたいと考えているところであります。

次に、自治体の財政健全化法に基づく指標基準への対応策はということであります。

自治体の財政破綻を未然に防ぐための新たな自治体財政健全化法が、今年度国において本格的な詰め作業が進められておりましたが、つい最近、その基準となる指標につきまして発表がなされたところであります。

具体的には、実質赤字比率、2番目に連結実質赤字比率、3番目に実質公債費比率、4番目に将来負担比率の4つの指標で判断することとされておりますが、示された基準によりますと最初の実質赤字比率は20%で破綻状態、11.25%から15%になると早期健全化団体と、これは破綻予備軍ということになります。2番目の連結実質赤字比率は30%で破綻、16.25%から20%で早期健全化団体、3番目の実質公債費比率は35%で破綻、25%で早期健全化団体、4番目の将来負担比率は350%で早期健全化団体と、これには破綻基準はないのでありますが、早期健全化団体ということになったようであります。

新しい健全化法の概要が示されたとはいえ、基準が公表されたばかりで各指標ごとの具体的な積算根拠が明確に示されておきませんので、現段階で確定的なことは申し上げられませんが、従来の決算上の指数や予想する指標等をそのまま使用して判断した範囲では、全指標とも何とか安全ライン内に位置しているのではないかと考えております。

基準となる指標値、とりわけ実質公債費比率につきましては、かねてから気にしておりましたが、とりあえず安全ライン内に位置しているようであります。ただ、今後早いうちに適正值とさ

れる18年以内にできるだけ早く推移できるよう努力いたしてまいりたいと思います。

いずれにしても、現在進めている行政改革の各項目ごとの計画を、その計画に沿って実践していくことで財政基盤は改善していくものであり、同時に新しい健全化法への対応としてもかなうものだと考えております。

具体的な導入は、20年度決算、つまり21年度以降での導入ということになりそうですが、各指標の積算方法など新法の詳細が示された段階で、さつま町がどの程度のライン上にあるのかを見きわめながら、今後の対応もさらに詰めなければならないと考えております。

続きまして、公債費負担適正化計画の達成見通しはとのことでございます。

実質公債費比率の改善につきましては、平成18年度において適正化計画を策定し、19年度から具体的に取り組みを始めたところであります。

18年度決算における比率は、昨年度において災害支援として県振興資金の償還猶予もあったことなどから数値は改善しておりました。また、分母となる標準財政規模は、減少傾向で試算しておりましたが、19年度において交付税が伸びたことに連動して分母自体が伸びる結果となりました。こうしたことから、18年度決算をもとに計画の見直しを行いました。今後の動向を十分見きわめなければ何とも言えませんが、結果として策定当初の計画より二、三年程度目標達成は早まるのではないかと考えているところであります。

次に、町の特産品開発の取り組みについてお答えいたします。

まず、第1点の問題でございますが、御承知のとおり本町における主な特産品といたしましては、工芸品部門では竹製品類、食品加工部門では梅、お茶、焼酎、味覚部門では山太郎ガニ、アユ、イノシシ料理、川エビ。農林産物部門では梅、トマト、イチゴ、ゴボウ、ハウスキンカン、タケノコ、マンゴー、和牛等がございます。

今年度は、これらの地域資源を活用した特産品開発のため、さつまの梅を食材にした梅の料理コンクールを実施したところであります。

今回は初めての試みではありましたが、多くの町民の方々から料理部門、加工部門、お菓子部門、合わせて41点の出展があり、中には商品化がすぐできそうな作品や、もう少し料理方法や加工を工夫することにより新しい特産品になりそうな作品が数点ありましたので、今後出展者や関係機関と連携をとりながら、もう少し調査研究を行い特産品の商品化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後も梅以外の特産品開発のため、ゴボウやキンカン等の本町の特産品を食材としたコンクールも実施しながら、特産品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

また新しい特産品開発とあわせて、特産品の紹介や消費拡大などのPR活動により、旅館、直売所、飲食店等に置くことにより、観光資源としても活用できるように進めてまいります。

次に、現在、農産物の中では新しい品目として、さつま町ヤーコン同好会が中心となりヤーコンの栽培に取り組んでおりますので、今後もこのヤーコンの特産品化についても調査研究を進めてまいります。

2番目の問題であります。官民一体となった研究組織の立ち上げをする考えはないかということであります。

今後、梅の料理コンクールを実施した結果、アイデアのあるいろいろな作品が多くありましたので、今後は多くの町民の方々からの貴重な作品を参考にして、ぜひ新しい特産品開発に取り組みなければならないと考えております。

御質問の研究組織につきましては、今年度中に立ち上げを行う計画で作業を進めているところでございます。

今回の研究組織につきましては、まずはさつまの梅を活用した特産品開発を考えております。現在のところ、組織の名称につきましては、仮称であります「さつまの梅を活用した特産品開発推進協議会」ということで、構成員につきましては梅振興会、旅館組合、酒造組合、製菓業、飲食業、加工グループ、商工会、農協、行政などの代表者を選定しながら、民間業者を中心にした研究組織の立ち上げを予定しております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○日高 政勝議員

それぞれお答えをいただきましたので、また順次質問をさせていただきます。

まず、第1項目の今後の財政運営の展望についてでございますけれども、18年度決算が終わりまして、委員長報告もありましてそれぞれの審査の過程においても指摘がありましたし、いろんな提言もされたところであります。

今ございましたとおり、十分その辺のところは把握をしながら、今後の予算編成、20年度が当面することでございますけれども、十分生かしていただくように、反映をしていただくようお願いをしたいと思います。

それから、予算編成の基本方針等についても伺いましたけれども、やはり改善の方向とか、あるいは行政の進歩というのは、進歩の部分も十分生かしていくということも大事かと思っておりますので、その辺も配慮をいただきたいと思います。

それから、財政規模について伺いますけれども、昨年の12月議会で平成19年度の当初予算規模の見込みを伺いましたところ、130億円台でスタートできるか、もっと気持ち的に厳しく言えば120億円台ということでございましたけれども、実際は136億2,000万円でスタートをして、その後、今回の補正を含めて災害復旧の関連もあったかと思っておりますけれども、現計額というのは142億円に達しておるところでございます。

現在、国の予算とか、あるいは地方財政計画というのが示されていない段階でありますので、そしてまた、平成19年度の予算の決算が一体どうなるかという、まだ途中でありますので、はっきり把握もできないところでございますが、予測も、したがって難しいところもありますけれども、来年度の予算規模としては、どの程度の目標で編成をしたいとお考えであるか、お伺いをいたします。

○町長（井上 章三君）

来年度予算の規模につきましては、今御指摘のように、そして日高議員もそこらのところよく御承知のように、今諸般の状況を踏まえながら財政課のほうで検討しているところでございます。現在の検討段階、予測の段階を財政課長のほうから報告させたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

20年度当初予算の全体的な見通しといいますか、全体規模についてでございますが、基本的な考えとしましては、19年度の方針とさほど変わらないというふうに思っています。といいますか、やっぱりもう変えようがないということになろうかと思っています。経常収支比率が100％に近い状態にありますので、基本的な枠組みというのはおのずから決まっております。そのあと、どういった事業を盛り込むかということになっていきますが、全体的な予算規模としましては130億を超える予算規模ではないかなというふうに想定いたしております。

建設事業が非常に少なくなっていくと、地方債枠も15億ラインということで考えておりますが、15億ラインは、今どうしても譲れないというふうに思っておりますし、将来の財政健全化を考えますと、やっぱり起債額を15億以内にしないとどうしても将来健全化法への対応ができないというふうに思っております。

○日高 政勝議員

130億円ぐらいというようなことでございますが、若干超えるかもということですが、臨時突発的な災害発生、こういうことを想定しない場合、平常時で予算編成。さつま町の予算の規模からいきますと、大体100億円内外かなという感じも、理想的には合併をしてまだ間もないですからいろんな調整というのがありまして、あるいは今までは災害があってやむなく140億円とか130億円からスタートしてますけども。例えば、120億円台に到達する時点というのを、大体何年次ごろに想定をされるか示していただきたい。

○財政課長（二階堂清一君）

予算規模にしまして、非常に現段階で先を論ずることは難しいわけですが、私たちとしては財政補給といいますか、一般財源が交付税なり、あるいはそういった国からの譲与税なりで増えていくのであれば、可能な限り予算規模は伸ばしたいというふうに思っております。

ただその中で、15億ラインというのは守っていかなければいけません、そういったのがなくて通常年度であれば、やはり言われますように100億、できれば100億以内という形が通常の姿だと思っております。

そこに到達するには、あと三、四年後ということになりますが、そうしますと人件費も大分減っていきますし、それから公債費が大分落ちていきますので、その分の経費が少し下がっていったというふうに思っております。

○日高 政勝議員

あと三、四年という見通しで編成をされると思いますけども、財政指数の関係ですけれども、去年はいろいろ努力をされまして、先ほど申し上げましたとおり改善をされてきているわけですが、現在も集中改革プランに基づく行政改革の推進、こういった取り組みでいろいろ期待もされますけれども、依存財源というのが本町は七、八割占めておる中で、国の政策、地方財政対策によって大きく左右をされますし、財政の運営というのを災害があるか、発生するか、あるいは大きな普通建設事業が出てくるかによって、財政指数そのものも大きく変わってくるというふうに考えます。

この経常収支比率、財政力指数、公債費負担比率、この指数について、まだ具体的な指数は出ておりませんので、財政運営上の目標としてどの程度まで持っていきたいと、そういう考えをお持ちであれば、これらの指数について。

○財政課長（二階堂清一君）

私たちが今非常に町民の方に無理を言いまして、予算規模を圧縮といいますか、無理のない形で予算編成をしておりますのは、今言われましたようなそういった指数をできるだけ早めに適正値に抑えたいという一つの願いがあるわけであります。

ですから、先ほど町長のほうから言われましたが、今私たちが財政の課題として取り上げていますのが一つは、人件費であります。それから2番目が、公債費であります。それから3番目が、施設の管理費であります。

ですから、こういったところをできるだけ縮小させていって、その財源を住民サービスにということを考えておりますが、ただ、ここになって少し考えていかなければいけないのは、財政調整基金の枯渇という現象が出てくるのではないかとというふうに思ってます。

概ね、まだ完全に詰めておりませんが、財政調整基金に頼らないで予算編成ができる年度とありますが、大体平成24年度ごろというふうに想定しておりまして、それまでは財政調整基金に頼った形で予算編成をしなければつじつまが合わないということになります。

ですから、平成23年度までの財政調整基金全体を考えますと、約18億円というふうに想定

いたしております。今大体8億、9億ぐらい持ち合わせがありますので、あと9億ぐらい足りないということになるようであります。ですから、財政調整基金に頼らないで予算編成ができたときには、ある程度指標関係はもう落ちついているのではないかなというふうに思っております。

○日高 政勝議員

非常に厳しい中で苦労もされておるかと思えますけども、やはり担当課長は非常に専門的でございますので、将来展望に立ってそういう数値も分析をしながら対応していただきたいと思っております。

それから、財政健全化法に基づく指標基準への対応についてでありますけども、先ほどございましたとおり、まだ7日の日に公表されたばかりでございますので、具体的な指数、いわゆる算出の根拠等についてはこれから明らかになると思えますけど、実際19年度は、これに改めて公表、20年度から実質適用になるということでございますが、この20年度の決算が出る前に、もう早めに先ほどから申し上げますように、この指数に到達しないような最低限の努力は必要かと思えますけれども、こういったことが大事ではないかと思っております。

今のところは4つの指数のそれぞれの健全化の段階にあるということですから、非常に幸いなことでございますが、それが維持できるようにもう早くから取り組みをしていく、これが大事ではないかと思えますので、その辺の、例えば、先ほど予算の編成方針も伺いましたけれども、やはり平成20年度からその姿勢を当初予算の編成から貫いていかないといけないと思えますけれども、その辺の考え方について町長の決意と申しますか、その辺もお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

実質公債費比率の問題については、特に計画を立てて取り組んできておりますから、この問題についてはもう18年度計画を作り、19年度から特にそういう方向での努力をしまいたしております。

20年度におきましても、この実質公債費比率を含め、健全化に向けての指標、あるいはそういうものを前提として予算編成をするんだということで全体として取り組んでおりますので、そういう点では、むやみな取り組みをしようとしているのではないということを御理解いただきたいと思いますと思っております。

○日高 政勝議員

もうスタートは始まっているということでございますので、そういう認識のもとに編成に当たっていただきたいと思っております。

それから、総務省におきましてはこの財政健全化法に先駆けて、人件費、物件費、扶助費、公債費、繰出金、補助費と普通建設事業費、こういった費目を詳しく分析、点検をして他の自治体と比較する歳出比較分析表の作成というのを、平成18年度決算から新たに義務づけをしておるようでございます。

やはり歳出項目の、今申し上げました比率が、他の自治体と比べて極端に高い場合は、原因を分析した上でその結果を総務省に報告せいと、あるいはまた、議会もですが、住民へも公表をなささいということになっておるようですけども、この辺の取り組みがどうなっているのか。

それともう一つ、これも総務省が義務づけをしておる一つに、自治体の財政状況を示す公会計を開始をするんだと。以前もちょっと申し上げましたけども、簡易な財務諸表を作成するための新しい指針をまとめて、全自治体に作成公開をするように通知をされているかと思えます。

ことしに入ってからですけども、これは今の段階では都道府県、あるいは人口3万人以上ということでございますが、ここ二、三年しますと全自治体対象になるということでございます。貸借対照表いわゆるバランスシートの関係です。それから、行政コスト計算書、それから資金収

支計算書、純資産変動計算書、これは複式簿記、これを若干簡略化したものであるようでございますけども、これらの4つの指標でやると、今は現金主義でやっている、今までのやり方ではなかなか隠れた部分が見えないということで、こういった4つの財務諸表でもって全体像を判りやすくするんだというようなことになっておるようでございます。それも取り組むようになっておるわけですが、今の段階では本町は人口規模からいって対象になっておりませんが、近い将来、それも視野に入れる必要があるというふうに考えております。

そういうことで、こういったことについて何か今までの取り組み、あるいは今後の行動について、どういう考えを持っていられっしゃるかお尋ねしたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

確かに地方財政を取り巻く考え方でとか、分析の仕方が変わってきているのは事実でありまして、その結果に応じて交付税なりが増えてくるということが、当然今後は考えられます。

例えば、経常収支比率。去年が17年度が100.4、うちはだったわけですが、そのとき類似団体は90.4であります。この中で、これ10ポイントオーバーしてますが、これ何が高いかといいますと公債費であります。ですから、公債費を10ポイント下げれば類似団体並みに経常収支比率は下がっていくということになります。

その中でも経常的な支出が、人件費ですとか繰出金とかいろいろあるわけですが、ことし初めて導入されました普通交付税の中で頑張る地方応援プログラムというのがありまして、この中でも平成17年度決算と平成14年度決算のうち、人件費、物件費、維持補修費、補助費等繰出金、こういった義務的経費が下がった市町村を評価するということで、うちは評価されて1,135万7,000円、交付税が伸びてきておりますが、やっぱりこういった形で非常に努力したところには交付税を増やすと、まず結果を出してください、という方向に変わってきております。

ですから、確実にこういった形で結果を出さなければ、市町村の財源確保というのはできないというところまで来ております。そのことは十分して進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、公会計の複式簿記の話であります、言われましたように2万5,000の町は当分先になりますが、この前福岡でちょっと研修会がありまして、財政系の職員2人に行っていたきまして、こういったことの研究も始めているところであります。

○日高 政勝議員

ただいま4つの指標につきましても、まだ策定をする団体というのが、いわゆる県とか、あるいは人口3万人以上の団体ですので、比較のしようがないという面もあって、いろいろ問題もありますが、これが全自治体というようになりますと、我が置かれている財政の実態というのが、如実に判る。どこをやっぴり改善しなきゃならないというのが把握できるわけですので、やはりこういうことも早めに準備をしていただきたいと思います。思っております。

研修もされたということですから、やっぱりいち早く取り組んでこういう対応をしていくということが大事かと思えます。

それから、あと2項目の公債費負担の適正化計画については、先ほどありましており前倒しで達成する意気込みをということでお聞きしましたが、今の計画からいきますと二、三年早く達成ができるということでもありますから、やはり目標を持って財政健全化法にもあんまり引っかからんように早めに取り組むをしていただきたいと思います。思っております。

それから、第2項目の町の特産品開発、現在までさつまの梅、旧薩摩町でも梅が非常に特産として有名でございますが、それを一つの啓発をしながら料理コンクール、加工等の取り組みをされているようでございます。今後はゴボウとかキンカンとか、あるいはヤーコンのこういった取

り組みも考えていらっしゃるということでございます。

特産品開発に当たって、いろんな農産品系が主体になるかと思えますけれども、いろんな工芸品等もあるわけですが、まずは最初から幅広く手を広げるということもありますけれども、やはり一つに特定をして集中した取り組みを行って成果を上げていくと。そして、それを起爆剤にしながら次のものに手がけていく、そういった手法もよろしいんじゃないかと思っておるところでございます。

ただ、今まで特産品開発で最も大事なことと言われておりますのが、継続性の問題だということが言われております。

特産品開発、いわゆるその地域の特産品として名だたるものにしていくためには、継続的なことが大事であります。途中でうやむやになって、どうなったのかということもありがちでございますから、やはりそのためには、やる気、熱意の継続性等が保たれるように、長期的な支援体制というのが必要ではないかと思っているわけです。

支援体制もいろいろあるかと思えますけれども、やはりこの辺を特産品開発に取り組むとなりますと、そこも視野に入れながら取り組む必要があるかと思えますので、この辺の支援体制、町長に一応お伺いしておきたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

特産品開発については、継続性が大切であることを申されました。

特産品を開発しながら本町の目玉というのを多岐にわたって作っていくということは、本町の魅力を掘り起こすということでもあり、また観光振興、いろんな意味で、あるいは経済の発展にもまたつながるわけであります。

それで、これが今回梅の問題で料理コンクールをいたしました、やはりコンクールをしたということにとどまらず、どう商品化が本当にできるのか、あるいは商品を作ったものが町内、あるいは町外に評価されて、それが販路としてまた販売が促進していけるようにどうしたらいいか、そこには消費者の視点、あるいはまた販売するお店などの視点というのも大切であります。

そういう点で、今回梅の料理コンクールにおきましても、鹿児島で今大変活躍しておられる馬場製菓の社長さん、あるいはその専門のスタッフも参加していただきながら、そういう専門の目でいろいろとまた評価、あるいはアドバイスもいただいたところであります。

今回、先ほど申し上げました研究組織という中で、これをさらに開発を推進を図っていく協議会を作る計画を立てているという、これ自体が支援体制ということになるわけでありまして、何とか一つ一つを実りあるものにしていきたいというふうに思っているところであります。

また、農産品だけでなくほかの分野でもいろいろと本町の特色を売り出していく目玉というのは作っていけるものであるし、その素材はいろいろとあるというふうに感じておりますので、またそういう方面からも掘り起こしていく、開発していくということも、一方で随時取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

○日高 政勝議員

お考えをお伺いいたしました。とにかくいろんな資源が豊富にあると思えますので、やはりさつま町ならではの特産品として開発をして、土産品、あるいは贈答品、そういったことが定着をしてまた一つの大きな観光資源になるように、先ほどありました組織の立ち上げということでございましたので、支援体制を最後まで継続してできるように要請をしまして、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

それではしばらく休憩をします。再開は午後1時5分とします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は 10 番、新改秀作議員の発言を許します。新改秀作議員。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

昼からの 1 番で眠くならないように気合いを入れていきますので。通告書に従いまして、次の 2 点について質問いたします。

集落営農の推進について。高齢化が進む中で、これからの農業維持が厳しい状況になると思われるが、今後どのような対策をとっていくのか、次の点について伺いたい。

1 点目、推進の現状と課題。2 点目、米価格の低迷の中での集落営農の推進策について。3 点目、兼業農家への参加方策について。

2 番目、学童保育について。親の共稼ぎや母子・父子家庭における仕事の都合等で、学童保育の重要性が高くなってきている現在であります。社会も多様化に加え、子育ても複雑化してきている現状であり、土曜、日曜及び夏休み、冬休みの子どもの過ごし方について、学童保育は重要な役割を担っていると思われれます。

そこで、現在町内で行われている子育て支援事業として推進している学童保育の現状はどうであるか。また、今後どのように対応していく考えか、1 回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの新改秀作議員の 2 つの質問に対して、まず第 1 点目からお答えしたいと思います。

1 点目の集落営農の推進についての中で、1 番目、集落営農推進の現状と課題についてという質問でございますが、推進状況としましては、平成 19 年 12 月 1 日現在では 69 集落を推進しており、町内全体では 60 集落となっておりますが、12 月 3 日から鶴田神子区の各集落で研修会を開催しており 20 日まで実施する計画となっております。この地区を合わせますと、町全体では集落ごとの研修会を 93 集落で実施したこととなり、約 81 集落に達するところでございます。

課題といたしましては、集落営農を検討していく役員体制が整備されている集落が、20 集落しかなく町全体では 17 集落という状況であり、役員体制ができなければ次の段階になかなか進めないということです。

原因としましては、事例が県内でもまだまだ少ないということや、個人経営から共同経営に対する意識の転換に時間がかかるということなどが考えられるところです。今後も粘り強く啓発を図っていくこととしております。

平成 18 年度におきましては、一ツ木営農組合と白男川地区農作業受託組合の 2 つの特定農業団体と、9 つの農用地利用改善組合が設立されたところでありますが、本年度におきましては、具体的に話し合いが進展している集落としまして、久富木区の大長集落、柏原区の諏訪下集落、求名区の戸子田集落の 3 集落が、農作業受託組合の設立を目指しながら共同防除を実施されるなど、できることから少しずつやってみるという意識で取り組まれておられます。

次に、2番目の米価各低迷の中での集落営農の推進策についてであります。集落営農の推進につきましては、過疎、高齢化に加え、米価の下落は今後も進むことが予想されることなどから、コストダウンを図り効率的な営農が必要になっていることを昨年度当初より申し上げてきているところであります。

集落営農の仕組みは、全国さまざまな運営形態となっております。地域の実情や話し合いの結果により、独自の手法が生まれてきているという状態ではありますが、米だけで採算に合うのかという疑問は、多くの組織で検討され米プラス他の作物、あるいは加工品の製造販売等を実施しながら運営されているところ国内には多く存在している状況でありますので、集落民総ぐるみに経営していくのか、オペレーターによる農作業の受委託だけしていくのか、農業機械の共同利用としてやっていくのか、あるいは担い手農家に作業委託や農地集積をしていくのかなどを、経営という感覚を持ちながら十分に研究していく必要があることを御理解いただきたいと考えております。

次に、3番目の兼業農家への参加方策についてであります。集落営農は、小規模農家、高齢農家、兼業農家など、さまざまな農家が参加できる営農組織であると考えられております。先進事例で申し上げますと、兼業農家のみで結成された組織の手法といたしまして、土日に限定した作業を基本にしながら、平日に可能な場合は申告してもらうなどの手法をとっている組織、あるいは勤め先の知識や技術をおのおのの特性として生かして作業内容の役割分担をしている組織もあり、集落は人材の宝庫という発想で取り組まれているところもございます。

課題としましては、兼業農家をどのように理解させて参加させるかという点にあると思います。が、飲み会などを多くして地域の交流を深められたという事例があるように聞いておりますので、集落の方々にもそのことを説明しているところであります。

単に集落営農ばかりでなく、村づくり、あるいは地域活性化の取り組みを進める手段としても、親睦を深めることは大切なことだと思われまますので、御理解と御協力をいただきたいと願っているところであります。

次に、学童保育の問題であります。学童保育の状況はどうかと、また、今後どのように対応していくかという質問でございますが、学童保育は、共働きなど昼間留守家庭の小学校低学年の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的に、現在県の放課後児童健全育成事業を取り入れ町内4カ所で実施しております。

まず、盈進児童クラブにおいては、登録児童約100名で1日平均利用者数約22名となっており、運営主体は吉祥園保育所となっております。保育時間は、平日は下校時から5時半まで、土曜日及び長期休暇等は午前8時から午後5時半までとなっております。

次に、中津川の恵光学童クラブは、登録18人で運営は恵光保育所、求名の錦光少年クラブは登録14人で運営は錦光保育所となっております。

また、町直営として永野学童クラブがあり、登録25人となっております。

この児童クラブの補助基準は、1日平均利用者数が10名以上、開設日数年間250日以上となっており、このほかに基準に満たない保育所では、保育所地域活動事業の一環として小学校低学年の受け入れを実施しているところもあります。

今後、県の放課後児童健全育成事業の採択基準を満たすためにも、該当する児童への利用促進を図ってまいります。

このほか、社会教育関係事業で放課後わんぱく広場事業を実施しており、モデル地区として山崎、佐志、柏原、白男川小学校において空き教室や公民館等を利用した活動の場を設けております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○新改 秀作議員

推進の現状と課題ということで今言われたんですけども、県内で最初に農協さんと一緒にワンフロア化ということで推進をされているわけですが、まずは最初に公民館ごとの説明会がいろいろ入って、12月20日現在、81軒ぐらいになるということでございますけども、まず町長は、県下で一番にワンフロアをされているとやられたわけですが、この説明会に1回でも顔を出されたことがあるのか伺いたします。

○町長（井上 章三君）

個別の集落の場には、私としては行ってないと思います。ただ、全体での話し合いの場とかには顔を出したことはあると思っております。

○新改 秀作議員

今農業が、集落営農、一番大事な時期に来ていて、みんな非常に心配しておられる。そういう中で、町長も1回ぐらいはどっかに顔を出して、はまいがなかと言やはまいがなかですけども、やっぱりそれぐらい積極的にやってもらわんな住民も理解を得られんのではないかと思うので、これを質問したわけですが。

2点目に行きますけども、私たちが隣県の研修視察にいろいろ機会があるごとに行くわけですが、その中で集落営農を進めていく中で、ある時期、最初からそういうことをやられておると思いますけども、窓口を農協さんのほうに一本化されてるんですよ。その辺を町長はどのようにお考えなのか、今後、ある時期が来たらそういう一本化する考えがあるのかどうか伺いたします。

○町長（井上 章三君）

先ほど、私が現場にもうちちょっとはまって出ていくべきではないかということと言われましたが、そのことももともとでございますけれども、特に経済担当の副町長を専門に立ててこの件に対して私の代理として、それこそ私以上に専門的に取り組んでいただいておりますので、そういう点では、副町長をそれぞれ立ててやっているということの利点というものを御理解いただきながら、私もそれを責任がないわけではありませんから関心は持っておりますけども、そういう点で、私がちょいちょい顔を出せない状況にあるということに対しては、それ以上に副町長が頑張っているということで御理解を賜りたいと思っております。

それで、今農協とのワンフロア化の問題でどう思うかという、役場に事務所を置いているということに対してどう思うかということでございます。

役場に置いたというのは、またそれなりに理由があってこちらに置いたということですが、全国的にそうでない形で取り組んでいるところも多いという状況の中で、今まで取り組んでいる立場から、この件に関しては副町長がどういうふうに今見ているかということを報告をさせてみたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

ただいまの御質問の件でございますが、集落営農が、JAのほうで窓口を一本化するということが研修地であったということでございますけども、全国で先進地等について、それぞれそういうことでメディアも取り上げながら新聞等でも報道されております。

ただ、鹿児島県の場合は、うちがそういうことでこの5年の大綱が出てからこういう施策的に、国の大綱が出てから施策的にこうなると、こういうふうに誘導していかなきゃならないということで、先駆けてJAの方と打ち合わせをしまして、窓口というのを行政のほうに置いたという、それぞれの理由がございます。

というのは、農家台帳、あるいはそれぞれ農業委員会の関係等、それから電算の関係等、それぞれ理由がございまして、窓口を行政のほうでいいのではないかなというようにことで相談をしながら設置した経緯がございまして。

そういうことでございまして、おっしゃるようにそういうことで先進地を研修されてきたところでございますので、そういう利点、あるいはメリット等についてまたお聞かせいただきながら、今後検討していかなきゃならないわけですけども、今のところ22年までというようにございまして、そういう大綱が動きつつあると、国の施策が動きつつあるというこの時点で、今どういうことをということは申し上げられませんが、ただ、今高齢化が進む中で農地を守る、荒廃から守るということについては、その支援室についての位置づけは大事なことでありまして、今後とも継続しながらJAのほうと相談をしながら推進していきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

読んで字のごとく「集落営農」なんですよ。「農」を「営む」、これは私もいろいろ研修地で聞くんですけども、JAさんのほうが先頭になって動いて回られる。もちろん農協さんのほうは営農指導、それはもうもちろんですよ。そういう中で、一番身近にあるのは、私は農協さんだと思うんですけども。いろいろ段階があると思いますけども、受委託制度の確立が済んだ時点でそういうのも考えてもいいし、その辺はまた検討してもらいたいと思います。

いろんな人に伺っても、農協さんのほうで推進されたほうが、最初は、いろんな段階がありますから、まだ初期の段階ですから、これはまたいろいろあるわけですから、その時期を見て検討なされますように要請しておきます。

次に、米価格の低迷の中での集落営農ということでありますけども、非常に稲作農家の方、今集落営農を進める段階で、そうなったときの労賃の支払い、あるいは借地料といった場合に、果たしてできるもんじゃろうかい、というものをいろいろ危惧されているわけですけども、町としても、米プラス作物というように今言われておるわけですけども、町も特定作物、いろいろございまして、その中でも何にしても、イチゴにしてもトマトにしても、言えば伸びてはいないわけでございます。

そうした中で、また今回の原油の高騰とか、いろいろそういう問題があるわけですけども、収益性の高い品物、高い品目をせんないかん、したほうが一番いいんですけど、それを町としても勧めているわけですけども、別に何かこれはというものはないものか、あるいは今答弁におきましては加工をしてとか、そういう地区もあるようですけども、さつま町もまた梅の加工とかいろいろございまして、そういうものは別に考えていらっしゃらないものか、お尋ねいたします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

非常に難しい問題でございますが、私は毎回のごとく農業というのをスパンの長い目で見てほしいと、というのは、これはといったものはないということでございまして、これは、ここだけはということでやろうということで、前も説明しましたように農政に携わる職員、これ、振興局を含めてJA、そして行政、150人の職員が「さつま町農林業いきいきプラン」というのを19年3月に作成いたしました。

この中で、拡大作物ということでそれぞれこれをしていこうと、これを進めていこう、転作にはこうしていこうと、ただそういうことで数値目標掲げながら、今後はこういうことで全員でやっていこうということで作ったのが、このいきいきプランでございます。

ですから、我が町の特産品といいますか、これはというものについてはこれを徹底してやる、

これ以外にないというふうに私は考えております。

そのために、J Aのほうと打合せをしながら販売についてはお願いしますよと、みんなで一緒に作物の推進を図っていきましょうということで作ってきました。

拡大作物については、それぞれトマトなり、イチゴなり、ゴボウなり、ブロッコリー、タマネギ、ハウスキンカン、梅、こういうのを拡大していきましょう。その成果が徐々に見えながら、ことしの実績としては面積的にも広がってますし、また販売面についても上向いているということでございますので、そういうところで、これはというものはないかということでございますが、このプランについて全力を挙げて推進をしていくべきだというふうに考えております。

○新改 秀作議員

今副町長が言われたように、特定作物で重点に行っていくということでございますので。

加工品の関係はどのような考えですか。別にまた何か考えていらっしゃるものか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

21年度にJ Aのほうから申請が上がってきているんですが、選果場のところを改築してゴボウ、カボチャ、トマト、そういうものの一次加工を考えていると。今まで、青果物というのはいいところだけは市場に出荷するんですが、捨てる部分が多過ぎると。

そういうことでお金にならない部分が多過ぎるということでして、そういうのを一次加工して出荷したいということで、J Aさんのほうで今そういう計画をされているところです。21年度ということで計画されておるところです。

○新改 秀作議員

今、加工品は21年度にゴボウ、カボチャ、トマト、いろいろやっていかれるということですが。一つは、今度はちょっと畜産の自給飼料のことについてですけども、非常に畜産が盛んであるわけでございます。この土地利用集積の関係で、もちろん畜産を行われる方は、自給飼料の確保というのが一番大事なんですけども、これの現状はどのようなふうになっているものか。

そして、私たちが米を作っている中で米値も安かったりすれば何かかわるもんが、米と何かちゅうようなことで、畜産関係の飼料に貸し出すとか、いろいろそういう話の中があったもんですから、こういう土地利用集積というのはどのようにお考えになるのか伺いたいします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

自給飼料の確保というか、そういうことで土地利用の集積というのはもう大事なことでございます。これは畜産に限らず集落営農を含めて、この集積がなければ集落営農自体も進まないというのは利用権の関係もございまして、相続権の関係もございまして、利用権だけを相談をしながら、そして集落営農を進めていくべきだということで支援室もやっているわけですけども。

農業委員会が去年、8月1日現在なんですけど貸付等の希望調査をしたところが、旧宮之城地域、それから旧薩摩地域、旧鶴田地域、それぞれあるわけでした。全体的には21町4反という数字が出ておりますが、貸したい、14町1反、それから売りたい、7町3反というようなことでやっております。それぞれ農業委員会としてもこういう農業委員さんを中心にしながらアンケートを実施したり、あるいは聞き取りをしながら農地の貸付等の希望をとったりしています。

ここら辺を中心にしながら、やはり農業委員さんに相談をしたり、地域のリーダー、あるいは認定農家なり担い手なり、そういうところも含めて話を進めていく必要があると思っているところでございます。

○新改 秀作議員

集積のことにに関して、これは確か交付金もあるんですよね。交付金なんかもあると思いますので、土地利用の集積に努めて活用しながら推進していただきたいと思っております。

次に、兼業農家のことについてでございますけれども、私は、今の日本の農業に矛盾がちょっとあるんじゃないかということで兼業農家のことをお話ししたいんですが、兼業農家率が8割を占める中で、国がいう担い手、大ざっぱなことをいえば専業農家になるわけでございますけれども、実際には日本の農業を支えているのは兼業農家でございます。

今回の農政改革があったわけでございますけれども、4町歩以上の品目横断的政策ですか、そういうのがございまして、今までの農家政策から農業政策にこれはもう完全に農政改革が行われたと思うわけでございますけれども、大多数が兼業農家である。その中から、担い手として参加される方を除けば、対象外になるわけでございます。

その対象外の方をどうするかという問題であるわけですが、専業農家の方はいろいろ認定農家制度、あるいは法人制度で守られているわけでございますけれども、兼業農家の方は高齢化で衰退していく。これをまた専業農家でカバーするのかといえば、またちょっと簡単に難しいところがあるわけでございます。

集落営農の中に担い手として参加される人はいいいんですが、その外の兼業農家の育成というものをどのように考えられるのか、町長、お願いいたします。

○担い手育成支援室長（久保蘭純隆君）

兼業農家対策ということの御質問でございますが、言われましたとおり町内でも兼業農家さんが81％という高い率を占めておられます。そういうことで、今までありますとおり集落営農というのは小規模農家、兼業農家、高齢農家と、そういう方が参加することによって国の施策も受けられるということでございます。

したがって、今、集落営農を推進して集落を回っておりますが、その中でも特に兼業農家さんもぜひ集落営農に参加をして立ち上げていただきたいというような話をいたしておるところでございます。

さらに、兼業農家さんの中でも、ある程度の規模、あるいは今後農業をしたいという方につきましては、定年後農業をして個別でやっていきたいという方につきましては、定年前、5年後の農業経営改善計画を作りまして、そして認定農業者という形で支援していくと、そういうような手法をとって、そういう方も認定農業者志向農家という形でリストアップをしたりしておるところでございます。

さらに、認定農業者、あるいは集落営農に参加しない兼業農家という方もおられると思いますが、その方についてもやはり何らかの方策を立てながら、自分の農地は自分で守っていくんだという、そういう気持ちを啓発しながら、ぜひ営農に参加していただきたいと思っておりますし、このまま放っておけばどうしても農地がなくなっていくと。いつも私は言っているんですけれども、農地がなくなれば集落はなくなるんですよ、維持ができないんですよと言っておりますが、何とか5年後、10年後の自分の農地、そして集落の農地、そして集落の維持をみんなで維持していけますように、そういう形をお願いしているところでございます。

○新改 秀作議員

非常に、兼業農家の育成というのは大事であるわけでございますけれども、今食糧自給率のこと、今国で40％なんですけれども、我が町は何％ぐらいだと思いますか。私もちょっと判らないんですけど。判っている方がおったら教えてください。

○担い手育成支援室長（久保蘭純隆君）

食糧自給率の関係でありますがおっしゃいますように我が国の食糧自給率につきましては、平成10年度以降40％という形で続いておりますし、昨今40％を下回ったというような報道もあるように伺っておりますけれども。自給率の計算につきましては、品目別の自給率なり穀物

別の自給率、さらに総合自給率と、3通りの算出方法があるようでございます。通常報道されますものにつきましては、総合自給率という形で、カロリーベースですね、国民1人当たりのカロリー、国民一人が生きていくために必要なカロリーが必要でと、それに対しての自給率、カロリーで計算されております。

さつま町の自給率につきましては、そういう数値は持っておりません。ただし、鹿児島県が平成17年度の自給率につきましては全国の8位ということで、83%というようなことになっておりますので、さつま町におきましてもかなり高い率での数字はいたしているものと思っております。

○新改 秀作議員

時間がありますので早く行きます。食糧の自給率は、安定供給、農業の発展及び中山間地域の発展に非常に重要であるわけでございます。

そういう時点で、いつも同僚議員が言うんですけども、地産地消の点から考えても、学校給食に地元でとれた食材がどのように使われているのか、皆さんがいつもおっしゃるんですけど、どのように使われているのかなと私は思うんですけども、その辺をお伺いいたします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

地産地消の関係でございますが、この前質問もいただきました。この前、地産地消の推進協議会を開催いたしまして、それぞれ市場関係、そして私ども、それからJAの関係、そして給食センターももちろん入っていただきました。教育委員会の関係も入っていただきましたが、それぞれ検証した分については、学校の給食センターが主でございましたけれども、もう私どもが考えている以上に地産地消ということでやっているということを再確認いたしましたところ です。

それぞれ野菜等につきましても、宮之城給食センターにつきましては、宮之城青果市場からということでございますけれども、それもほとんど地元産でとれたものを、市場が給食センターには納品していると。

そして薩摩、鶴田それぞれあるわけですけども、それも地元産の野菜も使っているということでございまして、米飯につきましても、それぞれ薩摩センター、鶴田センターについては、ヒノヒカリを使っている。そして、宮之城給食センターについては、ちょっとまた奥薩摩というわけにはいかないわけですけども、ただその中で今後検討もしてみる、ということでございました。

地元の地産地消という言葉で、非常に私もこの前は心配していたんですが、内容等ちょっと確認をしたところが、全取り扱いが6,000万ぐらい、そして鶴田センターで3,000万ぐらい、薩摩センターで2,800万ぐらいということでございましたけれども、ほとんどと言えばちょっとおかしいわけですけども、70%ぐらいは地元でとれた野菜とかそういう食材を使っているということを再確認いたして、今後ともこれは続けていこうということで、今話を進めているところでございます。

○新改 秀作議員

学校給食で大体野菜が、夏間というのは学校は休みだから、夏間の野菜ちゅうのは高原野菜なら足りないけど、普通だったら地元の野菜で、ほとんど供給できるんじゃないかと私なんか思うんですけども。

それを私が何で言うかということ、こういうのを兼業農家の人にもそういうのを契約栽培とまではいきませんが、進めてもらいたいと思うのでちょっとこれも質問をしたわけでございます。

兼業農家の場合は、いろいろ何か対応策をとっていただきまして、農家の、農業の育成に努

めていただきたいと思うところでございます。

それと1点、私は、いいですか。ちょっと頼まれたもんがあったもんですから。ちょっと米を、1点だけ聞くのを忘れたんですけど。議長、いいですか。米の問題で、米価の問題で、いいですよ。

○議長（濱田 等議員）

通告に基づいて質問してください。

○新改 秀作議員

通告にはあったもんですから。（笑声）私は責任を感じておりますので。

一応今米が、私は鹿児島によく行くんですけど、食堂なんかはこの米、伊佐米を使ってありますとか、いろいろ書いてあるわけですよ。それで伊佐米とさつまの1等米と味がどう違うのかなと思ひまして、ちょっとそれを聞いてみたいと思ひまして。

値段が伊佐米のほうが1,000円から高いんですよ。それで、その辺はどのようにお考えですか。町長、判らんですか。（笑声）

○副町長（経済）（山下 彦志君）

申し訳ございません、こちらからちょっと質問をさせていただきたいんですが、食堂の販売のところですか。どこですか。〔「お店屋さんです。食堂」と発言する者あり〕

食堂ですか。食堂についてはちょっと私も判りませんけれども、19年産米のここの米価については農協から既に出されておひまして、それぞれ米価につきましては、ヒノヒカリ1等米で6,300円、2等米で5,800円と、花さつまで5,500円、花さつまの2等で5,000円というようなことでございます。

それぞれ各単農で、単農でといいますか、集荷をする業者の方々に価格についてはそれぞれ差があると思いますが、ただ今おっしゃる通りに伊佐農協につきましては200円高ということも情報はよく流れてきます。

ただ、そういうところで単農の経営ということもありましようが、それぞれの中でこの数字につきましては、やはり販売という面もあります。経営という面もあります。

ですから、それについてはJAさんのほうで、それぞれの経営の中でやっていらっしゃることというふうに思っておりますが。

ただ、きのう、きょう、それぞれ34万トンと1,100億円ということも出ておりましたけれども、その中で備蓄米等について価格の変動というのはすごくあると、米価の下落というのは非常に言われておりますけれども、その中で生産調整の徹底とか、あるいは消費拡大ということもあるわけでございますけれども、この米の価格については、JAさんの経営の中でやっていらっしゃることと思いますので、それについては少しでも高く買っていただくようにということで、それぞれ農家の方々も耳に届いていると、農協のほうにもそういうことで思ひますので、そこら辺、販売についてはまたJAさんのほうにお願いしていきたいと思ひしております。

○新改 秀作議員

私は、米の味がどこか違うのかなと思ひた、それはいろいろ水の加減やら、いろいろあるかもしれない。まあ、それはいいといたしまして、次の学童保育に移ります。

学童保育は、今ちょっとお伺ひしたところによりますと、薩摩の3カ所、宮之城で1カ所、盈進で100名程度が行われてきているということでございます。必要とする子どもが誰でも利用できる体制を整えることが一番大事なことでございますけれども、少数の保護者のニーズにも応えなければならないわけでございますけれども、そのためにも町内全域で学童保育も進めなければならないと思うわけでございます。その点はどのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

先ほども申し上げましたように、この学童保育の児童健全育成事業というのは、県の採択基準というのがありまして、1日平均利用者数が10名以上とか、開設日数が250日以上ということを経営基準として補助事業になっているということでもあります。

そのために、結局それに満たないところにおいては、その補助事業以外の形で取り組まざるを得ないということになるわけですが、できるだけそういう基準に合うような数を集める努力をしていただきながら、それぞれの地域でやれば望ましいなと思っているわけでありまして、そういう事業をできるだけ利用していただくように促進を図りたいと、これが前提になっているところでもあります。

○新改 秀作議員

この施設の状況なんですけども、基準とかいろいろあると思いますけども、ほかの施設の併合とか、専用部屋とか、いろいろそういうのがあると思いますけども、その整備状況はどのようなもんか伺いたします。

○福祉課長（日高 昭治君）

この児童クラブの実施場所の関係ですが、これにつきましては実施要項の中でもうたっていますが、とにかく衛生で安全が確保された設備を備えるところで実施ということとあわせて、その活動に要する遊具、図書、それから児童の所持品を収納するロッカーの設備を備えるものとするということで決められております。

それで、学校のほうで放課後の子どもの預かりはできないわけですので、これは保育所のほうがかわってこういう形で事業を実施しておりますが、今現在実施している中で4カ所ほどありますが、それぞれ学校に近いところの保育所の運営で学童クラブを行っているということになっております。

それと、その中でやってないところは、もう保育所の定員いっぱいいっぱいという空き教室はないということ。それで、今やっているところは旧幼稚園とか、それから盈進クラブのほうは盈進小学校の空き教室を利用して、吉祥園のほうから指導員の方が見えられて一応行っているわけですが、当然指導員、これは保育士とか教諭の免許を持った方をできるだけ職につかせるというような規定もありますので、そういう指導員の人材確保というものも問題になってまいります。

設備の関係につきましては、そういう形で保育所のほうでなかなか受け入れができないという状況、定員がいっぱいいっぱいというようなところで、保育所でのそういう受け入れができないと、近くにもないというようなこともあります。以前佐志小学校、佐志幼稚園のほうでも学童をやった時期があったんですが、やはり10人に満たないという中で、もうやめられたというような経緯もあるようです。

○新改 秀作議員

今ちょっと指導員のことを言われたんですけども、この指導員というのはNPO法人とか、父母の会とか、いろいろボランティアと、そういう人でできるんじゃない、保育士でないといかんのですか。その辺と、この町の負担金はどれぐらいかかるもんか、それをお知らせ願いたいんですが。

○福祉課長（日高 昭治君）

指導員の関係につきましては、いろいろ書いてあるんですが、ただ厳格にいいますと、そういう資格を持った者が望ましいということにはなっております。ただ、児童の遊びをやっぱし指導するという立場ですので、なかなかそういう経験者でないと、なかなか的確な遊びというか、放

課後に何といいますか例えば、残って宿題をさせたりとか、遊びとかちゅう形になると思うんですが、そういうことについてやはり経験者、そういう資格を持った方が適任者であるというふうになっております。

それと、学童クラブの関係ですが、これは1日平均の利用者数ということで変わってまいります、盈進の場合で大体委託料ということで168万3,000円、これは補助基準が20人から35人ということになります。あとの残りが10人から19人ということで113万1,000円という形になっております。

それと、先ほど町長のほうから答えがあったんですが、放課後わんぱく広場ということで、これは週2回、これは社会教育課の青少年町民会議の関係の事業で実施しておりますが、年間1カ所10万ということでやっておりますが、これも放課後に、これは集団下校という目的を持った広場ということでやっておりますが、4カ所でモデル指定という形で実施をしている状況にあります。

○新改 秀作議員

指導員が、私は保育士でなくて、だれでもいいというのをちょっと聞いたものですから、それやったらボランティアとか、こういうNPO法人とか、そういうのにしたら、もうちょっと負担も少なくて何とかちゅうのを考えたものですから質問したわけですが、ごさいすけれども。

いろんなこの学童保育というのは、子どもを安心して過ごさせるといいますか、そういう体制を作らなくてはいけないわけですが、その辺なんかもいろいろ努力をさせていただきたいと。

やっぱりちょいちょい聞くわけです、父兄から私は。10人未満のそれをちょっと判らなかつたものですから、何人か聞いてもやっぱりそういうのを教えてやらんにやいかんねえ、これぐらいならんな、ちょっとだめですよちゅうのを言ってやらんないかんねえと思うことでございしました。

続きまして、子育て支援のちょっと関連の質問になるわけですが、19年度の当初予算ですこやか子育て支援事業というのがあったわけですが、対象児1世帯当たり1人につき、前は5,000円やったのを2,500円になってるということ。それで、これが2人世帯で1万円やったのが5,000円になった、3人世帯で1万5,000円が7,500円になってるという、この状況に扶助費の786万組んであって、こういうことがあるわけですが、ごさいすけれども。

それと保育所運営費の7億の中の1億2,000万ですか、この中の1億2,000万町単独のあれになるわけですが、こういういろいろ事業があるわけですが、他の市町村と比べてこれが多いのか少ないのか、その辺伺いするわけですが、ごさいす。

それと、これをやってその効果というのはどんなようなものだったのか、それと一緒に質問いたします。

○福祉課長（日高 昭治君）

ただいま、すこやか子育て支援手当の関係が半額になったというようなことであります。福祉課サイドとしても大変心苦しいところでありますが、18年度から2分の1に引き下げ、これはもう財政的な状況、いろいろ多方面にわたった削減というようなことで、これも一応引き下げられております。

これにつきましては、18歳未満の3人以上の子どもを有する家庭ということで、現在では3人目、4人目、5人目は該当はないようですが、当初予算では786万の一応計上をいたしているところであります。これは減っておりますが、逆に、これは町負担もあるんですが、

国制度の児童扶養手当が拡充をされてきておりまして、これにつきましては小学校3年までが小学校6年までに拡充をされたということと、本年度からは3歳未満の手当につきまして第1子、第2子ですが、これが5,000円から1万円に倍増されております。

そういう諸々も国制度とあわせた形で考えますと、ちょっと補う部分があるのかなというふうに思います。

それから、保育所運営の関係でございますが、保育所運営につきましては、18年度の精算額で申しますと、保育所への支弁総額というのが7億2,800万、これは各年齢ごとの保育単価によって異なっております。これの集計が7億2,800万ということで、国が示す基準での保育料算定というのが、この7億2,800万円の32.6%、2億3,800万円程度。これが保護者が支払う保育料と。

残りを国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担割合であります。この保育料の2億3,800万、これをまた町裁量でさらに1億6,000万円に軽減をいたしております。8,000万軽減、減額ということでやっております。

それで、例で言いますと、ゼロ歳児から6歳児までいるんですが、児童1人当たりの平均年間の保育所に支払う額が100万円、約100万円です。それで国基準に基づいた保育料ということで、保護者が支払う分が32万2,000円なんですが、町の軽減で21万4,000円、10万8,000円の減額をいたしております。

それとあわせて、町が先ほど言いました4分の1負担というものが16万7,000円ありますので、町の負担総額というのが1人100万円のうち27万5,000円程度ということで、総額で約2億円の負担をしております。

これは、近隣市町の部分と比べてみますとなかなか一概に比べられるものではないんですが、各段階ごとによって保育料が違いますので。ただ、ちょっとこう何ていいますか表的なもので段階的なところで比べてみますと、近隣市町村には軽減額としては劣っていないというふうに認識をいたしております。

それと、先般、新聞の報道でも出ましたけど、少子化対策の報道が出ておりました。子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議と。最終報告書案が紹介されたところですが、2.4兆円の少子化対策との追加支援ということでありまして、その中に児童手当などの個人給付に2,600億円ということであります。

○議長（濱田 等議員）

新改秀作議員に申します。もう1分、2分過ぎましたので。

○新改 秀作議員

1分。町長に1点だけ。町長に、今いろいろ、福祉課じゃないんですけども、乳幼児の医療費の無料とかいろいろそういう政策をやっている。今の中学生まで医療費無料とか、いろいろこういう政策を打ち出している県もいろいろあるわけでございます。

そういう中で、町長は、20年度に対して町長の任期まであと1年しかない、今4年ですからね。この中で、何か特色のある何かをこうやろうという考えはないものか、1点だけ。

お金がないということは判っていますから、何か埋蔵金か何かありませんかと、そういうのを含めて何かこう特色のある。

○町長（井上 章三君）

来年度は最終年度ということもあり全体を見渡しながらか、やはり私なりにもこれとこれはできるだけ組み入れてやってみたいと思うところはございます。乳幼児医療ということにつながらない面もありますが、そういう努力はしたいというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

次は、２３番、中尾正男議員の発言を許します。中尾議員。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

先に通告いたしました、つるだ荘と新庁舎建設の２点について、町長に質問をいたします。

昨年の豪雨災害で被災を受けましたつるだ荘につきましては、復旧の計画もなく現在閉館された状態でございます。このまま放置することは景観上も好ましくなく、また、負の遺産を後世に負わすことになり、大きな後悔を残すことになると思います。隣接する母子センターを含め、早い段階に解体撤去をし、跡地の有効利用を図ることが良策だろうと考えます。町長の考え方を伺います。

次に、２点の新庁舎建設について伺います。新庁舎につきましては、合併協議の中で必要とされながらも、その後、現在の財政状況等の変化もあり大きな見直しをされた項目でもあります。合併後、そこあたりを踏まえ検討委員会が設置され、その後また直接作業を行う作業部会も設けられて検討が続けられているということでございますが、今まで検討されてきた検討内容と町民、あるいは議会に対しても全く明らかになっておりません。町長の任期残すところ１年有余となった中で、この庁舎建設についてその検討内容と、町長の基本的な考え方を改めて伺うものでございます。以上、１回目の質問とします。

〔中尾 正男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

中尾議員のほうから２点の質問をいただきました。まず、１点目のつるだ荘につきましては、御質問のとおり昨年の豪雨により甚大な被害を受け、施設につきましては平成１９年１月１日付で、さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止し、今後の取り扱いにつきましては解体することが適当と考えております。

また、母子センターは、昭和６３年４月１日から使用を休止してる状況であります。この建物は、国及び県の補助事業で整備されたもので施設の使用を休止しておりますが、財産処分制限期間となっております、現在補助金の返納を含め財産処分申請の途中でございます。

解体作業は、２つの施設同時に行うことが効果的でありまして、２施設の解体及び処分費用だけでも約３,０００万から４,０００万円見込まれ、そのほか解体後の安全施設などを含めると巨額の財源が必要になると思われます。

財政調整基金等の積立金が減少していく現在でもございますので、もう少し時期を見きわめる必要もあるという考え方もあります。

また、解体撤去後の跡地の有効利用については、今後庁舎内で譲渡を含め検討していきたいと思っております。このほか泉源につきましては、現在のところ町として使用する計画はありませんので、今後広く民間、あるいは公共団体、公共的団体で利用したいということがあれば利用していただきたいと思っております。

新庁舎建設の検討内容についての御質問でございますが、庁舎建設につきましては３月議会でも御質問をいただき、検討内容について御解答したところであります。庁舎整備につきましては、財政事情、本庁方式への移行という問題を考慮しながら、庁舎建設に向けて検討をしまいいりました。これまで作業部会による検討が重ねられ、本年６月に庁舎整備検討報告書として庁舎整備検討委員会の委員長である宮之脇副町長に提出をされております。

報告書では、現庁舎の老朽化、耐震の関係、また財政、庁舎位置、建設費用等の問題について

検討がなされ、21年度までに合併特例交付金を活用して第二別館を建設し、合併特例債の適用期間内に本庁舎を整備するという方向でまとめられております。これを受けて庁舎整備に向けた問題点についての課題整理のため、内部協議を進めているところでございます。

具体的には、本庁方式への移行に伴う支所機能の明確化、庁舎整備のスケジュール等の検討を現在行っております。今後、議会、それから地域審議会にお諮りをしながら御意見等を賜り、さらに住民のコンセンサスを得ながら方向づけをしてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○中尾 正男議員

まず、つるだ荘の問題からいきたいと思うんですが、今の答弁の中で解体することになっておると言われましたから安心はするんですが、時期等を明確にされておられません。

それと、費用のことは当然触れますけれども、母子センターのことについては、費用等の申請を出してまだ申請中だということでございますが、私は、これは旧鶴田町から合併するということで休止状態でしたから、その書類も合併1年ぐらい前からそろえて一遍は出して、もう済んだものだと思うんですけど、ところが合併して書類の不備があってやり直したと、そういう経緯もあります。

それから、もうまた3年が経過し、一つのこの書類を出していくものに3年も4年もかかっているというのは、どうも腑に落ちないんですが、ここあたり遅れている理由は何なのか、明確に答弁をしていただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

財産処分の申請の手続きについては、当初、県のほうと相談をしながらやってきておったわけですが、最近になってちょっと県のほうのまた書類の手続きの考え方が変わって、また新たに手続きを今進めているという状況が出てきているということでございますので、この件については担当のほうから報告をさせたいと思います。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

母子センターの関係であります。今言われましたように平成13年の9月に施設の廃止手続きというのを最初に行っておりますが、その後、書類不備のために許可がされておりませんで、不許可といった状態でありました。

その後、平成17年の合併を機に懸案事項でありました施設廃止を再開しようということで、いろいろ県と協議を進め平成17年の10月に廃止の手続きをしたところであります。その後、合併時の条例が失効しているという問題、それから財産処分の方法など、県と協議を重ねてまいりましたが、解体に関する現地調査、アスベスト調査、こういったようなことを実施しまして、県の指摘、指導事項に基づいた廃止届を本年度19年5月に事前協議として提出をいたしたところであります。

なお、この時点で提出書類が廃止届から、さっき町長が言われましたように担当者が変わりまして、財産処分承認申請ということに変わりまして、それに基づく関係書類の作成をしまして、本年の7月に再度事前協議を提出したところであります。

不備となっております書類、それから失効した条例の関係もありまして、この提出書類については何度となく県、それから九州厚生局との協議を重ねてきているところであります。

不備となっている書類につきましては、九州厚生局の助言によりまして、県で保管している同様の書類を県が原本証明をして添付すればそれでも確認できると、こういう指導をいただきまして、昭和41年当時の書類ということもありまして、県のほうでもこれが見つからない状況でございます。

そのため、県、あるいは県を通じて国と協議しておりますが、当時の決算委員会提出資料、それから完成写真、それから決算状況等を掲載した町の広報紙、それから議会、母子健康センター運営委員会、こういったような会議録がございましたので、これらを補助金や決算の状況を示す書類ということで探し出しまして、代替え書類として添付をして提出をいたしております。

このような状況の中での申請ですので、県からも幾度となく書類の修正、それから追加等の連絡がある状況でありまして、近日中に通算5回目の申請をする予定であります。

財産処分に必要な関係書類が見当たらないことや条例等が失効してることなど、他に余り例のない難しいケースということでありまして、この事務処理につきましては国、県の厳しい指摘もしっかりと受けなければならないと思っております、財産処分手続については早い時期に完了するように努力をしたいというふうに思っているところであります。

○中尾 正男議員

ただいま支所長の答弁を聞いたわけですが、やはりちょっと今の答弁では腑に落ちない。このさつま町の役所の仕事ばかりではなく、やはり県の対応、そこあたりも、まあ一つの書類を上げてから6年も7年も経って、こういうものが何回ともなくつき返ってくる。

こういう状況が現実になれば、到底ハード的なものであれば別ですけれども、役所というのは、書類を作るのは得意な職場であると思うんです。そこあたりで3年も4年も、5回も作り直して出さんにやならんというのは、やはり県のほうにももう少ししっかりとした指導もしていただかなければいけないし、そういう資料を書類を提出した場合は、毎週というわけにはいかんのでしょけど、こちらサイドとしてもせめて月に一、二回はどうなっているのか、そういう問い合わせも必要だったんじゃないかと思うんです。

そこあたり、こういう状況であれば、今もそうされていると思うんですが、担当をしっかりと町長指示されて、この問題については早い完結を図らなければ、さっき言われました解体も進まんという状況になると思うんですが、この申請書が受理されてそういう許可になる見通しは、今のところいつごろになるのか見通しが立っているのでしょうか。事務方でもよろしいです。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいま御指摘のとおり若干書類の不備がございまして、旧町時代にもいろいろ書類の搜索等をされまして、書類が発見できないということで、再度また先般も協議をいたしまして申請をいたしたところでございます。関係書類については、ただいま支所長のほうから紹介がございましたが、そういう当初いわゆる施設の廃止届ということで県との協議を行っていたわけですが、今回結局その施設そのものも復旧の見込みがないということで、これは財産処分になるというようなことでございます。

それと当時、平成13年ごろに休止届を出しております、まだ起債償還がその時点で全額済んでおりませんでした。さらにまた、補助金のいわゆる耐用年数等が規定がございまして、その耐用年数を過ぎていない関係で補助金の返納も生じてくると、というようなことでございます。

これは、多額にはのぼらないわけですが、そういう部分の手続き等もあるわけですが、いわゆるそういう施設の廃止届から大きく財産の処分承認申請に変わったということが必要書類のまた添付書類等の変更になったところでございまして、これらについてももう少しばらばら時間がかかるんだろうというように考えております。

九州の厚生局のほうにも県のほうでも協議をされまして、そういうのに替わる書類というもので現在支所長のほうも一生懸命取り組んでおりますので、もう少しばらばら時間をいただきながら厚生局の見解等を踏まえて、必要な書類等についてはまた不備があればそろえていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせまして、つるだ荘の解体の問題がございますが、先ほど町長から答弁がございましたように、非常に多額を要する関係もございます。場所も分けるわけ〔「その部分はあとでいいです」と発言する者あり〕まいりませんので、そういう形で母子センターの廃止を含めて、これらについては解体等の問題等がございますから、並行してこれは進めるべきだろうというふうに内部的には検討いたしているところでございます。〔「いつごろになるのか見込みを聞いたんです。その見込みもたたないんですか。」と発言する者あり〕

具体的には、この時期についてはまだそういう検討はいたしてないところでございます。

○中尾 正男議員

ちょっと質問の要旨がつながってないのかなと思うんですが、その許可がされる見通しが、検討をこちらがするんじゃないかと、いつごろになるのか、そういう見通しは全く立っていないのか。年内いっぱいかかるのか、半年ぐらいでは何とかなるのか、そこあたりの感触というものはないわけですか、今の段階では、いつになるのか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

いわゆる施設の廃止とか、この財産処分等については、これは各関係省庁の考え方もあるわけでございますが、何しろ耐用年数が過ぎてないということを国がどのようなふうに理解していただけるかということもあるかと思ひますし、また、施設の老朽化等も含めてそういう現実とやはり各省庁が定めます建物の耐用年数の問題というのは、これはもう必ずしもリンクしない部分がございます。

ですから、そういう時期を含めてやはり施設が使用できないということと、現状等を強く訴えてまいりたいと。ですから、現在のところ県の見通しとか、あるいは国の見通しがいつごろになるかということについては、把握はできてないという状況でございます。

○中尾 正男議員

今の答弁では、つるだ荘の解体もいつになるか明確にされてないわけですが、ただ、母子センターについては建設された昭和30年代、お産を自宅でやっている分、衛生上いろんな問題があって施設ができて、もう現在には全くそぐわない。今は少子化で病院で皆さんお産をされるわけですから。

現状を本当によく説明して、早い申請が受理されてそういうことができるように精いっぱい努力をしていただかないかんと思うんです。そういう、そのことを鋭意努力をされるように要請をするほかないわけです。国が許可をするわけですから。

ただ、そこが出ないと、このつるだ荘の問題の解体もできないと言われことになれば、やはり譲渡しにしても大きな問題を残すと思うんです。費用につきましても3,000万、4,000万と町長は言われましたけれども、財政状況が厳しい中、時期をもう少し見きわめたいというようなこともございましたが、こういう、このつるだ荘につきましては、町長の頑張りもありまして共済のほうから7,000万を超えるような共済金も支払われているというわけですから、こういう財源があるうちに解体撤去しないと。各町内いろんな施設でそのときにまだ使えるんじゃないかと取って、今もう本当こう使えなくてそのまま老朽化して解体するにも費用もない、そういう施設も私なんかも見てきて現実にあることも承知しているわけですが、そういうふうにならないために、これはそういう財源があるうちに。そりゃあまあそういう補償金として、それは財源ではないわけですが、何とか解体撤去は早めに行っていただきたいと思うわけですが。

町長、解体費用につきまして3,000万、4,000万通常かかるわけで、川内川も今回、今、激特いろんな工事も入っているわけですが、例えば、神子区の上流で今回の災害、あるいは築堤をしないところについて常襲地帯につきましては、国交省のほうで移転補償で買い上げて移転を

してもらおうというような制度、現にとられているわけですが、この施設は町の施設であり、そういう方式はなじまないのかと思うわけですが、法的にはそういうことができないというものではないと思うんですが。

虫のいい話かもしれませんが、あるいは国交省で湯田が築堤をされ、また今後川内川の改修がされ、阿波井堰等の撤去等も言われているわけですから、川内川の、つるだ荘のあそこはもう水害の常襲地帯、常襲地点であることには間違いないわけですが、そこあたりについて国交省と移転補償とまでは言わないんですが、今回取り壊しということになればこの解体費用の一部なり等を何とかできないもんだろうか、そういうことはできないのか、また相談をされた経緯はないのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この件に関しましては、副町長のほうで内々に相談をしたことはあるということでございますが、激特の中ではちょっと難しいということであったようであります。私自体は、直接話したことはないんですけども、そういうことでさらに可能性があるのかどうなのか、ちょっと今のところ判断がつかないところでございます。〔「副町長が相談をされたのならその経緯を」と発言する者あり〕

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

これにつきましては、施設の廃止条例を提出する前に協議をいたしております。河川事務所とされては、やはり自然災害による災害に伴う分でございます、これについては補償はできないと。

これはもう当然でございますが。いわゆる改修に関わるか関わらないかという問題等で、ぜひかけてほしいということをお願いしたんですけども、あそこの場合には非常に岩盤が、強い岩盤がございまして、特に河川改修上、支障はないというようなことの見解も示されておるんですが、今後いわゆる河川整備方針も現在検討中でございますけれども、そういう段階で再度また再検討していただきたいと。

と申しますのは、やはり景観的な問題を含めて宮之城温泉街がございます。これは対岸に当たりますので、そういうのも含めて将来的な構想として中長期的に見て何とかできないだろうかと話したんですが、やはりただいまありますように解体というそういう喫緊の課題等もございますので、なかなかここ近年中にこれを実現するというのは不可能であるというようなことも言われております。

ですから町としては、いろいろ河川事務所、あるいは整備局のほうにもおつなぎをしながらお願いしたんですが、現実的にはなかなか河川事務所のほうでは、そういう部分の手だてをするというのは難しいというような見解を示されたところでございます。

○中尾 正男議員

先ほどの答弁を含めますと、解体の時期もいつになるか判らないというような状況も出てきているわけですから、今後、激特事業の中では無理だとしても、違法な相談ではないわけですから、河川整備等計画の中で長引くようであれば、そういう話は一応町長のほうからでも通して相談をしてみることは大事じゃないかと思うんです。ぜひそういうことをやっていただきたいと思います。

次に、跡地の利用のことについてであります。解体撤去したあとは町では利用する計画は今ではないということですが、ここは泉源もあるわけですし民間の公募で何か活用していただければ一番いいと思うわけですが、まだ解体も手つかずの中で先の跡地の利用のことを議論するのもなんですが、基本的に先ほど答弁でそういうふうに申されましたから、再度確認をしておきたい

わけですが、これは泉源も含めその後センターの土地有効、土地含めて一括そういう払い下げと
いうような方向でそういう答弁であったというふうに確認をしてよろしいのか、お尋ねいたしま
す。

○町長（井上 章三君）

この泉源の問題は、地元の方々とお話をかつてしたときに、町のほうでもうこれは廃止する
という方向を示したとき、地元としては何とかこれを将来に生かしたいというような考えも言っ
ておられました。そういう意味で、その跡地についても譲渡を含め検討していきたいというふう
に申し上げましたが、泉源を含め、そういうことで利用の方法があればこれは利用していただく
方向で、譲渡その他これは相談ができるというふうに思っております。

○中尾 正男議員

質問もまたあと先になりますが、解体費用の件について、先ほどの町長答弁では財政状況等
を踏まえ、どうも前の答弁では心もとないわけです。このままいきますと、金もないから当分こ
のまま放っておくという状況になっても仕方ないような答弁でありましたから、その共済金も入
ってるわけですし、ここあたりはその解体の財源として保留をしておく、そういうことをやっぱ
り明言をしていただきたいわけですから。

このもんについては、そういう方向でやっぱり積み立ててなりおく、そういう必要性がある
と思うんです。景観上も湯田温泉街から見ても真っ黒なって非常に景観行政団体としても観光地
の真向かいにそういう物があれば、イメージも悪いわけですから、それぐらいの決断をしてい
ただきたいわけなんです、どうでしょうか、町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

これらについては町長とも協議をいたしておりますので、私のほうで答弁させていただきます。
非常に財政的にいろいろな課題があるわけですが、この解体というのも当然必要性とい
うのは感じております。

ですから、極力早い時期に解体をしたいと思うんですが、やはり先ほどの日高議員の答弁に
もございましたように、来年度のそういう一定の指標等を目標とした予算編成というのも現在職
員にも説明いたしておりますし、そういう部分をやはりクリアする数字の中で何とかこの解体費
用というのを捻出していきたいというふうなふうに考えておりますので、そこらについてまた、
もうしばらく時間をいただいて、極力地元迷惑をかけない時期での解体をすべきと、いうよう
なふうに考えているところでございます。

○中尾 正男議員

町長、副町長、議会での答弁では、そういう答弁で了承せざるを得ないのかもしれませんが、
本当はそれはもう何も現実性もないし、財政的に金がないと言われりゃ、それまでで流れてしま
いますから、今回の場合は、やはり共済金7,200万、400万ぐらいでしたか、確認してま
せんが、それぐらいの金が入ってるわけですから、やっぱり財源として充てるべきだと思うん
です。どうでしょうか、再度伺います。

そういう余裕はないですか、これはもう共済金として入ってきている分ですから、そこあた
りは町長のやっぱり決断だろうと思うんです、やってくださいよ、どうでしょうか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ここで時期を明言せよということでございますが。〔「時期を明言せよとは言ってませんよ」
と発言する者あり〕極力早い時期にそういう方向で検討させていただくということで努力いた
したいと思います。

○中尾 正男議員

時期を明言しなさいと言うんじゃないです。そういう解体費用の財源をこれはまあ入ってるんだからそういうものは確実に留保してありますと、しますと、そういうことがやっぱり欲しいわけなんです。そういうことができないのかと、そういう質問です。

○町長（井上 章三君）

財源は確保されてるというふうに基本的に思っておりますので、時期の問題は、また状況を見ながら決断をすることになると思います。

○中尾 正男議員

財源を確保してということ、そういう認識だと町長の答弁でしたので。最初はやはりそうじゃなくて、時期を見きわめながらもちょっと判らんというようなあいまいな答弁でしたからちょっとしつこく伺いました。

それから補足して、つるだ荘には水害でそうなったんですが、その泉源についたやっぱり備品というもの。ボイラーだとか、ポンプだとか、こういう払い下げをする場合に非常に対価として金に積まれるような備品があったわけですが、これらについて確認をしてないわけですが。

これは水害を受けてないと思うわけですが、これらは確実に管理をされているのか、この場で確認をしておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

つるだ荘の関係の備品もありますし、泉源につける備品というのもありますが、私ども現場を確認いたしました、ほとんどが使えないんじゃないかと。スイッチも入らない状況でありますので、どうこう言えないんですけども、ほとんどが水に浸かったり、砂が入ったりという状況でありまして、それが使用できるかちょっと今のところ確認はできておりません。

○中尾 正男議員

備品については、そういうものには確認をしてないということで、使えるのか。水害で引いたあと、ボイラーだとか、ポンプだとか、そういう物は、やはりある程度手入れをすれば十分使えた可能性もあると思うんです。

私は、当然これは確保して払い下げる場合に何らかの対価がもらえるんじゃないかと、そういうふうな考え方をしていたわけですが、再度やはりそこ辺はもう一回見て確認をして、使えるようなものでもしあれば、修理をしてしっかりと保管をしておく、ということも必要ではないかと思えますから申し添えておきます。確認をしてください。

つるだ荘のこの問題につきましては、何回も言いますけれども、長い間、母子センターの問題で引っかかっていますから何とか見通しが立っているのかなと思いましたがけれども、全く今のところそういう状況で、いつになるか判らんということでございますから、そこあたりやはりこういうことは、地元も非常にあそこが寂しくなって、つるだ荘は建設当時、柏原にありますけれども、つるだ荘という名前を冠した通り旧鶴田町では建設当時やはり非常に大きな地域浮揚の館として期待をされて、地元から愛された施設でございます。それなりの貢献もしてきた経緯もあるわけですから、そういうものがなくなって地元も非常に寂しい思いをされております。

このままいつまでも放っておくわけにはいきません。町長もそういう考えではないと、これは解体撤去すると言われますから、その手続きをぜひ国、県、そこあたりにしょっちゅうやかましく問い合わせするぐらいで。もう長くかかっているわけですから。どうなっているのか、必要な書類があればいつでも、現地も見ただけののだったら現地も見てくださいというような、そういう取り組みをして、ぜひその申請が早く許可がなつて撤去ができるように鋭意努力をしていただくように要請をしておきたいと思えます。

次に、庁舎建設についてであります。過去、今回私は庁舎建設につきましては、合併以来

3回目の質問になるわけです。過去の3回の質問内容を大まかに調べてみましたけれども、何ら進展することなく、3打数ゼロ安打というような結果に終わっておるわけですが、今回先ほどの町長の答弁でかなり作業部会、検討部会で新しい事項が出てまいりました。

このあたりについて、6月でもそういう作業部会で副町長のほうにも書類として上げてあるということなのですが、ここあたりの今後の方針も基本的にある程度方向が決まっているようですが、ここあたりの書類を今まで議会とか、町民サイド全く、かなり早い段階でできてるわけですが示されてきてないわけですが、ここあたりは何か理由があるのでしょうか。答弁願います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時50分とします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

庁舎の問題でございます。これについては、いろいろ内部でも検討をいたしておりまして、庁舎の配置等を含めて検討いたしましたわけでございますが、やはり多額の経費を必要としてまいります。そういう場合にどうするかという問題がございますが、現在は、東別館のほうの構造的な問題もあるわけですが、耐震性を含めてそういう昨年の災害等を踏まえた危機管理機能を備えた庁舎ということになりますと、一定程度のやはり耐震性、あるいはそういう災害等に耐え得る建物ということも考えなきゃならないというふうに考えております。

そういう問題をもう少し整理をする必要があるかと思っておりますので、そういう時期等を見ましてなるべく早い機会にまた議会、あるいは住民の皆様方への説明会というのをもちたいというふうに考えているところでございます。

やはりこういう財政状況でございますので、しっかりと財源の確保のシミュレーション、そういうものをしっかりとしながら計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

ですから、現在の段階でこれを結論づけていわゆるこういう庁舎を造ります、あるいは造りませんということの結論というのは、まだいつてないところでございます。

○中尾 正男議員

冒頭も申しましたとおり庁舎建設につきましては、財政状況等非常に厳しい状況で、口になかなか出せない状況等もあったわけですが、町民の間でもやはり関心の高い事項でもございます。そして、1回目の答弁の中でかなりの動きがあった、新しいことが出てきてますから、ここあたり、まず午前中にありました公債費等の見直し、19年度のこししの9月に見直しをされているわけですが、ここあたりはこういうものを含んだ見直しでこういう見通しをされているのか、これとは庁舎建設の分は全く今のところ入らずに財政指標の見直しとか、そういうものはなされているのか、そのまず1点を確認しておきたいと思っております。含んでるのか、そういう計画をですね。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

当然、財政問題というのが一番の根本にあるわけございまして、これについては財政課のほうでそういうシミュレーション等をしながら、いわゆる先ほど質問がございましたそういう一つの財政指標等を目標にしたその範囲内での計画ということになるかと思っております。

○中尾 正男議員

こういうものを含めた見直しということですが、非常に条件的に財政状況を考えて数字等を見ましても、大きなデンとした過去あったような庁舎の建設というのは、到底無理であろうということになってくるわけですが、そうすれば、もう選択肢も当然絞られてきます。

宮高の問題等も学校等、以前協議されたこともあるわけですが、そこあたりも消滅してきますから、選択肢としてはもう狭まれてくる状況の中で、どうしていくかだろうということだろうと思うんですが。

今、検討委員会、作業部会、役場の場内だけでそういう議論が今までされてきて、一定の、一定というかまだ決定ではないですけど、方向性、たたき台みたいなものができているということでもありますから、ここあたりはやっぱり議会、あるいは地域の皆様、地域審議会、そこあたりにもやはり皆さんにお知らせをしながら、この庁舎問題については、みんながいろんな利害関係がありますから、いいというふうにはいかないと思うんですが、ある一定の理解が得られんとやっぱり難しいと思います。

そこあたり、こういう資料を早い段階に公表して議会にも示していただきながら、そういう検討の場をぜひ書類をまた後ほど議長から請求していただきたいと思うんですが、そういうことが公表していい書類であるのかですね。まあ、議会に出ていくわけですから、これはもう公になっているわけですから、別に隠す必要のないものだろうと思うんですが、考え方を伺っておきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

非常に重要な問題でございます。これについては、できるだけ早く内部でまとめまして議会にもお示しをしたいというふうに考えております。一定程度の素案というのはできておるんですが、やはり先ほど申し上げましたように財政的な問題等そういうものを含めて、お示ししないと。ただ、庁舎の規模とか、あるいは配置とか、そういう問題だけで整理できる問題ではございませんので、できればそういう財政計画等もあわせてお示しをしたいと。

これについても、可能な限り早くまた議会にはお示ししたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

公表して、検討するという答弁であります。町長も、私は合併直後、この庁舎問題に質問したとき、早急にはできないけど1期4年間の中で、できれば何とかその方向性だけは示すことができたというようにも言われておりますから、そこあたりはクリアできるんじゃないかと思っています。

そういう今のまとめられたものを言ったように住民のコンセンサス、ある程度一定の理解を得るための努力、これも必要ですから、ぜひそういうことも。

また、我々も一緒になって含めて、どこがいいのか悪いのか、そういうことをみんなで検討していかと、役場の場内だけで。やはり庁舎、位置の問題点についても、さっき申しましたとおりある程度の制約がありますから、そう大きな新しい所というようなこともできないわけですから、町長のあとは決断だろうと思うんです。

町長、できるだけ早い段階で公表して皆さんにお知らせすると言われましたけど、町長、こういう時期を町長の考え方を、いつごろまでにということをやちょっと聞いておきたいと思います。早い段階と言われましても、来年の11月が早いのか、3月が早いのか、6月が早いのか、任期いっぱいということもありますから、そこあたりの町長の考え方を確認をしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

先ほど申し上げました、やっぱり財政との絡みの中でこの問題を造れるかどうかというの、合併特例交付金というのがございます。これを活用できる期限というのがある、あるいは合併特例債の適用期間内ということもあります。

これを使わなかった場合には、もう自力でやるということは大変なことになるわけでありまして、そういうことも含めて、おのずからやはりある時期までには、どこまではという線が出てこざるを得ないと思っております。

そういう点で、公表の時期ということでございますが、少しでも早くということでありまして、年度内ということで一応御理解しておいていただきたいと思います。

○中尾 正男議員

年度内にそういうたたき台を示して、皆さんに検討してもらおうということで了解をいたします。

本庁舎につきましては、いろいろありますとおり相当もう本館が老朽化して、町長からもありましたとおり職員の安全、あるいはいっちょ事あったときの防災のセンターが機能しないというようなことであれば、また町民に多大な迷惑をかけます。

可能な財政の許す範囲内で、そして合併特例債が使える範囲内、そういう方向で検討されてきておったことは非常によかったというふうに思います。

過去3回質問した中で全く進展しなかったものですから、もう聞くのをやめようかなと思ったんですが、いろいろと進展があった。ただ、すぐ公表されていなかった。そういうことをやはり今回そして住民の皆さんの理解を得ながら、できるだけ早い時期にそういうものができるように努力をしていただきますように。

いろんな諸問題があつて簡単にはいきませんが、庁舎問題につきましては、そういう努力をしていただきますように要請して質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、8番、麥田博稔議員の発言を許します。麥田議員。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私は、先に通告いたしました平成20年度予算編成について質問いたします。

平成15年4月に薩摩東部地区合併協議会が設立され、協議会では1,091項目に及ぶ行政事務全般の調整がなされ、それぞれの地域で住民説明会をして町民の理解を得て、平成17年3月22日、新生さつま町が発足いたしました。

町長は、10項目の選挙公約を掲げ、具体策として5つの目標と、目標ごとに5項目の重点事項を示され、「アリガゾウに立ち向かう」と言われた選挙戦を制して見事当選されました。

そして、17年6月議会の施政方針では、私は選挙戦で重点事項をお示ししましたが、「既に合併協議により新町建設計画が策定されており、本年度は総合振興計画も策定することになっております。したがって、これらの整合性ということも十分踏まえながら、短期間で実施可能なものや、中長期的に取り組むべきものを厳選し、総合振興計画の中で反映してまいります」と言われ、特に「国の三位一体改革と地方分権の流れの中で、地方は、自主財源の確保と自己決定、自己責任がより強く求められる。こうした現状を踏まえ、本町の特性を生かした新しい発想によるオンリーワンのまち、町民満足度の高いまち、合併のモデルとなるような公平感と一体感のあるまちの創造に向けて、広く町民の声をお聞かせいただきながら、思い切った行財政改革と新しいまちづくりに全力を傾注してまいります」と結ばれました。

そこで、私は、町長へ今期初めての質問として17年6月議会で、1つ目に、合併効果が確実にあらわれ、町民が合併してよかったと思えるまちづくりの具体策について。2つ目に、合併の

モデルとなるような公平感のあるまちづくりの具体策等について尋ねました。

町長は、1つ目の質問に対しては、「行政管理室を設置して今後すべての分野において、可能な限り改善目標を数値化しながら、簡素で効率的な行財政改革に取り組んでいく。このことが、持続可能な行政サービスにつながっていくものと考えますし、ひいては合併して良かったと思えるまちづくりにつながっていく」と答弁され、2つ目の質問に対しては、「地域間の均衡ある発展に配慮し、絶えず情報の交換、提供を行いながら、住民、行政協働による新しいスタイルのまちづくり、住民主権、住民本位のまちづくりを目指します」と言われました。

17年9月議会では、総合振興計画に町長の選挙公約をどのように反映させるのかと質しました。町長は、「振興計画の各策定部会で、主要政策等の検討協議がなされると思いますので、素案ができた段階で再度策定部会との意見交換等を行いながら、振興計画に反映させてまいります。実施計画については、年次別ということで編成されますので、10の調整目標については長期、中期、短期的な施策の目標設定を行い、計画の中に盛り込んでまいりたいと考えています」と答弁されました。

そして、18年度の施政方針では、新生さつま町が概ね順調にスタートできたと総括されたので、私は、合併協議会で長い期間と幾多の会議を重ねて作られたさつま町建設計画、そして、それを実行すべき財政シミュレーションを合併して半年後の8月に健全な財政基盤の確立に向けてということで見直し、3カ月後の11月には再度見直しをされたので、概ね順調ではなくて苦難のスタートであったと思い質問しましたが、町長と私の見解の相違がありました。

財政悪化の原因としては、三位一体改革をはじめとする国の財政構造改革の影響や、合併時の一部事務組合の解散等による負担増ではありますが、福祉は高いほうに、公共料金は安いほうにと住民説明会でばら色の話を聞いていた町民の方々の中には、合併協議で申し合わせた各種の補助金等の見直しに疑問の声があったのも事実であります。

ただ、近ごろでは各種会合での財政課等の町財政の現状説明や新聞報道等により理解をされつつあるようであります。昨年の7月には、豪雨による大災害も発生し、災害復旧もまだまだこれからというところですし、歳入も合併前の想像以上に減になり厳しい町政運営であったことは理解できますが、当選時の新聞には「役場職員等からはソフトだが具体性に乏しいとの井上批評も聞こえる。合併後の厳しい財政運営で公共事業の見直しなど、大なたを振るえるかも注目される」とありました。

町長として約3年間、予算を編成、執行されて、選挙公約10項目に対する反省と評価は。また、それを今期締めくくりの平成20年度予算にどのように生かされるのかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま麥田博稔議員のほうから、平成20年度予算編成に関連しながら、約3年間を振り返っての反省と評価はということで、また、それを20年度予算にどう生かすのかという質問をいただいたところであります。

この約2年半を少し過ぎたわけではありますが、この間を振り返ってみるときに、合併当初このまちは、合併して新しいまちができたその当初の時期と特別な時期を我々は歩んできたという制約があったということがまずあります。

合併したさつま町を公平感と一体感のあるゆるぎないまちに建設していくために、まずやらないといけないことは、新町の将来像、あるいは全体像を描く総合的な振興計画の策定をするとい

うことが基本となるわけであります。

計画の策定に当たりまして、合併協議会でまとめた新町建設計画というのが基本になるわけでありまして、私が選挙のときに出しました10項目、あるいはさらに55プランという、これが基本になるわけではありませんので、総合振興計画を作るという中において、私はこういうことを特に訴えながら選挙に立ってきたということで、これをそれぞれの各課に見てもらいながら、計画づくりの中にリンクさせながら取り組んできたわけであります。

さらに、各部門から幅広い意見を町民に求め、町政座談会の開催やアンケート調査など、町民の意向や意見、要望をお聞きしながら、可能な限り施策に反映させてさつま町の総合振興計画を作成したところであります。

当面の課題は、この総合振興計画をいかに具体化し、全面的に展開していくことを主眼とするということは当然のことです。その中でも、定住促進、資源活用、それから健康子育てという3つの重点プロジェクトを掲げ、さつま町ならではの多くの地域資源、すなわち人・物・自然を活用したまちづくりの実現を図るべくメリハリを示したところであります。

また、振興計画と並行しながらも合併前に想定した財政シミュレーションを大きく見直さざるを得ない状況が出てきていることから、まさに議員の言われるとおり合併後の喫緊の課題として、さらには町の当面の最重要課題として、行財政改革に強い決意で望まなければならない事態となったところであります。

そして、総合振興計画と行財政改革を平成18年度から本格的にスタートした矢先に未曾有の、まさに未曾有の豪雨災害が発生し、災害復旧復興に全力を注がなければならない事態が生じました。これに対応するために、災害復興対策室を緊急に設置し、さらにこれを課に格上げしながら対応を図ってきたところであります。

そのような中で、私が掲げた公約とリンクするものともあり、特に重点的な課題として取り組んできた中の幾つかを挙げてみますと、農業農村の持続的な発展、集落営農、認定農業者の支援確保などのため、JAさつまワンフロア化した担い手支援室を設置し、重点的な施策の展開を推進をしてきたこと、これは県内でも一番早い取り組みとなったところであります。

次に、若者定住と雇用の創出、企業の誘致については、定住促進室を設置し、選任のスタッフの配置を行い、企業側への積極的な情報提供、機動力を生かしたアプローチを行うなど、誘致活動を展開しながら若者定住に努めてきたこと。このことが、若者の雇用という面において、19年度においては新卒と中途採用で93人の採用に結びついてるということであり、20年度の採用予定として60人の新卒が決まっているということでもありますから、計153人の雇用の増につながったものというふうに思っております。

関連いたしまして、本日の官庁速報に出ておりましたが、企業立地に頑張る市町村20選というのを経済産業省が10月に募集をいたしまして、本町も企業誘致の関係を含めて応募をしていたところではありますが、その20選の中には入らなかったんですけれども、プラス12の市町村と、頑張った市町村と、頑張っているという市町村の中に本町の名前が掲げられたということでもあります。

この20選の中には市が多いわけですが、町が2つだけございました。そして残りの12市町村の中には町が2つということで、鹿児島県では1つだけであったところであります。

高齢者と子どもたちが安心して暮らせる福祉のまちづくりについては、各計画を基本にしながら自立支援、見守り体制、介護予防に重点を置き、地域福祉包括支援センターも町単独で運営するなど、高齢者が住み良いまちづくりに努めること。児童福祉についても、次世代育成支援行動計画を策定し、多様なニーズに対応した施策の推進を行うこと。また、スポーツの振興につつま

しては、スポーツを通した町民の健康づくりを掲げ、スポーツ振興室を設置し、健康スポーツ教室の開催やウォーキングの普及などに取り組んできたこと。

近隣市町との連携につきましては、特に薩摩川内市の森市長とのトップ会談、副市長、副町長の会談など、緊密な信頼関係を構築しながら、さらなる連携強化に向けた行動を行い、ごみやし尿処理の問題、それから森林管理署の移転問題など重要案件の処理に取り組んだこと。

また、特に豪雨災害に関しては、隣接する大口市や菱刈町など、流域自治体とも連携を図りながら、大きな復興事業の獲得に奔走、激特予算と再開発の予算を確定できたことなど、ほかにもいろいろとありますが、いろいろな取り組みの中で私が申し上げた公約も含めて取り組んできたと思っております。

このようなことも総合的に判断したときに、この本町のスタート、我々のスタートというのは課題と試練の多いスタートでありまして、まさにそういう点では先ほど麥田議員が言われました苦難のスタートであったということが言えると思いますが、職員をはじめ議員の皆さん、みんなの力で概ね順調に成果を上げてここまで来れたのではないかと、というふうに思っているところであります。

平成20年度の予算編成に当たりましては、11月30日、係長以上の職員の出席を求め説明会を開催し、私の考えを語りました。国内外の政治、経済情勢や地球環境の悪化は、なお予断を許さず、良くも悪しくも時代は大きな変革期を迎えております。

このような中、さつま町の行政が町民の信頼に応え、今後安定した行政サービスを提供できるまちとして発展していくためには、第一に財政の健全化、第二に災害の復興、第三に総合振興計画の推進の3つの旗を掲げつつ、一致協力して厳しい予算を作り上げ、より具体性と内容のある予算編成をしてまいりたいと、そして実りある平成20年度を歩んでいきたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○麥田 博稔議員

住民に信頼される役場と行財政改革に取り組むという、推進しますということですので、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、私は、行政改革については、今までいろいろ苦言を呈しますが、ある程度評価をしたいと、これは頑張ってもらっていると思っております。

特に行政管理室を設置して、その中でまず組織再編の基本的なその考え方についてということをもとめてありますけれども。

私は、町長の政策が見えない、見えないと言ってたんですが、その中に書いてあるんですね、町長の政策的な取り組みとしての再編ということで、財政再建に向けた財政部門の体制強化で財政課を作ると。それから、定住対策及び企業誘致の専門的体制で定住対策、これを作る。それから、税源移譲及び徴収方法の体制強化で収納一係と二係、これにも書いてあります。それから、スポーツによる健康増進と県民大会に向けて組織の増強というスポーツ振興室。それから、工事検査の専門的ということで工事検査監。

ですから、行政の改革については、ある程度組織の再編をされる中でできてきたのかなというふうに思っています。

それで、担い手支援室もできましたし、それから水害後には我々が早く作って対応するべきだと何回も何回も言いましたが、そのあとに先ほど町長が言われましたように作られて、今対応されて何とか順調にとまではいきませんが、町民のために頑張っておられる。いろんなことがあります。

そこで、これから行革のスケジュールの中では、平成21年度までに、先ほど本庁舎を造る、

この辺がリンクしてくるのか、本庁方式に計画的に移行して組織の一元化を図るということが決まってるわけです。それで22年の4月までにするというようなことです。

やはりこのことについては、公平感とかいろいろ考えますと、住民にとって役場がなくなるというようなことで今いろんなことを言われてます。ただ、やっぱり住民に生活に支障がないようにするということを言われ、それが最低必要限度のものは残すというようなことを言われてるわけですから。影響を受ける住民にできるだけ早くそういう説明をして、22年の4月ですからあと2年あるわけですがけれども、その間にやはりやっていくべきだと思うんですが。

その辺の町長の考えを、やはり行革の中では22年の4月から本庁方式に移行するということを目標を掲げてやってるわけですから、その辺の考えをどのようにお考えなのか。私はできるだけ早く町民の理解を得るべきだと。それから、先ほどの本庁舎の建設ともリンクしてくると思うんですが、町長の考えをお伺いします。

○町長（井上 章三君）

この本庁方式への移行を図るという目標を立てているわけではありますが、本庁方式というのは支所がなくなるというわけではないわけがあります。それで、特に旧町の住民の皆さんにとっては、今総合支所、これがだんだん人が少なくなって、やがてなくなるんじゃないかと思っておられる方もあるかと思いますが、支所としてはしっかり残るんだと。

そして、その支所としてどの程度の形で残したらいいのかという、それによってまた本庁にどれだけ人がおり、支所にどれだけ人がおりという、そこらのバランスの問題も出てきますし、本庁に最初、時期によって職員の数も減ってきますけれども、マックスの時期、あるいは庁舎を作る時期において、どのような規模のスペースが必要なのかというようなことも含めながら、今この庁舎の検討委員会においてそこらも検討してるということでもあります。

そういう中で、支所機能というのをしっかりとそれを確認をした上で、全体の計画を持ちながら、議会にもそうであり、地域審議会にも語り、住民の皆さんにも語っていくと。そしてまた、そこでいろんな御意見をいただきながら、最終的にそれが集約されていくんだというふうに思っているわけがあります。

そういう点で、今基本的にはやはりこう全体の数が少なくなってくるということが前提でありますから、どうしても前のような形での職員の数というのは、確保は難しいわけですが、どのような形の絵になるのかということを、これを今整理をしながらできるだけ早くお示しをしようということになっているわけがあります。

○麥田 博稔議員

できるだけ早くですね、やはり町民の理解を得ながらやらないと、やはり合併して、何と言うんですか、閉塞感というか、いろんなのが出ているようです。

特に我々は、国に対しては地方との格差があるといいますけれども、さつま町にとってはやっぱり本庁舎ちゅう言えばですけど、ここがある所とやっぱり旧薩摩、鶴田にとっては、そういうものが出てくると思うんです。

ただ、財政的な問題でできること、できないことがありますけれども、その辺はやっぱり理解を得ながら一つのまちとして、一体感ができるような話もしてやっていっていただきたいと。あとでもちょっと限界集落のことも触れますけども。

それから、行財政改革をこうして進めてきて、来年度もなりますけれども、先ほどの質問の中で財政的には人件費とか、それから施設の維持管理費ですね。それと、公債費の問題、それから、基金の枯渇というのがやっぱり心配されるというお話があったんですが。

町長として、やはり来年度に向けて行財政改革を進めてきて、これからの課題ちゅうか、来

年度はやっぱりこの辺が心配だなとか、この辺をやらにやいかん、というようなものがあつたらお知らせを願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

基本的には先ほど言いましたように財政問題と災害復興の問題と、そして、さらに振興計画を各分野においてどう推進を図っていくかという、こういうことで考えているわけであります。

そして、いろんな事業をどこまでやるかということは、やはりこの国の今回の予算編成の中で、税源がどのぐらい移譲される、あるいは格差を少しでもなくすんだということが言われながら今国の予算編成がなされ、あるいは税制の改革、税制の問題なんかも検討はされているわけですが、その結果としてどのぐらいの財政の状況の中で、どのぐらいの仕事ができるということになるのか、これを今注目をしているところであります。

もうそれこそ経常収支比率がもういっぱいいっぱいだと。こうなると仕事が、思うことがほとんどできないということにもなっちゃいますし、しかし、いろいろと要望はたくさんあるわけでありまして、そしてまた私もこの時期に、また最終年度でもありますから、これだけはちょっと盛り込みたいなと思うところもあるわけであります。

それを全体の予算の状況など財政の状況などを見ながら、今後予算編成の中で最終的に仕上げていきたいというふうに思っております。

○麥田 博稔議員

今、盛り込みたいなということがある、それはリーダーシップとして、これだけはやっぱりやるんだというあれが必要だと思うんですよ、あとでちょっとお伺いします。

町長、それから、きのうの内之倉議員と平田議員の質問の中で、答弁で合併して良かったのだろうかと思ってる方もたくさんいらっしゃる。また、町の将来、地域の将来も少子高齢化が進む中で心配している、と町長も言われました。

私も全く同感でありますけれども、やはり合併して良かったのだろうか疑問に思うのは、先ほどちょっと触れましたけれども、やはり国の三位一体改革とか、いろんなその辺の影響で、財政シミュレーションで見直しをやらなければならない状態になったというのが正解じゃないかと思うんです。

先ほど言ったように一部事務組合の合併のときに、やっぱりいろんな負債とか、いろんなことが重なってこういう状況になってきたと。国が三位一体で税源移譲するちゅうけども、頭から2兆円ぐらい減ってるわけですから、これはやむを得ないところがあるんですが。

先ほどの答弁の中で、平成20年度の予算編成に当たりましては、係長以上を集めて一応説明ちゅうか話をしたと。それで一番目に、財政の健全化とか、災害復興とか、その辺の話だったと思うんですが、具体的には今言われた、そういう、やっぱり最後の年であるし、この辺を盛り込みたいなというものがあるんだつたら、その辺を、ちょっと思いをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

私が盛り込みたいと思っている一つは、今、副町長とも話をしながらいろいろ検討をしておりますが、少子化対策の中で結婚対策というのを、結婚をサポートする、そういう対策事業ができないかと。これを福岡のほうで行政が連携して取り組んでいる地域がございますので、こちらのほうでもそれができないのかなと。やはりもう若い人たちの結婚が進まないとい人は増えないという問題がありますので、少しでもこれを促進できるようなお手伝いができたらいいな、ということの一つは思っているところであります。

もう一つ、今、話を進めておりますのは、我が地域のやっぱり特色をどう生かしていくか

という点で、本町は、旧薩摩町に永野金山というのがございますが、この金山の歴史、これが最近新聞にも産業遺産というのが国のほうで検討され、登録が始まったということがありましたが、私は、この産業遺産になるものだというふうに思っているんですけども、まだそこまでそれを申請するまでの準備ができてないということでもあります。

これは霧島市、かつての横川町のほうでは、山ヶ野金山に関しては、相当の資料の収集と、そしてウォーキングなどを通してアピールするような形ができておりますが、我がほうでもウォーキングが始まっておりますけれども、その実態というのが資料がどこまであって、あるいはまたどうなのかということを紹介できる形にまだ十分になっていないというふうに思っておりますし、その資料収集というのが、もうその当時が判ってる方々がもう年老いて資料もなくなる、判らなくなる可能性もあるということがありますので、今地域の方々とも相談をして、その資料収集に取り組む体制づくりをしていただいているところであります。

そして、それをもっとはっきりとした形で紹介できるような形にこれを残すには、少し予算も組んで取り組まないとなかなかこう見える形にならないのではないかなというふうに思ってるもんですから。そして、このことは合併をした新町のまさに宮之城島津家の久通公という方が、その中心となって開発をされたということで、まさに町全体の誇るべき業績の一つではないかと思っているわけでありまして。

久通公は、この金山の開発だけでなく二渡新田とか、あるいは国分のほうの新田の開発とかということもされてるということで、こういう業績を全体的に紹介しながら、我が町のこの貴重な産業遺産をもっとアピールできるような、あるいはこれを霧島市とも連携してもっと大きくアピールできるような形に取り組んでいったらいいんじゃないかというふうに思っております。

一方で、石見銀山が世界遺産になったというようなニュースも横目で見ながら、我が町の金山は果たしてどれだけのものとして認識したらいいのか、考えたらいいのかと思ひながら、この問題については、この機会に予算を組んでも取り切ってやってみる必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っているところであります。

細かいことといたしますか、住民の福祉のためにもっとこういうことはできないかなと思うことはありますが、それはまたあとに回して、一応そういうようなことを考えております。

○麥田 博稔議員

少子化対策として前、私なんかが質問したときにもやっぱり結婚をサポートするというような話をされました。このことについては、県のほうでも世話やきおばさんちゅうのが仲人と、何かそういうことで進めるというようなことがありますので、これはリンクしてされたらどうなのかなと思います。

それから、永野の金山につきましては、私もウォーキングに行きました。非常にいいんです、歩くの。ほいで看板もないし説明されている方がいらっしゃって、相当詳しくかったです。歩いていっていろんなのがあって。だからウォーキングのコースにしては非常にいいし、向こう側のほうがいろいろありますけど、ただ串木野とかいろんな所がやってますし、いろんな問題があるのは、あそこも今は焼酎蔵になってますけれども、うまくいかなかったというんですか、いろんなパークちゅうか、いろんな公園施設みたいにしていかなかったんですが、ただ歴史的なあれではいいと。ただ、ただだと言いますけど、金山として日本一の何か産出量を誇ってたときもあるというようなことです。ネームバリューとしてはあるのかなというふうに思います。

それで、やはり町長が今言われたように何かこうぴしっとした政策を出してほしいと。

滋賀県の嘉田知事も言われてるんです。結局、知事になって予算を組まれるんですけども、今度予算が非常に厳しいので琵琶湖のあれを言われてたんですけど、それも半分になったと。そ

して、県の幹部が話したという、県の幹部は、多くの分野で予算を削減しなければならない中で、琵琶湖の予算だけを守れば示しがつかないという気持ちは十分判ると。知事の立場に理解を示しながらも、知事はとにかく予算については半分ずつ削ってよと言うだけだと、何がやりたいのか見えてこないという話をしたと。

だから今言われたように、やっぱり予算編成をするときには対極的に健全化、災害復興、こうして振興計画の推進と言われますけれども、その中でやっぱ財政については、ここを重点的にびしっと締めるとか、それから振興計画については、自分のあれも財政の裏づけが要りますけれども、最後の年ですけれども今言われたように、何かこう目玉というか、町長のこう何というんですかね、こんなまちにしたいんだな、という思いが、さっき言った災害とか、いろいろあってできなかった部分もあるし、財政も厳しい中で非常にこう辛い選択をせんにやいかんときもあったと思うんですが、最後の年ですので何かこうしっかりやってほしいというふうに思います。

それから、公平感ということで、これは前にも言ったんですが、自前の公民館がある所と、それから条例公民館を利用して公民館活動をする所、それで旧宮之城のときからあって私もそれを質問しまして、宮之城のときには一応15万、自前の所にはくれるようになってたんですけれども。非常に公民館の維持管理、水道光熱費、水道代、電気代ですが、それから火災保険とか、もう何年か経つと畳の補修とか、台風が来ると屋根の、2分の1の補助はありますけれども。

これを自分の所で館を持ってない所は、全部町がするんです、行政財産だから。ただ使用するだけです。それでほかの地域は、非常に高齢化も進んで公民館費を取りながら、公民会費を取りながら運営してるんです。その辺を、だから非常に地域によってばらつきがあると。

この辺の考え、町長はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

条例公民館と普通の公民館との関係において、そういう格差といいますか、が出ているという問題、そしてそれに対して今回新町においては、これを段階的にある期間内に同じ形にしていこうということで今取り組んでいるところでありますから。

そういう中で、自分たちでやれるところ、そしてやっぱり公助という形で取り組むべきところ、それはまた内容によってよく整理しなきゃいけないというふうに思っているわけでありまして。

今回、災害を契機として公民会の無縁の関係を大分取り付けてもまいりましたけれども、こういうことは建物自体の問題ではありませんが、やはり公民会活動に対して大きな支援になってきたんではないのかなと思いつつながら、20年度においてもこの問題に対しては要望も多いことでもありますので、できるだけまた進められるようにしたいな、というふうにも思っているわけでありまして。

○麥田 博稔議員

町長、建物の維持管理なんです。というのは、私は湯田ですから湯田のことで言います。

館を造るのに6,000万ぐらいかかってるんです。で、中山間いろんなのをもらって県から2,000万いただきました。それで町の補助が2,000万、それで地元湯田区で2,000万出してるんです。普通だったら、そういう何かのあれがないと町から半分ですから、まあ6,000万やったら3,000万つくらんないけない。

それで、2,000万湯田区でつくるってなると大変なことなんです。先輩たちがずっとつくってしてくれたからいいんです。

これを条例公民館で、例えば、そこに副町長がおりますので佐志を言います。

佐志は、自分のところは持ってないわけですから全部町がしてます。そうすると、我々は6,000万の物を造って、4,000万もらって2,000万出して、区の戸数が400何戸で

すから、例えば、ざっと400軒したら1軒で5万円出さんにやいかんわけです。

町の行政財産だったら1円も出さんでいいわけです。これから高齢化が進んでいく中で、自分の所で造った館を維持管理していくちゅうのは非常に厳しいんです。

だから、今町長がいろんな所を自前で持っている所に合わせていくと言われますけれども、これから高齢化社会になってくると、やはり条例公民館は80万ぐらい維持管理がかかるところを各地域にそれぐらいの手当をしてやっていかないと、私は各区が破綻するのかな。財政が厳しいのは判りますよ。だからその辺を。

それで区の公民館があった上に自分たちの公民会をまた館持っている所もあります。ですから、区費の収集、公民会費の収集ちゅうのに非常に苦慮して、もう大変なことになってます。

ですから、合併が進んだりしますけど。各公民館で私たちの公民会なんかも2つあったのをやっぱり1つにしないと公民会長手当も出せない、館の維持費も大変だというようなことでなりますけれども。やはり格差を是正して公平感を持つためには、そういうのを。

それから、今後高齢化が進んでいくと、今度旧薩摩のほうもなりますけれども、やっぱりその辺は慎重にやっていかないと、それは合併のときの話ですから、するのが当たり前っていうこともありますけれども、これだけ人口が減って高齢化が進んでくる中では、その辺は十分に配慮をしていただきたいと。

今説明されたので、ちょっとは理解されたのかなと思いますけれど、再度答弁をお願いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

そこらの実態に関しましては、また実態がどういう状況であるかということ进行调查がどこまで進んでいるかということはあるんですが、そこらを把握しながら検討課題にしたいというふうに思っています。

○麥田 博稔議員

ぜひ検討して、いい方法にどうかお願い、お願いはいけないということですけども検討していただきたいというふうに思います。

それから、きのうの南日本新聞に出てたんですが、限界集落、その辺もリンクしてきますけれども、きょうの新聞ですね、いや、11日ですからきのう。

「限界集落の実態調査へ」ということで載ってます。それで、2006年の4月に調査したときは、県内に過疎地域で4,457集落のうち限界集落が全体の5割で208あったと。全国的には7,878とか何とか言われてますけれども、5年後になくなる所がもう300幾らあるというふうなことでですけども。

我々の町もこうしてくれば県から調査されると思うんですが。今までに調査をされたことがあるのか、145公民会ですか、その中であるのか。それがもしあるとしたら実態的にどうなっているのかをお知らせを願いたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

事務的な関係でございますから、私のほうで概略説明申し上げます。

この限界集落のとり方ですが、規模によりまして現在の公民館の範囲でいくのか、公民会の範囲でいくのか、またそれを小っちゃくした班の範囲でいくのか、その規模のとらえ方によって相当数は違ってくる。

ただ、しかし私どもは今数字を持っておりますのは、公民会、公民館の数字ということで御理解をいただきたいと。それと合併をして大きくなっている集落、それから、合併をしてないで小っちゃいまの集落、それもございますので、そこらも十分中身があるんだということを御理解

をいただきたいというふうに思っておりますが。

この限界集落、65歳以上が50％以上というこの高齢化の高い地域であります、町内の公民会の中では、16の集落がそれに該当するということでございます。筆頭は61.8％というのがございます。集落名は申し上げますが、そういうことでございます。非常にこの60％前後の集落が結構高いと。

それと、65歳以上の50％以上を超えている集落は、当然55歳以上の率も高いと、この16の集落におきましては、この55歳以上の率というのが一番高いところが77.8というのがあります。こういうふうに55歳以上がそういった実態であるといったようなことでございます。

これがこの準限界集落とかいろいろありますけども、55歳以上が50％を超えるというのが、町内で公民会の単位でいきますと56ございます。これは、非常に集落の形態にもよるんですけども、そういったような実態でございまして、これはもう今回のこの予算説明会のときに、係長以上には資料をお配りしまして説明をさせていただきます。

それともう一つは、この55歳以上のところが10年後は65歳のところにいくんだといったようなことも当然考えなければいけませんので、そういった部分とか。

それから、公民館の単位でいっても、この55歳以上が50％を超えるところが、20公民館のうち11公民館がそういう実態であるといったようなこともございます。

そういったようなことで、限界、準限界といったようなこと等につきましても、実態としてまちの中を十分知っておく必要があるといったようなことで、対応をいたしておるところでございます。

○麥田 博稔議員

今実態を聞いて、県のほうにも過疎地域は調べたというのがありましたので、あると思うんです。町長、やはりこれを聞きますと、前にもちょっと話しをしたんですが、財政のあり方というか、そこを普通建設事業から扶助費とかこういう社会福祉、そっちのほうへ大きく転換する時期に来ているのかと思うんですよ。

なんでかちゅうと、町長もいみじくも私が質問したときに言われました。新しい道路ができなくても生きてはいけるけれども、そういうのがないと生きていけない人も出てくるかもしれないというような。例えですよ。大きく理解したら、私はそう言われてるなと思ったんですが、出てくると。

ですから、予算のあり方を、先ほど言われたとおり人件費とか、いろんなのが出てきますけれども、本当にそういう町民が安心して一体感を持っていけるまちにするために、先ほど公民館の公平感ということも言いましたけれども、町民の方に理解してもらいながら、その辺はやっていかないといけないというふうに思うんです。

そうなりますと、建設業が仕事がないとかいろいろ言われますから、県のほうでもいろいろしてますけれども。これはこの前の新聞ですが、建設業が、農業とか、漁業とか、そういうのにも参入していくということですから、そっちのほうもよそから会社を引っ張ってくるんじゃないくて、地域の企業を起こすためにも、その辺の話も大事になってくるのかなと。どうしても道路というのは、今一生懸命やってますけれども、いろんな国に、特定財源のことで、これも国全体も高齢化していくと少子高齢化という、その対策をとらにやいかん。

先ほど質問にもありましたけれども、保育園とか、その辺、それから放課後児童とか、うちの場合には小学校も14校抱えて、中学校も4校あります。その辺の問題。

だからその辺の経費が、相当要るようになってくると思うんですけれども、町長は、その辺の

基本的な考えをどのようなお考えなのか、今後の20年度予算を目の前にしているわけですが、予算編成の考え方としてお願いします。

○町長（井上 章三君）

最近も何箇所かの地区の座談会の中で財政問題を聞きたいという話がありまして、財政課長が説明をしておりました。

そういう中でも、この最近の財政の使われ方の動向というのは、もう今福祉に対する取り組みっていいですか、予算の比重というがもう一番目になっていると、既に一番目になっているということで、かつての建設とか、農林業に対してハード的なものに投資してきたというような時代からすると、隔世の間があるという話もあったわけでありまして。

少子と高齢化がますます進んでいくという状況の中であって、その対策というのは今後ますます比重は、当然上がってくるだろうというふうに思っておりますし、今財政の事情から建設事業を15億以内にとすることで抑えておりますけれども、いずれにしても福祉的な分野に対するニーズというのは、今後ますます大きくなっていくだろうと、それに組みまざるを得ないのが、行政の今後の方向性だろうというふうに思っているところです。

○麥田 博稔議員

非常に厳しいそういう人口構造の状況が続いてくるし、私たちのまちも人口もどんどん減ってます。最初の合併のときに作った10年後の人口とすると、現在で追いついてるかなという状況でもありますので、大事なことです。

それから、その中でも農業を基幹産業ということで、この前の決算の委員会のときにも話をしたんですが、ばらまくんじゃなくてモデル地区ちゅうか、モデル農場。水田の乾田化とか、何かやらないと水田として米を作っちゃ厳しいなということもありますが、その辺も基幹産業として、どのようにするのか、乾田化も必要だというふうなことが出てますので、水田からそういうのが、その辺も総体的に、道路も作らにゃいかんというあれもありますけれども。

町としては基幹産業として残していくんだしたら、畜産の飼料とか、これから高くなると思うんですね。飼料何かもうこういう油の状況だと。だから、その辺も十分吟味しながらやっていただきたいと思います。

それから、前のときにもちょっと話をしたんですが、このさつまおごじょ元気会から提言が出てます。そして、この前は男女共同参画のところからも提言が出てます。いろんなところから提言が出てきても、これは行政任せなんです。ただこの我々ができるところとかいろいろ書いてあります。行政に頼むこと、提言するのは楽なんですけれども、このおごじょ会は、ここにこう書いてあるんですよ。「今後も多くの女性が気軽に参加でき、意見を言い合える場、仲間づくりの場として、このような取り組みは大事なことです。女性パワーが発揮できる組織の継続を望みます。」

だから提言をしてもらったんですから、今度はこれを実行するですね。どのようにすればいいかちゅうことを相談をしてすれば、この前、企画課長は、各所管課と話をしておかまてお願いしますと言われましたけれども、私は提言をされたら、ここにこれだけ書いてあるわけですから、女性パワーを利用してやればいいのかなと。

それと、職員の政策の提案制度の活用というふうなことで、行政改革の中に書いてあるんですが、18年度までで1件もないんですよ。これは5分科会あります。

ここにいらっしゃる皆さんには失礼なんですけれども、20年後、30年後を考えると、15年後、ここにいる人たちは大抵が退職されますので、40歳以下ぐらいの若い職員をこういうおごじょ元気会と一緒に、まちの将来像を考えませんか。ここに提言してあることは、非常

に金がなくてもパワーがあればできるちゅうなこともあるんですよ。

だから、5つの分科会に希望者を募って、一緒に将来のまちづくり、これも短期でできること、中期でできること、将来のことを書いてあります。健康づくりなんかは、特に簡単にはいかない。10年、やっぱり若いうちからやらないといけないということもありますけれども、いろいろあります。それから、ラジオ体操のこともあって、町でするちゅうのはなかなかうまくいった。

我々もこの前、そこに永瀬さんもいらっしゃいますけれども、ウォーキングのところではラジオ体操してからということではしてますけれども、そういうのを今度は提言をされたら、この提言を実行するために女性を募集して、そしてこういう提言に沿ってやりませんかということにしたら、私は案外金がかからなくても、ある程度少しぐらいは出してくれてもいいんじゃないかと思うんですけど。少しぐらいちゅうか、あれによつては。

そういうのを今度は提言じゃなくて、この提言をしたのを実行する部隊を作ったら、ちょっとしつこくなってすいませんが、どのようにお考えなのか。

○町長（井上 章三君）

実行する部隊を作る取り組みをしたらどうかという今提言をいただいたわけではありますが、これはまた担当課のほうと検討をさせていただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

担当課もですけど、私とすればやっぱやって。ここに書いてある「私が作るあなたが作るさつま町、おごじょパワーでまちは元気、できることからこつこつとやってみなきや始まらない」

これは、ことしの流行語大賞になりましたけれども、「どげんかせんといかんち」思っておられると思うんです。

行財政の改革についても、町に頼らずに自分たちでできることはこつこつとやりましょうよ、というようなことも提案をされてます。その辺を理解してもらって、これからのまちづくりに女性パワーを生かしていくということは私は大事だと思います。

担当課ではなくて、町長が上からスパッとやってほしいなというふう思うんですよ。

というのが、これは岩手県の滝沢村5万8,000要るけれども、村でいようという選択をしたまちでありますけれども。そこの村長さん、もう市になっても大丈夫なところなんですけど、組織に必要なことは、トップの思いがいかに早く下に伝わるか。下の思いがいかに早く上に伝わるかだと。議会は、全然意味がないというようなことも書いてあるんですよ。言われてるんです。

ですから、我々は勉強せにやいかんのですが、非常に町長のリーダーシップ、これ村長ですけども、リーダーシップで村は変わると。それから、職員も変わると書いてあります。

そして、総合振興計画も役に立たないと。何でかちゅうと、計画通りには行かない。住民ニーズは、時によってどんどん変化していく。だから、その辺をいかに把握して自分の思いをこういふかということで変わる、というようなことを言われてますので、その辺は、町長も1期4年の最後の締めくくりですけども、やるべきだと私は思うんですが、どのようにお考えなのかですね。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員に申します。4分を切りましたので、時間内に終わるように御協力願います。

○町長（井上 章三君）

このこれからの共生協働の時代、また少子高齢化が進んでいく時代において女性の皆さんのパワーというのは、これはどうしても必要だということは、私も強く認識をしているところであります。

今回の提言をいただくとともに、この女性グループの方々ももっとこういう形を続けてもらいたいという気持ちと、そういう町から金が出なくても自分たちで集まって、そのグループごとの部会といいますか、これを続けたいというような気持ちも言われておりました。

それだけじゃなくて、いろんなところで女性の皆さんがどういうふうに関係協働の中に入っているか、まさに男女共同参画というこういうまちづくりに、もっと進んでいくことはできるかということは、これはどのまちも大きな課題の一つだろうというふうに思っております。

そういう点で、私もその点に対しては、今後またどういう取り組みをしていくことがいいのか、また検討しながら、この件については、やはり前に進むように頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員、もう1分しかないですよ。

○麥田 博稔議員

判りました。提言に書いてありますから、実質公債比率を20.2割に維持するために行政依存型から脱皮し、自分たちができることは自分たちの手でやりましょう、ということを書いてありますし、いろんなことがありますので。提言をするのは、ぼくなんかでもできるんですよ。実際やるのは難しい。

だから、提言をしたのに実行されてくれないとかありますけれども、提言をした人たちが団体がいらっしやって、そういうのを携わりたいということですから、パワーを私は利用されるべきだと思います。

それから、最後になりますけれども、町長にお願いしたいのは、これは片山知事ですけれども、前のあれ、鳥取県の知事です。地方自治に住民の満足度が高くないのは、ミッション、使命や任務から外れたことをする自治体が多いからではないか。自治体の使命や任務は、住民のために住民が必要とする行政施策をできるだけ良質、低コストでかつ持続可能な状況で提供する。

財政破綻した北海道の夕張市は、ミッションに誤りがあったと、レジャーランドをいっぱい造ったと、鹿児島でも使命や任務から外れた不要なものがたくさんあると思う、というようなことを指摘されてますけれども。

これから我々もお金がない中で、自治体の役割、任務というのは何なのかということを再度考えて直して、先ほどここに書いてある行政依存型から脱皮したいということも書いてあるんですから、町民の方たちと私たちと協働してこういう財政問題にも取り組むべきだと思いますので、町長にもリーダーシップを発揮して、平成20年度の予算編成に力を発揮していただきたいと要望しておきます。終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、21番、岩元涼一議員の発言を許します。岩元議員。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

私が本日最終の質問者となるようでありますが、通告いたしておりました火災予防対策と町税などの収納対策の2点についてお伺いをいたします。

はじめに、火災予防対策についてであります。消防本部におかれましては、本町の消防業務、救急業務の遂行に昼夜を問わず従事され、予防消防の啓発はもとより、救急救命講習会などの実施、また、日ごろより火災予防対策の一環として予防査察なども精力的に実施され、管内における違反対象物に対しては、軽微なものから厳正に指摘し指導しておられるようであります。

その中では、査察対象施設として宿泊施設などの予防査察もされていることと思いますが、現

時点において違反對象施設として指摘され指導されている施設があるものか。あるとすれば、その指導されたことに対しての改善策が取られているかお伺いをいたします。

次に、町税などの収納対策についてであります。このことはこれまでたびたび質問がされ、その都度答弁がなされてきたところであり、また、18年度の決算特別委員会の審査の中でも質疑がされたところであります。

その質疑の中で、町税の未収金については、今後債権対策委員会などで専門的な知識を習得しながら対策を進めていきたいとのことであります。徴収に際しては、法律的な問題もありますので、当然専門的な知識を習得し収納に取り組むべきであると考えますが、一方で債権には時効が発生いたしますので、その対応策についても急ぐ必要があるのではないかと思います。公平、公正の基本的原則を踏まえて、実行性のある未収金収納対策を強力に行うべきであると考えます。

以上の2点について、町長の考えを伺いまして1回目の質問といたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

岩元涼一議員のほうから2点の質問をいただきました。第1点目の火災予防対策についてという問題であります。違反對象物に対する防火指導については、どういうふうにしているかということでもあります。

本町には平成19年3月31日現在、消防法第4条の規定に基づく立入検査対象物が1,018棟ございます。このうち宿泊施設につきましては、休業中の1施設を除き、13の施設が営業をいたしております。これらの施設に対する立入検査につきましては、さつま町火災予防査察規程に基づき毎年計画的に実施しているところであります。

検査結果の状況につきましては、13施設のうち法令違反のない1施設を除き、ほとんどの施設で何らかの違反があり、その違反内容につきましては、立入検査後、立入検査結果通知書により行政指導を行ってきましたが、各施設の個別事情もあり違反是正に至っていないのが実情であります。

しかしながら、宿泊施設利用者の安心安全の確保を図ることは極めて重要なことから、今後におきましても引き続き施設管理者に対し、法令遵守の徹底を強く要請していくことは、行政の責務であるとの認識をしているところであります。

ところで、本町は、スポーツコンベンションのまちとして宿泊施設の多くの利用をいただいております。また、来年開催予定のねんりんピックにおいては、一度に多数の宿泊客が予定されていることから、この機会に違反施設の改善に向けた一層の努力が求められております。

そこで消防本部に対し、違反実態に即した適正な違反對象物の防火指導策について検討を指示したところでございます。具体的な内容につきましては、消防長のほうから説明をさせたいと思いますが、そういうことでこのねんりんピックを機に、できるだけ改善を図るということをしたという気持ちの中で取り組んでいるところでございます。

続きまして、収納対策について町税などの未収に対する取り組みがなされているが実行が上がっていないと、対策を強化すべきと考えるがどうかということでございます。

平成18年度末現在におきます収入未済額、いわゆる滞納であります。一般会計、特別会計合わせまして4億3,632万9,000円となっております。内訳を見ますと、町税、国保税、介護保険料合わせて2億9,332万9,000円。使用料、手数料が2,271万6,000円、これは水道使用料の1,341万1,000円を含んでおります。その他、住宅新築資金貸付金元利収入などが1億2,028万4,000円などとなっております。

これら滞納の対策といたしまして、特に税等の未収対策としましては、負担の公平性を保つと
いった観点から不動産の差し押さえはもちろん、徹底した給与、預貯金等の差し押さえ、差し押
さえした不動産の公売、また今年度におきましては、県内の市町村では鹿屋市について2番目と
なります取り組みといたしまして、検索により差し押さえた動産のインターネットによるオーク
ション公売も実施したところであります。

このほか、全体的な未収対策といたしまして、債権を持つ各課長、係長をメンバーとします債
権対策委員会を設置いたしておりまして、滞納整理指導官の指導も仰ぎながら徴収方法等の検討
もいたしております。

差し押さえを含む徴収対策など具体的に開始したばかりで、数値にはまだ見えない部分もある
うと思いますが、滞納者の意識も変わってきつつあると感じておりますし、税以外の未収金につ
きましても部分的ではありますが、税にあわせた取り組みを開始しております。

未収金には、住宅新築資金貸付金など私法上に分類される債権もあることから、民事訴訟も視
野に入れながら、すべての未収金への対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○消防長（田上 泉君）

違反対策施設に対する防火指導策の関係でございますが、その前に平成18年度の立入検査の
実施状況について補足をさしていただきたいと思います。1,018対象のうち、平成18年度
では212の対象に検査を実施いたしました。実施率が20.6%でございます。そのうち違反があ
ったのが129対象、60.5%でございます。その中で、改善、もしくは改善報告の計画書が提出
されたのが79対象、60.5%となっております。そのような状況でございます。

消防本部におきましては、今年度も宿泊施設に対する立入検査を6月から7月にかけて実施を
しております。

検査結果につきましては、先ほど町長から答弁がございましたように、13施設のうち12の
施設で法令違反が確認されております。違反の主な内容でございますが、防火管理者の未選任、
避難訓練の未実施、消防用設備等の点検未実施及び未報告などの管理違反のほか、消火設備や警
報設備の未設置、未改修などの設備違反であります。

このうち、10の施設から昨日現在までに改善計画書の提出がなされ、既に5施設で改修が終
了いたしております。残りの施設につきましても、本年中もしくは来年の早い時期に改善する旨
の意向を確認いたしておるところでございます。しかしながら、まだ改善計画書が未提出となっ
ている2施設につきましては、今後とも個別指導を継続していく所存でございます。

そのようなことから、今後におきましてはまず未改修施設に対して改善状況の追跡調査を行う
とともに、いまだ改善計画書を提出していない施設については、ある一定期間後に関係者に対し改
善の意思があるかないかの最終確認を実施したいと考えております。

その結果、改善の意思が全くないと認められた防火対象物については、行政指導にも限界がご
ざいますので、最終的な手段といたしまして、さつま町火災予防違反処理規程に基づく警告、命
令及び告発等の行政処分も視野に入れながら対応をしていきたいと、このように考えております
が、これについては相当の時間を要します。

そのようなことから、できるだけ行政指導の範囲内で改善が図れることが望ましい方法だと
いうふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、宿泊利用者の安全確保を最優先に考え、施設関係者に経営責任と
あわせて法的な責任について、十分な理解が得られるよう関係機関とも連携を図りながら、さら
に努力してまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○岩元 涼一議員

それぞれ質問等も考えておりましたけれども、消防長の補足説明によりまして、もう告発まで考えた対応も考えているというような答弁でございます。

私がなぜこのような質問をするかといいますと、旅館、宿泊施設、そういうところは先ほどから消防長のほうからも出ましたように、たくさんの不特定多数とは申しませんが、多くの方が宿泊される施設でございます。

その中で、もし火災等発生した場合の対処、そういうのに誤り等があった場合には、これはもう取り返しがつかないと。そういうところで、やはり管轄部署である消防本部がそういう適切な指導をするべきではないかという立場から、ねんりんピック等が開催されるからということじゃなくて、日ごろから宿泊施設として利用されている以上は、そういう防火意識というものを経営者の方も持たなければならないのではないかと。

先ほど答弁にもありましたけれども、防火管理者の未設置ですか、それやら避難訓練を実施していないというのは、当然そういう営業をされる方にとっては守らなければならない点ではないかと思うんですが、そこ辺のこれまでの指導というか、そういうのはどのようにされていたか伺います。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの防火管理者の未選任及び避難訓練の未実施についての指導をどのようにしていたかという御質問でございますが、まず、防火管理者の未選任につきましては、経営者等の高齢化等によりまして、若干変更があつて資格がないままにその選任届を出していないという施設もございましたので、現在消防本部のほうで毎年10月に防火管理者の講習会を実施しておりますので、その中で改善を図っていただくように指導をいたしておりますし、当本部におきましては、年に1回ということでございますので、隣接の消防機関の行う講習会にも紹介をしながら違反の是正に図ってきたということでございます。

一方、避難訓練につきましては、先般、湯田地区の温泉旅館組合と協議をいたしまして、合同の避難訓練を実施しようということで、実施をし法令違反改善したという事例でございます。

○岩元 涼一議員

消防法の改正等によりこれまでは適合施設であつたけれども、その改正によりまして不適格といたしますか、指導をせざるを得なくなったというような事例もあるわけですか。

○消防長（田上 泉君）

この先ほど申し上げました12の施設につきましては、ほとんどが湯田地区、あるいは紫尾温泉地区の温泉街になりますが、消防法の施行後の対象物でございますので、当然おのずと最初から法令対象であつたというふうに考えているところでございます。

新築当時は、当然旅館業営業の許可を受けます際に、消防機関の適合通知書がなければ許可がされないことになっておりますから、当然新築時には適合状態であつたところが、経過をたどっているうちに増改築等もありまして、法令違反を構成したという部分もありますので、その辺について鋭意改善指導を行ってきたということでございます。

○岩元 涼一議員

最初の時点では、当然そういう適正な建物であるということで営業がされてきて、途中から消防法の改正などにより不適格というふうな形になったということでございますが、軽微な、軽微なといいますか、実施可能といいますか、そのような形であれば、その経営者の方々もすぐに対応はできると思いますけれども、言葉は悪いですが、宿泊者の安全を考えてそういう形で勝手に改正されても、我々もそこまでは対応できないという事例もあるのではないかなという気

がいたします。

話を聞きますと、屋内に消火栓をつける必要があるとか、そういうような改正もされたことで、もうそうなりますと建物自体も相当手を入れないといけない。経営者の皆さんも大変かと思いますので、そこ辺についてはまた適切な指導をしていただきたいと思うところであります。

火災というのは、いついかなるときに訪れるか判りませんので、これはもう普段からの対策を講じなければならないということは、もう言わなくても判っておりますので、これからは防火意識の啓発に努めていただきたいと考えているところであります。

次に、町税の収納対策でございますが、債権対策委員会も最近設置されたというような町長の答弁でありましたけれども、何回かまた開催されたことがあるのかどうか伺いいたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

債権対策委員会でございますが、これについては年に1回ないし2回程度、私が委員長ということで命を受けておりますので開催いたします。先般も11月に開催いたしまして、本年度におきます未収金対策、そういうもの等について徴収関係の指導官も含めて、それぞれ担当課、未収金を担当しております担当者を含めて検討いたしましたところでございます。

先ほども論議がありましたが、この未収金というのは非常に多いわけございまして、これについてはより一層厳格に徴収対策を含めて、いろんな対策を立てていく必要があるんだろうということで検討いたしましたところでございます。

○岩元 涼一議員

先ほど4億3,000万程度未収金という形で残っているということでございますが、全国では2兆円程度そういう形で未収金があるというようなことでございますが、世の中ので風潮が払わずに済むものならもう払わないと、これはもうみんな一緒ですけども、そういう風潮が余りにも。失礼しました。そういう支払い意識の低下というか、そういうものが全国的に非常に大きくなってきていると、これはその数字が示しますように我が町にとってもこういう数字が示しているとおりであるかと思えます。

ただ、その中にはどうしてもこの不公平感、不平等感、これがまず最初に出てくる問題でございます。そこで、その債権対策委員会等では、その収納対策ということで具体的にどのような徴収方法といたしますか、そういうのを検討されたことがあるか伺います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

いろいろ指導官のほうがかかなりこの部分については専門的な知識を持っていらっしゃるしまして、いわゆる公法上の債権等、私法上の債権と振り分けながら、特にこの私法上の債権におきます時効の問題とか、差し押さえに対しますいろんな手続きとか、基本的な部分については指導いただいているところでございますが。

最近の判例等によって若干時効成立の期間等も変動いたしているようでございまして、そこら辺については主管課でそれぞれ再度法律のそういう突合等を行いながら、適確なそういう収納対策を図っていくということで再確認をいたしましたところでございますし、また、特に従来から問題になっております給食費についても、特に悪質な方、こういうこれは全般的に税を含めて使用料等も含めて言えるわけでございますが、そういう収納可能な方にもかかわらず、今御指摘がありました納税意識の低下、あるいはそういう意欲の低下ということについては、もうこれは厳正に対処していくということで、いろいろな対処の仕方がございますから、そういう部分については、指導官からそれぞれ各課の質問を受けて個々に指導されたところでございます。

なお、また債権対策委員会では全体的なそういう収納対策の指導はあるわけでございますが、

この職員そのものも、特に私法上の債権については非常に微妙な取り扱いがございます。そういう部分により専門的な研修を深めようということで、現在、総務課中心にその専門的な研修ということについても検討をさせていただいていると、そういう場合によっては弁護士等を招へいまして、より具体的なそういう裁判所等の手続き等も踏まえて、さらにそういう対策を全体的に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○岩元 涼一議員

今、給食費等も言われましたけれども、税金の未納、町営住宅の賃貸料、あるいは水道料、そしてまた給食費、これは前の給食費のときの一般質問でも言ったかと思えますけれども、重複といたしますか、複合的にもう1つの世帯といたしますか、そこがいろんな面で未払いが重なっているというようなケースもあるかと思えます。

そういうときには、町長は決算委員会の中では、もうそれぞれの課で対応したいというようなことを話しておられましたけれども、複合的な面になってきますと、それぞれ各課が独自の対策、先ほど債権対策委員会のほうでということでございますけれども、やはりそういう情報を持ち寄って検討しないことには。

各課は、それぞれ毎日のように行かれるか別に判りませんが、そういう形になっても、時効の早くくるようなものから手をつけていったほうがいいんじゃないかというような気もいたしますので、ぜひその債権対策委員会、そのほうで集約していったといたしますか、そういう状態でいろいろと未払いの状況がなぜなのかというふうな分析もしながら、対応していただきたいと思うわけであります。

これは、どこの自治体にしても大きな問題であるし、また適切な対策が打てないところが本音ということでございますので、かといって置いておくというわけにもまいりませんので、そういう対応をしていただきたいと。

それから浜松市でしたか、市長自らがもう徴税に赴かれたというような新聞報道等を見たような気がするんですが、井上町長にはそのような考えをお持ちじゃないか、いかがですか。

○町長（井上 章三君）

今のところは私が直接出ていく予定はございませんが、浜松のその事例というのは何か大口の特別の事例だったようであります。また、そういうようなどうしても出なきゃいけないという場面があったら出番もあるんじゃないかと思えます。

○岩元 涼一議員

本町にも不納欠損にするかどうかというような大口の滞納者もあられるかと思いますが、それはさておきまして、これは通告はいたしておりますので答弁は要りませんけれども、やはりこうなると町独自の収入金の確保とか、そういう新たな努力もしていくべきだというような気がいたしております。

結婚対策、歴史産業遺産の保護とか、そういうところに目を向けて町長はいきたいということとおっしゃっていらっしゃるけれども、収納対策もその中に入れていただいて、町挙げて対応していただきたいということでございます。

何といいまして、税の公平性、負担すべき使用料の平等性というものは、どこの地でおきまして、どの地で生活をしようがそれぞれに果たすべき義務であり、最低限守るべき約束事であると考えます。

国が財源移譲をせずに交付税だけ一方的に削減している現在におきましては、自己財源を確保することが、これからの我が町の生き残りをかけて取り組まなければならない課題であると考えます。「入るを量りて出づるを為す」ということわざがありますが、町民に痛みを強いる行財政

改革を進めなければならない以上、あるべき歳入の確保も同時に果たすべきであり、今後の最重要課題であると考えます。

先ほども出ましたが、宮崎県の東国原知事は宮崎をどげんかせんといかんと言って流行語大賞を受賞されましたけれども、井上町長にはさつま町をいけんかせんといかんという思いで強力なリーダーシップを発揮されまして、町財政の健全化や収納対策に取り組んでいただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問及び総括質疑を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後4時25分

平成19年第7回さつま町議会定例会

第 4 日

平成19年12月13日

平成 19 年 第 7 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 19 年 1 2 月 1 3 日 (第 4 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(13) 柏木 幸平	1 高校振興について (1) 薩摩中央高校の志願率を上げるため、町としての支援をどうするか (1) 福祉科は、現在の高齢化社会にとって今後継続すべき必要な学科と思うが、就職先の勤務条件等にも課題がある。 国への陳情、要望等は考えていないか 2 教育について (1) 家庭教育を高めるための現在の取り組みと今後の対策はどうなるか
2	(9) 平八重光輝	1 文化や農業の技術保存を (1) 町内の祭りや伝統芸能・工芸、あるいは景観・農業技術等について、町の財産として記録をして残すべきである。また、残すための助成も必要と思うが、これに対する考えは 2 子どものもしもに備えて (1) 子どもや地域住民の命を守るために、小中学校に A E D を設置し、また、スポーツ行事やイベント等にも活用するべきと思うが、これに対する考えは
3	(25) 川口 憲男	1 集落営農の取り組みについて (1) 集落営農と水稻対策は。 集落営農は、地域住民の話しあいの合意が基本である。農地利用調査を進め育成を図っていくとの方向性であるが、今年的水稻の収穫状況は、1 等米比率、価格ともに低い状況にある。 今後、水稻を中心とした複合経営が、集落営農の主となると考えるが、町長は、集落営農の推進の方向として、水稻対策と一体となった取り組みをどのように考えているのか

平成19年第7回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開会期日 平成19年12月13日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主査	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教育委員 長	小 牧 紘 一 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委総務課 長	山 口 正 展 君
企画広報課 長	中 村 慎 一 君	教委学校教育課 長	上 舞 幸 徳 君
健康増進課 長	楠木園 建 雄 君	教委文化課 長	川 添 俊 行 君
福祉課 長	日 高 昭 治 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
環境課 長	日當瀬 修 二 君	教委社会教育課 長	堅 山 修 啓 君
総務課 長	湯 下 吉 郎 君	担い手育成支援室 長	久保蘭 純 隆 君
財政課 長	二階堂 清 一 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
税務課 長	下 市 真 義 君		
行政管理室 長	萩 原 康 正 君		
消 防 長	田 上 泉 君		
定住促進室 長	北 原 美 義 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について
- 第 4 議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について
- 第 5 議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 6 議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	8 0	さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
	8 1	さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について
	8 2	さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について
	8 3	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	8 4	平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 1 8 款 繰入金（関係分） 1 9 款 繰越金 2 1 款 町債 歳 出 1 款 議会費 2 款 総務費（関係分） 9 款 消防費 第3条 地方債の補正
文教厚生 (第1委 員会室)	8 4	平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 1 8 款 繰入金（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 2 款 総務費（関係分） 3 款 民生費 4 款 衛生費 1 0 款 教育費 第2条 債務負担行為の補正
	8 5	平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	8 6	平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）
	8 7	平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

委員会	議案番号	件 名
建設経済 (議 場)	8 4	平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 6 款 農林水産業費 8 款 土木費 1 1 款 災害復旧費

【参 考】

陳 情

- 「JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」
- 「単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について」
- 「山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」
- 「豚舎建設計画の事前調査等について」

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成19年第7回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を第3日の会議に引き続き行います。

まず、13番、柏木幸平議員の発言を許します。柏木議員。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

おはようございます。私は、高校振興について、まず質問いたします。

高校振興については、先の9月議会において中尾議員の薩摩中央高校に工業系学科をという質問もありましたが、私は、薩摩中央高校の志願率を上げるために、さつま町として何か支援はできないかということで質問をいたします。

先月の南日本新聞に、機械加工技能士、普通旋盤作業の2級に県内で高校生が、2名合格した記事がありました。その1人が、薩摩中央高校3年生の宮之城中学校出身、崎山太尊君でありました。

また、昨日の新聞にも薩摩中央高校で流水小学校の全児童が、福祉の心を学んだという記事もあり、地元さつま町の記事や地元の高校の活躍が記事になると、町民として喜ばしいですし、元気をいただいて励みにもなります。

現在、薩摩中央高校では、宮之城高校、宮之城農業高校、両校の伝統であった水泳部や吹奏楽部、それとボクシング部、放送部も九州大会等に出場もしております。農業クラブや農場部では、全国大会出場を果たしているようです。ほかにおいても、資格や各種検定も積極的に取得しているようであります。

ところで、薩摩中央高校の平成19年度の入学者は、募集定員200人に対し入学者が180人と、昨年の開校2年目から続けて定数を割っております。志願登録の段階では、237人とオーバーしているのですが、受験前の出願になると、警戒もあるのか195人と落ち込んでおります。学科別では、普通科が80人の定数に対し、入学者は、1年目からことしの3年目まで80人、73人、65人と年々下がっております。

また、宮之城農業高校から定数を守っていた福祉科も、今年度は40人の定数に35人の入学者となって、これも定数を割っております。

町長は、9月議会の中尾議員の答弁で、我が町の唯一な高校でもあり、地域全体から本当に必要とされ、期待されるような高校に育てなければならないと言われており、私たちもそのことを信じておりますが、町としては、現在どのような支援をされているのか、お伺いいたします。

次は、福祉科は、現在の高齢化社会にとって今後継続すべき必要な学科と思うが、就職先の勤務条件にも課題がある。国への陳情要望等は考えていないかということですが、このことも福祉科の入学者数を守る対策でもあり、また、高齢者や障害者の介護を自ら専門職として志した若者の支援を、さつま町としても取り組むべきじゃないかということで、質問をいたすものであります。

薩摩中央高校の福祉科の生徒数は、先ほど言ったとおりであります。これまでに前身の宮之

城農業高校の福祉科で6期生が卒業しております。いただいた資料によりますと、平成14年度卒業生より介護福祉士の合格率は、全国平均より毎年高く、特に15、16、17年度は全国平均を20%以上も上回っており、15年度は、全国で49.3%に対して73.5%と、さらに高くなっております。

この成果は、福祉科の先生方の献身的な指導の賜物だと思っております。これまでの宮農の福祉科の卒業生は、特に県内が多いわけですが、ほとんどが福祉職への就職者、また、医療や福祉等の専門学校への進学であります。

ちなみに、薩摩中央高校の現時点での福祉科の3年生進路状況を見ますと、予定も含め福祉職への就職者が県内12人、県外4人、進学が4年大学2名を含め13名だそうです。

ところで、介護労働安定センターが、7月に行った介護労働実態調査では、介護職全体の1年間の離職者数、約3万6,000人のうち、勤続年数1年未満だった人は4割以上、3年未満で8割にも達しているようです。これは、介護労働者の労働条件のひどさの割には賃金が安く、業界で働く人の生活を苦しみ、働く人の誇りを奪い、また、介護を目指す若者に高い壁を作る状況で、コムスン問題を契機として、介護労働者の低賃金を要因とした深刻な人材不足もあるそうです。

薩摩中央高校には、介護福祉士を目指す男子生徒24名もおり、現在、働いている宮農の男子卒業生もいます。今の低賃金では、家庭を持てる状況ではありませんし、保護者の方もこれまで私が述べた情報は得ていらっしゃると思います。

このようなことから、介護福祉士を目指している若者、そして現在、介護労働している若者が、誇りを持って生活が安定できるように、町としても国への陳情要望はできないかということですが、高校の福祉科があるさつま町の町長として考えをお伺いいたします。

次に、教育についてであります。家庭教育を高めるために、現在の取り組みと今後の対応はどうかということですが、本題に入る前に、11月5日の日本教育新聞の1面に、元柊野小学校教頭の樺山敏郎先生が、平成15年3月に財部町教育委員会に行かれて、その後、文科省になるんですかね、国立教育政策研究所科学調査官として、平成19年度全国学力・学習状況調査の小学校国語の結果概要と指導改善ポイントを示されていました。

樺山先生の活躍に敬意を表したところでありましたが、12月に入って町内の小学校教諭の不祥事が起き、まさか当町の先生がと落胆したところであります。一刻も早く関係の在校児童、卒業生、そして学校、地域が平常になるよう願っております。また、今後あらゆる不祥事が起きないよう、再発防止に努めていただきたいと思います。

さて、本題ですが、子どもを育てる家庭と教育現場、そして我々周りの大人が教育の原点に戻る必要を本当に感じますということで、昨年12月議会で教育について質問をいたしましたのですが、教育の成果については、なかなか短期間に目に見えないところであります。

19年度県PTA連合会事業計画基本方針の力点の主文に、「少子高齢化、核家族化、高度情報化など、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化してきており、子どもを育てる親の責任は、これまで以上に重要になってきている。子どもを育てる最終責任は、親にあるという認識のもと、心豊かでたくましい子どもを育む教育環境の情勢に努める」とあり、施策として家族は、人生の基礎を作る最も大切な学習の場であることから、基本的生活週間や学習習慣、人を思いやる心や命を大切にすることを育む家庭教育の充実にも努めるとあります。

まさしくその通りであると思うのですが、この施策もなかなか末端の家庭まで届かず、学校や社会に影響が出てきていると思うのです。

今、国内では、また県内においても、子どもが親や親族を殺す、また、親が子どもを虐待し子

どもを殺す、あるいは子ども同士のいじめ等による痛ましい事件も絶えません。近年の事件等を見ますと、親子関係、親族関係、人間関係の希薄化によって、人命を何とも思わないような卑劣な事件が多いように思われます。

10月29日の南日本新聞によりますと、文部科学省の2006年度の調査で、小・中・高校生の保健室利用者が、体の問題を訴えたのが29から37人に減少し、逆に心の悩みを訴えて保健室を訪れたのが40人以上を占めたそうです。悩みの内容は、いじめや友達関係、そして家庭環境などが上位を占めたそうです。

本町においては、19年度においても家庭の教育力を高めるために、家庭教育学級推進事業を組み入れてあるのですが、家庭教育を高めるための現在の取り組みについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。柏木幸平議員からの最初の質問の第1点目、高校振興の問題についてお答えしたいと思います。

高校振興について、まず薩摩中央高校の志願率を上げるための支援策についての御質問であります。町としては、18年度に協議会の幹事会等で協議を進め、19年度の取り組みとして具体的な実施をしてまいったところであります。

19年度の入学状況は、先ほど御指摘のように生物生産科と農業工学科は、定員に達しておりますが、普通科と福祉科は、定員を割っている状況でありました。

志願率を上げるための対策として、本年8月に同校で開催されました高校の体験入学時に、各中学校から寄せられた質問に対する回答をまとめ、広報紙「協議会だより」の臨時号を発行し、中学生に対し啓発を行ったところであります。この体験入学には、川薩、出水、伊佐地区から239名の参加があったということであります。

また、来年度の募集定員が発表された後、これは11月であります。同様の広報紙を町内の中学2・3年生の全員と、薩摩川内市内、甕島を除く全域の中学校2・3年生の各クラスへ、合計で約1,100部を配付し、中学生保護者へのPRを行っております。

さらに、毎年、町内全戸に対し、薩摩中央高等学校内での行事や地域参加への様子を紹介した広報紙を作成配付し、町民の理解を求めるよう努めているところであります。

少子化による中学生の減少もあり、私立高校も生き残りをかけて各中学校へのPR活動を積極的に行っておられますので、薩摩中央高校におかれても、中学校へのPRをさらに積極的にしていただきたいと思っております。

今後とも、我が町の唯一の高校でありますので、学校と連携を強化し、学校の振興、発展のため尽力してまいりたいと考えております。

次に、福祉科に対する御質問ですが、振興対策協議会では、前身の宮之城農業高等学校に福祉科が開設され、第1期の卒業生が就職してから毎年、学校と事業者間で意見交換会を行い、学校の授業や進路指導等に生かしていただいているところであります。

その中で、事業所側からは、即戦力になるような人材の育成を望む声が多く、また、去年は福祉科のOBに出席をしていただき、職場の現状や卒業後の課題等について御意見をいただきました。学校側も、それらの意見に答えられるよう努力しているとのことでもあります。

福祉科の生徒の進路状況を見てみますと、18年度は、福祉施設等へ14人が就職、19年度は、16名が予定されております。また、上級専門の学校への進学につきましても、13名が希

望しているという状況のようであります。

国においては、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の中で、人材確保の基本的な考え方として、さまざまな就労形態の従事者を確保するために、適切な給与水準の確保や労働環境の整備、従事者のキャリアアップの仕組みを構築するよう定められており、将来にわたる人材確保は、極めて重要であるという位置づけがなされております。

また、県の介護福祉会におかれましても、労働環境の整備や介護報酬の設定等について要望を行っておられると伺っております。今後、協議会の中で、どのような形で課題に対応できるのか、可能性について具体的な協議をしてまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育委員長 小牧 紘一君登壇〕

○教育委員長（小牧 紘一君）

家庭教育についてお答えします。

家庭教育を高めるため、町教育委員会では、それぞれの段階において学習の機会や相談の機会、学校や関係団体と家庭との連携充実に取り組んでおります。

まず、幼児を対象とした家庭教育については、乳幼児健診、就学時健診を活用した学習機会の提供、保護者に対する育児相談や子育てサークルの支援、若い世代と幼児やその親との触れ合う機会の提供等に取り組んでおります。

次に、児童生徒を対象とした家庭教育については、各学年における保護者参観や家庭教育学級の開催をはじめ、町PTA連絡協議会や学校保健等の関係団体を通して、青少年の健全育成にかかる家庭教育の充実に努めております。

また、各種団体長で組織する町民会議や学校保健会等の関係団体と連携して、青少年健全育成問題への対応を進めたり、町民による年3回のあいさつこだま運動の実践活動を推進したりしております。

さらに、学校と家庭との連携では、家庭学習の充実に取り組み、小学校60分、中学校90分の「6090運動」を推進しております。

町教育委員会としては、各学校の取り組みを支援するために、「私のひと工夫、家庭学習編」という指導資料の冊子を作成し、平成18年度に全教職員へ配付いたしております。

また、今年度実施されました全国学力・学習状況調査の結果から、基本的生活習慣と学力の相関関係を分析し、1月の町広報紙で広く町民に広報してまいりたいと考えております。

今後の家庭教育の推進については、保護者への学習機会及び情報の提供、その他家庭教育の支援のため、これまでの事業の反省を踏まえて事業の推進を図るほか、関係団体と連携のもと、より適切な指導や助言ができるよう努めてまいりたいと考えております。

学校では子どもへ、そして保護者へ、親は子へ、何をして何をしていけないか、しっかり伝えることが大事だと思います。

また、地域の教育力、地域力というものを大いに活用させていただき、長老先輩の教えも今の親にしっかり教えていただきたい。私どもが子どもへ孫への教育をしっかり教えてられないという面もございますので、広く地域の力をお借りしたいと思っております。

〔教育委員長 小牧 紘一君降壇〕

○柏木 幸平議員

一つ目の志願率を上げるための対策としてどうするかということでありましたが、今現在、協議会において広報紙等を発行し、中央高校も活動されて体験学習に239名の中学生も参加したということではありますが、私が先ほど広報紙の発行配付の中で、ちょっと引かなかったのが甑島

を省くと言われましたが、入来商業については甌島の子どもたちが寮に入って、私たちのころから多かったと思っております。

ですから、今現在、薩摩中央高校にしても、資料をいただいた中に寮に入っている子は、定数が27、男子が12名、女子が15名で、入寮者が、男子が7名、女子が10名ということで、17名で空きが10名ほどあるわけです。ですから、そういう甌島の子どもたちとか、そういう子どもたちもやはり呼びかけて、ぜひそういう寮も完備してるから薩摩中央高校にということで、甌島も含めてそういう配付もしていただきたいと思います。

現在、さつま町内において、小学校から私立中学校へ進学する児童もあり、町立中学校の入学者に影響があるところであります。高校にしても、中学生の希望する高校への選考は当然であります。が、これまで余りにも町外の高校に流出してると思っております。ありがたいことに、町外からの入学者により、何とか現状ぐらいとまってるわけですが、このままですと今後の推移は良い方向に進まないと思っております。

薩摩中央高校の説明では、どの学科も指導する教職員、施設もそろっているので、地元さつま町にある本校に進学させていただきたいと、高校とされましても、町内の4中学校に足を運ばれ働きかけはされているのですが、後方支援として町もさつま町高校振興対策協議会を中心に、町内の中学校への推薦依頼などやら、それから先ほどそういう広報紙等を使って保護者、生徒への理解を求めたということですが、今後においても、そのような取り組みを続けていかなければならないと思うのですが、今年度において、そのような教育委員会も含めて、今後どのような動きをされていくのか、そこあたりをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

今年度においてどうかというお話でございますが、薩摩中央高校のイメージをアップしていく、そして理解を深め、人気を高めていくための方策というのは、いろいろとあるんだろうと思っております。

町といたしましては、現在、高校の通学路の整備に取り組んでおりまして、合庁のほうから見ましても、校門に対する入り口が非常に明るく広くいいイメージになってきたなと思っております。また、横のほうの通学路も今整備中でありますから、イメージアップ、あるいはまた安心・安全の確保という点において、だんだんと良くなっていくのかなと、環境整備が整いつつあるというふうに思っているところであります。

また、このやはり薩摩中央高校というものが、まだ伝統という点において少ないわけでありますから、旧の高校時代というのは、それなりの伝統がずっと長いあれがあったわけですが、新高校としてはまだ実績的に幾らもないという中で、どうなるだろうかというふうに様子を見られている点多々あるだろうというふうに思います。

そういう中で、中央高校のほうも先般の流水小学校に対して、出かけて行かれたというようなことも非常に多かったと思いますし、虎居地区の文化祭においては、学校の子どもたちが、またそこに出演したり、花を飾ったりしながら、地域に対するアピールもしておられました。

こういうようなことを各地域、あるいはその小中学校に対してアピールしながら、薩摩中央高校の頑張っているという姿、そして生き生きとして取り組んでいる姿、そしてまた大学入試にしろ、就職にしろ、そういうところにおいても頑張っているという姿、あるいはこのクラブ活動においても成果が上がっているという姿。こういうものが発信されていくと、だんだんと薩摩中央高校はいいなと、我が地域の学校で盛り上げていきたいということで、優秀な生徒をはじめ薩摩中央高校を目指すというふうにだんだんと心が向いていくんじゃないか。保護者にしても生徒にしても、そういうふうに気持ちが向いてくるんじゃないかと。

それに向かって、我々はいろいろな努力をしなきゃいけないし、高校としても、そういう努力をしてもらわなければいけないというふうに思っているところであります。

この協議会というのは、年に1回ということで回数が少ないいもんですから、そういう場で検討するというのは限られておりますが、その前に幹事会があり、あるいはまた別の形の会もございますけれども、またそういうような気持ちを伝えながら、町としてさらにできることは何かということとは、絶えず考えてまいりたいと。

クラブ活動などにおきまして、やっぱり指導者が大切だということがありますので、そういういい指導者を確保しながら、それぞれの活動、クラブの成果も上がるように支援をしたいという気持ちの中で、今までも応援をしてきたところでもあります。

今後ともそういうことで、我が町の唯一の高校を支援をするという努力を続けたいと思っております。

○教育長（福満 隆徳君）

薩摩中央高校の志願率を上げていきたいと、これは教育委員会としまして、常に考えているところがございますが、一番皆さんが不安に思っておられるのが、まだ卒業生が出ていないということ、これが一番不安であるようです。進路先がどういうふうに進路が定まっていくのか、このことが一番あられるようであります。

そういうものを解消するために、教育委員会では管理職、校長研修会、教頭研修会、こういうものを通して、薩摩中央高校の存在というのをアピールしておりますし、それから小・中・高連携の研究会というのを立ち上げておりますが、この中で研究授業を小学校、中学校、高校1校ずつ毎年やっております。そして、共通の課題として家庭教育の中での家庭学習について、これが最初からの一番の共通課題であります。この共通課題をもとにしながら、研究授業をし、そして研究協議を進めているというのが現状であります。

そういうことや、出前授業、先ほどございましたが、出前授業をしていただいたり、あるいは体験入学をしていただく、実際に子どもたちが、小学校の子どもたちから、やはりその薩摩中央高校という存在を知っていただきたいということから、小学校の体験入学、体験学習ですね、そういうものも加えながらやっております。高校と中学校との授業の交換、あるいは体験学習、そういうものも含めながらやっているとありますので、だんだんとそういう認識が深まってきたというふうには考えております。

より以上にこういう取り組みを強化していきたいというふうに思っています。

○柏木 幸平議員

町のほうも通学路の整備と環境整備にも側面から支援をしているというようなことで、教育委員会のほうも小中高連携で学習等も取り組んでいるということでありまして、そこあたりはありがたいことだと思っております。

さつま町にすれば、高校生が200名いることで経済効果や活気もあると思うんです。薩摩中央高校は、地域と一体化し、地域とともに発展ということで、先ほど町長も言われましたように、地域活動に積極的に参加して、地域と連帯意識や奉仕の精神を育成するとともに、地域の活動、活性化に寄与することに取り組まれておりますので、薩摩中央高校の志願者が、地元中学校から、とにかく地元が増えないことには、また地元としても活気がないと思いますので、地元中学校から増えるように引き続き、町とされましても支援や対策がなされるように取り組んでいただきたいと思ひまして、この件に関しましては質問を終わります。

続きまして、福祉科のことです。福祉科にしても、今後、協議会の幹事会等をしながら、具体的な協議を進めるということでありまして、NHKで二、三日前もあったわけですが、昨年

よりワーキングプアの放送がありますが、働いても働いても豊かになれない。働く貧困層が急激に拡大してるそうで、ワーキングプアに当たる所得の世帯数は、日本全国で2002年で700万ほど、2007年では1,100万とも推定されているようで、県内の介護職もそれに値するものではないかと、私は考えております。

今の状況が改善されないことには、今後、福祉科の存続にも影響が出てくるし、賃金が安く蓄えどころか生活も響くようであれば、当然、結婚もできないわけですから、本町の少子化にも影響が出てくると思うんです。本当にこれからますます、きのうから話が出ていますように高齢化が進むさつま町で、高齢者を支えてくれる人もいなくなると思うんです。

11月28日、国のほうでも「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が第168臨時国会で成立をいたし、試験なしで名乗れる準介護福祉士なども設けるなど、今後まだ動きがあるようですので、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るために、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実も含め、早い時期での改善ができるよう陳情要望等を引き続きされるよう提言をしたいと思うんですが、この陳情要望活動は今後される考えはないか、お伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この介護労働者の環境が厳しいという声は、ときどき耳に入ってくるものがあります。介護保険制度が始まりまして、試行錯誤をしながら進んでいるという状況がある中で、なかなか定まらないところはあるんだろうと思いますけれども、しかし先ほどの国の指針の中にもありますように、やっぱり今後高齢化が進んでいく中において、この介護の問題、福祉対策というのはますますニーズは高まっていくということになるわけでありまして、こういうような従事者の確保というのは、これはどうしても必要な部分になってくるんだというふうに思っております。

そういう方々の労働環境がどうなのか、実態がどうなのかということが、もう少し町内的にも、あるいはまた全体的にも、いろいろまとまったものが出てまいりましたら、それを町としてやるか、あるいはまた県や、あるいは団体として取り組むかということもあるかと思いますが、必要に応じてそういうこともしていく必要があるだろうというふうに思っております。

そういう点で、実態の調査把握というのをもう少しやりながら、また、県内においてはどうかということも含めながら、その要望問題については検討してまいりたいと思っております。

○柏木 幸平議員

実態を把握しながら県内等もということではありますが、先ほど私がずっと述べているように、実態は本当にきついものであります。インターネット等も見ただけであれば多分わかると思うんですが、いろいろとそういう準介護士にしても、今後フィリピンの人を採用するというような、そういうことの法ですので、今後これに関してもインターネットでも相当の投書が来てる状況であります。

また、県内の福祉科、また医療科系統の高校にしましても、県立3校、私立7校ですか、そこあたりも県の高校のほうで福祉部会というのを立ち上げられて、そういう横の連携をとりながら、今後対策を練っていくということでもありますので、そういう状況に周りももうなっておりますので、ぜひやはり福祉科を持つ、この薩摩中央高校を持つさつま町ですから、そういうことでまずいち早くそういう陳情要望活動も取り組んでいただきたいと思います。

時間の都合もありますので、そこあたりで町長のまたそういう決断等もあると思いますので、要請をいたしまして、次の家庭教育についてであります。先ほど町内においてもいろんな家庭教育に関する事業はされているということではありますが、いろんな催しをしても出てくるのは、その役員とか、声をかけられた人たちが、本当は来なくても家庭教育がしっかりしている家庭の

人たちが来られてるわけです。

出て来られない、本当はそういう人のために家庭教育のそういうことをされると思うんですが、今後やっぱりそこあたりの対策が一番必要かと思うんです。

校納金の未納やら、そういう説明をPTA総会当たりでもするわけですが、なかなかそういう払ってくれない人は出席されていないという、そういうような本当に大変な実態ではありますが、そこあたりの今後出てこない保護者、そういう必要な家庭教育学級をされて出て来れない方への呼びかけ、教育委員会としても頭の痛いことだと思うんですが、そこあたりの対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○教育長（福満 隆徳君）

御指摘のとおりで、理解のある方が学校に足を運んでいただいて、いろいろと勉強をされているという実態は実際にございます。今、保護者の中にも本町を含めながら理不尽な要望等を突きつけてくる、そういう状況というのがあるわけであります。

例えば、給食費の未納問題とか、こういうのも先般の議会でも報告をいたしましたわけでありまして、そういう問題とか、あるいはPTA総会、あるいは学級PTAをするにしても、なかなか参加率が悪いというところもございますが、しかし全体的に本町の状況を見ますと、9割ぐらいはPTA総会等にも出てもらっていると、学級PTAにも出ていただいているということからしますと、その点においては、他の地区よりも高いのではないかと、そういうふうには理解しております。

また、あいさつ運動とか、下校の安全確保のための指導とか、そういうものにも参加していただいておりますので、まだまだ家庭、地域の教育力というのは高いんじゃないかと、そういうふうに理解はしております。

しかし、学校からの聞き取り等を聞いてみますと、学校のPTA等にも参加はしない、地域行事にも協力が少ないという、こういう傾向にあるということは事実であります。

したがって、教育委員会としまして、良き伝統として残る家庭教育、あるいは地域の教育力を維持するために、これまでの施策を継続してより充実していかなくやならないと思います。保護者のほとんどが参加する乳幼児健診、それから小学校入学前の就学時健診等の子育て講座、あるいは中学校入学前の思春期子育て講座、こういうものがあります。こういうものをより充実させて、全保護者へ家庭教育の重要性について理解をより深めていかなくやならない、図っていかなくやならないと、そういうふうに考えております。

学校におきましては、PTA総会等出て来れない人がありましたら、2回目、3回目と全員が出てくるような、そういう方法もとっている学校もございますので、そういうものを参考にしながら、全校に呼びかけていきたいと、そういうふうにも考えますし、関係団体等にも御支援をしていただくということも大事でありますし、保護者一人一人が家庭教育に関する資質を高めていくとする、そういう機運をいろいろな場で連携をとりながら広めていきたいと、そして指導、助言等に努めてまいりたいと、そういうふうに思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

明確な、出てこない保護者に対する回答はなかったわけですが、本当に未納問題も含めて、困った問題だとは思っております。

それで、私もPTA時代に総会をして、60分、現在町内の中学校でかねては60分、ことに限っては90分であったということも聞いておりますが、日ごろのその60分のPTA総会なんかも相当低いので、そこあたりはやっぱりPTAのことではあります、私のPTAのときは先ほど教育長も言われますように、2次の説明会、3次の説明会、そしてまたそれでも来

ない人はこちらから行くというような、そこまで取り組んだわけですが、そこあたりのまたPTAとの連絡をとりながら、出て来ない保護者、いろんな催しでも一番受けてほしい、そういう保護者のてこ入れも今後、お互い連絡を取り合いながら、教育委員会とされましても支援をしていただきたいと思います。

あといろんな新聞等によりますと、困った親が増えていると、そういうこともありまして、紹介しますと、これは千葉県の公立の中学校の話ですが、「ある日、茶髪で登校してきた生徒がいた。耳や鼻にはピアスがきらめく。学校は生徒を指導し、黒く染め直すように促した。保護者に連絡して迎えに来てもらったところ、生徒と全く同じ格好であった。保護者、どうして茶髪とピアスがいけないの。私のころは大丈夫だったのに」と言われたそうで、私もこの記事を見て笑ってしまったんですが、本当に子どもは親のコピーであるわけであります。

そのようなことで、親がしっかりしないことには、子どももそういうしっかりした子どもも育たないわけでありますので、そういうことも含めまして、家庭教育の欠如の背景には、一概には言えないわけですが、子育てにおける保護者の経済的な部分、そしてまた、若い世代のひとり親の増加など、社会的なことも上げられております。

そしたらどのようにしたらいいのかということで、いつも意見は堂々めぐりで最終的には家庭・学校・地域社会の三者連携を言われます。しかし、ほんとに理想的ではあるわけですが、もとなる家庭の教育力がしっかりしないと、三者連携もうまくいかないと思うんです。

ですから、私もPTAにそういう関わりながら、今は地域で青少年育成に関わっておりますが、なかなかこの三者連携の難しさに自分としても今直面しております。

19年度の施政方針で少子高齢化社会の中で、「子どもたちは将来を担う大事な宝であるとともに、地域社会の活性化の源である」とあります。まさしくそのとおりであるわけですが、少子化の中で、これからますます大事になってくる青少年の健全育成をするために、まず家庭教育を高めなければならない。そしてその上で、まちぐるみで子どもを育てなければいけないと思うんですが、今後、町としてのそういう新たな柱、施策が必要と思うんですが、今後のそういう先ほどいろんなことを言われたんですが、やはり町民で取り組む、そういう大きな柱を何かつくらんといかんのかなと思っておりますが、そういう考えないのか、お伺いいたします。

○教育長（福満 隆徳君）

御指摘のように大変難しい問題であります。今の子どもを持つ親御さんたちの考えというのが、核家族化ということがあるかもしれませんが、親の考え方が全てであって、いろいろと情報をもたう、勉強する機会を与えたにしても、なかなかそういうものが浸透しない、そういう傾向にあるんじゃないかと、そういうふうに思います。

このためには、やはり私は、私たちが育ったころの三代世代、人の生活とか、そういうものが重要になってくるであろうと、そういうふうに思います。やはり高齢者の方々が、子どもとの触れあいの中で、子どもたちにじかにそういういろんなしつけといいましょいか、しきたりといいましょいか、そういうものを教えていただく、そういう場の設定。

これは、小学校、中学校等でもそういうものは実施されているわけですが、そういうものをより学校と地域、地域での子ども会活動とか、あるいはそういう青少年育成の会議の中での触れあいとか。高齢者と、それから親と子どもと一緒にあったそういう活動の中で、子どもたちを育てる。子どもたちを育てる中で、今度は親を育てるということが出てくるのではないかと。

ですので、そういうふうな触れあい活動というんでしょうか、そういうものをより充実していかなきゃならないんじゃないかと。そのことで、良き伝統を受け継いでいくし、文化を受け継いでいく、そういうことにつながっていくのじゃないかと、そういうふうに考えます。

○柏木 幸平議員

ちょっと私の言ったのとずれましたが、もう時間もありませんので、最後のことですが、発達障害と家庭教育、専門的なつながりは判りませんが、ことしの2月20日に文教厚生常任委員会とさつま地区保育連合会との懇談会の中で、最近発達障害の対応に苦慮しているとのことでした。

現在では、高機能自閉症に類される子どもたちが10名はいるとも言われており、その中にもいろいろな症状の子どもがいるそうです。これまで保護者、医師、保健師などと連絡し合いながら対応しておりますが、このごろ特に増えているような傾向にあるとのことでありました。

保育連合会からも発達障害児への対応に手を差し伸べてもらいたいとのことでしたが、現在、小学校入学時で本町で何人ぐらいなのか、そしてまたそういう子どもさんを持つ保護者への対応等、それから関係機関との連携はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（福満 隆徳君）

町には、障害児就学指導委員会というのを設置しておりますが、年3回ほど実施しております。これは各種団体、学校、それから専門医等を交えた会ではありますが、そういうところで障害児就学指導委員会を設けて実施してるところであります。

発達障害の療育や支援を進めるに当たっては、学校での指導支援とあわせて、家庭保護者の適切な働きかけが必要だと、そういうふうに思っております。

現在、小学校で通常学級に在籍する発達障害及びその傾向のある児童として、各学校で特別な配慮や支援を行っている児童は、約20名おります。

町教育委員会としましては、このような子どもたちに適切な支援を行うために、各学校からの要請に応じて、県立出水養護学校や北薩教育事務所の専門の先生方をお願いをして、学級担任への指導、それから支援の仕方についてのアドバイス、保護者への相談活動や支援などを年間を通して行っているところであります。

また、保護者等の希望に応じて、専門家を招いて町教育委員会主催の就学指導教育相談等も開催しておりますし、発達障害の子どもさんを持つ保護者の家庭での関わり方について、具体的に相談や支援を行っているところであります。

○柏木 幸平議員

5分を切りましたので、もう閉めたいと思いますが、保育連合会とはまた課が違うと思うんですが、また、その小学校に入る前の保育園のほうとの連携もとりながら、そこあたりは今後進めていただきたいと思います。

私たちが育ったころまでの昔の子どもたちは、家庭や地域の中で幅広い体験をして、大勢の子どもたちの中で育ったわけですが、今の子どもたちは体験の幅や行動が狭く、限られた範囲内の生活をしております。

ある意味ではかわいそうだと思っておりますが、6月定例会の一般質問においても平田議員が、子どもがしっかり育つ町を訴えられております。子育てが保護者だけの負担にならないよう、また、子どもたちが家庭の犠牲にならないよう、家庭教育の支援体制を強化し、町全体でさつま町の子どもを育てるよう、そういう機運をつくっていただきたいと思いますことを提言いたしまして、質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、9番、平八重光輝議員の発言を許します。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

文化や農業の技術保存を、ということで質問をいたします。

我が町には、昔から受け継がれてきた伝統文化、つまり伝統芸能や伝統工芸、また、農業技術や地域のならわしや美しい景観があります。しかし、これらの技術習得者の高齢化や継承者の減少、あるいは維持経費等の不足等で伝承できずに消えゆくのがたくさんあるかと思います。

また、景観は、自然荒廃や開発などにより変わったり、全く消滅してしまうことも懸念されます。これらの昭和30年、40年代の行事や地域の生活などを記録した文書や映像なども町内にお持ちの方もおられます。

これらの伝統文化や生活記録を後世に残すために、地元につながる伝統文化の保護、維持、再生活動に助成する考えはないか。これまでに記録された文書、映像を含め、町の文化を記録保存すべきと思うが、これらについて考えをお伺いいたします。

2点目に「子どものもしもに備えて」、インパクトを与えるために子どもと書きましてけれども、町民の皆さんのもしもに備えてということでお考え願いたいと思います。

小学校、中学校へのAED、自動体外式除細動器の設置についてであります。以前、AEDの設置について質問し現在、役場、総合体育館、消防署等に設置されました。しかし、これだけではまだまだ少ないと思われます。子どもや地域の皆さんの命を救うために、町内の小中学校にAEDを設置し、イベントやスポーツ行事等にも準備して、町民のもしもに備えるべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔教育委員長 小牧 紘一君登壇〕

○教育委員長（小牧 紘一君）

今の伝統芸能、祭り、その他についてですが、昨今、新聞の地方版をにぎわしているのは、やはりそういう伝統芸能の行事が、あちこちで行っているのが盛んに載っております。昔から祭り、まつりごとというのは、政治であり、地域おこし、地域の輪をつくるといったような意味もあって盛んに行われており、さらに現在も引き継がれているものと思います。

昔から伝えられている民俗文化財としての祭りや行事、そして民俗芸能は、地域の皆さんの御努力によりまして受け継がれてきている地域もございますが、地域によっては高齢化や人口の減少により、その継承が危ぶまれているところもあるようです。

昨年、水害により轟原地区の倉庫がやられ、伝統芸能の道具がなくなったというような話もありましたが、早速補充してありますが、集落内の講や神社の祀り、田の神さあ祭り、年中行事の中には鬼火焚きや七草祝い、桃の節句、端午の節句、六月灯や盆がま、十五夜などの子どもを取り巻く行事もありました。そして、五穀豊穡を願って、また昔は武運長久もあったようですが、お祭りには郷土芸能も奉納されていました。

今も、これらの行事を毎年行っているところもあり、中津川地区では、大石神社の例祭にあわせて、各公民会で伝承されている郷土芸能が金吾さあ踊りとして披露されており、その他の地区でも地域内の祭りや神社の祭礼のときに披露されているようであります。

なお、私が見たところ、白男川小学校と泊野小学校では地区運動会において、子どもたちにより披露されております。

しかし、先ほど申しましたように、地域によっては後継者がいなく、深刻な状況になっている地域もあるようでございます。これまでの記録といたしましては、各郷土史の中の民俗編のところで伝承されている地域や、その状況などにつきましては、幾らか紹介されているところであります。

また、郷土芸能の記録につきましては、これまでに発表の機会をとらえて、ビデオの撮影が幾らかなされており、宮之城地区、鶴田地区、薩摩地区ごとにビデオテープによる録画として保

存もされております。

次に、町内の民俗的な伝統的工芸技術といたしましては、川舟の製作技術、竹を利用した技術、ワラによる技術、つづらによる技術、そして紙すきの技術などがあります。

今後は、これらの技術も引き継いでいく手だても必要であると思いますが、これらの技術も今のうちに記録して保存しておく必要があると思うところでもあります。そして、これらの記録保存の手だてとして、どのような方法がいいのか、今までのビデオテープからデジタル化などももちろんありますが、今後の課題として検討してみたいと思います。

2番目、子どものもしもに備えてということで、自動体外式除細動器、AEDの町内公共施設及び学校への設置状況は、現在、役場、宮之城総合体育館、屋内温泉プールと県立薩摩中央高校に設置され、町立学校についてはまだ設置されていない状況です。

学校は、地域活動の拠点となる施設であり、地域のスポーツ行事や各種イベントが開催され、多くの地域住民が参集する場所となっております。AEDの必要性や有効性については、十分に理解しているところですが、1台当たりの価格が30万円程度する高価な機械であり、学校全部に設置するとなると多額の経費が必要となります。

現在のところは、AEDを設置することについて法令の規制はありませんが、さつま町消防本部が作成しております「さつま町AED普及推進計画書」の中に、AEDの設置が望まれる施設として小・中学校も計画されていることから、AED普及については、町全体的な推進計画の中に小・中学校を位置づけし、今後、財政状況等を十分考慮し検討してまいりたいと考えております。

〔教育委員長 小牧 紘一君降壇〕

○平八重光輝議員

質問書の要旨の欄に、今ちょっと議長が心配されてくださいましたけれども、ありがとうございます。答弁をする者というところに町長、教育委員長と書くようになってますが、今回は両方書きました。これはなぜかと言いますと、何年か前に宮之城時代に、学校週5日制があったときに教育長と書いておって、どうしても明快な答弁がなくて、「町長、あなたはどう思いますか」とやりましたら、町長が明快な答弁を一発でされて納得したんですが、あとでイエローカードをいただきましたので、今回は両方書きましたので、どちらも立場が答弁できる立場であれば、町長でも教育長でも教育委員長でもどちらでもしてくださいという意味で書いております。

今、答弁の中に助成をしていただけませんかと言いましたけれども、何ら答弁は入っておりませんでした。する、しない。それで、現在、18年度実績でもいいです、19年度でもいいですけども、この文化の育成維持に予算として幾ら計上されているか、お尋ねします。

○議長（濱田 等議員）

それはどちら、どちらのほうの、芸能関係の予算、文化課長。

○教委文化課長（川添 俊行君）

文化課で取り扱ってる分だけは、私のほうで判っておりますので、お知らせしたいと思います。が、18年度、それから19年度もそうですが、まずこの文化事業ということで、特に郷土芸能、それらの保存活動ということでは、まず文化財少年団、これが各小学校、9小学校、郷土芸能の保存活動、これは地域の皆さん方がいろいろと指導して、子どもたちがまたそれを継承する、覚える、そういった活動をしております。その助成を行っています。

それとあと鶴田地区、それから薩摩地区の民俗芸能保存会というのがございまして、こちらの方への活動の助成というのが、今、文化課のほうで取り扱って行っている状況でございます。

○議長（濱田 等議員）

ちょっと待ってくださいね。結局、予算に組んであるのは、各主管課が説明をすりゃいいと思うんですが、将来にわたって予算が必要なものであれば、これは執行部のほうで町長部局のほうで説明をしなければいけないと思うんですよ。

ですから、教育委員長は予算があればというようなこと、将来あればというような言い方をされましたので、予算の助成等について求められるのであれば、こちらのほうで言ってもらわんやいかんと思うんですが、いかがですか。それを求められますか。平八重議員。

○平八重光輝議員

質問書の中に助成する考えはないかと、ちゃんと質問しておりますので、それで結構です。

○議長（濱田 等議員）

町長部局、町長はいかがですか。町長。

○町長（井上 章三君）

この今言われておりますような郷土芸能等の保存というような面において、こういうことが必要だという要望が出てくれば、それはまた検討して、全体の中で調整をするということになると思います。

○平八重光輝議員

ちょっとすっきりとはいかないんですけども、例えば、ちょっと笑うといけないんですけど、私は船木東ですけど、私のところで太鼓踊りを3年に1回やっております。以前は、毎年あったんですけども、経費的な問題、その継承する人の問題、いろんな皆さんが昔は農業一本だったから時間はありましたけども、兼業農家ということで昼間はいらっしゃらない、夜も忙しいということで、一時は途絶えました。途絶えましたが、やっぱりこれじゃいかんということで、今は3年に1回やっております。やっておりますが、非常にお金がかかります。

例えば、鐘をたたきますけれども、私のところは余り大きな鐘じゃないけど、これでも1個7万、8万します。太鼓もそんな大きいほうじゃないけど15万前後します。隣の集落では大きな太鼓をたたきます。これは30万からします。

そういうような使わんでも自然劣化してだめになる、使えばやっぱりだめになると、やっぱり何十年とかかっているものは、だんだんだめになって作り替えんにやいかんわけです。なくなったからやめますというわけにいかんわけです。ただそういう経費を集落で一生懸命捻出してやっ取るわけです。

そういうものについて、幾らかの助成はできませんかということをお尋ねして出しておるわけですから、それについてやっぱりできないならできないで結構なんですけど、するならば、その辺を明快な答弁をしていただきたいんですが、どうですか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

町長のほうからありましたように、予算の総合調整権というのは、当然町長が最終的には決定権を持っておりますので、いわゆるそういう実態をここで訴えられているわけでございますが、極力普段そういうことを言うていただければ、いろんな手だてがあるかと思います。

というのは、町の一般会計じゃなくても、宝くじ助成とか、いろいろ県とか国へお願いする手法もあるかと思うんですが、あらゆる活動方法を考えながら、そういう支援体制も考えていくということもあるかと思うので、やはり非常に財政的に厳しい中で、一定のキャップ制を敷きながら臨時的にそういうのを入れていくというのは、非常に厳しい部分もございますから、ぜひそういうものがあるとなれば、平八重議員の地域でなくても、ほかの地域もいろいろそういう類似の要望等あるかと思うので、そういう部分については、また計画的に極力そういう助成事業等を活用しながら、支援ができる方向で検討させていただきたいと思います。

○平八重光輝議員

私は20分か30分で終わる予定だったんです。もうこういうのはできるだけ今、副町長が言われたような答弁があって、AEDもできるだけやりますとおっしゃれば、ありがとうございますと、やってくださいと、20分で終わるつもりやったんですけど、これ1時間でもひよっとする足りないぐらいで。

私は、例として船木を言っただけであって、町内全部もやっぱり同じような苦勞をされていると思います。そういう中で、何らかの支援をいただけませんかということなんで、実は7月か8月ごろ、こういうお話を企画課と文化課のほうにお話に行ったんです。

しかし、それからなかったって言ったらちょっと申しわけないけれども、そうやったもんですから、しばらくしましたら新聞に出ました。出ましたて、私が言ったから出たんじゃなくて、文化庁は、昭和30年ごろまでの映画などの映像保存について、保存状況の緊急調査を始めた、近代の歴史資料と位置づけ、今後の保存活用に役立てるのがねらいとあります。

いろいろありますが、これらのフィルムももちろん町内にもあります。文化財としての価値が認識されず、大量に廃棄されたり、適切に保存されていなかった例が非常に多いと。だから、そういうのを保存しないといけないと、そのために助成をしますよ、というような文化庁指針と。

これ農水省のほうも出しております。過疎や高齢化が深刻な農山漁村の活性化に向け、住民の協力や助け合いによる地域力を強化し、集約機能の再生を図るため戦略をまとめた。その中に、地元に伝わる祭りや伝統文化、美しい景観などを保全、再生する活動の費用の助成と。

国ももうそういうのにこのままじゃいかんと思って、何とかせないかんをやっとるわけです。余り自分から進んですることは少ない国もやるということは、我が町もやってしかるべきじゃないですかということをお願いしてるんです。

予算ももちろん少ないことも判っております。私もない知恵を絞りながら、いろいろ町の活性化とか何とかこう考えておりますが、町長もない予算の中から知恵を絞って、町長はいろいろな知恵を持っておられますから、やはりこういうのにも力を入れていただきたいんです。

例えば、きのう、このいろんな文化や技術、農業ということで、先ほど教育委員長のほうがいろんな事項を言われました。こういうの、私も気づかない点もたくさんありましたけれども、ほかに貴重な植物や木、あるいは遺跡、方言、私は言葉も文化遺産だと思っております。こういう方言なんかも話す人も少なくなり、消え去っていかうとしておりますから、こういうのも話せる人にいろんなのを聞いて保存する必要があるかと思えます。

たまたま何日か前の12月の9日の新聞に、鹿屋支局総局の局の方の記事で「はんとける」という記事が出ておりました。「はんとける」ちたて若い方はちょっと意味がわからんかもしれないけど、簡単にいや「転ぶ」ということです。私なんかは小さいころはよく話したんですけど、最近の子どもさんたちは、もう話されないとしますけど、やはりこういう方言というのもぜひ残していただきたいというのもあります。言語は、我々の祖先から相続した最も大切な文化財であるというふうに書いてあります。

そういう意味を含めて、いろんな文化というのが我が町にありますから、ぜひそれを記録保存していただきたい。お金もかかります、人もかかります、時間もかかります。そういうのをぜひやっていただきたいということなんです。

きのうたまたま、町長は、永野金山の開発についてちょっと調査について言われましたけども、私も10月か11月に文化課長が、永野金山について何か調べていらっしゃるというお話を聞いたもんですから、永野金山の質問をやろうかと思ってお聞きしに行ったこともあります。

永野金山もお聞きすれば、中に入ろうかと言ったら崩落の危険があつて入れないと、中には

広い空間があって事務所もあったんだというようなお話も伺いましたけれども、こちらはもう町長のほうが先に言われましたので、ぜひ調査されて開発できるものなら、またしていただきたいと思います。

私は、10月に中津江村というところに行きまして、あそこに鯛生金山というんですか、行ってきましたけど、あそこはまた永野金山と違って、広い、また作業場も残っているような大きなところでしたけれども、ああいうのも参考にされながら、ぜひ開発できるものであればしていただきたいと思います。

これはぜひやってください、ということ強く申し上げて終わります。

次は、AEDについてであります。ちょっと私の感じ方が悪かったのかもしれませんが、命より財政再建が大事なかなというような印象を受けないのでもなかったんですけども。

やはり命は大事ですので、これ以上大事なものはないと思いますが、ぜひつけていただきたい。

五、六百万かかろうかと思いますがけれども。人一人の命が助かると思えば、人間の命に値段はつけられませんけれども、非常に安いものだと思います。町民だけじゃなくて我が町にいらっしゃるスポーツコンベンションや旅行等でいらっしゃる方にも、もちろん使えるわけですから、鹿児島県では、我が町より財政状態は非常に厳しいんだと思う中で、県立高校や養護学校など全部の県立の学校にもう設置済みであります。

鹿児島市は、来年度中に全部の学校に小・中・高に配備すると、先ほど教育委員長は薩摩中央高校にもありますとおっしゃっていましたが、あれは県が設置したものであって、我が町が設置したものではありません。

消防長にお尋ねしますが、我が町の救急車の通報があつてから現場に到達するまでの時間と、消防署でお持ちのAEDの使用状況はどうなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの救急車の平均時間でございますが、統計上、2つの種類で申し上げますと、昨年平成18年の歴年ベースではおおむね8.9分でございます。会計年度別では8.5分となっております。ちなみに全国の平均は6.4分でございます。

AEDの使用状況でございますが、平成18年度、会計年度で申し上げますと全心肺停止が29件ありまして、うちAEDを16件使用いたしております。その中で、適用されたものが3件、2名の方が完全社会復帰をなされております。

本年、平成19年におきましては、12月12日現在でございますが、全心肺停止が34件、うちAED使用17件、適用が3件ということですが、残念ながら社会復帰に至っていないという状況でございます。

○平八重光輝議員

救急車が現場到達に8分以上かかっていると、8分というのは、AEDは全部使用できる状況ではないかもしれませんが、もし使用できる状況で8分後に到達してAEDを使用した場合、その生存率といいますか、電気ショックの成功率というのは、大体1分間に7割から10割下がると言われております。8分後は幾らかと申しますと、20割を切っております。全国平均の6分で約40割弱、もちろん8分といっても4、5分で着く、2、3分で着くところもあれば、10分以上かかるところもあつての8分ですが、3分以内であれば、70割以上の方の心臓が再び鼓動することができるという統計上ではありますが、こういうのがあります。

消防車から持って走って8分以上かかったら、5人に4人は助かる見込みがないと、うまくいって5人に1人と。3分以内であれば、10人に7名の方が助かる確率がありますということ

です。

だから、500万、600万が高いと思われるのか、安いと思われるのかは、その方の感じですけれども、私はこれぐらいはぜひ準備していただきたいと。

AEDのこれも新聞記事になりますけど、「3月に愛媛県でサッカーボールが当たった中学生」、これは家庭だけじゃなくていろんな行事等、倒れたりボールが当たったり、いろんなことが想定されますけれども、「男子中学生が心肺停止となり、先生が救命処置をしたが亡くなったと、AEDはその事故後備えられた。一方、大阪では4月、野球の打球を胸に受けた男子高校生が心肺停止となったが、学校にあったAEDで救われたと。ぜひ、小・中学校でもAEDの配備を急ぐべきである」というふうにあるんですが、町長、それでもやっぱり予算が優先しますか。

○町長（井上 章三君）

命の問題は大切だということは、我々はよくわかっているわけであります。

この問題に対しましても、答弁にもありましたように、消防本部のほうで普及推進計画書というのを作って、これを提案をしているというところでございますが、まだ正式にこれをどういうふうに計画的に取り組んでいくかということの検討をしておりますが、こういう計画書も作られておりますので、予算というのは町内のあらゆる問題に対して、どれも大切な問題ばかりにこれを活用するわけでありますから、そこらのバランスも考えながら、この問題に対しても取り組んでまいりたいと思っております。

○平八重光輝議員

財政的に非常に厳しいというのは判ります。一つの考え方として、町長、議員の報酬を現在減額しております。また、1月には町長、副町長は大変でしょうけれども、さらなる減額が待っております。

そういうものをこういうものに使うことはできないかというふうにはお考えになりませんか。1年で全部してくださいと言えば、若干金額が五、六百万というのは高いですので、例えば2年計画とか、3年計画、3年以上はちょっと私も待てません。

それぐらいでぜひ計画してやっていただきたいんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○町長（井上 章三君）

この普及計画書の中では、20年から24年ということで計画を立てているようではありますが、できるだけ努力を今申されましたけれども、できるだけ努力をしたいと思っております。

○平八重光輝議員

ぜひ、この減額等も、ただ減額しましたでもよろしいんですが、それ以上にこういうのに使いましたと、町の広報紙とか、あるいはマスコミ等に流せば、ただで我が町の宣伝もできますから、ぜひニュースになるような使い方、私のない知恵じゃなくて、あり余る町長の知恵で、ぜひ頭を使われて、使ってくださいということを申し上げて終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。

再開は、おおむね11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、25番、川口憲男議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

1番バッターが野球にとらえて、私が1番ですからということで発表がありましたけれども、一般質問の最後のトリになりました。

先般、星野ジャパンが、北京をかけて一生懸命戦って、星野監督も胃が痛い思いをされたということですが、我々議員も平成19年最後の議会となりまして、先ほど議長からもありましたように、各議員一生懸命資料を集めたり勉強したりしてきております。

その中で、私が最後になりましたけれども、12月議会のきょうまでの質問をいろいろ聞いておりまして、町長、議員も星野ジャパンと同じように一生懸命まちづくりのために質問しております。議長の言葉にありましたように、聞いてましても誠意がないということは失礼になるかもしれませんが、何か頭の上ではぐらかされてるような結果に見受けられました。

ぜひ最後ですので、時間も昼飯も迫っておりますので、簡潔にお答えいただきまして、いい9回の裏、2死満塁、逆転満塁ホームランになろうとは思いませんけれども、それに近いような答弁をいただきたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

私は、集落営農の取り組みについて質問いたします。集落営農と水稻対策はということで、集落営農は、地域住民の話し合いの合意が基本であると、農地利用調査を進め育成を図っていくとの方向性でありましたが、ことしの水稻の収穫状況、1等米比率、価格ともに低い状況にあります。今後、水稻を中心とした複合経営が集落営農の主となると考えますが、町長は、集落営農の推進の方向として、水稻対策と一体となった取り組みをどのように考えているのか、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

12月議会の一般質問の最後の質問者として今、川口憲男議員のほうから集落営農の問題について質問がございました。

集落営農と水稻対策についてということであります。本町の農業は、耕地面積の約7割が水田であることから、水稻を中心とした農業が営まれており、集落営農を進める上で米の価格の変動というのは大きな影響もあることであり、関心の高い問題であると思っております。

平成19年度におきましては、ヒノヒカリの1等米比率が約27.4%と低く、昨年と同様3割を下回っております。また、買入価格についても500円減額となっているところであります。米価が下落すれば、担い手育成のみならず、農家の水稻作付に対する意欲の減退が懸念されるところであり、集落内でも将来を不安視されておられることと感じております。

町内には2つの集落営農組織が設立されておりますが、水稻のみの農作業受託と販売をしておられる白男川地区農作業受託組合については、今年度の作況内容を判断され、品質の良い米づくりを目指して、肥料成分についての研修や土壌診断を農協を通じて実施されているところであり、土壌診断については、今後推進が図られるものと思っております。

町といたしましても、毎年のように米価が下落している現状を農家の方々に十分に理解していただくとともに、米以外の作物の振興も図る必要があることから、カボチャ、里芋、ゴボウを重点品目として、集落営農研修会や農政座談会等で産地づくり交付金の内容等を説明しながら、こ

れを活用した拡大作物への取り組みをお願いしているところであります。

集落営農は、現代の結いとも呼ばれておりますが、それぞれができる範囲の共同作業を実施しながら労力を補完し合い、そしてまたコストダウンを図り、効率的な営農の維持と農家所得の向上へ向けて、水稻プラス他の作物の振興、あるいはまた今後どうしたらいいかということについて、さらにこの集落営農の確立を目指して強力に推進を図ってまいらなければいけないと思っています。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

きのうですか、集落営農については、新改議員のほうからも質問がありまして、重複する点があると思うんですけども、重複する点がありましたら、もうお答えはよろしいかと思います。

まず1点に町長、改めてお聞きいたしたいと思うんですが、この集落営農、改めて考えたときに、集落営農って町長はどういうふうを考えられているのか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

国は、今農政の大きな転換を図って、少子高齢化時代のその農業というものをどうするかということで、真剣に取り組みを始めているわけでありましたが、それが担い手の確保、担い手を中心とした大規模化という問題と、集落営農という方向性だというふうに認識しております。

担い手を中心とするその大規模なそういう取り組みができるところ、できないところというのがあるわけでありまして、我が地域などにおいては、中山間地、あるいは山間地における耕地が多いわけでありましたが、そういう中での取り組みとしては、やはり農家が力を合わせて今後の農地の保全、あるいはまた今後の農業の維持というものに対して取り組んでいくという意味で、集落営農という形の取り組みというのが、大切であろうというふうに思っているわけでありまして。

これは、労力を補完し合いながら、そしてまた経理も一元化して地域が一緒になって取り組んでいくということを趣旨としているわけでありまして、そういう点で、これにはリーダーが必要であるということもあり、リーダーを育てながら、そしてまたその取り組む内容というものに対してよく検討しながら生産性のある、所得に結びつく形の集落営農というのを作り上げていかなきゃいけない、というふうに思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長、集落営農をどう考えるかということで、まとまりとか担い手とか、それは今後考えるようなことなんですけれども。先ほどちょっと触れられましたけれども、やっぱり農家が力を合わせて農地の保全、それから今言われています限界集落ですか、これを食いとめるということが、この地域にあっては、私は集落営農の目的だと思います。

きのうの新改議員も申されましたけども、集落営農って大きな目標といいますか、名前も大きいんですけども、地域農業と呼びかけたほうがこの地域ではいいんじゃないんですか。

その中でやっぱり今まで、きのうの答弁にもありました受託作業方式です。担い手農家が、これ以上育たないという言葉が語弊ですが、なかなか伸びていかない状況、ちょこっと耳にしましたところ、昨年かことしやったですか、19戸の担い手農家が育ったんですけども、またそして19戸の人がもうやめられてしまったと。堂々めぐりを繰り返しているような状況の中で、今集落営農をどういうふうに取り組んでいくか、それが大事じゃないかと思います。

幸いにしまして昔から地区には、結い組織、結いというようないい形があったんですけども、それが機械化により単独各農家の個別の農作業に変わっていききましたけれども。これを再度そういう結い組織、あるいはきのうお答えになられました受委託作業方式、こういうことを取り入れ

られていかれることが、先ほど申しました集落営農の大きな根本、農地保全、それから地域集落の活性化につながると思うんですが、町長はいかがに考えられますか。

○町長（井上 章三君）

そういうことだろうと思っております。

○川口 憲男議員

いやに簡単なお答で、もう少し、そりゃあ当たり前のことですけど、町長としてはやっぱしそこあたりをどういうふうに今度進めていかれるか、これも検討していただきたいところだと思います。昼前の時間ですので、詳しく聞きたいんですけど、農業の問題にすれば1時間、2時間じゃ聞けないところが実態だと思いますので、関心のところだけ聞きます。

その集落営農と水稻の取り組みなんです。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ここ数年1等米比率、あるいは価格、目に見えて下落ちゅうか下がって行きます。

そういう状況にありまして、以前、旧鶴田の地域で一般質問とかいろんな方向性を出しました。実験圃場を決めて、1等米比率を上げる工夫、おいしい米を作る工夫ということをしましたけれども、新しいさつま町のほうでも何カ所かその実験圃場を作りやっているということなんです。この1等米比率が下がっていく状態、いろいろ天候の問題、それから土壌の問題、いろいろあると思います。

そこあたりを町長が、今まで10年間町政に携わってこられて、農林業で生きるまちということも強く言っていっぱいします。きのうも農業振興については、大事に考えているということでした。その中であって、水稻のこういう1等米が落ちている、あるいは価格が落ちていく、そこあたりの現状はどういうふうにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

町内においても1等米比率の高い地域、あるいは低い所いろいろとございます。旧町においても鶴田町時代は、比率がどうも低いもんですから、なぜなんだと、どうしたらいいのかということで、いろいろと土壌の分析をしたり、いろいろ取り組んだこともありました。

これがなぜそうなのか、あるいはどうしたらいいのかということは、これはもう川口議員も専門家でもありますし、また、我が町においては、農政課、そして経済担当の副町長が専門的にこういうところは、分析をしたり検討をしておりますから、そちらのほうから答えてもらったほうがいいだろうと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

ただいまの質問でございますけれども、1等米比率の比率が低い、あるいは価格が下がっているということでございますが、この前私はテレビを見ていました。新潟の魚沼の関係でございましたけれども、やはり落水が早い、機械化が非常に進んできたということも言われておりました。

それぞれ非常に1等米で魚沼の銘柄を作っていっぱいやる農家でございましたけれども、刈る一歩手前で落水すると、ぬかるんでもやっぱりそういうことで粒張りを大きくすることも大事だということも言われておりましたが、ただ機械化の影響、あるいは議員がおっしゃったように気温の関係、気象の関係あると思います。適期に植えつけながら適期に刈り取る、そしてまた、それぞれ有機質を使いながら管理をしっかりとしていくということが、大事ではないかというふうに考えております。

そういうことで、この前の新聞にも出ておりましたが、気温障害で乳白が出てきたと。乳白については、そういうことで下がっていくということでございますので、今後やっぱしJA、あるいは技連会等でそういうことを詰めながら、1等米比率については検討していきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

町長の言葉でそういうことを聞きたかったんですけど、まあ担当課なり副町長のいただく答えはそういうふうに戻ってくることはもう承知の上なんですけど。

やっぱり町長、きのうの答弁でも人の質問で出された言葉をここにいろいろメモしているんですけども、農林業が大事だということを強く自分の口からもおっしゃるわけです。だから、農林業の収益を上げる、所得を上げるということであれば、ある程度の町長自体が目的意識を持った町政をやっていないと、これなんかは伸びてこないと思うんです。

ここに農協からの米検査の実績をいただいているんですけど、これを見ても、全体のトータルをとっていますから、17年、18年度をいただいたわけでなんですけど、いい所と悪い所とおっしゃいますけれども、ヒノヒカリだけをとってみますと、18年度、1等米が34.57㍏、これは高い所の旧薩摩がそういうところなんです。鶴田に来ますと16.93、宮之城に来ますと15.09。これが平成19年度、ことしのが出てますけれども、その一番いい所の薩摩で56.14㍏、それから鶴田に行きますと14.54㍏、宮之城に行きますと18.53㍏。

先ほど副町長が申されましたように、ある程度天候的なところもあると思うんですけども、さつま農協管内で27.32㍏が1等米比率です。昨年も見ますと38.56㍏、昨年とことしの天候の違いとかいろんなのがありまして、先ほど落水が早かったというようなことで、技連会ともそこあたりを詰めて指導していくということがありましたけども、完全に天候だけじゃ私はないと思うんです。

そこあたりを、数値を絶えず農政課なり担い手室から来ると思うんですけども、そこあたりを町長も見られて、やはり農林業のまちですから、どのような方向性があるか、どういうことを示しているかということを、経済担当の副町長もいらっしゃいますけれども、やっぱり担当課に指示、あるいは農協とのフロアも一本化していますから、担い手室でも。その集落営農を取り組んでいく中で、なぜ一本化した経緯があるのか、やっぱり農協と連携を密にしていかないと、この比率も上がってこないし、価格も上がらないというような可能性が、私は思います。

その辺のところ、町長自身が、町長自らそういう農林業に対してもうちょっと、先に申し上げましたけれども、熱意っぽく、先の星野ジャパンを言った意味がわかつちょうんと思いますけど、普通のシーズンよりか胃が痛い思いを3試合したということですから、やっぱり農林業にかけては、そういうふうな、もう毎日が胃が痛いというような思いで取り組まれる姿勢があるのかお聞きします。

○町長（井上 章三君）

我がまちは、農林業を基幹産業としているということをいいますが、農林業も含めこの新町をどうするかということを、全体に対してこれを考えていくというのが町長の役割であります。

町が大きくなっていろいろな課題も多いわけですが、それを町長がそれぞれの分野を専門的に入って行くということは、これはなかなか現実的には難しい面があります。

そういう点で、今地方分権ということで合併をする、まちの規模を大きくするというのを国もやってきておりますけれども、そういう中で副町長制度というのを立てながら、それぞれの部門を専門的にまた見ていく体制、あるいはブロックごとに見ていくとか、いろんなやり方はあると思いますけれども、そういうことでそういうもの全体をまた統括しながら、方向性を検討していくというのが、首長の責任であろうというふうに思います。

ですから、よく川口議員が言われますが、専門的にもっと自分の言葉でいろんなことを言うべきだと。それは言える場合もあるし、専門的な部分というのはそのために専門的なそういう担当を立てているわけですから、そういう立場からまた取り組んでもらいつつ、またそれを総

体的に考えていくということではないと、全体を全部把握するということは、これは難しい問題があります。

町が大きくなればなるほど、それはそういうことになります。ですから、「町長、短めに」と呼ぶ者あり」私が直接答えたほうがいい部分と、やはりそれぞれの立場から答えたほうがいい部分と、これはそういう仕分けをしないと、議論も抽象的になってしまいかねないということでもありますし、そういうところは議会の皆さんにも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○川口 憲男議員

ちょっと町長は誤解されていますよね。当然、全般を見るのが当たり前のことで、農業に対してどういう意気込みを持ってらっしゃるかということですから。

それを町長が全部、ただこういう数値的なことしの1等米比率とか、昨年に比べてどうかということは、町長、は公用車を使われるときに、公用車の中でそういう勉強をしていくんだということを、以前にも一般質問でも答弁されました。そのための公用車の活用ちゅうのをしてるんだと。

だから、農政課なりJAからもらわれたら、この数字が出てくるわけですから、これを担当の副町長に結果的にどうなのか、どうこうなるかと、自分の参考に入れられることは、私は絶対町長の今の仕事の状況じゃして当然のことだと思います。それを細かく自分が、いちになってせいは誰も言っていないわけですから。こういう資料を持たれて、まちの農業の状況がどうだと、水稻の状況がどうだと、そこあたりは当然知って当たり前ちゅうか、知っとかんにやならんところだと思います。

仮に、町村会長されてますから町村会長会に行って、「さつま町の1等米比率はどうなんですかね」って言われたときに、全体的なパーセンテージでもいいですけども、「うち是这样落しているけど、こういう対策を今とらせている」ということが言えるのは、こういう資料がないと言えないと思います。

まあ、その点は今後していただきたいと思うし、やっぱしこの水稻に関しましては、こういうふうにして1等米比率、価格がどんどん下がっていく中で、この価格も町長見られたら判ると思いますけれども、ここ18年、19年の数値じゃないですよ。ヒノヒカリの1等米が、もうわかりですから、私も。だから、こういうのを持っておかれて判ってらっしゃるから、その比率に対しての言葉でも出てくると思うんですけども。15年から19年まで軒並み下がっているわけです。そこあたりになったときに、2等米になりますと6,000円を切るわけです。来年になったら1等米が6,000円を切りますよ、これで行くと。

だから、そこあたりのところをもう少ししとって、担当課なり、あるいはJAとの協議の中に、先ほど副町長の話が出てきましたけど、技連会のところでどういうことを、こういうことを議論していったって、うちのあれを育てていくかということが私は大事だと思います。まあ、言うても答えは返ってこないと思うでしょうから。

それと、その集落営農に取り組んでいく中で、やっぱし米プラス複合経営です。

町で定めてらっしゃる、いきいきプランの中にある重点作物。重点作物が非常に伸びているという答えだったと思うんですが。

この重点作物をみてますと、これは共販実績で申し上げてますから、ちくりん館、あるいは自慢館、薩摩の所で売られる分は入っていないと思います。共販で出されている数値ですから。非常に伸びているような話を聞きますけれども、トマトにしますと22戸数、イチゴにしますと46戸数、ゴボウにしますとこれも26戸数。まあこれで一番出てくるのは、あるいは田んぼの

減反に耕作されています里芋、カボチャ、これなんかも前年に比べては落ちています。共販実績でいきますと。

だから、こういう中で、米プラス複合経営。

きのうの話の中にありましたが、畜産。畜産も非常に子牛価格ちゅうのは伸びてますけれども、宮崎に比べますと、今度の12月のせりでも宮崎は、この前の全国共進会かな、その成績がよかった反面か、今度の子牛のせりも鹿児島より良かったと畜産農家の方から聞いてますけれども。

だけど、みんながみんなほんなら米プラス畜産ができるのか、全農家がそれに取り組めるのか。あるいは集落営農をされる所が、米プラス何がいいのか。そこあたりになったときに、ある程度この重点作物なんですけども、いきいきプランでも出していっちゃいますけれども、だけど、今こういうふうな実績的に落ちてきている。イチゴにしますと、もうやめてほかのものに変えるという方も二、三聞いています。

そこあたりで、こういう集落営農の取り組み、あるいは複合経営したこういうさつまの農業、ここあたりをどういうふうな展開をされていこうとされているのか。

それと、先般文教厚生で武雄だったですか、ちょっと健康づくりの関係で行きましたけれども、中山間地の田んぼを作っていちゃらないところに、ハーブ茶みたいなのを作っていちゃいまして、それを我々みんなにお茶を出されたんですけど。

やっぱし何かこう、ここの目玉として生きるような複合経営の形ができないものか、今のこの共販事業自体が落ちている中で、どういうことを進めていきたいと考えられているのか、農業に対して。集落営農とあわせてちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

まず、誤解のないようにお話をしておきたいと思いますが、この1等米比率がどうなってるのか、いろいろな状況については、当然私は、そのデータを関係課からもらって、それは目を通しておりますから、そういうのも見てないというようなことはありませんので、そこらは誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

今、米価がこのようになかなか難しいと、米地帯だということは言いながらも、価格が良ければ、そして所得が上がっていけば農家も元気が出るわけですが、米地帯と言いながらも年々こうして下がっていく、そして米と何とかという形で複合的にやれること、やって本当に元気が出るような所得が出るっていうものがどういうふうにして作っていけるかと。

まあ、畜産というのは一緒にやれると、これは稲ワラも使えますし、そういう点では相乗効果が出る面はあると思いますが、やはり水田というものを、これは米どころですから、いい米も穫れますから、いい米を穫って少しでもいい価格で売れるように努力もしなきゃいけないと、米を否定するというわけではありませんが、しかし、我が地域が、その水田にいつまでもしがみついてもいけないんじゃないかということも、我々は話し合っています。

水田依存型というものから脱却するという考え方も、そろそろといいますか真剣に考えていかないと、米でもって上がるその収益っていうのは、もう本当に目も当てられないような状態になっているわけですから、1等米比率が上がったとしても、どの程度刈っても非常に厳しいものがあります。

ですから、今我が地域において水田からの転作というものに対して、いきいきプランの中でもその転作、そしてもっと所得の上がるそういう作物に対する取り組みというのも、真剣に考えるときが来ているんじゃないだろうかという面があります。

ですから、もちろん水田、米というのを否定するわけではありませんけれども、そういう点

における依存型からの脱却をしながら、そしてそれを推進するために、今回産地づくり交付金を活用しながら里芋であったり、ゴボウであったり、カボチャであったりというようなものに対しては、特にこれを支援をしようという特別な支援を組んだりもしたわけであります。

川口議員は、よく御存知であります、私も旧鶴田町時代にゴボウの推進ということをお大分取り組んでまいりました。だんだんと生産額も上がっていく中で、農家の方から「非常にゴボウはいいよ」と。そして、ある時期において「町長反収70万はいきますよ」と、「まあ大きな声で言うとなんだけれども、そのぐらいいってるんですよ」という喜びの声を聞いたこともあります。

生産がちゃんとこうなっていくって、あるいはまた、市場価格との問題もありますが、そういうふうにして、もっと生産の上がる所得につながるものがあれば、やっぱりそういうものも真剣に考えなきゃいけない。

そのために、我が地域は、水田地帯ですから水田からの乾田化という問題を真剣にまた考えなきゃいけないということをお、一方では言っているわけでありまして、乾田化の方法などについても、私も研究をし、また担当のほうにもいろいろ「こういう方法もあるそうぞ」ということで指示もしたりしているところですが、こういうものをいろんな事業を、中山間事業などを通じてながら、いかにして乾田化できるところは乾田化していくか、そしてもっと所得の上がるような、そして将来性のあるような、そういう集落営農の体制というものにつなげていくかということもあわせて真剣に考えていかないと、米ということだけでずっと追求していくと、私は、なかなかこの地域は浮揚できないんじゃないかというふうにお心配をしながら、そういう話もしているところでありまして。

○川口 憲男議員

町長、答弁が長いので、ちょっと短目にさせていただきたいと思ひます。というのが、今私が質問をするのは、米プラス複合経営をどうしてその集落営農に取り入れていくかということなんです。さっき町長の言葉の中に、水田にいつまでもしがみついている時代じゃないと、町民の方が聞いておられたらバッシングを受けるんじゃないんですか。これは、ちょっと言葉的に町長が発する言葉じゃないと思ひます。

だから、そこを複合経営でどういう作物を作って、どういうことをしていったら伸びますよと、それは町長が、技連会や担当課に指示をされたり、あるいは何をせいということじゃなくして、これについてもうちちょっと研究せいと、もう少し煮詰めをせいと、いうことを指示されるのが町長の役目。さっきから全部に町長が首を出してないかいすつちゅは、トップは今おっしゃるような米にいつまでもしがみついたら農業から脱却せんと、米の値段がこれだけしかないのであれば、次は何でうちのまちは潤っていくようになるのを見つけていくか。

けさ、JAの何ていいいますか、ラジオの放送をちょっと聞きよって来たんですけど、南さつま市、加世田のカボチャが出てましたよ。うちもカボチャをカボチャをうち言ひますけども、ああいうJAの放送番組で乗ることが近ごろなくなっていますよ。

何がうちのメインとしていくのか、先ほどゴボウをおっしゃいました。ゴボウも確かに旧鶴田でずっと盛上がりまして、生産性も上がってきました。しかし、高齢化が多く、さっきも申し上げましたけれども、平成18年の実績で当初からすると農家戸数も減ってきています。それから、共販額も当然減っています。伸びてる伸びてるとおっしゃいますけど減っています。それから、10アール当たりの反収も594円、そこはちょっと私のところとキロ単価でおっしゃったかもしれませんからちょっと違ひますけど。

そういうふうにして、私がここで質問しているのは、集落営農の中で米プラス複合経営をどうというような方向でもっていくのか。このまちは、農家が、農家が潤えば自然と、きのうきょうの

中で財政のこともありましたけれども、所得が増えれば当然税金が増えてくるわけですから、その可能性もあるわけです。

農家が元気が出ることによって、地域も元気が出る。そういうのがあるわけですから、やはりこういうせっかくいきいきプランの中でも、重点作物でこういうことでしていくよと、どういうほうでしていくよと言われるわけですから。

今私が必要とするということは、米の価格もこれだけ下がった、1等米比率もこれだけ下がった。それで、ほかの重点作物も軒並み下がっていると。これを今後は米に対しても、水田から脱却せいというようなことじゃなくして、まあ脱却じゃないでしょうけれども、しがみついとるちゅうことじゃなくして、やはり米プラス複合経営で行かなきゃならない地域ですから、そこあたりをどういうふうにして、こういう比率が落ちているところを持ち上げていくんだという、そういう言葉が欲しいんですけど、町長、どうですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

申しわけございませんが、私のほうで考えているところを述べさせていただきたいと思います。

川口議員のおっしゃるとおり、15年度から19年度まで見ていらっしゃると思いますが、それぞれ米の価格が、ヒノヒカリの1等で1,600円、花さつまで1,500円ということで下がっており、これはもう資料でお判りかと思います。

そういうことで、なぜ下がっていくのか。新聞でよく出ておりますが、これは12月6日の新聞でございますが、それぞれ生産数量で40件で減とか、あるいは過剰作付を27件に追加制裁とか出ております。そういうことで、米の需要が減ったということ、それから生産調整が確実になされていないということが原因ということで、新聞等でも書かれております。

その中で、私どもの所におきましては、ちょうど生産目標数量ということで、19年度12万2,010トンが、20年度は12万600トンということで、生産目標数量が、まだ新聞等で確認して農政課のほうで確認をしたわけですがけれども、去年とすれば1,410トン減ということと来ております。

そういうことで、米については今先ほど町長のほうからございましたように、私も水稻というのを否定をするわけじゃございませんけれども、やはり水稻については、それぞれこのような東北の新聞で見ますと、東北地方については集落営農そのものが、下落によって経営が危ぶまれるということも出ておりましたけれども。

やはり、私どもの地域というのは、基幹産業は水稻ですので、やはり集落営農というのは、きのうの新改議員の御質問の中にもございましたように、今座談会等を93集落で実施して81集落ということで、きのう町長のほうからお答えになったわけですがけれども、入り口は米ということで全農家ありますので、これを切り口にしながら、座談会等をしながら、労力の補完、先ほどあったと思います。

そういうことでございますので、米プラス作物をどうしてここで取り組んでいくかということでございますが、やっぱり今戸数は減る、あるいは共販も減るというのもおっしゃいましたけれども、そのほかにじゃあどういう方法があるのかということを私は思っていますが。プランを作ったというのは、きのうも言いましたけれども、やはり農政に携わる、あるいは私どもはプランを作るときに、口をすっぱくしながらこの地域の農業ということを考えていったときに、このプランしかない。だから、数値目標を掲げながら、5年後、2年後、3年後、そういうことで数値目標を掲げながら、経過を踏まえながら調査しながら、推進をしていこうということで話し合いをしております。

そこら辺を中心にしながら、複合というのは入れ込んでいく、これがもう必要ではないかと

思っております。高齢化等についての原因はあるかと思いますが、そこら辺を補完しながら、集落営農というのを座談会等で理解していただきながらやっていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

短く、そこあたりは今からの推進はこういうふうにしていくんだということで、中身はもう大抵農業専門の人たちが多いわけですから、私もそこあたり知ってますから、してほしいということです。

なぜだから、米プラス複合経営が大事かと、今副町長の言葉にありました、こっちは基幹産業だと、米は基幹産業なんだと、はっきり出てるわけですから。町長の言葉からすりゃあ、米はもう離れんにやいかんとじゃというような言葉ありますけど、やっぱしこっちの地域においては、基幹産業である米プラス何かをしていかんにやいかんというのが実態だと思います。副町長も、はっきりそうおっしゃいましたから、もうちょっと技連会でも強くあれしていただきたいと思います。

もう時間がありませんから、ラーメンが伸びたら私に催促が来るかもしれませんので、ちょっと早く行きます。

町長は、あれされませんから副町長に言いますが、後ろにもJAの方が来ていらっしゃいますから余り言いたくないんですけど、この米をめぐる情勢ということで、経済連が出しているのも米消費量も軒並みに減ってるんですよ。持ってらっしゃるでしょう。そこあたりいつてないですか。ここ説明すりゃあ、また昼までかかりますけれども。

それから、きのう新改議員もおっしゃいましたけど、スーパーに行って、伊佐米とないごて、さつまのヒノヒカリはこんなに違うのかとか、美味しさが違うのか。井手口正さんが、全国表彰と九州表彰を受けられましたね、つい最近。ところが、同じヒノヒカリというようなことでされましたけど、新聞記事をちょっと見ますと、鹿児島30号やったですか、新しい品種を何かされてるわけです。ヒノヒカリが、こっちの田んぼに適さないちゅうか、これは語弊かもしれませんが、こっちの田んぼに適切なほんなら米は何かとか、そこあたりもやっぱし技連会で話し合いをして、私は、町長に必要なところはそこだと思うんです。

同じ水稻でもヒノヒカリに固執するんじゃなくて、井手口さんは、鹿児島30号だったですか、何かでして九州、全国表彰1位を取られているわけです。一農家ですよ。そこが、さつまは、まち自体がそういうことはできないのかちゅうようになれば、非常にちょっと不満が残るところです。

それと、もうあと5分ぐらいしかないので、この食の変化、以前から教育委員会やら、あれに米のことを強く言ってますけれども、農業新聞にも全部書いてあるのはこれですよ。見られてますでしょう。米価低落、どうなる米政策、消費の減少、米1杯が60円、そんなのも出てますし、またこいを強っ言えばいけんですけど、ある大学の先生は、「農政が給食の米消費拡大を阻害している」と、こういう大きなのが出てますよ。我々農家にとれば、「どういうことですか、これは」と言いたいんですけども。

そういう中身はやりませんが、教育長も委員長もいらっしゃいますから、学校給食進めているところは週5日、学校給食に米飯を取り入れているわけです。うちは弱腰でしょう。それは何かというと組織がありますよね、学校給食会。ここが給食の米流通、出さんご出さんご阻害しちゃる。そこあたりをやっぱしJAの方も来ていらっしゃいますから、JAと話し合いをして、そこから脱却してうちの子どもたちには安心・安全のさつま米を食べていただくんだというような考え方をあいやれば、ここあたりはこわくないと思うんですけど。

そういうような消費拡大も考えにやいかないという、そこは、もうちつと農政のところで詰

めて勉強していただけるような可能性がありますか。町長、そういうところまで指示をしたい気持ちがありますか、もう時間がありませんから簡単に。

○議長（濱田 等議員）

時間はありますから、十分ありますから。まだ12分ありますから、どうぞ。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

おっしゃるように、指示をしているかと、検討しているかということでございますが、おっしゃるように、この前の新聞で大口の井手口さんの新聞が出ていました。60町歩経営と、8人従業員、2人の後継者ということで出ていましたが、それぞれ食味についても九州一ということが出てました。

これは、ヒノヒカリと鹿児島30号という品種でございますけれども、そういうことで出ていました。そして、また10月の11日の鹿児島県の農業開発総合センターが、普通期水稻品種開発へということで、味の良さヒノヒカリ並みということで出ておりましたけれども、2年後の普及をねらうということで出ておりました。鹿児島24号、鹿児島25号、鹿児島30号の3品種ということで出ております。

そういうことで、米についてはヒノヒカリが今食味もいいし、反収はそれほど上がりませんが、それでも、それぞれ技連会等で詰めながら、そしてまた、技連会というのは普及センターなり、あるいはJAも入ってますけども、専門の技術員もいますので、そこら辺も詰めながらやっております。指示はしています。ですから、うまい米、売れる米というのは、話し合い、検討はしているところです。

それから、給食センターの関係につきまして、きのうも新改議員の質問のところに地産地消のこともあって、きのう説明もいたしました。そういうことで、米飯についても地元産米ということで推進も図っているところです。

それから、この前私は言いましたけれども、地産地消ということは自分の家庭からやっぱりすべきだということも言っておりますが、共働き家庭といいますか、そういうことも増えまして、朝食をとらない家庭も増えているんじゃないかなと思って、やっぱりお茶にしろ、米にしろ、自分の家庭で消費するのも啓発をしながら、やっていくべきだと思っておりますので、そういうことで、今後とも啓発もしていきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

イコール町長の答弁と考えまして、前向きに動かれることを切にお願いはしませんが、努力をしていただきたい。その中で、やっぱり町長、集落営農というのは、さっきから申し上げますように、今、担い手営農組織の全国で見ますと40％は赤字経営なんです。

だから、ここらからも始めるとしたら、まず赤字からどうやってお金を生んでいくかちゅうことです。来年3月に例えば、受委託組織とかいろんなのを作っても、資金がないわけですから、まずその資金をどうするかちゅうこともあれなんです。

だから、そういう説明に行かれるとき、集落営農、地域営農を進めていかれる中で、リーダーの方も心配されているのが、ほんなら、ぜんないけんすつとよ、5月田んぼをうってくれ何してくれちゅうても、10月ずい待ってくれちゅは言えないわけですから、そこあたりの例えばJAのほうから資金を借りますと、そこに利子補てんでもしていただくような方向性を見出してそういう形をつくるとか、いろんな方法があると思いますので、努力していただきたいと思います。

集落営農を私が一番考えるのは、まず地域にある高齢者の方々の労働力、それから農地がたくさんあります。それを集約すること。それと、皆さん機械を持ってらっしゃいます。今、トラク

ター、田植機械、いろんなのを持ってらっしゃいます。そういう機械設備を寄せること。

その次が、資金をどうやっていくか、そういうことだと思います。

それで、それなんかも集落といいますか、地域が、最初は5人でもいいし、6人でもいいし、受委託組織を作って持ち寄って、それからだんだん輪を広げていって集落営農の形態にしていく。何せこれから先もこう、先ほども出ましたが、米の値段がしないないかっちというような考え方で、暗いイメージの農業じゃのして、そういうことをすることによって、所得はこういうふうに上げていかれますよと、さっきの複合経営で里芋なり作っていけば、減反をする所に里芋を作いやるんせ、カボチャを作いやるんせと、そのために排水事業やらの方法もありますよと。

そういう方向だてを、ぜひその集落営農に行かれるとき説明に、もう少し地域にアピールしていただきたいし、リーダーになる方にも、そこあたりをもう少しいろんなことをしていただきたいと思います。

その産地づくり交付金の制度もありますから、その制度はどういうものかということで、町民の所得が上がり、農林業が潤わんことに地域の発展はないと思っております。

いろんなことで、きのうからきょうにかけて、文化財、いろんなことで質問、議員の中で出てますけど、全く同じような方向性で行けると思いますので、ぜひ技連会、あるいは担当課なりで、そこあたりをどうあるべきかじゃのして、どういう方向性に行くのかということを、指導というか、していただくように要望しまして、私の質問を終わりますが、最後に町長の決意を。

○町長（井上 章三君）

川口議員との一般質問の質疑では、いつも私はちょっと心配をするわけですが、非常に断定的にこういろいろな話をされます。そういう点で、誤解が起こりやすいなというふうに感ずる点があります。

私は、水田地帯ですから、米を否定しているとは言っていないつもりですけれども、稲作をもっと、おっしゃるようにこれ自体をどういい米を作っていくかということも取り組んでいかなければなりませんし、また、複合経営ということで、認定農業者もいろいろと出てこられますが、いろんな形での複合経営をやっておられる方々もおられ、努力をしておられます。

そういうものを支援をしながら、少しでも所得の上がる方向での努力をしてもらいたいということをいつも言っております。

そういう面と、また依存型からの脱却という考えも持つ必要があるということを言ったのでありまして、すべてをもうだめだと言ったつもりではないわけでありまして。

我が地域は、こういう水田地帯でありますから、この地域の農業というものをいかに所得が上がるような方向に取り組んでいくかということは、非常に難しい問題でありますけれども、地道にやっぱり努力をしながら、そのために農協、あるいは普及センター、技連会、一緒になって、最善だと思われる計画を立てながら、今進もうとしているわけでありまして、またそういうことに対していろいろ御意見もいただきながら、この農地を守り、あるいはまた農業という部分をどういうふうに進展させていくかということについては、今後とも粘り強く努力をするという気持ちははっきりと申し上げまして、私の回答にさせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。開会はおおむね1時10分とします。

休憩 午後0時07分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第２ 「議案第８０号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」、日程第３ 「議案第８１号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について」、日程第４ 「議案第８２号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について」、日程第５ 「議案第８３号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第６ 「議案第８４号 平成１９年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」、日程第７ 「議案第８５号 平成１９年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第８ 「議案第８６号 平成１９年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第１号）」、日程第９ 「議案第８７号 平成１９年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」

○議長（濱田 等議員）

これから、去る１２月６日、提案がありました議案第８０号から議案第８７号までの議案８件につきまして総括質疑を行います。

総括質疑については、総括的な事項について質疑を願います。

それでは、まず日程第２「議案第８０号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

先ほどの一般質問等も出まして、私も財政課に行ってちょっと話しをしたりしたんですが。町長の給料を今度またテンパーされます。前もされていますよね、テンパー。それを財政が厳しいから一般会計の中に入っていくわけで。我々議員もしています。

今度もされますけれども、先ほどあったようにＡＥＤ、ああいうのに何かこう使うと後世に残ると思うんです。その財源でＡＥＤを配置しましたよと、先ほど言われましたそれは私も賛成するんですけれども。

やっぱり減額したりしたお金をただ単に一般財源に入れてする。それよりも明確にしたやつ、の財源を。例えば、減収、このこともありますけれども、先ほどの全協では職員の給料を人事院勧告があったけど、１，２００万、協力をもらって上げないと、上げないというか据え置きにするというような話もあったんですが。

何かあったときにそういうのを、一般会計が苦しいからできなかったということもあるんですが、その辺の考えがないのか。減額した金をそのまま、ただ減額して一般会計に入れるだけでいいのかどうか、その辺のお考えを、全体的なことをお伺いしておきたいというふうに思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの提案でございますが、特にこういう事態の中で、そういうものに変えていくという

ことは非常に大事なことかと思うんですが、やはり今年度の財政状況といいますのも、決算をシミュレーションしますと、非常に厳しい数字になってるようでございます。

ただ、昨年度は何で数字が、18年度が何でよくなったかというのは、もう決算で十分御審議いただいたところでございますが、やはり災害の関係で経常経費等については、その災害の関係の事務費が相当充当ができたということでございますが、経常収支等も19年度の決算では、若干上がる要素というものはあるわけですから、そういう部分を全体的に最終的な決算見込みを立てて、その段階で、指数的にはぜひこれをもう財政健全化計画の中でおさめていきたいというように考えておりますので、そういう調整が図れるとすれば、そこら辺はまた検討の余地はあるかと思うんですが、現在の段階ではそれを今年度中にできる、できないということは、具体的には検討いたしてないところでございます。

○麥田 博稔議員

例えば、テンパーですと、町長の給料は70何万ですか、すると7万ぐらい、それで今後飲酒運転は撲滅するようなチラシを作って、その金で町民にすれば職員の不祥事ですけれども、それでこうしたんですとかあったほうが、私はただ町長が罰的にテンパーして、監督不行届きということになるわけですけれども、やはりそのようにした方がいいのかなと思ったりするんです。

飲酒運転撲滅の看板を作ってどこかに張るとか、職員の何かにするとか。だから、何か形に残らないと、何年かたつと、「ああそげんこつもあったな」というようなことで終わるんじゃないかと思うんですけれども。

これは、一応私の考えということで言っておきたいと思います。町長はその辺をどのようにお考えなのか。職員にはいろいろ朝礼等で話をされたり、今後ないようにということをされて、自らこうして出されるわけですけれども、基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

今、お話がありましたような考えというのは、大切なものがあるというふうに思います。そして、副町長が先ほど申しました状況もございますので、ちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

ただいま議題となっておりますが、職員の不祥事ということで、町長、副町長の給料の減ということでございますが、関連して、噂で聞いたんですけれども、今回のこの職員に対する懲罰委員会の決まって、報告もございました。聞くところによりますと、その後、その職員に対して資金カンパをやるという動きがあったというのを私は聞きました。そういうのが実際話が出て、そういうのが実際行われたのか、そこあたりのところをお聞きしたいということでございます。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

職員の給与のカットの部分については、もう全協で説明いたしたとおりでございまして、ただ、こちらで提案申し上げましたのは、やはり半年間出勤停止、いわゆる懲戒処分による執務の停止ということでございますが、これに伴いますところの収入がないということと、やはり10万円を超える毎月の負担ということがございますが、実は実際子どもさんも大学生が1人いらっしゃいます。そういう部分で、奥さんも非常に収入が少ないということで、職員に呼びかけて、可能な範囲でカンパいただくということで呼びかけをいたしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託します。

次は、日程第3「議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。平八重議員。

○平八重光輝議員

大まかなことを聞いてくれちゃうことなんですけど、具体的に聞く機会がありませんので、少し中まで入ってお尋ねします。

先般、総務課長の説明はあったわけですが、出張所を合併協定書においては、現在の出張所はすべて出張所とするということで協定が結ばれております。

そういう中で廃止されるわけですが、地域審議会や住民説明は、もう十分されて納得がされているものと思いますけれども、その辺はどうだったのか。

それと、出張所でなくなったわけですが、そのなくなったことによる機能ちゅうか、運営面の変わったところと、管理体制。そこと予算的な措置は今後変わるのか変わらんのか、ここをお尋ねいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

まず住民への説明でございますが、18年度から、この背景としましては、行財政改革ということで、スリム化を図るというようなことでございます。そして、また一方では、薩摩地域の公民館の区制移行ということも含めまして、この事業を展開をしてきたわけでございます。

説明につきましては、区の公民館長、それから公民会長、そしてまた住民の皆様にはチラシを配付しながら御理解を求めているところでございます。公民会等におかれましても説明をされて、何かこの疑問点とか、あるいは要望事項があればということで、総務課のほうにお伝えくださいということでございますが、特にないということでございます。

そして、住民の利便性がやはり証明書の発行、そして税金等の収納ということでございますが、これらにつきましても出張所機能を廃止するわけでございますので、口座振替等に移行していただくように、高齢者の方が多いですから、そうした手続まで丁寧に説明しながらしていくというふうに今現在しているところでございます。

それから、機能の廃止後の運用でございますが、地域づくりの基盤となる地区の公民館ということでありますので、コミュニティでありますとか生涯学習の拠点として嘱託員を配置して、そして運用を図っていくということでございます。公民館活動とか公民会活動の支援には、これまでどおりしていくということでありまして、どうしても徴収金関係等を取り扱えば職員が2名要るということでございますので、それを1名にして運営をしていくということでございます。

地域審議会等への説明でございますが、それについてもお話をしながら御理解を求めているということでございます。

予算の関係につきましては、先ほど申しましたように職員が1名になりますので、2名が1名になりますから、その分は減ってくるということで御理解いただきたいと思います。

○平八重光輝議員

佐志、山崎、それから虎居、薩摩地区の3公民館、条例公民館、これの18年度の今までの助

成金というか、予算的な、18年度決算値と19年度の今回の補正予算までの予算総額は幾らかお判りだったらお知らせ願います。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

ただいまの説明でございますが、公民館の設置ということでございまして、広域なる住民のためへのいろんな拠点施設ということから、各種事業を行っておるわけでございますが、今回、山崎、佐志の職員が引き揚げられるということでございまして、予算的な面につきましても引き続き計上しております。18年度は一本になっておりまして、ちょっと内訳がわからずに、時間が足りませんでした。19年度予算から上げてございすけれども、19年度でいきますと山崎で〔「総額でいいです」と発言する者あり〕総額でよろしいでしょうか。

山崎で342万6,000円、佐志で380万1,000円、それと虎居で665万3,000円程度ということでございます。これに合わせまして、先ほどありましたとおり、薩摩地域の3公民館におきます区の公民館制度への移行ということでございますが、当然もう主事が廃止されます。その後の機能的なものというものは、引き続き区の方でやっていただくことになるわけでございますが、それに伴います予算というものも引き続き計上していきたいということで、管理維持費になってまいりますけれども、それから申し上げますと、求名の場合で92万円、中津川で99万円、永野で99万9,000円程度ということで計上をして、決算に近い数字になろうかというふうに思います。

○平八重光輝議員

これをお尋ねしたわけは、昨日、麥田議員のほうからも町民の平等感というお話で、公民館の運営費の質問があったわけですが、薩摩地区の92万、99万、99万は相当減額されておりますが、佐志384万、山崎342万ですか、虎居665万、それ以外の公民館は15万です。665万対15万です。平等と思われるかどうかは、まあ御判断はお任せしますけれども。

私は船木ですから、船木の例を申しますと、公民館の維持に約82万円使っております。維持管理に。大体340戸でこれを負担しておりますが、350戸としますと2,340円、1戸当たり。これを虎居に単純計算しますと、1,200戸と少な目に見て約280万、山崎は同じぐらいで82万円ぐらい。求名、薩摩の方はちょっと下げられるちゅうことですけど。

管理費を一銭も払わんとすると、私どもは毎年82万ずつ自分たちの金で払っとるわけです。十二、三年すれば1,000万という金を払うわけです。

ところが、この公民館の、3つの公民館は1円も払わなくていいわけです。私は非常に不平等だと思います。だから、これを18年度ですれば2,000万ぐらい全部であるのかもしれませんが、2,000万あったなら、それを20公民館で平等に分けてくださいと言いたいんです。100万ずつ分けてくださいと。広さもあれば人口割もありますから、70万と140万ぐらいの差はあっていいと思います。今、中津川99万、求名幾らとありますが、この辺が私は妥当だと思います。これを、この6つの公民館だけじゃなくて、すべての公民館にこういう措置をしていただきたいと。しないんだったらしないでもいいんですよ。この6つの公民館だけなぜこういう措置があって、ほかのところはないのかと、非常にこう私は疑問と憤りを覚えております。

その辺をどのように町長はお考えなのか。これはこのままでいくのか、あるいは一年、二年あとにすべて平等にしますというようになるのか見解をお伺いいたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

町長ということでございますが、私も佐志の出身でございまして、若干経緯を説明申し上げますが、ただいま御指摘がございました、山崎、佐志、虎居公民館、これは町の直営の公民館として、条例公民館としての位置づけをしてございまして、設置条例もございます。

したがいまして、これまではそういうことで直接経費で運営いたしてきているわけでございますし、虎居の場合は比較的新しいわけでございますが、やはり佐志と山崎の場合は昭和30年代の大合併の時点で、そういう支所機能を持った公民館とあわせた支所ということで、出張所になって現在に至っているわけでございますが、今回のこういう出張所廃止を含めて、今後やはり早い時期にもう地域で管理できる建物として譲渡、もしくは貸付ということも検討する必要があるんだろうと。

ただ、そうした場合に、町内にそういう条例公民館というのがなくなるということが、これが適当かどうかというのはまた別問題でございます。これは、教育委員会の所管でもございますから、十分そこら辺については協議をしながら、維持管理費のあり方、あるいはそういう他の地域に条例公民館がございませんので、そういうものが今度は逆に適当かどうか、単なる集会所という形で地元が管理をされているわけでございますが、当然管理経費から見ますと、そういう不公平感というのは生じるのは当然でございますし、そういう部分を公平感が出るような形での対応策ということを十分検討したいというようなふう考えているところでございます。

これについては、過去にも数回協議をいたしておりまして、地域の方々の考え方、あるいは将来的な行政のそういう方向性ということについては、内々に話は若干してございますが、現在の段階でなかなか維持管理費等が多額に上ることと、やはり他の地域の不均衡ということなども、一定程度はもう御理解をいただいているものというようなふうにも考えておりますので、さらにこれはまた具体的な話も進めていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。内之倉議員。

○内之倉成功議員

今回の佐志公民館、山崎の出張所のほうを廃止するという提案がなされて、それぞれ佐志区、山崎地区については、それぞれ行政のほうから説明があつて認められたことだと思うんですけども。

私たち佐志村にしる山崎町にしる、合併するときの条件として、これが既存として残ってきたわけですが、寂しいことに出張所じゃなくなることは寂しいことなんですけど、しかし、これを全く同じような形が、さつま町として合併した今回鶴田町にしる薩摩町にしる、これがまたこの繰り返しが来ると思うんです。

ですから、今のところは総合支所として鶴田も薩摩も残っているわけですが、こういう私たち早く合併した地域については、こういうことで今まで優遇された経緯もあるわけですが、それぞれ山崎にしる佐志にしる、村有の財産を持ち寄って合併したちゅうことだけは、旧の宮之城町の地区の方たちは理解しとってもらわなければ。

ただ私たち佐志にしる山崎にしる、何も思わんじただ今までお金をああしてもらったんだという、そういうふうを考えてもらえれば、不公平だという言葉を出してもらおうと、我々佐志地域の住民なり山崎地区の住民は、それなりの財産を持ってこのさつま町に合併したわけですから。

余りそういうことを、同じ旧町同士で私はいがみ合いちゅうのは、やっぱり考えていただきたいというのが、私たち地域住民の年寄りたちは考えております。

ですから、そういうような形で、まあこれはやむを得ないということだけは私たちも認めますので、今後の一つの課題として、これがまた旧鶴田、旧薩摩の全体的なものとして。

○議長（濱田 等議員）

内之倉議員に申し上げますが、質問ですか、これは。質問をされるんですか。

○内之倉成功議員

要望ちゅうか、済みません。まあ、そういうことですので、そこ辺はぜひお互いに町民が理解し合えるようにお願いしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

この場は質疑の時間ですから、質問をしてください。〔「はいわかりました」と発言する者あり〕 討論はまた別に時間を設けますから。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第4「議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第5「議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

保険税の条例の第10条で、1期、6期に分けての納期が決まっているわけですが、どうしても、それぞれ町民の中で、1期、大変な税額で納めにくいと。ですから、毎月こういうのを、毎月納期ができないものかという質問をされた人がいらっしやったんですけれども。

そういう方々、実際毎月保険税を納めたいんだがという人が町内にどれぐらいいらっしやるものか、そしてまたそういうことが実際お願いすればできるものか、そこあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○税務課長（下市 真義君）

国保税の納期の関係でございますが、今ありましたとおり年間6期でお納めしていただいているわけでございます。確かに以前からしますと限度額も大分引き上げられてまいりまして、1期当たりの金額が多額に上ってきているなどというのは痛感しております。

今回このような国保税条例の一部改正、また、後ほど後期高齢者の保険料の関係も出てまいります。これを機会に県内の市町の状況をいろいろ研究いたしまして、年間8期とか10期とかという形でしておられる所もございますので、実際町民の方々からはそういった要望はありませんけれども、近隣との均衡、そういったのも納税者の方が納めやすい環境をつくりたいということで、現在検討中でございます。

後期高齢者の納期についてもまだ決定しておりませんので、合わせまして3月の議会に間にあえばそういった形で、また検討を加えた形の条例改正をいたしたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第6「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。新屋敷議員。

○新屋敷 浩議員

23ページの6款1項6目の農業農村施設費について伺います。ここで平川郷の委託料として115万円計上してございます。これは、もちろん予算が通ってから修理に入られると、聞くところによりますとボイラーということでございますけれども、いつごろ改修されるのか、そして期間がどのくらいかかるのか伺ってみたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

ひらかわ屋のボイラーの件でございますが、9月20日の日に地元の指定管理をされている組合のほうから来られまして、ボイラーの施設が壊れたということで、長期にわたって閉館ができないと。そういうことで、もう地元のほうで修繕をするということでありました。

そういう中で、地元の組合と指定管理をやっておりますので、その関係で協議をいたしたところでありまして、協定の中で20万円を超える部分については、双方で協議をするということで、そのときに話し合ったのは、300万円かかった場合、20万は引いて280万を折半するということで協議をしたところでございます。

そして、執行方法については、一応管理組合が支払うと、負担をして直すところは直して、そして甲が、町がその2分の1相当を指定管理料として追加負担するということで協議をいたしたところでございまして、今回の場合は当初見込んでいない指定管理料の負担が管理者に生じたということで、単年度の追加ということで計上させていただいたところでございます。

○新屋敷 浩議員

もう事後承認という形でここは理解いたします。何日ぐらいの補修がかかったのか。営業を中止する期間があったのか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

工事の時期は10月22日から24日までということで、工事施工者が日興工業ということでお聞きいたしております。

○新屋敷 浩議員

私はこのことについて、直接、この今の予算とは余り関係なく、次のことについて伺いたいと思っているわけですが、指定管理になりますと総務常任委員会のほうに、企画課になってくるんじゃないかと思います。

ただその中で、ここで述べさせていただきたいと思いますのは、これまで私どもは指定管理者のところを監査をしてまいりました。そうした中で、今回ポンプでなかったから私はよかったと思ったわけです。ポンプであれば恐らく営業を中止しなければならない時期が非常に長くなるのではないかと。

そうしたときに、鶴田のあび〜る館の指定管理者のほうからも、非常に、担当のほうからでもしたけれども、ポンプが長く経っていると。もしこれが故障した場合に、指定管理者としては

温泉がメインでございます。もちろん観音滝も昨年故障はしまして、予備があったから早目に済んだものの、これが予備がないということになれば非常に問題があるんじゃないかと。

指定管理者としては、命の温泉が稼動しないということになれば、非常に問題が起こるんじゃないかと思います。

そこで、予算と直接関係ございませんけれども、これらについてどのように対応されていく考えがあるのか、その基本的なことだけでよろしいです。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この町有施設のこういう修繕関係といったようなことでありますが、薩摩、鶴田それぞれのこの温泉施設でございまして、これにつきましては、指定管理者のほうと事前に今回も協議をいたしておりまして、こういうポンプ施設と機械施設の修理、清掃といったことに非常に多額の経費がかかるということと、それからこういう部分が不具合が生じたときのこの代替えの施設がないということで、営業補償に係る部分といったようなこともあるようでございます。

そういった部分を含めまして、定期的なそういう点検とか修理、そういったものができるような形で、今後この財政課の予算管理のほうとあわせまして、どういった形で進めていくかというのをまた内部で十分協議をして、ある程度方向づけをしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

非常にこの温泉施設が停止しますと、なかなかこの指定管理者のほうの収入というのがなくなると、途絶えるといったような部分もあるようでございますから、そこらにつきましては十分指定管理者のほうとも協議をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

〔「3回目つけ」と発言する者あり〕

○議長（濱田 等議員）

何か、特に、特にですか。新屋敷議員。

○新屋敷 浩議員

4回目、ならもういいです。

○議長（濱田 等議員）

4回目ですが、特に必要があればよろしいですよ。

○新屋敷 浩議員

もうかねて知っておりますから。

○議長（濱田 等議員）

いいですか。ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

今のこの同じことなんですけれども、委託料でも出ているわけですよ。委託料は、ここに今147万ですか、決まってて、確かにこの契約の中に書いてあります「額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度甲乙協議上定める」と。

ですから、20万超えた場合はして、20万を引いた後折半とかちなりますけれども。その町有の行政財産になると思うんですが、それを修理するのを委託料、この辺の何ていうんですか、処理の仕方が私はちょっとおかしいのかなちゅうふうに思うんです。

というのは、専決を余りするなという話もありますけれども、専決で修繕料は修繕料ちゅうか何かそれで上げてやってする。ただ、この契約の問題でいろいろあったかもしれませんが、先ほどあび〜る館の問題もありましたが、資本金を今監査にもお願いしてますけれども、あれもその委託を受けている会社が、町の財産を勝手に修理をしてやったということで我々は問題にしたわけです。

ですから、手続上の問題で何ら問題が生じないのか、その辺の考えをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

いわゆる公の施設としては、基本的には行政が負担をして、これは維持管理を行うというのが基本でございますが、やはり各団体によってこれらの指定管理制度の導入に伴いまして、若干取り扱いが違っております。

指定管理料を払わないで収益だけでもって維持管理ができるところ、あるいは本町のように一定程度の負担をしながら維持管理をしていただく、あるいはそういう施設の機能を生かしていただくというような施設がございます。

ひらかわ屋の場合には、従来は温泉施設というのは、温泉それだけをとらえてみますと、やはりボイラー等を使用する関係で、どうしても年間を通じての管理経費というのは、使用料に見合わないというようなこともございまして、いわゆる管理組合のほうで従来いろんな小さな修繕等を行っていただいておりますが、合併前の経緯を申し上げますと、非常に町のほうも、地震等の災害によってかなり負担を行ったわけでございますが、一定程度直売所のほうも収益を上げていらっしゃいました。

したがって、そういう部分では極力管理組合のほうとして負担をしていただきたいというようなことで、これまでは一応そういうことで、そのかかった費用の2分の1だけは管理組合のほうで負担をしていただくということが、今回の指定管理の中で引き継ぎをされているというようなふうに理解をいたしておるところでございます。

○麥田 博稔議員

そこをやはりあって、向こうが半分払ってくださったことは、非常にありがたく思っているんです。本来なら20万を超えるわけですから、公の施設ですから町が全部しなければいけないところを向こうが半分。

ただ、やはり手続き上、このお金を出すのをいかなげなものかと私は思うわけです。それやったら話し合いによって、ほな20万以上だから町が全部せいと言われれば、300万ちゅうか、それをせんないかんわけですけども、やはり町の財産をするときに、それなりの手続を踏んでやらないと、さっき言ったようなそういう問題が出てくるのかなと。

だから、非常にありがたいことですけども。

私も旧宮之城のとき前行ったことあるんです。温泉に入ってもものすごくぬるかったんです。それで、帰るときに話をしたんですよ。そしたら、ボイラーの調子が悪くて、温度が低くなったり、ちょっと上げているものすごく高くなったり。私もそれにも行ったことがあります。だから、前、農政課に行って、あれは修理せんと。ただ、さっき言われたように、財政的に厳しいから修理ができないと。ほんなら修理ができないから利用客も少ないんじゃないかと、温度がぬるかったり高かったりするわけですから。

それで、この前行ったときには非常にいい感でしたよ。だからよく直ったんだなと思って。出てきたから修繕料っちやったから、修繕料を予算に上げたこともないのに何で修繕ができたのかなあと思ったので、ちょっと不思議に思ってたわけですけども。

だから、その辺の手続きの仕方はやっぱり、のっとってと言われますけれども、一番我々より副町長のほうが専門家ですからお判りとは思いますが、その辺のクリアの仕方はしっかりしないといけないのかなと。今後やっぱりいろんな施設が出てくると思うんです。委託で頼んでいところが指定管理をしたら、ずっとあるわけですから。

この前、私はいぬまき荘のことも言いましたけれども、あそこの泉源がだめになったのをもう

何カ月も置いて、ほのぼの苑も困った、下のいぬまきも困った。いぬまきなんか預けられて今、社会福祉協議会も非常に経営が苦しいですけども、何百人という方がキャンセルされています。

それは何でかちゅうと、温泉がないからち言われたちて、実際あそこの人は言われているんです。それで、一生懸命努力して、お願いして、いろんな老人クラブとかに来てくださいちやつてゐるのに、ということ。

だから、ここの施設にはそうして速やかな対応をするけれども、一方のほうではできないと。だから、同じ指定管理をするんだったら、やはり同じようなふうにしてもらって、それでやっぱり財政的にはこうしてぴちっとみんなが納得する処理の仕方をしていただきたいと。

後はまた建設経済がありますから、そこでまたいろいろ話をしてくだされば結構ですけども、私の意見として申しておきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。木下賢治議員。

○木下 賢治議員

私も関連なんですけれども、その対応について今二方の意見と同時に、あわせて専決も絶対だめということではございませんので、そういうことはできなかったものかということと、議会報告、全協なりにでもやはりこういう状況ですから、どうしても途中でストップしてすることができないということで、全協がなければ文書でも報告をいただくことが、お互い議会と執行部との温かい関係が続けるためにも必要じゃないかと思いますが、今後の対応のときには十分考慮をお願いしたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

これについては大変お詫びを申し上げます。当然全協等でそういう事前説明を行いまして、専決をすればよかったというふうに反省いたしておりますが、ただその緊急やむを得ない場合に、適当なそういう報告の時期というのが、タイミングがずれたりする場合もございますが、今回の場合も麥田議員から御指摘がございましたけれども、修繕料として直接経費で見れない部分もございます、今回委託料で出すということでございますから、あとからについては、今後またこういう事態が生じた場合には、逐次議会のほうには報告をさせていただきたいとお詫びを申し上げます。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

私も関連で少し、1点だけですが、20万円を超える場合は双方で協議をすると。今回の場合は折半ということになって、ちょっと聞き漏らしたんですが、副町長の話で、そういう何か書類が入ってたのか。ただ、これが、ほかの施設、指定管理をした場合等も一つがこういうこと、折半であれば、ずっとそういう慣例が残っていくのか。何か内規でそういうものがあるのか。

やっぱり一定のルールの中でしていかにやらんわけですが、その折半にされたそこあたりの根拠とか、そういう今後前例となってこういうものがずっとそういうふうになるか。

例えば、今回の場合は、施設で備品みたいなものであるからいいです。本体の大きな配管工事なんかやり直さんにやらんとか、相当大きな金がかかる。その場合、折半をしていただく、半分というのはかなり大きな金額になってきますから、そこ当たりの基準があるのか。ただ今回は、そのお互いの協議の中でこういう話が出てきたのか、そこんところを確認しておきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

これも指定管理施設の全般的な問題もあるわけですが、ひらかわ屋の場合は、合併前から一定程度直売所等の収益が上がっておりまして、管理組合自体については、毎年黒字の計上をされておりました。

そういう時点の中で、非常にこうボイラー等の修繕等が頻繁にありまして、どうしても100万の公費負担では無理があるというようなこともあったわけですが、管理組合とも幾度となく協議をいたしまして、とりあえず当時は、2分の1程度を町が負担をします。あとは管理組合でお願いしたいということで、覚書を締結をいたしまして、これまでに至ったところでございます。

今回の指定管理者をする中でも、そういう部分については、その当時の覚書が引き継がれて、今回もそういう形でされたというふうなふうに考えておりますが、通常は、指定管理施設につきましては、利用料金で賄えば当然これは指定管理料そのものは要らないわけですが、あびる館、観音滝、これらについては、そういう年間を通した形での、例えば3カ年の平均の利用料金等を勘案いたしまして、最低限の指定管理料をお支払いをするという形の制度を行っているわけでございます。

したがって、今後こういう類似の施設が、修繕等が発生した場合にどうするかという問題でございますが、当然そういう部分については、そういう収益とも勘案をしながら、基本的には契約の中では20万を超えた場合は応益の負担ということになっておりますが、そういう経営状況に応じてまた相談をする方法もあるんだろうというふうに考えております。

○中尾 正男議員

一定のこうして前例で、ほかのところもそうなればまた困る状況も出てくるかなという考えたもんですから。付託をされる委員会の中で、そこあたりのルールづくりはしておく必要があるんじゃないかと思えますから、そこあたりをまた審議していただくように要請しておきたいと思えます。終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

二、三お尋ねいたします。35ページ、小学校費ですが、この中でパソコンの借上料の減額が49万1,000円ほどありますが、減額になったところの理由をお尋ねいたします。

それと43ページ、特別職の給与費明細がありますが、この中のその他の特別職1,505人、ほとんどずっと1,505人ですが、この辺の見直しの必要はないのか、された経緯はないのかをお尋ねいたします。

それと45ページの柏原小学校のパソコンの借上料の債務負担行為ですが、ここの前年と申しますか、これを借上げちゅうか、新しいのに変えられる前の使用年数は何年ほどだったのか。台数は何台で、メーカー名は何なのか。単体の1台当たりの金額は幾らだったのか。性能がわかれば性能のCPU、メモリ、HDD等がわかればそちらもお尋ねいたします。

○教委総務課長（山口 正展君）

35ページの小学校の管理費の中の14節、使用料及び賃借料の減額でございますが、パソコンの借上料の減額でございます。これは、前の5ページに掲載してございます債務負担行為の補正と関連がございます。柏原小学校のパソコンの賃貸借契約によります減額をするものでございます。19年度分の減額補正となるものでございます。

それから、5ページの債務負担行為の補正でございますが、柏原小学校のパソコンの借上料の関係でございます。期間につきましては、補正はございませんが、限度額につきましては7万

4,000円程度増額補正をお願いをするものでございます。

今回柏原小学校に設置をいたしましたパソコンの関係の明細でございますが、既存のパソコンの使用期間でございますが、7年間使用しております。この7年間使用しております既存のパソコンにつきましては、今回の整備によりまして各普通教室等に設置しております。

それから、機種につきましては、富士通でございます。

それから、リースの期間等でございますが、平成19年10月から平成24年9月までの5年間、60回のリース期間となっております。

それから、パソコン等の設置台数でございますが、それと単価等でございますが、教職員用のノートパソコン4台、これにつきましては、積算単価12万9,000円となっております。それから、パソコン室用の教師用のパソコン、これはデスクトップでございますが、1台設置しております。単価が、21万6,750円の積算単価でございます。それから、パソコン室の児童用のパソコンでございますが、18台設置しております。これもデスクトップ型でございますが、単価が、11万5,500円となっております。パソコンにつきましては、23台設置をし、現既存のパソコン8台を普通教室等に設置をしたところでございます。

性能等につきましてはでございますが、教師用のノートパソコンでございますが、これはCPUタイプ、セレロンM1.73ギガヘルツでございますが、メモリが512メガバイトとなっております。それから、パソコン室用の教師用のパソコンでございますが、これも同じくCPUタイプでございますが、ペンティアム4、3ギガヘルツで、メモリが1ギガとなっております。それから、パソコン室用の生徒パソコンでございますが、同じくCPUタイプ、セレロンD1.06ギガヘルツで、メモリが512メガバイトとなっております。それから、既存パソコンにつきましては、メモリ数を増設して設置をしたところでございます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

予算書の43ページの給与費明細書のその他特別職の数の関係でございますが、今年度は特に7月に参議院議員選挙が行われましたために、その選挙関係の投票の立会人、あるいは開票の立会人の数の増でございます。そのほかには、各審議会でありますとか、そうした方々の委員が含まれておりますので、本年度は選挙があつて特別に人数が増えたということを御理解いただきたいと思ひます。

○平八重光輝議員

35ページはわかりました。45ページにつきましては、7年間ということで妥当な線だろうと思ひます。私は、いつも口をすっぱくするほど、できるだけこういうもの、子どもには大事ですけれども、性能のいいものは要らない。要らないちゅうか、非常に今性能がいいですので、10万円以下でも非常に優秀なのがありますから、メーカーも富士通とか、NECとか地産地消じゃないけれども、日本のとか、外国のとなればちょっとあれですけれども、できるだけ性能が同じであれば安い物を使つていただいて、財政の負担を軽くしていただきたいということで、7年間というのも妥当な線かなと思ひます。

使えばもちろん使えます。皆さんも家庭で使つていらっしゃると思ひますけれども、リース期間が5年だから5年経たら全くパソコンが使えなくなったということはないと思ひます。自分のうちのは5年、10年使つていらっしゃるのも、私も10年使っているけれども何ら支障は来しておりませんので、ぜひ今後もその辺を考えられて、十分減額といいますか、そちらのほうにまた努めていただきたいと思ひます。

性能等についても若干優秀かなという気がしますが、今は性能がよくなってこの程度かなちゅうところもありますので、今後ますます経費が上がらないようにやっていただきたいと思ひます。

います。

それと43ページの審議会を含めた特別職ですけれども、活動の余りない審議会等もあらうかと思います。年に1回あるかないかというのも、その辺も十分検討していただいて、ある程度まとめられるちゅうか、合併じゃありませんけれども、その辺も十分検討されて、今1億1,000万という大きな金を使っているわけですから、この辺も十分検討していただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

1問残ってました。予算の説明のときに、3月までの予想されるような歳出については大体この上げたという説明で、歳入の一部分についてまだ不確定部分もあると思うんですが、大体来年度の予算の編成も迎えてますので、繰り越しが見込みで幾らぐらい出てくる見込みなのか、今把握できている数字をお知らせ願いたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

今回の補正でもちまして、時期が時期で12月ですので執行予算といわれるものはほぼ計上したと思ってますが、19年度の収支見通しにつきましては、大体5億円ぐらいの数字が〔「5億ですか」と発言する者あり〕、そうです、と思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほか何ありませんか。米丸議員。

○米丸 文武議員

それぞれの常任委員会に付託されるわけですが、所管でないのでもちょっと3項目ほどお聞きしたいと思います。

まず、15ページの2款、総務費13目の小企業立地促進助成金2,858万7,000円。日特製作所なり、カイケンコーポレーションですか、そういうふうな企業誘致がなされて、これから先の若い人たちの働く場所が確保されているということで、大変ありがたいことだと思いますが、これに対する内訳を教えてください。

それから、21ページの民生費の中の3目、児童福祉費で、補正ということで1,228万5,000円計上されておりますが、どのような内訳でこれの補正が必要になったものかどうか。

もう1項目が、23ページの9款、消防費でございますが、説明があったんじゃないかと思いますが、ちょっと聞き漏らしたのではなかろうかと思えます。3目の消防施設費の中で備品が450万計上されている。何かテントだとか何とかいう説明があったようでございますが、450万という金額はどのようなものであれば、こういう450万にのぼるのかなというようなことで、この3点についてお伺いしたいと思います。

○定住促進室長（北原 美義君）

企業誘致対策費のうちの負担金補助及び交付金の町の企業立地の促進助成金の内訳でございますが、これにつきましては、日特製作所にかかわる分でございます。ただ今試験稼動を行っておりまして、3月6日竣工式を迎えられる予定で進められておりますけれども、この用地取得費、倉内工業団地の開発公社のほうから取得されておりますが、8,862万510円、この30万円。それと雇用促進の助成ということで、26人の雇用を予定されておりますけれども、このうち町内の対象となる町内の方が20名ということで、これが200万ということで、2,858万7,000円ほど計上したところでございます。

○福祉課長（日高 昭治君）

21ページの3款2項2目、児童福祉費、20節の扶助費1,228万5,000円の児童手当

の補正でございますが、当初予算の積算時に一応対象児童の見込みを立てて計上をしたわけですが、実績といたしましてちょっと人数的に違算といいますか、脱漏というふうな形になってまいっております。考えますところによりますと、多分このプログラムからの対象児童の抽出の際に、年度を間違えてしたんじゃないかということで、チェックミス等もあるんじゃないかというふうに考えておりますが、総体児童で170人増の対象児童の人数が漏れてたというようなことで、これらに係る児童手当ということで、一応補正をお願いしたところでございます。

○消防長（田上 泉君）

33ページ、9款1項、消防費の3目、消防施設費の関係でございますが、お尋ねの消防備品につきましては、フレーム式の急速展張シェルター、通称、野営テントといっておりますが、テントでございまして、使用目的につきましては、大規模災害時の現地対策本部用、あるいは負傷者の救護所用、あるいは緊急消防援助隊の野営テント用と、そうした多目的な使用目的を持ったテントでございまして、床面積が24.7、坪数でいいますと7.5坪程度の大きさでございまして、負傷者を10名程度収容できるとそういった機能を持ったテントでございます。

○米丸 文武議員

企業の立地促進についての助成金について、それから消防のほうについては了解をいたしました。この今本当に児童福祉のこの手当の脱漏というようなことで説明がございましたけれども、本当に子どもたちの少子化の中でどういうふうにしてやっていこうかということで、本当執行部の皆さんもですが、議会のほうとしましても一生懸命取り組んでおるわけでございます。この当初の見込みというものに対しては、慎重に予算の編成もしていただきたいというふうに思います。要望でございます。

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号はお手元に配付しました議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第7「議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。平田議員。

○平田 昇議員

6ページの国民健康保険税、1款の保険税で滞納ということに視点を置いた立場から質疑をさせていただきます。

国保の保険料を支払えなくて、いったん資格証明書を交付されると、負担する医療費は10割自己負担、その後保険者である町に申し出れば7割は還付されるが、ほとんどは今までの未納の分に充当されとのこと。このように、資格証明書の交付を受けてる人が何人ぐらいあるでしょうか。緊急なときだけにしか医療を受けることができない、または受けようとしていない生活困窮者に目を向けての質問でございます。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

資格証明書の交付のことでございますけれども、この資格証明書の交付につきましては、平成12年度以降の国民健康保険税から特別な事情がなく1年以上滞納すると、この保険証の返還をいただいてということで、そして資格証明書を交付するということになっております。

この目的としましては、この費用の負担という面から国民健康保険制度が成り立たなくなるといようなことも含めまして、この制度が導入されておるところでございます。国民皆保険を支える一番末端の国保としましては、こういうことで被保険者の方が、資格証明書で病院にかからないといようなことについては、考えるところもあるわけでございますけれども、やはり法で決められておりますし、また、正当に払っておられる他の被保険者との均衡という面から、この法に基づいて取り扱いをし、また、町のさつま町国民健康保険被保険者資格証明書交付及び保険給付に関する取扱規程、こういったもの等も定めておりますので、この取り扱いに基づいて公平に、公正に執行しているという状況でございます。

そういう中で、平成19年度資格証明書を交付いたしておりますのは、29世帯ということでございます。短期被保険者証、これはそれぞれ条件によって1月、3月、6月ということでやっているわけですが、これが263世帯あるということにいたしております。こうして短期被保険者証、あるいは資格証明書等の交付を通じまして、被保険者の方と接触する機会を持ちながら、納税の督促を行っているということでございます。

ただ、この資格証明書を発行いたしましても、保険給付が受けられないということではございませんので、保険給付はちゃんと受けられると、そのかわり先ほど議員のほうからも言われましたように、10割分を負担をしなければならないといようなことでございます。

こういう方々につきましては、当然私どもとしましては別に公的な負担といようなものもありますので、そういったものの適用ということも含めながら、対応しているという状況でございます。

○平田 昇議員

もう1点伺いします。13ページの老人保健拠出金に関連して質疑をさせてください。

現在65歳以上の人を対象にインフルエンザの予防接種が進められておりますが、昨年の実績では対象者は約9,000名であるのに、接種を実施されたのは5,700人余りだということで、37割、約3,300人の人が接種を受けなかったことになっているが、これは何が原因でしょうか。

ある年には病院までいきましたが、「薬がもうありませんよ」と言われたこともありました。この3,300人の中に注射を受けたいと申し出たが受けられなかった人が何人あったのか、原因は何であるのかお判りでしょうか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

インフルエンザの予防接種のことでございますが、これは衛生のほうで取り組んでおる事業でございますけれども、65歳以上の高齢者の方々を対象に行っております。昨年度の数値につきましては、決算等で示されている数値をただいま議員のほうから言われましたけれども、実施率としては63.4割程度になっております。

本年度のこの65歳以上の方で予診票を交付した方、対象者ということになりますけれども、これが8,950人ということになっております。

10月の19日ごろから予防接種を受けておられるということでございますけれども、これが12月いっぱいという期限の中でやっておりますが、現在11月までにこの予診票が医療機関から返ってきたものが3,514人ということになっております。実施率としましては現在では39.26割、40割弱だといような状況でございます。

ただ、これは11月末の状況ということで、今医療機関からの請求を見てみますと、相当人数が多い中で請求が回ってきておりますので、最終的には前年と同じぐらいのところまで上がっていくのじゃないのかなと思っております。

ただ今言われました三十七、八分、残りの方のこの受けられなかった理由としましては、これは私どもしても全てをつかんではいないわけでございます。ただ、インフルエンザのこの予防接種液が足らずに接種ができなかったということでは、昨年も、ことしもそういった状態は生じてないということで聞いております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

国保の歳入に関連をいたしましてお尋ねいたしますけれども、過去、厚生労働省の国民健康保険にかかります財政調整交付金、これについて過不足があったということが新聞報道されております。

大体鹿児島県でも38市町村、これについては厚労省のほうで、民間企業と共同で開発した計算ソフトの原因でミスを生じたということであるようでございますが、本町にもそういう該当が出ておるのか、あるいは多くきているのか、あるいは少なく交付されたのか、その辺の額が判っておれば教えていただきたいと思います。これについては、本年度の会計の年度で調整をするんだということになっておるようですが、その辺をお伺いをいたします。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

この調整交付金の算定の間違いにつきましては、新聞報道等でされましたように、算定するほうのプログラムのミスだということから、こういった過不足が生じているということであるようでございます。

ただ、本町の場合につきまして、それがもらい過ぎているんじゃないかということで、これが返納になる可能性があるのでもそこを心配したわけですが、本町の場合には、医療機関が多い、病床数が多いということから、多く触れる方にこれはなっていくということから、たくさんもらい過ぎているという状況ではないと、いうふうに考えられるということでございました。

ただ、この詳細につきましては、まだ判っていないということで、これが算定がさかのぼって算定をしなければならないということもあるものですから、そこら辺がわかり次第、連絡をするということで、国、県を通じて連絡をいただいておりますけれども、現在までそういった連絡はきていないという状況でございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号はお手元に配付しました議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第8「議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号はお手元に配付しました議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第9「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。平田議員。

○平田 昇議員

農業集落排水事業について質します。加入者の件です。集落排水事業の長年の課題であります新規加入者のことですが、19年度に入って加入者を新たに確保されたのでしょうか。これをまず1点。

それから、施設の老朽化による改修に備えて基金の積立を検討するとのことだったのですが、どのような見通しでしょうか。また、改修に要する費用は幾らぐらい見込まれているのか、読みをされているか、これを伺っておきます。

○環境課長（日當瀬修二君）

まず1点目の平成19年度の新規加入者の件でございますが、本年4月以降11月までの新規に入っていただいた方が5世帯ございまして、人口で26人増というふうになっております。

それから、基金の関係でございますけれども、一応施設が供用開始いたしまして11年目ということで、だんだん維持管理補修費が必要になってくるということで、それに対する基金積立の関係でございますけれども、現在基金の積立はやっておりませんけれども、今後においては一つの修繕料が高額になるということで、この基金の積立を、私ども環境課としては設置していきたいというふうに考えているところでございます。現在、このような財政状況の中でありまして、現在のところ一応財政課のほうと今協議をしているところであります。

それから、施設の改修の費用ということでございますけれども、現在のところまだその積算というのはやっておりません。

○平田 昇議員

当面はまだ使えるということですね。

○環境課長（日當瀬修二君）

先ほども言いましたとおり、供用開始をしてまだ11年ということですので、まだ当分の間は使えると思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。楠木園議員。

○楠木園洋一議員

5戸増えて325戸ですね。この前の決算委員会では現段階では使用料の引き上げを考えてないということですが、1年、2年、何年後、使用料を考えなくちゃいけないと思うんですが、そのことの考えは。

○環境課長（日當瀬修二君）

使用料の引き上げの関係でございますけれども、先月の決算特別委員会の中でも一応このことについて質問があったわけでございますけれども、そのときには現在のところ引き上げは考えていないということで、高齢者世帯が多いということで、引き上げは考えていないということで回答いたしましたところでございますが、今後の状況を見ながら、この使用料については検討していきたいというふうに考えております。

○楠木園洋一議員

今後とはことし1年じゃなくて、何年か後ですか。

○環境課長（日當瀬修二君）

ことしということじゃなくて、2年先か、3年先かちょっとわかりませんが、状況を見

ながら、検討さしていただきたいというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 87 号はお手元に配付しました議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から 12 月 17 日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第 2 委員会室、文教厚生常任委員会が第 1 委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。12 月 25 日は午前 9 時 30 分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午後 2 時 27 分

平成19年第7回さつま町議会定例会

第 5 日

平成19年12月25日

平成19年第7回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成19年12月25日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主査	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委学校教育課長	上 舞 幸 徳 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	教委社会教育課長	堅 山 修 啓 君
薩摩総合支所長	桑 園 憲 一 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
税 務 課 長	下 市 真 義 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	担い手育成支援室長	久保蘭 純 隆 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
環 境 課 長	日當瀬 修 二 君		
福 祉 課 長	日 高 昭 治 君		
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 豪雨災害対策調査特別委員会報告
- 第 2 議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について
- 第 4 議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について
- 第 5 議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 6 議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 陳情第 9号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情
- 第11 発議第14号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について
- 第12 発議第15号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について
- 第13 所管事務調査報告の件
- 第14 議員派遣の件
- 第15 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成19年第7回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

教育委員長から本日の会議に欠席する旨届出がありましたので、お知らせをしておきます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「豪雨災害対策調査特別委員会報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「豪雨災害対策調査特別委員会報告」の件を議題とします。

豪雨災害対策調査特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、豪雨災害対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。豪雨災害対策調査特別委員長の発言を許します。委員長。

〔日高 政勝議員登壇〕

○豪雨災害対策調査特別委員長（日高 政勝議員）

おはようございます。豪雨災害対策調査特別委員会のこれまでの取り組みにつきましては、昨年12月の定例会において1回目の中間報告を行いました。その後の取り組みにつきまして中間報告をいたします。

これまで、昨年8月11日の第1回以降、現地調査も重ねながら17回にわたる特別委員会の開催や国・県等に対する要望活動、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所、県北薩地域振興局及び被災地区住民代表者との意見交換等を行ってきております。

要望活動は、「被災者支援」と「復興・防災対策」を主として、1つ、激甚災害の指定、復旧を短期間に集中的に行う河川激特事業の採択、2つ、洪水時の防災ダムに特化することを含めたダム操作規則の見直し等を町当局と一緒に国・県等関係機関に対し実施してまいりました。

これらの要望活動の結果、国においては昨年9月8日に「激甚災害」について閣議決定が、さらに10月4日には「川内川水系激甚災害対策特別緊急事業」を採択し、事業費356億円、2010年度までの5年間で整備するということの決定をみ、災害復興に向けた取り組みが大きく前進することとなりました。

昨年12月第1回中間報告時、執行部に対して申し入れをすることにしました次の2点、1つ、被災地区住民の要望等に機敏に対応するため、窓口を一本化した専門の担当課を早急に設置することにつきましては、本年4月に災害復興対策課が設置され日夜努力されている。2つ、住民ニーズを整理し合意形成を図るための組織を立ち上げることににつきましては、各地区に被災者協議会と町全体の被災地区連絡協議会が設立され、それらと連携をとり進められている。

以上のことから執行部が真摯に対応していただいたと考えております。

河川事務所においては、本年3月までに現地測量を終えて設計に入り、その後の地元説明会を開催するというものでありますので、当委員会としては被災地区代表者との意見交換会を行って各地区の要望等を把握しながら、河川事務所とダム管理所に対して、河川激特事業の進捗状況、各地区要望事項に対する措置、推込分水路計画の概要と模型実験計画、河川整備方針と河川整備

計画策定、ダム再開発の概要、ダムの洪水調節に関する検討結果、大規模な洪水が予測される場合、水位を120メートル程度まで下げる操作等について意見交換を行いました。

なお、河川激特事業の県の所管事業についても施行計画説明を受け意見交換を行いました。

現在、河川事務所においては、7月から8月にかけて地元住民への説明会を開催し、各地区ごとに整備計画案が提示され、基本的に合意がなされた地区もあれば未だ調整中の地区もあります。

各地区の計画概要は、神子地区においては家屋補償、柏原地区においては掘削・家屋嵩上げ・輪中堤・樋門新設、湯田地区においては掘削・築堤・特殊堤・樋門新設、屋地・虎居地区においては掘削・築堤・特殊堤・分水路・樋門新設・橋梁改築、山崎地区においては掘削・築堤・特殊堤・樋門新設・橋梁改築、荒瀬地区においては家屋嵩上げ、二渡地区については築堤・樋門新設・家屋嵩上げ等がその主なものであります。

特に、柏原地区においては、輪中堤でなく川内川本川に堤防建設を要望されておりましたが、最終的に河川事務所の計画を受け入れる苦渋の判断をされております。

また、宮之城地区においては、推進地区の分水路計画について住民から「水位が本当に下がるのか」といった効果を不安視する声があり、模型実験の要望がなされたことから、九州大学に委託をして進められたところであります。

模型実験の見学会は、今年9月20日に被災住民と町執行部が、21日には商工会関係者と本特別委員会で見学に行ったところであります。

実験の結果では、分水路で1.48メートル相当下がり、分水路の下流右岸掘削でさらに1.22メートル相当、合計で2.7メートル相当下がるという実験結果でありました。

この実験結果について、虎居地区被災協議会役員及び商工会関係者と意見交換を行いました。1つ、川原の宮都大橋から上流の実験がなされていないこと、2つ、泥水と真水の違いがあるのでは、3つ、実験は200分の1縮尺での実験であり現実と違いがあるのではなど、疑問視する意見もありましたが、総体的には結果は結果として受け入れざるを得ないというような意見が大勢でありました。

宮之城地区におきましては、宮之城橋の25メートル延伸とこれに伴う建物の嵩上げ16戸、宮都大橋と穴川橋は架け替える案も示されております。

この3つの橋の改修計画の中では、交通渋滞対策や宮之城橋では工事期間中片側通行となるための商店街利用客の交通安全対策と減少対策等の課題が生じてくると予想されます。

さらに、虎居地区におきましては、河川激特事業と併せたまちづくりの要望もあり、平成19年度予算の中で「まちづくり基本調査」が実施されることになったところであります。

山崎地区においては、特に山崎橋の架け替えについて当初の説明では現在地での架け替えでありましたが、本年8月31日に示された計画案は、工期と予算の関係から現在地から約100メートル上流に架け替えるというものであります。

さらに、久富木川に架かる東橋についても、現在地の10メートル下流に架け替えになるが、橋の中央部で現在高から約4メートルも高くなる太鼓橋で計画されているとのことであります。

この計画案に対して、住民の中には、1つ、住民の交流が分断される、2つ、商店街の衰退につながる、3つ、太鼓橋では安全な交通に支障がでる、4つ、地域の活性化に影響がでるなどの理由により、上流移設案と太鼓橋案に反発の声が上がっております。

このようなことから、山崎校区全体で設置された山崎地区激特事業対策委員会では、1つ、山崎橋の現在地での架け替えと、2つ、東橋の交通安全に配慮した架け替えについて、関係機関に要望活動をされ、本町議会に対しても陳情書が提出されており、12月6日の定例会において当委員会に審査の付託がなされました。

この件については、河川事務所から地元対策委員会の要望に近い現在地の約20メートル上流に架け替える案が地元を示され、現在、関係者で現地検討会もしながら調整がなされており、今しばらく時間を要するものと考えております。

なお、各被災地区において特に要望が出ておりますのが、内水対策であります。

河川激特事業においては、内水対策としてのポンプ場の設置はできないとの説明であります。被災地区住民の不安は当然のことであり、現在、河川事務所では策定中であります「川内川河川整備計画」に位置づけられ早急に設置がなされるよう、被災地区住民と一緒に要望していかねばならない重要な事項であると考えております。

また、川内川水系の利水や治水など、河川管理の長期的理念を定めた河川整備方針が8月に公表され、これに基づき今後20年から30年の整備目標と具体策を定める河川整備計画に流域住民の意見を反映し、年内を目標に策定したいということで住民懇談会が開催されました。

また、「宮之城地域川づくり検討会」も組織され、治水をはじめ良好な河川景観の形成など、どういう川づくりを進めるかまちづくりの視点からも、多くの意見を出す機会であると考えております。

川内川流域全体の河川激特事業の着工式が8月4日に、鶴田ダム再開発事業の着手式も同月25日にされたところであります。

当委員会としては、各地区の整備計画案についての内容等を的確に把握するため、11月5日各地区で河川事務所の説明を受け現地調査を実施し意見要望をいたしました。

さらに、当委員会は、推進地区の分水路計画のある虎居城跡の文化財踏査も実施しました。分水路開設を契機に、歴史的に貴重な文化財を活用したまちづくりについて、幅広く意見を集約する必要があると感じたところであります。

このように、各地区において河川激特事業は計画が示され、一部においては既に事業に着手するなど事業が進行しておりますが、まだ多くの課題も抱えており地元住民との調整も必要であると考えております。

一方、国土交通省九州地方整備局は、鶴田ダムの洪水時の操作方法や情報提供のあり方について検討するために、「鶴田ダムの洪水調節に関する検討会」を本年2月6日に設置しました。

検討会は、大学教授等の学識経験者、報道機関関係者、住民代表者、自治体代表者及び河川管理者で組織され、本町からは、被災地区の代表者4名と井上町長が委員となりました。

本委員会では、鶴田ダムの操作に関する意見として8項目を集約し、委員である町長に対し2月26日に申し入れを行ったところであります。その主なものとしては、1つ、洪水調節容量の確保のための措置について、2つ、流入量を超える放流について、3つ、予備放流における制限水位について、4つ、洪水調節開始流量の見直しについて、5つ、電光掲示板の表示内容について等であります。

検討会は、5月29日までに5回の会議と3回の技術検討ワーキングが開催され、次のような対策案が確認されております。

洪水時の操作方法として、1つ、大規模洪水に対して予備放流により貯水位を確実に標高130メートルまで低下させ、洪水調節容量を250万トン増量する、2つ、計画規模を超える洪水調節操作（ただし書き操作）において、7割開始容量水位とし、ダムへの最大流入後、目標放流量を逐次見直す、というものであります。

さらに、大規模洪水が予測される場合、貯水位を120メートル程度まで下げる、という案が鶴田ダム管理所長の方から示され、当委員会が住民と共に要望してきておりました災害時の防災ダムとしての特化についても、国が理解を示したことになりました。

実際、今年の7月に襲来した台風4号による大雨に備えて鶴田ダムでは、発電を停止し最終的には標高127.6メートルに引き下げるという見直し後初めての操作もなされております。

また、洪水時の住民への情報提供のあり方についても、1つ、防災無線を利用しての河川・ダム情報の放送、2つ、自治体の要請により放流警報局を利用して避難情報等を放送する、3つ、毎秒1,100トン及び1,400トンから、さらに放流量を増加させる時に音声放送を実施する、4つ、情報表示板の表示内容をわかりやすい内容、水位情報・危険度レベル・避難情報に改善することと増設、5つ、公共放送での河川及びダム情報のテロップ表示、6つ、自治体へ河川情報や河川映像をリアルタイムに提供する、というのが主な改善策でありました。

これらの改善策については、当委員会が町長に申し入れを行った内容のほとんどが反映されており、当委員会の活動の成果の一つではないかと考えております。

一方、被災者支援制度につきましても、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援制度の条件緩和について、関係機関に対して、町当局と一緒に要望活動を進めてまいりました。国においては、現行制度の使い勝手の悪さ、支給要件の複雑さなどの問題点を大幅に改善し、被災者の立場に立った被災者の生活再建意欲を真に高められる制度にすべく、今国会に議員立法で提出され成立しました。

その主な内容は、1つ、支給対象者は、従来の細かな年齢、年収要件が完全に撤廃され、広く被災者が支援を受けられるようになったこと、2つ、支援金の額については、全壊世帯には直ちに定額100万円、大規模半壊世帯には50万円、加えて住宅を建設・購入する世帯には200万円を、補修する世帯には100万円を、民間住宅を賃借する世帯には50万円を定額で支給し、支援金の使途は自由となっております。

なお、改正内容を遡及適用することは、今年発生した特定の4災害に関してのみ特例で支援を受けられることになり、昨年の豪雨災害までには適用が及ばなかったことは、制度の壁というものを痛感いたしているところであります。

特に、被災された町内約200店の商工業者の9割近くが営業再開されておりますが、ほとんどの商店におきまして売上げが減少し厳しい状況下にあるとのことで、何らかの対策の必要性を感じているところであります。

以上のような状況と今後の諸課題を踏まえ、町当局においては、河川激特事業をはじめとする災害復興事業について、住民意向を十分に把握し、住民サイドにたって関係機関と真摯に協議を進められるよう要請をいたします。

大災害が発生して1年5ヶ月が経過し、2回目の年の瀬を迎えております。河川激特事業は着工された地区もありますが、まだまだ各地区とも多くの課題を抱えており、復興は緒についたばかりとの感があります。一日も早い災害復興がなされ、被災住民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちづくり、後世に悔いのない河川改修等が実現するため、町当局のさらなる御努力と委員各位の御支援をお願いいたしまして、豪雨災害対策調査特別委員会2回目の中間報告といたします。

〔日高 政勝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで、豪雨災害対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第2 「議案第80号 さつま町長等の給与の特例
に関する条例の一部改正について」、日程第3 「議案
第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一

部改正について」、日程第4 「議案第82号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町統計条例の一部改正について」、日程第5 「議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第6 「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第7 「議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8 「議案第86号 平成19年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第1号）」、日程第9 「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「議案第80号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」から日程第9「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの各常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。柏木委員長。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第81号 さつま町役場支所及び出張所設置条例等の一部改正について」であります。

質疑の中で、出張所の廃止に伴う今後の職員体制について質しましたところ、今回の一部改正は、行政改革に基づく組織機構の見直しによるものであり、定員適正化計画との関係もあることから、廃止後は嘱託職員1名を配置して社会教育活動等の支援を行うとともに、各種事業の実施において職員の派遣が引き続き必要な場合は、臨機応変に対応していきたいとのことであります。

次に、「議案第83号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の一部改正は、平成20年4月から新たに創設される「後期高齢者医療保険制度」に係る健康保険法等の法律の改正に伴うものであるとのことであります。

改正の主な内容は、平成20年4月から世帯主が65歳以上であって年金受給者であれば、国民健康保険税を世帯主の年金から特別徴収（天引き）しようとするもので、国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満であり、その世帯主が年額18万円以上の年金受給者であることなどが条件となるとのことであります。

次に、「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費の中で、退職手当組合の負担金について質しましたところ、平成17年度の早期退職者9名分の特別負担金を計上しており、これにより本町の退職手当組合特別負担金基金の残額は3,600万円程度になるとのことであります。

また、町企業立地促進助成金について質しましたところ、株式会社日特製作所の工場進出に

伴うもので、さつま町企業立地促進条例の規定に基づき、用地取得費に係る30分の助成と雇用促進に係る新規地元雇用の予定者数20名分を助成するものであるとのことであります。

次に、9款1項、消防費の中で消防備品「テント」の使用目的について質しましたところ、主に大規模災害時における現地指揮本部や多数負傷者発生時の応急処置施設として、また、緊急消防援助隊派遣時の野営テントとして使用する計画であるとのことであります。

なお、財源として、電源立地地域対策交付金を充当するものであるとのことであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田委員長。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案4件については、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

まず、「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）関係分」についてであります。

主な質疑として、3款1項、社会福祉費に補正計上された平成20年4月に施行される後期高齢者医療制度の保険証等準備費用に関連して、本制度の啓発計画について質しましたところ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合においては、ホームページのほか、テレビCM、ラジオ番組、ポスター、新聞広告、リーフレット配布等による啓発を計画されており、町ではこれまで広報紙により情報提供を行ってきたとのことであります。

これに対して、本制度は国民健康保険加入者に限らず75歳以上は全員対象となることから、本制度の周知のためには町の啓発対策が必要ではないか質しましたところ、町としても広報紙のほか、各種会合等の機会を見つけて本制度の周知に努めていきたいとのことであります。

なお、本制度の施行にあたっては、今後関係条例の整備及び予算については、特別会計が設けられるとのことであります。

次に、10款2項、小学校費及び3項、中学校費に補正計上された消防用設備保守点検で指摘を受けた学校内の消防設備等修繕費用の内容を質しましたところ、火災感知器や消火用ホースの補修交換等であるとのことであります。

これに対して、早急に補修交換すべき重要な内容であることから、日頃の点検及び危機管理の徹底を要請したところであります。

次に、10款5項、社会教育費の屋地楽習館管理費及び文化センター管理運営費にそれぞれ補正計上された空調施設整備工事の概要を質しましたところ、いずれも管理費に係る電気料節減のため、電源立地地域対策交付金を活用して整備するとのことであります。

整備の内容としては、屋地楽習館は、部屋ごとに空調調節できるように設備全体を整備するもので、図書室及び事務室以外の会議室については、コインタイマーを設置するとのことであり

ます。また、文化センターは、生涯学習のため設置されていたパソコン室に空調設備を整備することとであります。

次に、「議案第85号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

主な質疑として、現時点での国民健康保険税率の見直し方向について質しましたところ、医療費の増加、国の関連予算措置の動向及び制度改正もあることから、見直しの必要性について賦課総額の算定を進めているが、まだ明確な数値が出ていない状況であり、今後算定を進める中で税率改正が必要か、または応能負担割合の見直しを行うか判断していきたいとのこととあります。

次に、「議案第87号 平成19年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

主な質疑として、今後予想される機器等の修繕費についての準備金を積み立てる考えはないか質しましたところ、毎年度繰越金の一部を積み立てる方法など、現在財政課と調整中であるとのこととあります。

これに対して、積立方法の検討にあたっては、使用料の考え方なども含めながら、慎重に検討してもらいたいという意見がありました。

以上のほか、特に「条例公民館と各区公民館のそれぞれの運営に関して、今後の維持管理等に関わる基本的な考え方」について町長の見解を質しましたところ、条例公民館は、社会教育法に基づき生涯学習の拠点施設ということで市町村が設置することとなっており、館長及び主事が配置され、区域住民の実生活に応じた教育、学術及び文化に関する各種事業や教養の向上、健康の増進、情操の純化など、生活文化の振興、社会福祉の増進のための施設として活用されてきているところである。

こうした中で、平成20年度からは、薩摩地域の区公民館制度移行により、虎居、山崎、佐志、鶴田中央、薩摩中央の5つの条例公民館となるが、今後においても生涯学習の拠点として各種講座、自主グループによる活用が図られていくものと思っている。

一方、この条例公民館は、町内の各区公民館を所管する機能も持っており、常駐する主事によって各区公民館が持つ煩雑な業務を軽減するなど、側面的に援助を行っている実態もある。

こうしたことから、引き続き社会教育業務を支える最前線基地というべき条例公民館は、今後とも維持運営を今までどおりやっていくべきであろうと考えているとのこととあります。

これに対して、各委員から生涯学習拠点施設としての考え方や区公民館への財政支援の考え方など関連質疑がありましたが、特に、区公民館を兼ねる条例公民館について、その経費を町が全額見るべきなのか、区で利用する分は幾分か負担してもらうか、そのすみ分けについてデータなど資料をもって説明し、理解を求めるべきではないか質しましたところ、もう少し内容を詰めて方向性を出すようにしたいとのこととあります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、文教厚生常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。東委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案について審査を行った結果、「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

「議案第84号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費についてであります。肉用牛振興事業費のなかの優良雌子牛保留対策事業補助で、45万円の減額理由について質しましたところ、この事業については、優良な雌牛を地域内に留めようと、年間20頭を見込み、子牛1頭当たり15万円の補助を行ってきている。現在まで7頭に対して補助金を交付し、来年2月セリ市と合わせて17頭を見込んでいることから、今回3頭分について減額をするとのこととあります。

次に、農林公庫資金活用推進市町村等委嘱事業で、認定農業者への融資状況等について質しましたところ、認定農業者から規模拡大に伴う融資相談も多いが、融資に当たっての経営状況等などの審査が厳しいことから、なかなか融資につながらないのが現状である。このようなことから、農林公庫に対して、融資条件の緩和などについて要望も行っているとのこととあります。

次に、8款4項、都市計画費についてであります。災害復興対策費の中で、河川激特事業実施に伴い、虎居の実施地区内の被災者の移転先として職業訓練校跡地の測量設計を行うとのことであるが、今後の進め方等について質しましたところ、面積が3,000平方メートル以上であれば開発行為が必要となり、許可までに長期間を要することから、現段階では5名の希望があり、面積3,000平方メートル未満で、7区画の測量設計を計画しているとのこととあります。

最後に、次の点については、町長の見解を求めたところとあります。

「指定管理者制度導入施設の修繕のあり方について」であります。平川郷の管理運営については、平川郷管理組合に指定管理をお願いしているが、今回、平川温泉のボイラーの故障により、修繕費用249万9,200円が発生している。協定書に基づく指定管理者業務仕様書には、20万円を超える修繕については、その都度、甲乙間で協議すると規定され、他の指定管理施設でも同様であるが、今回は経営が良好なことから指定管理者も多くの負担をしている。

20万円を超える修繕については町が負担すべきであり、経営の状況により負担が異なることは不公平であることから、早急に統一した基準を定めるべきではないかと質しましたところ、緊急を要したことや長期間の休業も出来ないことからこのようなこととなった。平成20年度からは基準を定め実施できるよう作業を進めて行くとのこととあります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第80号から議案第87号までの議案8件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案８件について、一括して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「議案第８０号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」から「議案第８７号 平成１９年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」までの議案８件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案８件について、各常任委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第８０号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」から「議案第８７号 平成１９年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」までの議案８件については、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第１０ 「陳情第９号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」

○議長（濱田 等議員）

日程第１０「陳情第９号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」を議題とします。豪雨災害対策調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。日高委員長。

〔日高 政勝議員登壇〕

○豪雨災害対策調査特別委員長（日高 政勝議員）

当委員会に付託されました「陳情第９号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」について、審査の経過と結果について報告をいたします。

本陳情は、山崎地区激特事業対策委員会委員長、福原成夫氏ほか１０名から、平成１９年１０月１７日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、山崎地区における川内川河川激特事業の中で、山崎橋の架け替えは現在地から上流１００メートルに架け替えるという案が川内川河川事務所から提示されました。この案について、山崎地区では、地域を２つに分断し生活動線を大きく変え、沿線商店街にとっては死活問題であり、商店街の消滅も危惧される。さらに、高齢者の生活に大きな影響を与え、引いては山崎地区の活性化にも大きな影響を与えることから、山崎橋は現在地での架け替えを行ってほしいというものであります。

また、久富木川にかかる東橋の架け替えについても、いわゆる太鼓橋での架橋が提案されており、交通安全の面や子ども、高齢者の通行に配慮した架橋を要望するというものであります。

対策委員会では、国、県に要望活動をされておりますが、さつま町議会に対しても特段の支援をお願いしたいとの趣旨で陳情が提出されたものであります。

当委員会としましては、執行部から現状の説明を受け、国、県でも検討がなされているとのこ

とでありますので、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。
以上で報告を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから質疑を行います。ただいまの委員長の報告につきまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第9号 山崎橋の現在地での架橋及び東橋の交通安全等に配慮した架橋の実現に特段の支援を求める陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第11 「発議第14号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」、日程第12 「発議第15号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第11「発議第14号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」及び日程第12「発議第15号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」の発議2件を一括して議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。東委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

ただいま議題となりました発議2件について趣旨の説明を申し上げます。

まず、「発議第14号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出」について趣旨の説明を申し上げます。

本意見書の提出については、全国林野関連労働組合、北薩森林署分会、執行委員長、山下和也氏から平成19年11月14日に要請があったものであります。

本意見書案は、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等を推進する施策の実行と、これに要する平成20年度予算の確保を強く要望するもので、お手元に配付してあります案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣等に対して、意見書を提出しようとするものであります。

次に、「発議第１５号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出」について趣旨の説明を申し上げます。

平成１２年度から進められてきた中山間地域等直接支払制度は、平成１７年度に新対策として継続の運びとなりましたが、平成２１年度までの期限とされたところであります。

今後ますます高齢化が進展する状況において、農村環境の維持保全、食料自給率の向上、農山村の果たす多面的機能を確保する観点から、各集落協定からも存続を望む声が多く上がっているところであります。

このようなことから、平成２２年度以降も中山間地域等直接支払制度の存続を強く要望するため、お手元に配付してあります案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣等に対して、意見書を提出しようとするものであります。

議員諸兄の賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第１４号及び発議第１５号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第１４号及び発議第１５号については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第１４号及び発議第１５号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。

まず、「発議第１４号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「発議第１５号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました発議第１４号及び発議第１５号の発議２件については、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから順番に採決します。

まず、「発議第１４号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見

書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第１４号 森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

次は、「発議第１５号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第１５号 中山間地域等直接支払制度の存続を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第１４号及び発議第１５号の送付先は記載のとおりであります。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第１３ 「所管事務調査報告の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第１３「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員長から調査中でありました事項について報告したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の報告を受けることに決定しました。

まず、総務常任委員長の報告を許します。柏木委員長。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

総務常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成１９年１１月１４日から１６日までの３日間、福岡県の嘉麻市と二丈町、熊本県の荒尾市と八代市において、「行財政改革に関する取組み」について調査を実施しました。

まず、嘉麻市では、「財政の健全化のための具体的な取組み」について調査しましたので、その概要を申し上げます。

嘉麻市は、福岡県の中央に位置し、平成１８年３月に１市３町で合併した人口約４万６、０００人のまちであります。

市では、合併後も厳しい財政運営を強いられており、市の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成１８年度普通会計決算において１０５．９割で、福岡県下の市町村では最も高い比率となっているとのことであります。

市では、平成１８年度から平成２２年度までの５年間を計画期間とする行政改革大綱並びに

行政改革実施計画を策定し、財政再建団体への転落を回避するとともに、自立した自治体としての財政基盤を構築することを目標にしているとのことであります。

計画では、今後の財政の見通しから、解消すべき財源不足額を単年度ベースで18億円と設定し、1つ、職員数削減等による総人件費の削減、2つ、公共施設削減等による維持管理経費の削減、3つ、市単独事業見直しによる経費削減、4つ、受益者負担の見直し等による歳入増、の4つの柱を立て、財源不足の解消を図ることになっているとのことであります。

具体的な取組みは、類似団体レベルに見直すことを基本にしており、職員数削減については、職員定員適正化計画を策定し、平成27年度までに140人以上削減する計画であるとのことであります。

公共施設の削減については、合併により類似団体と比較して多くの施設を保有していることから、「施設見直し部会」を立ち上げ検討を進めており、平成21年度から実施を予定しているとのことであります。

市単独事業の見直しについては、長寿祝金を節目支給のみとするほか、各種団体等への補助金等の見直しについては、平成19年度に一律10分の削減を実施し、平成20年度も見直しを予定しているとのことであります。

受益者負担の見直し等による歳入増については、「使用料等見直し部会」を立ち上げ検討を進めており、平成20年度に手数料、使用料等の見直しを予定しているほか、滞納対策を強化するために「収納対策課」を、企業誘致を推進するために商工観光課内に「企業誘致専門員」を設置しているとのことであります。

また、売上げの20分が市の収入となる飲料水メーカーによる地域への利益還元の取組みである「まちづくり支援自動販売機」を設置するなど、新たな自主財源の確保にも取り組んでいるとのことであります。

次に、二丈町では、「住民参画まちづくり条例」について調査したところであります。

二丈町は、「G・E・N・K・Iで笑顔のある協働の夢タウンにしよう」を将来像に掲げ、自立に向けた協働のまちづくりを推進している福岡県の西端に位置する人口約1万3,000人のまちであります。

「協働」は、町長が平成11年3月就任の際に公約として掲げたもので、「行政が行うもの」・「住民が行うもの」・「住民と行政が一緒に行うもの」をある程度明確化し、それぞれの立場で取組みを進めるとともに、それぞれが協力しあい、一体となってまちづくりを進めていく考え方、取組みを意味しており、この「協働」の実践に向けて「住民参画まちづくり条例」を平成15年1月に施行しているとのことであります。

条例は、「協働のまちづくり」を基本理念として、町が行う計画や実行、評価の各過程に住民が参加する権利と、各事業の達成度を町自ら評価し公表することが柱となっております。

計画の段階では、住民生活に大きく関わる計画や公共性の高い施設等を建設する場合に、懇談会や公募による住民会議等を開催するなど、住民の意見等を聴き、十分な検討を行うことなどが規定されておりました。

実行の段階では、環境や景観の維持保全、イベントなどの事業を実施する場合には、可能な限り「協働」によって進め、その実施にあたってはボランティア活動を推進することなどが規定されておりました。

評価・公表の段階では、町が事務事業の評価を毎年実施し、その結果を公表することや、重点事業の評価については、住民を構成員とする「評価委員会」を設置して評価を行うことなどが盛り込まれておりました。

町では、住民向けにわかりやすい表現で作成した職員手作りの予算概要説明書「協働のまちづくり」や事業評価報告書「元気チェック」を全世帯に毎年配布するほか、2年ごとに「町民満足度調査」を実施しているとのことであります。

また、「町が元気であるためには、それぞれの地域が元気でなければならない」という町長の考えのもと、平成14年度から地域の将来計画を地域住民自ら作り、それを実践する地域分権推進事業「元気づくり事業」を実施するなど、「自他ともに認める自立した町」を目指し、協働のまちづくりを進めているとのことであります。

次に、荒尾市では、「地域元気づくり事業」について調査したところであります。荒尾市は、人口約5万6,000人のまちで、「地域元気づくり事業」は、小学校区ごとに「元気づくり委員会」を組織して、地域の視点から校区まちづくり計画「地域元気プラン」を作成し、このプランに基づき地域活動を実践していくもので、市が計画の策定から実施まで、情報提供やアドバイス、補助金交付など、側面的な支援を行っていくものであるとのことであります。

事業は、平成15年度から実施されており、18年度までに各年度それぞれ2校区ずつ「元気づくり委員会」が設置され、安心・安全、環境美化、歴史・文化、ふれあい活動など、地域の特性を生かした事業が実施されているとのことであります。

市では、平成14年に設置した「くらしいきいき課」がこの事業の窓口となり、地元市職員に呼びかけ、ボランティアによるアドバイザー役として、また、地域住民として「元気づくり委員会」に参加してもらっているとのことであります。

また、計画作成費分として1校区あたり10万円を限度とする補助のほか、事業実施分として1年目から3年目までは対象経費の10割以内、4年目には8割以内、5年目には6割以内で、それぞれ50万円を限度として補助しているとのことであります。

市では、地域活動に関する情報収集や活動事例等の提供など、地域活動のしやすい環境づくりに努めていきたいとのことであります。

次に、八代市では、「情報プラザの概要」について調査したところであります。

行政資料等を閲覧できる「情報プラザ」は、平成15年5月、市役所1階ロビーに開設され、日曜・祝祭日・年末年始を除き、午前8時30分から午後5時まで利用できるとのことであります。

設置箇所を調査したところ、総合計画や市議会の会議録、各種統計資料や市長交際費に関する資料等が展示されているほか、利用者が1枚10円でコピーできるようにコピー機も1台設置されておりました。

市における積極的な情報公開の一つの方法であり、市政への住民参画をねらいとしているとのことであります。

最後に、今回の所管事務調査を通じて、「新たな自主財源確保のための研究・検討」、「協働」、「住民参画」、「住民と行政の自己変革」、「町長のリーダーシップ」、「職員の意識改革」、「情報の共有化」など、まちづくりのキーワードを得たと考えているところであります。

地方分権一括法の施行に伴い、自立に向けたまちづくりがどの自治体でも進められております。本町においても、学ぶべきは学び、取り入れるべきは取り入れ、さらに新たな研究・検討を進め、自立への道を一步一步進めていかなければならないと感じた次第であります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、文教厚生常任委員長の報告を許します。麥田委員長。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

平成19年11月13日から15日までの3日間、佐賀県の武雄市と伊万里市及び福岡県八女郡の黒木町と星野村の4市町村において調査を行いました。

調査事項は、「町民福祉政策の推進」及び「教育環境の整備充実と生涯学習の推進」についての2項目であります。その主な概要について調査事項別に申し上げます。

まず、「町民福祉政策の推進」についてであります。

調査事項の中で、特に「食育の取り組み」及び「子育て支援の取り組み」について、佐賀県の武雄市と伊万里市において調査しました。

はじめに、武雄市での調査概要であります。同市は、佐賀県の西部に位置する人口約5万2,000人の市であり、旧武雄市、山内町及び北方町の1市2町が合併し、平成18年3月に誕生した新しい市であります。

新市誕生後就任された当時36歳という全国一若い市長の選挙公約に基づいた行動力のもとで、テレビドラマ「佐賀のがばいばあちゃん」ロケ地誘致などをはじめ、市政全般にわたって特徴ある市政運営に取り組まれている市でありました。

これを示す特徴的な取り組みとして、平成19年4月には大幅な行政組織再編が行われ、その一つとして市長の選挙公約にもあった「食育、地産地消」及び「子どもは宝」の実現に向けて、新たに「こども部」が設置され、食育課・未来課・支援課という一体的な組織体制を整備された点であります。

その中で、「食育の取り組み」は、食育課が全て所管しており、職員は課長以下4名と、その他に兼務職員を観光課、農林商工課、健康課及び教育委員会総務課に各1名ずつ置き、計8名の全庁体制をとりながら、1つ、食育推進計画の策定業務、2つ、食育シンポジウムや講演会の開催、3つ、市民に対する啓発活動、4つ、食育推進に係る庁内及び関係機関・団体との調整の業務を行っているとのことですが、設置され間もない課であることから、職員及び関係者で話しあいながら試行錯誤の中で取り組んでいるとのことでもあります。

なお、食育の進め方などを定めた食育推進計画については、公募の市民17名も入り食育推進会議が設置され、現在策定中であるとのことでもあります。

次に、「子育て支援の取り組み」は、未来課の中の子育て係において就学前児童等を対象とした乳幼児健診、予防接種等のほか妊婦健診、保育所、幼稚園に関わる業務を所管し、また、同課の青少年係において就学後児童生徒を対象とした青少年健全育成、放課後児童対策及び地域の子育てに関する業務を所管しており、さらに支援課において児童手当等の給付業務のほか、児童から未成年者までの相談業務を所管しているとのことであり、教育委員会とも連携しながら取り組まれているとのことでもあります。

なお、住民との対話がきっかけとなり、気軽に行ける子育ての広場として、庁舎内に「キッズステーション」を設置されていました。また、旧北方町の空き施設を活用して「子育て総合支援センター」を設置したとのことであります。

いずれにしても、市長の選挙公約実現に向けて「こども部」が設置され、「こども部に行けば子どもに関する相談が全てできるシステム」になっている点に、武雄市の食育と子育てに対する考え「子育てのしやすい市を目指す」という思いが強く感じられました。加えて、市役所職員のやる気も強く感じられ、首長のやる気が職員のやる気を引き出していると思うところでありました。

また、武雄市の取り組みは、新市誕生後間もないことから成果や課題はこれからだと思われるですが、市のホームページを御覧いただければ、新生武雄市の頑張る姿を感じとることができると思います。

次に、伊万里市での調査概要であります。同市は、武雄市の北部に隣接する人口約5万8,000人の市であり、伊万里焼及び佐賀伊万里牛、フルーツの里として知られている市であります。

その中で、まず「食育の取り組み」についてであります。地域に数多く生産される食材を活かし、食を中心としたまちづくりに取り組もうと、食育基本法が制定される以前の平成17年2月に市長の提言で「食のまちづくり宣言」をされた市であります。

また、食育基本法が制定され全国的に「早寝・早起き・朝ごはん運動」など、食育の取り組みが進む中、やはり市長の提言により平成19年3月に、「食のまちづくり推進条例」を制定され、朝ごはん運動の推進のほか、食のまちづくり月間、食の安全安心、給食にふるさと食材伊万里の日を月2回設けるなどの地産地消の推進、自発的な生産者と消費者との交流活動など、次世代を担う子ども達をはじめとした市民の健全な食育に取り組みながら、「健康長寿で元気なまちづくり」を目指しているとのことであります。

次に、「子育て支援の取り組み」についてであります。平成16年度策定の次世代育成支援行動計画に基づき、1つ、子育てに喜びを感じることができるまち、2つ、子ども達一人ひとりの輝きを育むまち、3つ、子どもと子育てにやさしい環境のまちを目指して取り組んでいるとのことであります。

独自の施策として、子育て支援センター、インフルエンザ予防接種助成、家庭児童相談室、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成及び児童センターのほか、子育て応援基金を創設されるなど多くの子育て支援がなされていました。

また、伊万里市の合計特殊出生率は、1.75人と全国でもトップクラスであり、保育が充実していることや地域性もあるとのことでありましたが、同市においても市長の提言で取り組んだという説明を受け、食育と子育て支援に取り組む市長の姿勢も少なからずあるのではと思うところでありました。

次に、「教育環境の整備充実と生涯学習の推進」についてであります。

調査の中で、特に「学校統廃合の実例と廃校舎の活用方策」について、福岡県八女郡の黒木町と星野村において調査しました。

はじめに、黒木町での調査概要であります。同町は、福岡県南東部の中山間部に位置し人口約1万3,000人の町であり、八女茶発祥の地として知られ、お茶・ブドウ・イチゴを主とした農林業主体の町であります。また、同町では国から譲渡された「グリーンピア八女」も運営されております。

その黒木町では、12校あった小学校を平成9年、平成15年、平成16年及び平成19年

と順次統廃合を進められてきており、さらに平成20年の統廃合により小学校は5校になるとのことであります。また、中学校は昭和45年に4つの中学校を1校に統合され現在に至っているとのことであります。

廃校後の校舎及び敷地活用については、これまで地元の要望等で校舎撤去後小さな建物を建設し、地域のふれあいセンターとして活用しているところが3ヶ所あるほか、今回、廃校舎活用方策事例として訪れた笠原東交流センター「えがおの森」や農業体験交流施設「おおにし農業小学校」においては、既存の校舎を活かしながら、地域独自に取り組みを進めているとのことであります。

なお、いずれの施設も現在、指定管理者制度により施設管理を委託しているとのことであります。

「えがおの森」については、旧笠原東小学校が平成16年に廃校となり、また、グリーンピア八女が町へ譲渡されたことをきっかけとして、平成17年7月に「環境共生の里づくり」を目指し、国の地域再生計画の認定制度を活用し取り組み始めたとのことでありますが、実質的には平成19年4月から地元の笠原里山振興会4名が中心となり、町及び九州大学と連携しながら、廃校舎を活用して里山コンサートや里山学校など都市住民と農村住民との交流、さらにはお茶の木オーナー制度等による農業体験など、グリーンツーリズム活動のサテライト施設として活用を図る取り組みが進められているとのことであります。

「おおにし農業小学校」については、地区の高齢化とともに利用状況が問題となっていた鶯西ふれあいセンター（旧鶯西小学校校舎）がある地元集落の学校教諭が仕掛人となり、農業体験コースを年間コース、体験選択コース、専門コース及びオーナー式コースと4つのコースを設け、同センターを活用しながら、都市との交流を進め地域活性化を図ろうと、やはり平成19年4月から取り組みを始められたとのことであります。

この取り組みには、地元集落の全戸（9戸）を引き込み、全員が校長、教頭、教務主任、農業体験の先生となり取り組んでいるとのことであります。

いずれも、取り組み1年目ということもあり試行錯誤のようでありましたが、行政としては指定管理料及び印刷費程度の助成だけであり、地元が自ら主体となり取り組もうとされる雰囲気を感じたところであります。

次に、星野村での調査概要であります。同村は、黒木町の北東部に隣接する人口約3,500人の小さな村であり、星とお茶と文化の里として取り組まれてきた中で、特に景観においては石積みの棚田をはじめ、日本一美しい村コンテストで最優秀農林水産大臣賞を受賞された実績もあり、また、各種施設やイベント等を通じた都市交流により年間約40万人の観光客が訪れるなど、福岡県の中でも輝いている村として知られています。

その星野村の学校統廃合に至るまでの経過についてであります。

昭和58年に学校問題協議会が設置され検討された経緯がありますが、実質的には平成7年10月に行革推進本部が村に設置されて以降、小学校の存続問題について協議されるようになり、平成9年3月に「学校問題検討委員会」が発足後、具体的な話し合いが進められ、結果として平成10年2月に「村内4小学校は、当分の間存続させる。ただし、万一児童数30人以下または3学級編成が見込まれる年代が生じた場合は、統合を視野に入れた検討に入る。」という答申が出され、統廃合に至らなかった経緯があるとのことであります。

その後、平成14年の時点で先に出された答申にある「3学級編成」が、平成19年度において見込まれるということを受けて改めて検討が始まり、平成15年から平成17年にかけて具体的な話し合いが進められ、平成19年4月に4小学校を統合して新たに1校を新設することに

なったとのことであります。

話しあいを進める中で特徴的なこととして、学校統合の理解を得るためPTAなど保護者から話し合いを進め、合意形成がなされた時点で地域に理解を求めたとのことであり、保護者の思いや次世代を担う子どものことを第一に考えることが大事であると認識させられたところであります。

以上、調査の概要を申し上げましたが、4市町村とも行政トップのリーダーシップやトップの思いが職員、地域に伝わることで、職員のやる気が生まれ、行政と地域が協働して考える雰囲気ができていると感じました。

また、我々議員も将来のまちづくりにどのように関わっていけばよいのかということを強く感じた次第であります。

最後に、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも活かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括し、調査の報告といたします。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次は、建設経済常任委員長の報告を許します。東委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成19年11月14日及び16日の2日間、「集落営農について」及び「土地区画整理事業について」の2点について、広島県東広島市の農事組合法人、重兼農場及び宮崎県の日向市での取り組みを調査しました。

農事組合法人重兼農場では、「集落営農について」を調査しました。

農事組合法人重兼農場は、広島県から農業生産法人による「1集落1農場」という前例のない集落農場育成モデルとして打診があったことをきっかけに、農業生産法人重兼農場として参加農家30戸、経営面積28ヘクタールで、平成元年11月に設立されました。

モデルとなった重兼地区は、東広島市の東端に位置する都市通勤圏で、工業団地の整備等で就業機会に恵まれた兼業農家地帯で、総戸数58戸、販売農家35戸、平均耕作面積60アールの地区であります。集落は谷間に存在し、耕地は1筆平均5アールの小区画の棚田で作業効率は悪く、農業機械への過剰投資のために経営は赤字という農家がほとんどであり、高齢化の進展、後継者不足などの問題を抱えていました。

このようなことから、集落の将来への危機感が出てきたことから、「楽しく楽に出来る農業」、「快適な暮らしが出来る環境」、「心の触れ合うおつきあい」を柱とする集落の改善目標を策定して、住民による問題意識の共有化を図られています。

まず、全ての施策に関連する基盤整備から取り組まれ、昭和62年、出入り作の関係から隣接する集落と一体となって団体営圃場整備事業に着手されています。また、視察先において、「圃場整備が完了すると従前の機械では物足りなくなって機械を更新する農家がでてくる」ことを聞き、機械過剰投資は今後の営農体制整備に障害になるとして、昭和63年、機械共同利用組合を設立されています。

その後、広島県から農業生産法人による「1集落1農場」のモデル地区の打診がされています。このモデル事業は、「農業生産法人を設立して集落の8割以上の農地を集積して経営する。」という経営方式で戸惑いもあったとのことでありますが、役員で事業導入を検討する中で、「当時は稲作関係の補助はなかったが、2分の1の補助があること」、「機械の過剰投資が解決

できること」、「高齢化等で管理ができない農家の農地も適正な管理ができること」、「兼業農家の日常の管理も心配がなくなること」など、地域の抱える多くの課題が解消できると判断し、農家に提起、設立準備会を設置し、以後4ヶ月間で17回もの協議を行い、平成元年11月の「農事生産組合重兼農場」の設立に至ったとのことであります。

前例のない前代未聞の経営方式であったことから、「法人経営のイメージが湧かない」、「農地が返ってこなくなるのでは」、「多額の投資をしている農機具が無駄になる」など、農家の不安が大きかったことから、理解を得るために言葉だけでなく、個人経営と法人経営を比較したデータを示しながら、根気強く説得を重ねたとのことであります。

設立前にはトラクター25台、田植機24台、コンバイン18台など多くの農協機械があったが、設立後はトラクター2台、田植機2台、コンバイン2台などで済むようになったとのことであります。

10アール当たり地代2万6,000円、管理委託料2万円を、賃金として1時間当たりオペレーター1,200円、一般800円から1,200円を支払っているとのことであります。

一方、圃場整備完了直後から隣接集落では離農が相次ぎ、耕作放棄地が多くなってきたことから、平成11年に2集落で農用地利用改善団体を設立し、重兼農場を担い手として位置づけて特定農業法人の認定を受け、離農農家の農地集積を行い、法人の経営規模拡大と耕作放棄地の防止を行っており、2集落の農地の80%以上の利用権設定に至り、「2集落1農場」に発展しているとのことであります。

集落営農組織を設立するには、「農家の意識が変わるまで粘り強く説得し、同意を得るためには、リーダーの存在が大きいこと」、「現状を分析し、課題解決のためには、十分は話し合いが必要であること」、「米と他の作物が生産できないと経営的に厳しいこと」などであり、設立後は、メリットとして「農地が面としてまとまり作業能率が向上すること」、「経済的・肉体的・精神的にゆとりができること」、「資材の大量購入により低価格になること」、「機械、労働力の無駄がなくなること」などで、デメリットは「責任感が希薄化すること」、「労力が軽減されるのとは逆に就農機会が減少し、後継者の実務経験が不足すること」であるとのことであります。

現在では、集落農業法人によるネットワークが形成され、地域ブロック単位での農業機械の貸し借り、共同購入までも行われているとのことであります。

次に、日向市では、「土地区画整理事業について」を調査いたしました。

日向市は、平成18年2月25日、日向市と東郷町が合併し、面積は336.29キロ平方メートル、人口は約6万5,000人となり、人口規模では、県内で4番目の市であるとのことであります。また、重要港湾「細島港」を擁し、昭和39年に新産業都市の指定を受け、以来、宮崎県における産業開発の拠点としての重要な役割を担い、港湾「港湾工業都市」として発展を続けています。基石（白石）の原料となる「スワブテハマグリ」の国内唯一の産地として知られています。

日向市の土地区画整理事業は、昭和10年、当時としては初めての事業として実施され、これまでに16地区の471.1ヘクタールが整備されています。

現在、財光寺南土地区画整理事業、日向南町土地区画整理事業、日向市駅周辺土地区画整理事業及び財光寺南第2土地区画整理事業として4地区の145ヘクタールで整備が行われているが、うち財光寺南第2土地区画整理事業については、財政の落ち込みにより事業の継続が困難との判断で廃止の手続きを行っているとのことであります。

まず、財光寺南土地区画整理事業についてであります。基石の奏でる憩いのまちをテーマに、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業を導入し、施行面積93.8ヘクタール、総事業費

220億円で平成5年度から平成22年度までの期間で整備が進められているとのことであります。

次に、日向南町土地区画整理事業についてであります。豊かな都市環境の創出する都市基盤整備と、土地の有効利用を促進し、魅力に満ちた商店街の振興及び地域間交流の玄関口にふさわしいふれあいとやすらぎを演出する魅力的なにぎわいのある中心市街地整備を行うため、施行面積6ヘクタール、総事業費46億2,000万円で平成8年度から平成20年度までの期間で整備が進められているとのことであります。

また、この地区は、2級河川である富高川、塩見川に接しており、土地も低く、大雨が降ると浸水していたことから、高いところで約1.5メートルの宅地嵩上げを行っているとのことであります。総事業費のうち約18億円が補助金、残りが市の負担になるとのことであります。

次に、日向市駅周辺土地区画整理事業についてであります。日向市駅を核として、人、物、情報の集発散拠点となる「地域の顔」、「まちの顔」としての役割を担うため、道路、駅前広場、駐車場等の交通基盤の整備や土地の高度利用の促進、商店街の再編を図り、にぎわいのある中心市街地の創出を目指し、施行面積17.6ヘクタール、総事業費268億円で平成11年度から平成25年度までの期間で整備が進められているとのことであります。併せて、連続立体交差事業として日向市駅周辺の鉄道の高架化を延長1.67キロメートルで行っているとのことであります。

次に、財光寺南第2土地区画整理事業については、面積27.6ヘクタール、総事業費75億5,000万円で平成15年度から平成24年度までの期間で整備を進める予定であったが、平成13年度をピークに財政が落ち込み、平成18年度にこれ以上の土地区画整理事業の継続は困難と判断し、事業廃止し、現道拡幅、排水路整備などの手法に切り替えて住環境の整備を行うということで、昨年から本年7月までかけて地元での説明会を行い、やっと地元の理解がえられたとのことであります。今回の切り替え後の事業費は、約5億円になったとのことであります。

土地区画整理事業が始まると、家が建てられない、増築出来ないなどの建築規制がかかることから、短期間で行うのが理想であり、財政的關係などで事業が長期化すると、地元住民に迷惑をかけることになることから、これからは小面積で行った方が良いのではとのことであります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告いたします。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第14 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第１５ 「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１５「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成１９年第７回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午前１１時１２分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員